

平成14年9月5日広陵町議会
第3回定例会会議録（1日目）

平成14年9月5日広陵町議会第3回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
都市整備部長	吉村正勝	水道局長	中尾勝
教育委員会事務局長	竹田健次		
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成14年広陵町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	報告第11号 広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
5	報告第12号 竹取公園の池底用地に関する和解の専決処分の報告について
6	報告第13号 平成13年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
7	報告第14号 平成13年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告について
8	議案第47号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
9	議案第48号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
10	議案第49号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
11	議案第50号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
12	議案第51号 広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結について
13	議案第52号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
14	議案第53号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
15	議案第54号 平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)
16	議案第55号 平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
17	議案第56号 平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第57号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第58号 平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第59号 平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第60号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第61号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

18 議案第64号 平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から24日までの20日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から24日までの20日間に決定いたしました。

なお、報告第11号から第14号までと議案第47号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

13番 山本君

14番 松本君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先日、議会広報の研修会に参加されましたので、その報告をお願いいたします。4番議員！

4番議員 それでは、議会広報の取り組みについて青木議員とともに研修に行っていました。その成果を報告させていただきたいと思っております。

お手元に配付させていただいてるとおり、概要についてはこのとおりであります。

まず、最初に感じたことが、たくさんの方々が熱心にこの議会広報の役割について、講師の方の意見を聞き入っていたということでもあります。珍しく私たちは前段の方に座ったんですが、後ろを見ても居眠りしてる人がいないというような状況で、本当に他町村へ出かけた研修については本当に珍しかったというように思いました。

まず、議会広報の状況ですけれども、市町村の自治体議会の97.2%、2,482自治体が何らかの議会の広報を行っている。そのうちいわゆる議会単独で議会広報を発行してい

るのが、2,035自治体、80%に達しているということでもあります。やはりこれだけ年々町民と議会を結ぶパイプとしての重要さが認識されてきた。それとまた、レベルの高いものが非常に多いという報告でありました。これはそこに書いてるように城市創氏、ジョウイチハジメと読むらしんですけども、がその点について最初に報告されていたことでもあります。

まず、広報編集のポイントという点で私たち自身も考えなければならない点は、計画的な編集を心がけるという点であります。この点については、本当に真剣に議会広報を考えるときにはやはり年間計画をきちんと立てていく、このことなくして住民に読んでいただけるような広報づくりの出発点はないということだと思います。そういう点で、毎回毎回の広報についての編集方針については、事務局を中心に考えるわけですけども、その点での1年間、あるいはまた広陵町の議会広報がどんな役割を果たすのかという点は議員諸公とともに議論をして、真剣に一致点を見出していく必要があるというように思いました。

というのも、この中でやはり当たり前のことなわけですけども、読んでいただけるような広報をつくるということが最も重要なわけであって、そういう中に読みやすい文章をつかっていく。あるいはまた、写真も大きなポイントとして位置づける、レイアウトはイメージづくりから出発して考えていく。また、校正上の注意事項についても複数の目を通して誤りを出さない、信頼される広報づくりの基本ということで、大事なことに指摘されていました。

また、いわゆる本をいただいた方あるいはまた写真をいただいて広報に載せる、あるいは載せなかったとしてもその返却を礼状をつけてきちんと住民の方あるいはいただいた方に礼状をもってあわせる。また、そのときには広報ができれば、その前にその方に広報を送る、こういう信頼関係をつくるという大事な、いわゆる編集ではイロハのことらしいですけども、きちんと議会広報の編集のときにもこのことを行っていくことが重要だということを感じたものであります。

また、この12件の広報を随時説明をされたものであります。最初にこの宮代町というところの広報を出してきて、こういう広報があるわけですけども、この広報は悪い例として挙げられていたんだろうというように思います。悪い例ではなかったかな、悪い例違うな、これ。いい例です。次の伊方町というところの広報が、これが悪い例で、昔ながらの役所が住民に発送する文章、あるいはこういう広報という形になっている典型的な説明として行われていました。こういう中で行われていた点について、やはり一点一点の解説については非常に参考になったというように思います。

また、議員の名前を出すかどうかという点は、各議会で議論をされているところですが、やはり党派や議会議員の名前を議会広報を出すという点に至っては出すということが当然の前提だというように講師は思いますということをおられました。

また、西条市ですけれども、これは広陵町と同じように2色刷りで裏表がカラー印刷になっているということだったわけですが、こういうところで共通しているのは、読んでいただくために最近の新聞などでは1面にいわゆる主な記事というのが編集の中で載せられているわけですが、今回もこういう内容を読んでいただくという形で選択して載せている広報が非常に多かったというように思います。そういうこともこの広報の優秀な広報の中での共通した内容になっていたというように思います。

それから、いわゆる議会の関与する全般を記事にするという点では、一部事務組合の記事や公社の記事などについてもやはりそこに派遣されている議員の方々が記事をつくる、あるいはまた編集委員会で聞き取りしてそれをまとめるという形で、全般にわたって載せていくと、こういうことも非常に必要なことだったというように思うわけであります。

また、写真の扱い方についても、やはり広報編集委員会が最終的な責任を持つという点で、私たち自身は今現在は一般質問については各議員の責任において編集するというようになっているわけですが、その字句の間違いやその他については編集委員会がやはりきちんと責任を持ってすべきだというようなことも、私たち自身の取り組みからいって少し修正しながら広報編集委員会が広報発行の全責任を負うということも必要などころではなかったかというように思います。

それと、写真撮りについても、やはりこの広報の中で複数出てきたわけですが、組写真をもって読みやすいあるいは親しみやすい広報に取り組んでいると。写真の使い方が非常に上手だということも上げられたと思います。写真の使い方については、いわゆる委員会研修について私たち自身も大体議員の研修風景が写真に載るわけですが、これについてはこれはよくないということがいわゆる講師の方から指摘されていました。最近そういうようなものを載せるところは、いい編集を行われているところはそれはないという意味だったように思いますので、広陵町については早速そのことについては改善しなきゃならないというように感じたところであります。

それと、最後にしておきますけれども、最後に私たち自身がこの広報を編集するに至っては読んでいただく広報をつくるという前提に立って、住民参加の広報づくりの課題が上げられるというように思います。今回の広報の中では、写真の募集、表紙に使う写真の募集、あ

あるいはまた広報での意見を問う募集、あるいは議会側から質問を出してそれに答えていただいた方に懸賞を出しながら広報を身近なところに位置づけて、住民との接点を探るという取り組みなどが行われていたわけですが、そういうような内容についてもやはり広報編集委員会で本当に住民と親しみを持てる、そして議会と交流がある広報を目指して、町行政が理事者側が出す広報とは一味違う広報づくりが求められているというように強く感じた次第であります。

最後に、やはりこの広報については、広陵町では議員が積極的に参加をしているわけですから、今まで参加していただいた方々を含めて本当に立派な広報をつくり、住民から支持される、信頼される議会づくりのために活用を図るという視点を明確にしていきたいと思えます。

それと、全国にこの広陵町の議会広報を読んでもらう機会をつくる意味でも、クリニックに提出する、それだけの自信を持った広報づくりをぜひ心がけていきたいということを痛切に感じて研修を受けていたところでもあります。

青木議員とともに、これは夜の会合やまた電車の中の会合で、こういう内容については一致して帰ってきたところですので、あわせて報告をさせていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 次に日程4番、報告第11号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それではご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、7月30日付で専決処分をさせていただき、8月1日から施行しているものでございます。

今回の改正の趣旨につきましては、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得について利益と損失を通算して計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるというふうにとらえて課税する仕組みである連結納税制度の創設に伴いまして、連結納税の承認を受けた法人に課税する法人町民税について従前どおり単体法人を納税単位とするための地方税法の改正によって、広陵町税条例の一部を改正する。なお、まだ引用いたします法人税法の改正によります条項のずれを整備させていただいたものでございます。

連結納税制度の適用法人につきましては、内国法人であります親会社とその親会社に発行株式の全部を直接または間接的に保有されるすべての内国法人、いわゆる100%子会社をいい、親会社については普通法人と協同組合等に限られ、100%子会社については普通法人に限るものとされております。

従前どおり法人町民税の課税におきましては、地域におきます受益と負担との関係等に配慮し、法人税の連結税額の計算過程において連結グループ内の各法人、いわゆる単体法人でございますが、に配分されます税額をもとに課税標準を算定することとなっていると、こういう内容でございます。

お手元に配付いたしております一部を改正する条例に関する新旧対照表というのがございますが、この中の7ページをお開き願いたいと思います。この7ページに、今ご説明申し上げました連結法人に対する地方税の課税イメージという資料がございますが、この資料をごらんいただきますと親A社、これのA社の単体所得が200と、一応仮定でございますが200の利益が上がっていると。子会社のB社では80というマイナスの、いわゆる損失が上がっております。これを200と80を合算いたしまして、いわゆる200から80を引いていただいて一番上段に書いております120というのが連結所得ということになります。この連結所得に対しまして法人税率の30%を掛けていただきますと、税額として36というものが出てくると、こういうイメージの図でございます。

これについては、平成15年度と16年度の2年間ににつきましては法人税率が32プラス2.2%の上乗せされる課税となっております。

なお、法人町民税につきましては、それぞれA社、B社の所得に対します課税ということで以前と変わらないわけですが、そういう計算をいたしますとA社におきましては200に対します税率の30%を掛けていただきますと60という税率が出てまいります。法人事業税率は、200掛ける9.6%でございますので19.2。なお、法人税割につきましては、5%を掛けていただきまして3ということで、Y県に入ります税額はそれぞれ19.2と3が税金として入ると。子会社のBについては、損失が出ておりますのでこれに対しては0と、こういうイメージの図になるわけでございます。

その次の8ページにつきましては、子会社の損失の180というものが出ております。これは、損失が出ておる場合は継続して5年間継続できるという規定がございますので、この損失をこの適用をいたしまして、損失を計算しているというイメージ図でございます。

なお、今回の税条例の内容の改正につきましては、その前の1ページから7ページに新旧

の対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただければよくおわかりいただけるというふうに思っております。

なお、平成14年度の法人町民税の課税対象につきましては、426社広陵町ではございます。税額については、1億2,606万円ということで予算計上もさしていただいておりますということで、今回の改正におきましての影響というものは全然、全くないと考えております。

それから、親子法人としては、株式会社近商ストア、株式会社関西都市住居サービス、株式会社新田、株式会社ダイヨシ、奈交フーズ株式会社、ニチメンエネルギー株式会社、村本総合開発株式会社、村本道路株式会社、村本不動産株式会社等がございます。

以上、改正の趣旨を簡単に説明させていただいたわけですが、よろしくご了承をいただきたいと、かように思います。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 1点お聞きしたいと思います。

今回、法改正によって広陵町にとっても全く影響がないということなんですけれども、本来的なこの税改正の趣旨についてお聞きしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 いわゆる連結納税制度の基本的な考えと申しますか、これにつきましてはいわゆる地域におきます受益と負担との関係に配慮したということと、それから納税者並びに課税町、いわゆるこちら側ですが、双方の事務の改善というものも十分考慮に入れたということで、合算して1つの会社が申告していただいたらそれに基づいてできるということで、それぞれの申告を省いたと、こういう点が主な目的でございます。よろしく申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 県の事業所税等については、関係の部分というのがわかるんですけども、町村の場合について連結する場合、例えば先ほど親子会社の近商や新田、ダイヨシなど、子会社があつて親会社があると。トータルで納税を行うということになるわけなんですけども、市町村では法人税の中にあつて、この連結で影響を受けるその税の部分というのはどういう部分なのか。法人税、町村民税などもそれにすべて該当していくということなのか、そういう点ちょっと不明ですんで説明お願いしたい。

それから、例えば連結納税制度の中で言えば、現状からいけば大企業などがいわゆる相当

な赤字企業を抱えているいわゆるところの部分を活用するという趣旨が非常に強いわけなんですけれども、そういう点で中小零細企業の部分をいわゆる保護するというようなところというのはあるのでしょうか。そういうようなところもちょっと聞いておきたいと思うんです。

議 長 総務部長！

総務部長 市町村におきます法人税については、全く影響がないと。と申しますのは、連結で申告はされるけれども、そこに存在します法人については以前どおり課税の部分で申しますか、利益の上がってる部分がある存在する広陵町であれば広陵町に対する課税になっておったんで、今までと全く変わりはないと。（４番議員「割合では。」）割合は変わりはないということで、影響はないという、先ほど言った状況です。それで、法人扱いをしております中小企業等についても、同じ状況でございますんで全く影響は受けないということでございます。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論はないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第１１号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第１１号は承認されました。

議 長 次に日程５番、報告第１２号、竹取公園の池底用地に関する和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、報告第１２号についてご説明いたします。

竹取公園の整備事業におきまして、公園予定地内に清水池１４人の共有地の池がございました。その池の買収の件で水利権者１２名と用地権者１４名の説明会を平成３年２月に斎音寺の公民館で開催いたしましたものでございます。

申立人の東氏は、当日欠席され、その後担当者が東氏宅に伺い、説明会での合意事項を説

明いたしました。合意事項の内容は、平米当たり4万6,000円、東氏の持ち分14分の1で126平米、坪にいたしますと38坪でございます。用地権者40%、水利権者60%、工事着手の承諾についての説明を行ったものでございます。

東氏は、工事着手の承諾については合意いただきましたが、俗に言います四分六の案分についての分け前というんですか、それについての合意事項で不服がありました。

その他の水利権者12名、用地権者13名とは、合意事項に基づきまして契約を締結いたしておりました。その後、東氏とは何回ともなく交渉を重ねましたが、合意をいただけず、平成14年1月に調停を裁判所に起こされ、3回目の調停委員のもとで今回250万円、7ページにございますが、7ページの和解条項によりまして今回和解が成立いたしましたものでございます。ちなみに、東氏との当初の契約金額は233万1,500円でございます。

なお、今議会におきましても、公有財産購入費でこの和解の金額250万円を補正をお願いしているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論はないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第12号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第12号は承認されました。

議 長 次に日程6番、報告第13号、平成13年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、報告第13号、平成13年度広陵町土地開発公社経営状況についてご報告を申し上げます。

この決算に関しましては、去る5月28日開催されました土地開発公社の理事会におきま

して慎重に審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは初めに、決算書の1ページをお開き願いたいと思います。1ページの4行目をごらんいただきたいと思います。

平成13年度の土地開発公社の事業内容につきましては、平成11年度に取得いたしました町道笠・ハリサキ線道路用地の宅地48,39平米を広陵町に売却したものでございます。

次に、経営の収支につきましては、事業収益が517万5,097円、事業外収益8,574円に対しまして、事業費用が518万5,098円となり、当年度におきましては1,427円の純損失が生じたわけでございます。この処理といたしまして、繰越利益剰余金を取り崩し補てんいたしましたものでございます。

なお、当年度末の期末事業用資産の棚卸高につきましては、保有土地が全くございません。借入金も13年度末の借入金は全くありません。

以上が平成13年度における広陵町土地開発公社の経営状況の概要でございます。

続きまして、2ページの土地開発公社決算報告書をごらんいただきたいと思います。これは、損益取引をあらわしたものでございます。

まずは、収益的収入及び支出の収入でございますが、事業収益といたしまして517万5,097円。これは平成11年度に取得いたしました町道笠・ハリサキ線道路用地を町に売却した売却代金でございます。

次に、事業外収益といたしまして8,574円。これは預金利息でございます。

従いまして、事業収益の収入合計といたしましては、518万3,671円となりました。

続きまして、支出でございますが、事業費用といたしまして518万5,098円。これは土地の売却原価の合計でございます。予備費の支出はありません。事業費用の支出合計は518万5,098円となりました。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

2の資本的収入及び支出であります。これは先ほど損益取引にかわり資本、すなわち投資の面における収支決算でございます。

まず、収入でございますが、関係各課の要望を受け当初予算に計上しておりましたが、担当課が直接買い取りされたため、資本的収入借入金の決算額としては0でございます。

次に、支出の資本的支出であります。新たな事業用地の取得がなかったため、事業費の借入金、償還金、事業外支出予備費及び支出合計も514万716円でございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。財産目録でございます。

資産の部の事業用資産は、公有土地はございません。流動資産といたしましては、現金預金として142万9,981円、定期預金が700万円で、資産合計が842万9,981円となっております。

次に、負債の部の流動負債といたしまして未払金、未払費用借入金はいずれもございません。したがって、負債合計も0でございます。差し引き純財産は842万9,981円となっております。

財産の内訳といたしましては、資本金500万円と利益剰余金342万9,981円でございます。

続きまして、7ページの損益計算書でございますが、これは経営の成績をあらわすもので、先ほど申し上げました収益的収入及び支出に対応するものでございます。

1の事業収益といたしまして、土地売却収益の517万5,097円でございます。

2の事業費用といたしまして、土地売却原価514万716円と一般管理費4万4,382円でございます。事業費用の合計が518万5,098円となっております。

したがって、この差し引きといたしまして1万1円の不足額が生じたわけでございます。

3の事業外収益といたしましては、預金の受取利息が8,574円で、さきの不足額1万1円との差額1,427円が計上損失となり、当年度純損失が1,427円となったものでございます。

8ページにつきましては、平成13年度の貸借対照表、11ページには決算審査報告書、13ページには附属明細書を添付しておりますので、説明については割愛させていただきます。

以上が平成13年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。どうもよろしくご承認いただきますようお願いいたします。

議長 これより本件について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 大変基本的なことなんですけれども、土地開発公社の設立の目的、その点について再度確認しておきたいと思います。

今バブルがはじけまして、土地の地価がどんどん下がってきているという状況の中で、バブルで地価高騰期には大変役立ったと思うんですけれども、今の状況であれば先行取得がプラスになるとは思えない実態があるわけですね。そして、ここ数年間ずっとこの公社の決算では、損失補てんという形で損失がずっと継続してるわけですね。そうしますと、なぜこの公社が必要なのかというところも疑問になってくるわけなんです。ですから、この公社を

設立しているメリット、デメリットも含めて、また来年度の平成14年度の、今年度ですけれども、予算の方も全く事業の動きがないという中で、この存続そのものの是非について検討すべき時期ではないかと思うわけですが、よろしく願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 存続の件でございますが、いわゆる町が行います公共用の工事で先行取得しなければ間に合わないというような内容で、やはり公社が先に先行取得しているというのがきょうまで現実行ってきたわけでございます。しかし、この内容で申しまして今申しましたように、先行取得して事業を遂行しなければならないという事業は今のところございません。しかるに、平成14年の当初予算でご説明があったように、笠・ハリサキ線で担当課が先行取得してほしいというような申し出で予算も立てておりましたが、やはり補助金がつくにつれて先行取得してもらう必要がなくなったということで、取得をしていないというのが現実でございます。今後必要に迫られてこの公社をこのまま継続して設立当時のこの状態でしておくかどうかということは、最終的にはまた公社の理事長ともご相談申し上げたいと、このように思っておりますので、当初予算についてはそのときにも必要に迫ったときは臨時の理事会等を開きということで説明もしていたと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今この公社の存在そのものについてのいろいろな議論があるという中なんですけれども、この事業の方でいえば、用地特会という方法もありますので、用地特会を今会計の方閉じておりますけれども、目的が発生した場合はそちらの方を再度会計設けて対応していくということも十分できますので、そちらの方がより会計処理的には私たちの目にはっきりと経緯が見えてくるわけですから、そういう形へ移行していただくことを再度検討していただきたいと思うんですけれども、再度ご答弁お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 用地特会ということで、内容的にそういう内容で用地特会を利用できる事業につきましてはその方で十分活用していただいて、やはり公社は公社と、この状態での継続はされると思いますが、用地特会の採択でいける内容につきましては十分それを活用していきたいと、このように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 公社の問題については、全国各地で不祥事や、また不良債権等を生じている問題があるがゆえに、こういう第三セクター方式、これはそういうことで言えないわけですが

も、についての住民からのするどい目が光っているということだと思えます。

もしこれを継続する場合でしたら、議会であれば条例にのっとって不動産買収の場合は議会にかかるということがあるんですが、この開発公社の場合でしたら予算と決算しか目に見えてこないということがありますので、やはりこの条例にのっとって土地取得あるいは建物取得をする場合については、条例にのっとった時点における公社の公表、その時点での議会の議論、同意という問題についてはやはり欠かせないというように思えます。そういう点が、一番過去開発公社が不明瞭に、他町村ですよ、不明瞭になってきた原因であり、また広陵町でも最後に残った百済地区の土地についていわゆる不良債権処理をしなきゃならなかった。いつ買ったかわからんかって買った途端に出てきてるというような内容があったわけですから、そういうところについてこの公社の透明性を図ることが前提でなければ、やはり公社の存続基盤がなくなるというように思いますんで、そういう意味で公社存続の場合については必ず町の財産取得条例にのっとった形で議会に報告をし、議論をするという点は必要だと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか聞いておきたいと思えます。

議 長 理事長はどうですか。都市整備部長、どっち。 都市整備部長！

都市整備部長 おっしゃっております透明性については、全くそういう内容で書類等は整備しておりますので、何ら問題ないと思えます。（4番議員「いやいや、議長、議長。」）

議 長 何。

4番議員 いやいや、問題はないんじゃないかって、開発公社っちゅうのが議会の関与にかからない部分があるために、財産取得条例が広陵町にあるわけですけども、その条例自体は今度は公社から町に発生する場合にはその問題が発生するわけなんですけども、公社が買う場合については予算と決算の間っちゅうのは全くそれが見えないということが問題なわけなんです。やはり町が公社を使って活用する場合も、町の財産取得条例について、のっとって議会との関係を明確にすべきだということを言ってるので、その点は抜きにすればやはり不透明さというのはもう当然その間出てくるわけですから、理事会で議論をしようが、やはり議会との関係ではそういうことだというように思いますんで、そこの改善は当然現在のご時世についてはそういうことをなかなかないでしょうけれども、確認だけはしとかんとあかんというように思えます。

議 長 総務部長！

総務部長 公社の活用については、都市整備部長がちょっと説明いたしましたが、それ以外に

やはり緊急を要する場合予算の設立ができないと、その期間がない場合にやはり公社を活用しての土地取得というものはさせていただこうということで、存続についての議論もこの前の理事会で私もメンバーですんでそれぞれやりました。損失の報告だけで、このまま剰余金だけを取り崩していくというのはどうかなという議論をそれぞれやったわけです。その中で、当面目に見えてるのが古寺の用地買収、用地特会でも組んでおりますが、それ以外に緊急に即対応せんといかんという場合があるかもわからんという予測の中で、しばらくちょっと様子を見ようというふうに結論を出しております。それを活用したいというふうに考えております。

それで、先ほど寺前議員さんの質問の条項については、やはり議会の全員協議会等で取得しました、売却しましたという報告は必要かというふうには考えております。

公社は、公社で買った場合は決算と予算だけの報告でいいということはあるんですが、やはり町の事業としての活用を公社にもって求めてるということですので、その辺の土地取得についてはやはり報告もしていきたいなというふうにも考えております。以上です。

議 長 質疑を打ち切ります。

これで報告第13号の報告は終わりました。

議 長 次に日程7番、報告第14号、平成13年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 施設管理サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 報告第14号、平成13年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告をさせていただきます。

当サービス公社の業務報告につきましては、去る5月27日公社理事会におきましてご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊になってございます平成13年度業務報告書をごらんいただきたいと思います。

開いていただきまして1ページから3ページにつきましては、法人の概要として今回より報告書の書式として加えたものでございます。

4ページ及び5ページをお願いいたします。事業の状況でございますが、1番の事業概要でございますが、町及び県から管理委託を受けました各公園、町道、公共施設の維持管理、

街路樹の補植、プランターへの花の植えつけなど、また文化の向上、体育等の普及振興を行うとともに、シルバー人材センターと連携し業務委託により高齢者の生きがいを高めるため雇用促進を図りました。

次に、2番の事業の実施状況ですが、(1)の公園等の維持管理、(2)河川、堤防等の草刈り、(3)公共施設の維持管理等、ごらんのとおり効率的かつ経済的管理運営に努めました。

6ページは本年度中の理事会の開催状況でございます。

引き続き、財務諸表に移らせていただきます。7ページをごらんください。

一般会計収支計算書でございます。大科目の決算をもってご報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、収入の部でございます。1の基本財産運用収入として2万1,000円、2の事業収入では1億2,852万9,864円、3番の補助金収入といたしまして4,600万円、4番の雑収入では421万8,162円でございます。

また、6の特定預金取り崩し収入として3万4,369円、7番の基金取り崩し収入として5,017万1,790円、以上当期収入合計Aといたしまして2億2,897万5,185円、前期繰越収支差額は0でございますので、収入合計BはAと同じく2億2,897万5,185円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。支出の部でございます。

1、管理費といたしまして3,399万8,516円、2の受託事業費として1億2,091万1,968円、3、自主事業費におきましては790万1,634円、4の固定資産取得支出といたしまして168万6,615円、6の諸支出金6,447万6,452円につきましては、収入の部での基金取り崩し収入5,017万1,790円、いわゆる公社事務所建設基金及び当該年度精算金1,430万4,662円を合わせて町へ返還する返還金でございます。

予備費は0でございます。

以上、当期支出合計(C)は2億2,897万5,185円となります。従いまして、すべて年度内精算をいたしましたので、当期収支差額及び次期繰越収支差額は0であります。

次の9ページから17ページにおきましては、これらの収支計算明細書となっておりますので、省略させていただきます。

続いて18ページに移らせていただきます。18ページでございます。

正味財産増減計算書でございます。増加の部で、資産増加額として工具、器具、什器備品購入額53万3,400円、車両運搬具購入額115万3,215円、退職給与引当金増加額が8万2,415円、積立金増加額4万6,136円、退職給与引当金取り崩し額が3万4,369円、以上増加額合計は184万9,535円となっております。

減少の部では、資産減少額の工具、器具、什器備品減価償却額161万3,188円、車両運搬具償却額が50万742円、建物減価償却額が15万3,000円、車両運搬具除却額が10万3,815円、退職給与引当預金取り崩し額が3万4,369円、積立金取り崩し額が5,017万1,790円、商標権減価償却額75万2,726円、以上資産減少額合計5,332万9,640円となっております。

加えて負債増加額の退職給与引当金繰入額8万2,415円を合わせまして、減少額の合計は5,341万2,055円となります。

当期正味財産増加額といたしましては、増加額、減少額を差し引きいたしますと、マイナス5,156万2,520円となり、前期繰越正味財産額9,855万3,927円でありますので、期末正味財産合計額は4,699万1,409円となっております。

続きまして、19ページをごらんください。貸借対照表に移らせていただきます。

まず、資産の部といたしまして流用資産、現金で2万742円、普通預金4,856万6,712円、未収金で2,870万7,914円、立替金が221万9,185円、以上流動資産合計といたしまして7,951万4,553円となっております。

次に、固定資産の基本資産として定期預金3,000万円、その他の固定資産の工具、器具、什器備品が797万2,515円、車両運搬具267万6,035円、建物198万9,000円でございます。また、退職給与引当預金35万4,388円、電話加入権8万5,155円、商標権426万8,704円、以上固定資産合計は4,734万5,797円、資産合計1億2,686万350円となっております。

続きまして、負債の部でございますが、流動負債の未払金といたしまして7,825万1,252円、預り金が126万3,301円で、流動負債合計7,951万4,554円となっております。

固定負債として退職給与引当金35万4,388円で、固定負債合計も同額でございます。以上、負債合計7,986万8,941円でございます。

正味財産の部であります。正味財産といたしまして4,699万1,409円でありますので、負債及び正味財産合計は1億2,686万350円でございます。

それで、20ページから21ページにかけては省略させていただきます。

以上、一般会計でございます。

引き続きまして、勤労者総合福祉センターの業務報告に移らせていただきます。恐れ入ります、23ページでございます、お開き願います。

勤労者総合福祉センターの管理運営事業報告でございます。広陵勤労者総合福祉センター管理運営受託事業として、当センター、愛称サン・ワーク広陵の管理運営を町から受託し、トレーニングルームや浴室等の活用及び各種研修、会合、スポーツ活動の場の提供並びに教育文化技術習得の各種教室を開催し、勤労者を初め地域住民の健康及び文化振興の拠点として、利用者から選ばれる施設づくりを目指し、施設運営、事業推進に努めてまいりました。

以下、管理運営事業として施設の概要、利用状況などごらんのとおりでございます。

24ページから27ページには、各種教室の開催状況、イベント実施状況などがございます。説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。29ページをごらんいただきたいと思っております。

特別会計サン・ワーク広陵の収支計算書でございます。

まず、収入の部でございます。2番事業収入といたしまして1億27万4,381円、4番の雑収入で179万6,910円、6番の特定預金取り崩し収入では130万5,000円であります。

以上、当期収入合計Aは1億337万6,291円で、前期繰越収支差額が33万8,544円でございますので、収入合計Bといたしましては1億371万4,835円となっております。

次に、30ページをお願いいたします。支出の部でございます。

2の受託事業費といたしまして9,306万922円、自主事業費で618万7,138円、6、諸支出金446万6,775円につきましては、精算に伴う町への返還金でございます。

以上、期末支出合計Cは1億371万4,835円であります。従いまして、当期収支差額AマイナスCはマイナス33万8,544円で、次期繰越収支差額は0ということになります。

31ページから36ページにはこれら収支計算明細書となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、37ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。

増加の部、資産増加額につきましては0でございます。減少の部の資産減少額での当期収支差額が33万8,544円及び自主事業運営資金積立取り崩し額が130万5,000円で、負債増加額は0でありますので、減少額合計は164万3,544円となっております。

したがって、当期正味財産増加額はマイナス164万3,544円で、前期繰越正味財産額が508万2,860円でありますので、期末正味財産合計額は343万9,316円となっております。

続きまして、38ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、資産の部といたしまして流動資産の現金で46万8,540円、普通預金1,002万2,384円、未収金10万1,886円、流動資産合計が1,059万2,810円となっております。

次の固定資産のその他固定資産として、自主事業運営資金積立預金で292万1,316円、自主事業運営資金普通預金51万8,000円、固定資産合計は343万9,316円でございます。資産合計といたしましては1,403万2,126円となっております。

次に、負債の部では、流動負債の未払金といたしまして1,059万2,810円でありますので、流動負債合計及び負債合計それぞれ同額でございます。

正味財産の部におきましては、正味財産343万9,316円でございますので、負債及び正味財産合計は1,403万2,126円となっております。

以上、勤労者総合福祉センターの財務関係でございます。

続きまして、ふるさと会館の業務報告に移らせていただきます。41ページをごらんいただきたいと思います。

41ページのふるさと会館管理運営事業報告でございます。

初めに、広陵町ふるさと会館グリーンパレス管理運営受託事業でございますが、町から管理運営委託を受けて町民相互の交流を促進し、産業、観光及び文化の振興並びに健康増進、女性の福祉向上の拠点としてその運営を図るとともに、宿泊研修、会議、会食等、町内外を問わず幅広い利用促進に努めました。

以下、管理運営事業として施設の概要、年間施設利用状況などごらんのとおりでございます。

42ページでは、過去3カ年の年度別利用状況及び宿泊利用の年間利用状況になってございます。

また、43ページでは、宿泊利用の過去3カ年の年度別利用状況及び自主事業の実施状況でござんのとおりでございます。

引き続き、財務諸表に移らせていただきます。45ページをお願いいたします。

特別会計ふるさと会館収支計算書でございます。

まず、収入の部でございますが、事業収入といたしまして7,328万2,041円、4の雑収入では395万6,225円であります。

以上、当期収入合計でAでは7,723万8,266円、前期繰越収支差額が2万5,050円でありますので、収入合計Bは7,726万3,316円となります。

続きまして、46ページをお願いいたします。支出の部でございます。

2の受託事業費といたしまして7,214万9,610円、3の自主事業費で16万9,650円、6の諸支出金494万4,056円、これにつきましては精算に伴います町の返還金でございます。

以上、当期支出合計Cは7,726万3,316円となります。

したがいまして、当期支出差額AマイナスCは、マイナス2万5,050円で次期繰越収支差額は0となります。

次の47ページから51ページにかけましては、これら収支計算明細書となっております。

続きまして、52ページをござんください。正味財産増減計算書でございます。

増加の部の資産増加額につきましては0でございます。減少の部の資産減少額での当期収支差額が2万5,050円のみで、起債増加額は0でありますので、減少額合計は2万5,050円で、当期正味財産増加額はマイナス2万5,050円となって、前期繰越正味財産額2万5,050円でありますので、期末正味財産合計額は0となっております。

続きまして、53ページの貸借対照表でございます。

まず、資産の部といたしまして流動資産の現金152万3,762円、普通預金で1,196万1,790円、未収金63万9,260円で、流動資産合計並びに資産合計は1,412万4,814円であります。

負債の部では、流動負債の未払金で1,412万2,292円、前受け金で2,520円、合わせて流動負債合計並びに負債合計は1,412万4,812円となります。

正味財産の部におきましては、正味財産は0で、負債及び正味財産合計額は1,412万4,812円であります。

以上、ふるさと会館の関係でございます。

最後に、働く婦人の家の業務報告に移らせていただきます。55ページをお願いいたします。

働く婦人の家管理運営事業報告でございます。広陵町働く婦人の家管理運営受託事業であります。管理運営を町から委託を受け、働く女性や主婦があらゆる分野に参画するとともに、仕事と家庭の両立、また健康で充実した生活を営めるよう技術、知識の習得、リフレッシュにつながる趣味及び体育的な各種講座やセミナーなどの開催、また自主グループ及び託児ボランティアの育成等、事業運営を図りました。

管理運営事業といたしましては、施設はグリーンパレス内でございます。町内利用者の利用内容と過去3カ年の状況はごらんのとおりでございます。

56ページでは、講座、セミナー、催し物の開催状況でございます。

また、57ページから58ページでは、講座等の開催での託児数及び自主グループ活動状況になってございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。59ページをお願いいたします。

59ページの特別会計働く婦人の家収支計算書でございます。

収入の部でございますが、事業収入といたしまして1,575万1,400円、4の雑収入では813円でございます。当期収入合計Aは1,575万2,213円、前期繰越収支差額が4万8,819円、合わせまして収入合計Bは1,580万1,032円となります。

続きまして、60ページをごらんください。支出の部でございます。

受託事業費といたしまして1,448万6,464円、6の諸支出金131万4,568円、以上当期支出合計Cは1,580万1,032円でございます。当期収支差額AマイナスCはマイナス4万8,819円、次期繰越収支差額は0となっております。

次の61ページから63ページにかけましては、これら収支計算明細書となっております。

続きまして、64ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。

増加の部での資産増加額は0でございます。減少の部の資産減少額での当期収支差額4万8,819円のみとなっております。負債増加額は0でありますので、増減額合計額は4万8,819円、当期正味財産増加額はマイナス4万8,819円となって、当期繰越正味財産額が4万8,819円でございますので、当期正味財産額合計額は0となります。

次に65ページをごらんください。貸借対照表でございます。

資産の部といたしましては、流動資産の普通預金で220万1,378円、流動資産合計並びに資産合計につきましても同じく220万1,378円であります。

負債の部では、流動負債の未払金220万1,378円、流動負債合計及び負債合計はともに220万1,378円となります。

正味財産の部におきましては、正味財産は0で、負債及び正味財産合計額は220万1,378円でございます。

以上、働く婦人の家特別会計の関係でございます。

なお、67ページからは、ただいまご報告いたしましたサービス公社一般会計、勤労者総合福祉センター特別会計、ふるさと会館特別会計並びに働く婦人の家の特別会計、4会計の収支明細計算書の総括表としてまとめたものが添付してございます。

以上、簡単ではございますが、報告第14号、平成13年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告とさせていただきます。よろしくご了承いただきたいと思います。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

まず、広陵町施設管理サービス公社一般会計決算について行います。

質疑ありませんか。 4番議員！

簡単にしてください。

4番議員 1つは、いやいや今これ1つずつ分けてやって……。

議 長 何ですか。

4番議員 いやいや、分けて。

議 長 1つずつやりますけども、簡単にしてください。

4番議員 1つはやっぱりサービス公社の場合に予算書は今年度もらったんですね。サービス公社の決算書もらってないんですね。要は決算書、サービス公社の予算書とあわせてこの内容が明らかになってくるので、ぜひサービス公社の決算書をあわせて……。 (「シルバー。」) えっ。(「シルバーよ。」) あっ、シルバー、シルバー。シルバーの決算書をつけていただきたいというように思うんです。

1つは、見る場合シルバーとの関係は欠かせない問題だと思うんです。そういう点で質問しますけれども、現在非常に就労が広陵町でも大変な状況になっていると。広陵町内の方々がシルバーに参加している状況というのが、全体としてどういう状況になっているのか、あるいは雇用機会、これは雇用機会を中心に据えているわけではないですけれども、雇用機会

がふえているかどうか。そしてまた、その実態として1人当たりの分配金の扱い方がどうなっているのかという点が見えてくる必要があると思うんです。サービス公社の決算状況で議論すれば、それは即見えてくるわけなんでしょうけれども、それが見えてこない。あるいは、町の補助金が1,200万円シルバーに渡っているわけですがけれども、そういう点で実はサービス公社とはトンネルで関係なしに出ていってるわけですから見えてこない。そういう点で、シルバーとの関係でサービス公社はどのような状況把握をされているのか、シルバーの決算状況というのは通年を通じてどんな変化があらわれているのか、あるいはまたどのような役割が担われているのか、こういう点について説明をしていただきたいと思うんです。

これが、サービス公社の一般会計での中心的な内容であろうというように思いますので、そのことについてはやはり詳細にわかるような話をしていただきたい。これは毎年質問をしていることですので、できるだけわかるようにお願いしたいと思います。

人事については、非常に詳しくなってきましたので、そういう点については省かしていただきます。

それと、個々の問題について見てみますと、サービス公社の親睦会補助金は広陵町の職員互助会との関係で同様の扱いをされているのか、その点を聞いておきたいと思います。

それから、事務所建設基金積立金が生じているんですけども、これはどういう扱いのもとでこういうように基金を設定、廃止されてないからあるんでしょうけれども、この基金を出されたのかという点がちょっと意味不明なので聞いておきたいと思います。

それから、木の粉砕機、修理等で344万7,000円出てるんですが、この後にチップ業務委託料が50万9,000円あるんです。これとの関係はどこに委託しているのか、これはサービス公社、当然シルバーでできる内容だと思うんですけども、シルバーに委託しているということなのか、こういう点でシルバーでの委託はシルバーでしるしをしていただくとか、委託先についてははっきりしていただきたいと思うんです。非常に個々の委託料というのがシルバーとの関係で見えてこないもので、そういう点についてお聞きしておきたいと思います。

決算書の書き方、予算書の書き方等についても、委託料がシルバー先にいったらシルバーというような形で説明していただければより明確になるだろうというように思います。

それから、花の育苗等委託料が185万円出ているんですけども、これも同様にシルバーに委託されているのか、他の業者に委託されているのかというのがわからないので、聞いておきたいと思います。

それから、町特産試供品が落ちてきているわけなんですけれども、これはどのような扱いのもとでこういう決算が出ているのか聞いておきたいというように思います。

それからもう一つ、同様に竹細工の作業委託料、これはシルバーだというふうに分かるんですけれども、この内容で当初予算から落ちているという点はどのような形なのか。これと裏返しで収入の部分でも非常に減っていて、決算書では収入のところで減っていたように思うんですけれども、特産品の販売ではこれは試供品と兼ねてあるんだろうというように思うんですが、落ちている点でどうなのかという点をお聞きしておきたいと思います。

それから、馬見丘陵と公園等についての委託料の積算の問題とかというのは一般会計でも議論できますので、この場では省かせていただきます。ただ、やはり前に言ってるように、以前からの算出、予算書、決算書の出し方が変わってるので、やはりちょっと見えにくいようになってるんです。そういう点では、附属資料を添付していただくと、いわゆる委託業務内容について明確にわかるような資料を提供していただきたいというように思います。これは一般会計でやりますので、そのときまでにひとつお願いをしたいというように思います。

それから、収入の問題で、処分代ほかという形で416万3,000円が計上されているわけなんですけれども、これは何なのか全く意味不明ですので、お聞きしておきたいというように思います。以上です。

議 長 施設管理サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 大変盛りだくさんにご質問いただきましたけども、順番に、ちょっと漏れるかもしれませんが、また。

最初のシルバーとの関係でございますけども、決算書の方は14年度の予算書はもらっていただいたと思っておりますけども、決算の方も私はまだ資料として出させていただいてもええんじゃないかなと、またシルバーの局長の方に申し添えたいと思っております。

それから、就労の方です。やはり会員がかなり増加しております。毎月5、6名はふえて新会員が来られるということになって、現在8月時点ではたしか265名ぐらいはあったと思います。そうした中で、やはりいろいろと業務そのものの当然同じ量であれば、1人当たりは減ってくるという傾向は否めないと思っております。

それから、親睦会の方のことなんですけども、これにつきまして町の職員と同じように支出をしていただいております。14年度からも1人当たりの減額がございましたので、13年度は以前の職員と同じことです。

それから、事務所の建設基金のご質問でございますけども、平成10年から12年にかけて積み立て、いわゆる公社の事務所を建設しなければという目的のもとで、3カ年におきまして5,000万円の積み立てをしておいたわけですが、昨年度ふるさと会館の事務所の方へ、ちょうど保健センターもさわやかホールができて移った関係もあり、一応公社といたしましては町のふるさと会館の施設をお借りできたというところで、所期の目的を達成したということで、財政とも協議いたしまして13年度末で取り崩しをいたしまして、利子とともに5,017万1,790円という積立金を返還したという内容になってございます。これ14年度予算のときもちょっと申し上げたと思うんですけども。

それから……。 (4番議員「それが何で復活してんのか、基金。」) いえ、もう皆取り崩して。4万6,136円というのですか。これは利子なんですわ。今まで13年度中にあった利子の一部です。これも合わせて、もう返還するところに入っているわけです。もうこれで終わりなんです。それから、破碎機、チップとか花づくりとかというのも、これにつきましてもすべてシルバーの方で委託になってございます。町の特産試供品とか、減額は確かに少のうなっております。年々やはりこれも経済情勢というのですか、そうしたもんもあり、また節減のことも絡んできてますので、ある程度減額になってございます。

竹工房につきましては、昨年9月で一応休止状態になったところで在庫整理的な業務になってございます。賃金とかは、ある程度その年度途中までは支出しておりますけども、そうした関係で減額ということになってございます。

雑入でしたかな。 (4番議員「処分、処分、雑収入の処分代、金額が大きいんで。」) はい、済みません。これも処分代と書いておるだけでわからないですね。これにつきましては、廃川敷の方で、これも先ほどのチップの関係もございまして、これはシルバー人材センター、うちが町から管理委託を受けてあこを管理してるわけです。そこへシルバーがいろいろ持って搬入するということで、チップにも絡んできますし、いろいろな諸経費をそこで150万円町のシルバーから徴収しております。それから、それ以外に事務所の年度途中の移転がありましたんで、水道局の方へ家賃というのですか、使用料を払ってありましたね、事務所の方の、それがこちらの方へ月割りでシルバーから戻してもらうということに、その分は56万円ほどございます。あと、公園管理の冷暖房費とか公衆電話の回収金、それからシルバーへの車両の貸し出しですね、これの分で140万円ほど、これは経費だけなんですよ、一つも公社は取ってないんですけども、一応いろいろ経費が保険とか全部かかりますので、その分だけは負担してもらってると、そうしたことをこの雑入で入っておるわけです。

それくらいでよろしいですか。

議 長 もうええやろ。

4 番議員 もう一点だけ。いわゆる雇用がふえているという実態は今の話で明らかになってきているわけなんですけども、いわゆる仕事をふやしていくという点では、このシルバー、いわゆるサービス公社ができたときにも仕事をそういう形でとるということで、今まで発注していた分野での仕事が逆に業者から減ったという点はあったわけなんですけども、いわゆるその他のところにも出てくるわけなんですけども、いわゆる施設での管理委託料あるいは清掃、グリーンパレスのところでは床掃除とか、そういういろいろ専門的な業種の部類が書いてるんですけども、サン・ワークについてはそういう内容がなくなって清掃業務管理委託料という形になってるんですね。そういう中身わからないんですけども、いわゆるこの庁舎での管理委託料については、以前にその問題でシルバーに委託するのはどうかとかという議論をしたんですが、いわゆるサン・ワークやグリーンパレス等については既に委託してるわけですから、できるだけそういう形での仕事をふやしていくことが可能だというふうに思うんです。というような形で、現在の広陵町内のシルバーの会員さんの仕事を確保していくと。私は、話聞くには週2回とか3回とか、非常にやっぱり人がふえてきているところで収入減になっていると、それでは賄い切れないのでやめて別のところに働いていってる人もいると、こういうような実態は一部見えているんですけども、やはり非常に喜んでおられる現場です。仕事の確保についてもぜひ頑張ってくださいというふうに思うんですけども、そういう点についての見通しや、またその他考え方がるのであればお聞かせ願いたいというふうに思うんです。

議 長 常務理事！どっち答える。 総務部長！

総務部長 今ご質問がございましたシルバー会員さんの仕事の分野というものは、やはり町としてもこれから極力考えて範囲を広げていきたいと、かように思います。

議 長 13 番議員！

13 番議員 ちょっと1点だけお聞きいたしておくのと、それからこれは今度新しい町長になってから会計の方式を変えられたわけですね、繰越金を出さないと、余った分は全部町へ返還するという形に変えられたと思うんです。そうしますと、その分は幾らなのかということがはっきりわかるような書式にしてもらわないと、例えて申しますと、諸支出金のところで6,447万6,452円出てるわけなんですけども、町への返還金ほかとなっているわけですから、一体この中の何ぼが町へ返還されたかわからない。ですから、ちょっとこの形式を変えてい

ただ、もうこういうやり方になりましたら次期に繰り越すことはないんですから、下の様式、次期へのところは不要やないかと思うんです。そこで、幾ら町へ返還したと、あるいはこれ逆の場合もあり得るわけだと思うんです、はないのかあるのかわかりませんがね。そういう形に、ちょっとやり方を変更してもらいたいと思うんです。

それと、1点だけ、今聞いたついでですので、このここで町への返還金は幾らだったのか、それもひとつあわせてお願いしたいと思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 確かにこの町への返還金ほかということで紛らわしい言葉を1つ入っておる関係で、ずばりこれはすべて返還金そのものなんです。ただ、この中でサービス公社の場合でしたら5,017万1,790円というのはいわゆる建設基金の積み立て、それに当該年度の精算による返還金が1,430万4,662円を足したもんが6,447万6,000円という形、もうずばりそのものなんです。ただ、ほかの特別会計は、去年の繰越金が皆もろもろちょっとずつありましたんでちょっと違いますけども、当該年度とはずばりありませんけども、返還する額はここに出資金ですべて上がっておる、ほかのものは入ってございません。

議 長 13番議員！

13番議員 そしたら、ここに「ほか」という字は要らんということやね。だから、その辺をはっきりとしとかなないと、我々はこれだけ見てやりますんで。そしたら形式も変えて何もこんな支出のとこじゃなしに、最初のとこでこれからの町返還金何ぼという形でわかるように書いていただいたら、そしてその内容については今おっしゃったように基金の分何ぼ、そしてその通常の分が何ぼというような形に書いていただいたら非常にわかりやすい。これははっきり申し上げて明細書でしょう、収支計算明細書やからね、その明細書が見たら八八のことがわからないと具合が悪いわけなんですよ。だから、明細書の割には非常に荒い明細書なんです。だから、その辺ちょっと考慮してまあまあ我々にわかるように、恐らくこれ理事会ではもっと詳細な資料を出して決算の方をやっておられると思うんです。そういうことで、ひとつよろしく願いしておきたいと思います。

議 長 じゃあ、その点よろしく願います。

では、次に移りたいと思います。もう詳細のことについては、この件については出ましたので、次に続きまして広陵町勤労者総合福祉センターについて質疑を行います。もういいです。（5番議員「まだ権利があるんですけど。」）権利はあるけど、いいです、もう次に移

りました。

じゃあ、勤労者総合福祉センターについて質疑を受けます。はい、5番議員！（5番議員「おかしい、そんなこと。」）もう5番です。（5番議員「ちょっと質問させてください。」）5番質問してください。

5番議員 ちょっと質問します。

議長 2番のところですよ、2番目ですよ。

5番議員 いえいえ、今のところ私は一回も質問しておりませんので、議会のルールに、条例にのっとって質問をさせていただきます。

それから、ここの今の部分なんですけれども、この5,000万円の基金の黒字分を除いても、黒字が6,500万円ですから1,500万円ほど黒字分として計上され、またその中で6,400万円が町への返還ということになっているわけなんですけれども、この黒字の部分が1,500万円ほども出てくるという部分については、どのような部分から出てきたと判断していいのかということです。例えば、町の事業の委託金と、その収入と支出を見ますと200万円ほどの黒字になっているわけです。県の場合の方の事業について見ますと280万円ほど黒字になっているわけなんですけれども、この事業、例えば県の事業にしましても280万円といいましたら、延べ人数で言えばもう少し充実した仕事をしていただけるのではないかということです。町の方でも200万円分というたら、延べで言うたら200何日分、さらに充実した仕事をしていただけるということも考えられますので、その他の部分でもまだ1,000万円黒字になってきているということは、予算の組み立て等についてもどういう組み立てになっていたのかなというふうに思うわけですが、この点について決算の中でお聞かせいただきたいと思います。

それから、サービス公社の職員さんにつきましては、今までの従来からの説明の中で町職員さんに準じた待遇というふうに認識してるんですけれども、その点について確認、再度しておきたいと思います。それについては、福利厚生面でもそうなのかどうか、その点確認したいと思います。

それから、この14ページなんですけれども、デイサービスの送迎業務委託料ということなんですけれども、これはどういう内容なのか説明をしておいていただきたいと思います。

以上、お願いします。

議長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 公社の収支をおっしゃっているわけなのでございますが、一

般会計のここでは、収入の主なものとしたしましては、町からの補助金で4,600万円、また町施設管理費としたしまして8,600万円、また県立公園委託金の関係でも3,800万円という収入の中での精算でございまして、この補助金に係るものにつきましての試算をいたしました中では大体960万円ほどの、収入支出の差が960万円ほどになってございます。あと施設管理の方では、町の方から委託金として入っている分では180万円と県の方からでは270万円、約280万円ほどで、こうしたことになってございます。経費の節減そのものも絡んできておりますし、当初予算からのずれというものもございまして、結果的な数字としてあらわれたものでございますので、削減の中で何ぼでも使ってもいいというような問題ではございませんので、県にいたしまして町委託金にいたしまして、やはりその予算の範疇の中で執行していかなければならないという状況でございます。

公社の職員の待遇といったところでございますけれども、これは町の職員に準じましての待遇、すべて福利厚生から同じように行っております。

それから、デイサービスに対する委託料でしたね。これはたしか今年、13年度年度末からなんですけれども、デイサービス青い鳥、町のさわやかホールにございます青い鳥の事業所のデイサービスの車の送迎の方で委託を行ってもらっているという内容でございます。丸々デイサービスの送迎です。以上でございます。

議 長 はい。

5番議員 今回の収支の問題なんですけれども、補助金の算定の基準といいますか、そういう部分について、もう少しシビアに当初から見ていただくということも必要なのではないかなというふうに思うんです。大変一般会計の方等予算が厳しい中で、そういう結果として黒字ということはもう多々いっぱいあるわけなんですけれども、予算編成時に大変そのところにとられるということになりますと大変残念なことにもなってくると、ほかの事業をもっとできる部分が削らなければならないということにもなりかねませんので、こういう点についてはシビアに補助金の積算等していただきたいと思っております。

それと、先ほど言いました公園の方の管理なんですけれども、例えば広域丘陵公園の方なんですけれども、もう少し手入れをしていただいた方がいいなというような部分もあるわけなんです。そういう点で言いますと、お花の方のエリアなんですけれども、少し人手不足なのかなと見ていて思うわけです。大変希望者も多い中で、十分にこの範囲内で人員をふやしていただいて十分な手入れをお願いしておきたいと思うんですが、再度その点をお願いしたいと思っております。

それから、互助会に入っておられないということで、職員さんの方はこういう親睦会補助金という形で出てるのかと思うんですけども、その辺のサービス公社職員さんの親睦会補助金について少しご説明をいただきたいと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいまの中で、私財政の方担当してますんで、予算のその査定がもうルーズな感じを受けたんで、そうじゃなく、やはりそれぞれ現場におきまして事業につきましては、何人が必要で何区がというところまで人員をすべて計算した中の積み上げを町の方の委託料として請求されます。これに対して町の方はその内容を見た中で、幾分削ってる部分もありますけども、それに対して出すわけです。そして、さらに現場において実際に予算を執行する場合において努力をしてもらってる結果ということもありますんで、それとすべて人件費も含んで公社の方へ渡しているという状況の中で、決して黒字という表現はおかしいと思います。これは精算をさしていただいているという状況ですんで、認識をちょっと新たにさせていただきたいと、かように思います。

それから、先ほど身分ですが、公社の身分は常務理事の方から職員に準じてということですが、決して公務員ではございませんので、企業の職員ですので基本的には違うということでございます。ただ、そういうことの扱いについては公務員と同じように扱っていくのが妥当やろという判断のもとで待遇としては取り扱っているということですので、よろしくお願ひします。

議 長 では、質疑を打ち切ります。

広陵町施設管理サービス公社一般会計決算については、これで打ち切ります。

では、休憩いたします。再開は1時15分。

(A.M. 11:56 休憩)

(P.M. 1:16 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

続きまして、広陵町勤労者総合福祉センターについて質疑を行います。

質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 一つは、以前から問題になっているサン・ワークの買い取り問題であります。この買い取り問題が今現状どのようになっているのか。三宅の体育館は非常に安い値で決まったというように聞いているんですけども、いわゆるこの買い取りについても同様に負担をかけないという方法でやっていただく必要があるわけですけども、そのための方策等必要で

あれば議会で議決するなりいろいろな対策も必要だと思いますので、その点についてお聞きしたいというのが第1点であります。

それから、最近サン・ワークに出かける機会がふえたわけなんですけど、職員の対応というのは、一時期の緊張感もあったことだと思いますが、非常にはつらつとしたものがあるというように思うんです。そういう緊張感を持った仕事ぶりという点については、評価できるんじゃないかというように思うわけなんです。そういうところからいって、この中身について、例えば利用の度合い、前回聞いた後利用を調べるということになっていたわけなんですけれども、具体的に町内あるいは町外の比率とどうなっているのかという問題が残ろうというように思います。そういうことを念頭に、町内の利用者が優遇措置を受けるという、そういう対策も必要ではなかったのかということは去年の決算のときに出ていたわけなんですけれども、その後の対応、考え方が進んでるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。そういう形で広陵町の施設として利用がふえ、その活用が図られるという点においては非常にプラスになることだと思いますので、そのような方策をとるための手だてについて答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それでは、まずサン・ワークの譲渡のお話でございますけども、ご質問の福祉施設の、この施設の譲渡につきまして、今年度当初におきましてはちょっと説明も議会にもさしていただいたと思うんですが、14年度後期分の不動産鑑定評価を年度末までに実施して、15年度をもって協議を整え、16年度の予算において買い取りするというような予定でございましたが、最近に参っております情報によりますと雇用開発機構からのいわゆる譲渡の早期推進を図る必要性が出てまいっておるところで、鑑定評価の実施を時期を前倒しいたしまして、9月、もう今年なんですけども、今月に行いたいという連絡が入っております。従いまして、予想されますのは11月ごろには鑑定価格の提示があるのではないかと考えられます。そして、今年度中にはその譲渡協議が整いますれば、15年度で予算措置を行わなければならないものと予想しておるところでございます。価格の鑑定そのものは業者の鑑定評価をされるということをお聞きしておりますので、いろいろと交渉の過程はあろうかと思っておりますけども、今後また議会の皆様方、また議員の皆様方なり理事会にもお諮りさしていただいて協議を進めていかなければならないと考えております。

それから、サン・ワークの利用の実態でございますけども、町外町内との比率と申しますか、利用の割合でございますけども、13年度中の実態を申し上げますと、会議室等のいわ

ゆる貸館のみ、トレーニングルーム、お風呂等は除きまして貸館のみに限りますと、広陵町内で51.5%の使用をいただいております。それから、三宅町、河合町、田原本の3町で23.5%、それから4町、広陵町を含めましての4町以外で25%、ですから町外全体では48.5%という割合でございます。それと、トレーニングルームだけに関しますと、いわゆるポイントカードというのを発行作成してるわけなんですけども、このポイントカードを作成した人たちを対象だけなんですけども、広陵町では31%、町外で69%という割合になっております。

おっしゃってる町内利用者に対します優遇策といったものでございますけども、広陵町以外3町で4町に対します利用料というものは、管理料というものは同じですけども、その他県内の4町以外のところは1.5%、5割増しという利用料をいただいております。今後、間近に控えております、先ほど申し上げました買い取り、いわゆる譲渡の話が進んでまいりますといろいろとサン・ワークそのものの運営形態も変わってこようかと思っております。そうした機会をとらえまして、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 この鑑定の方策について、三宅町は体育館を買い取ったというふうに思うんですけども、鑑定の中に含まれるそういう部分でどのようなものがあるのかということ、三宅町から例を挙げるとどういう形になるのか、ちょっともう少し詳しく教えておいていただきたいというふうに思うんですけども。

それと、いわゆる今度買い取りになった場合については、この例えば貸館については3町で23%の比率という、その他いろいろ出てきますけれども、見直す検討というのをするのかどうかを聞いておきたいと思うんです。

それと、仕事をつくるという点でこの33ページの、1点だけ聞いておきますけども、清掃業務の121万2,000円、これはどこに出している業務なのか、一般業者ということであれば、先ほどの話と同じようにシルバー等に委託できる部分というのは相当あると思うんですけども、そういう点の考え方というのを研究し持っているのかどうかお聞きしておきたいというふうに思います。以上です。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 鑑定の内容というのは、まだ開発機構の方から具体的なことは聞いておりませんが、いわゆる不動産鑑定そのものと取り壊し費用そのものの算出も

されるということ、一緒にされるということ聞いております。多分その取り壊し費用との兼ね合いも出てこようかと思っております。（4番議員「くつついてるちゅう問題があるでしょう、広陵町単独のやつと、それからいうと非常に鑑定がしにくいように思うんです。」）そうした併設棟との関連も確かに出てこようかと思えます。（4番議員「わけたら意味ないもんな。」）はい。

それから、11ページのこの清掃業務なんですけれども、これは業者委託でございます。いわゆワックスがけとかガラス清掃とか、そうした特殊な清掃でございます、日常清掃の部分はシルバー人材センターの方で支出しているのが出ておるかと思えます。毎日の清掃の分は、ちょっとお待ちください、このページの下から6番目に常駐管理業務委託料588万円というのがいわゆる日常清掃、風呂、番台の常時入ってもらっているシルバーへの委託でございます。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 簡単にお聞きします。まず講座の方の受講料なんですけれども、部分的に値上げになってる点が、教室があるわけなんですけれども、この受講料を決定する経緯についてどのような手続を踏まえて決められるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、このお風呂の方で入浴された実績が少し減ってきてる状態あるわけなんですけれども、お風呂入って、その後くつろぎたいなというような形でマッサージ機があったらいいなというような声も聞くわけなんですけれども、その施設充実についてお聞きしておきたいと思えます。以上、お願いします。

議 長 常務理事、お願いします。

施設管理サービス公社常務理事 受講料は、やはり講師謝礼と受講人数の定員ですね、そうした形の中で算出した額になってこようかと思えます。その講座ごとにかかなり格差が出るわけなんですけれども、期間の長いもの、また時間なり期間の長いものと短いものによっても受講料の差は出てくることになっております。

それから、お風呂などのマッサージ等の機械の設置のことなんですけれども、ちょっと出たところで足のマッサージですか、そうしたもんは一応業者からのあれで置いておるわけなんですけれども、何分そうした場所がない状態でございますので、また今後そうした会議室等におきましてもできるかどうかというところで検討しなければならないかと思っております。

議 長 では、質疑を打ち切ります。

続きまして、ふるさと会館について質疑ありませんか。 5番議員！

5 番議員 先ほどの部分と重なるんですけれども、こちらの方も、ふるさと会館、ちょっと待ってください。ちょっと待ってね、ふるさと会館、ちょっと待ってね。ふるさと会館の方はちょっと違いました、次の分でした。ちょっと待ってください。ちょっと違います。ふるさと会館の方では、ふるさと会館の方はいいわ。済みません。

議 長 はい、いいですよ。 4 番議員！

4 番議員 こもちょっとシルバーの委託かどうかわからんけど、花壇づくり委託ちゅうの、これ当然シルバーだと思うんですけども。

議 長 何ページですか。

4 番議員 50 ページ。あるいは、観葉植物レンタル料、これはまた違うかわかりませんが、あるいはここにあるワックスがけとか、そういう先ほどの話なんですけども、これも一応技術習得すればシルバーにおいてできる技術なんです。そういう内容も含めた形で仕事の拡大というのを考える必要あると思うんですけども、その点での取り組みいかにかというのを聞いているわけなんで、その点もあわせて答弁をしておいていただきたいと思いません。

それと、先ほどの施設案内リーフはサン・ワークでも同様に行っているわけで、生協やその他へ行けば置いていて目によくつくんですが、こういう印刷業務等について合理的に行うという考え方に基づくやり方というのはあろうと思うんですが、これは別々に発注しているのか、どういう形での取り組みになっているのか。

また、このいわゆる町以外の各種外郭団体のところでのこういう入札とどういう形でのいわゆる合理化策を考えておられるのか、その点についてもあわせてお伺いしておきたいと思いません。

議 長 常務理事、お願いします。

施設管理サービス公社常務理事 委託料の中でシルバー人材センターでやっていけるものがあるのではないかとということで、業者委託の中で窓のガラスふきとかワックスがけ、そういうような専門的なものは機械も要ります。そうしたいろいろなこともございますのでなかなかシルバーでは、私思うのはちょっと無理じゃないかなという、その中で部分的なものはあるかと思えますけども、そこらのどこを選択するかというところになってこようかと思いません。

印刷に関しましては、町内外の印刷業者に見積もり合わせなり入札を行いまして発注を行っている状態でございます。

議 長 はい。

5 番議員 取りまとめについて各別にやってんのか、それともサービス公社から発注できるのかという、そういう問題。

施設管理サービス公社常務理事 今のところは、この各会計ごとにやっております。

議 長 では、質疑を打ち切ります。

続きまして、働く婦人の家について質疑ありませんか。 3 番、3 番議員です。

3 番議員 働く婦人の家の自主グループのところににつきましてお聞きしたいと思うんですけども、ずっと11年から13年までだんだんと自主グループの利用の件数が減ってきてるわけですね。そのほかの教室、そういう自主グループで使われている教室の利用状況というのは、部分的に保健センターの方で使われていたのが稼働率は非常に高くはなってるわけですけども、自主グループとしての稼働率は非常に低くなってきているというのが実情じゃないかなというふうに思うんですけども、その自主グループが減ってきている要因と、中で自主グループと認められている年数が狭められたこととの関連について、どのようにお考えでしょうか。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 おっしゃるとおり、確かに最近自主グループの活動そのものは少なくなってきているように思います、またなっております。何と申しますか、やはりこうした社会情勢の中におきましてのこうした一つの娯楽的な部分もございます。そうした中である程度そうしたものが影響してきているんじゃないかなというところでございます。

なお、自主グループの期間そのものは、昨年度まで5年5年という更新でありましたが、3年3年という更新になったそのものにつきまして、私は大きな影響はないんじゃないかと考えております。

議 長 5 番議員！

5 番議員 サン・ワーク広陵と同じような、類似の質問になるわけですけども、ここもかなり受講料が値上げになってる講座が多いわけですけども、そういう中で参加者数は何とか確保できて講座が多いけれども、割れてる講座もかなりはありますけど、申込者数が大分減ってると思うんです、値上げになったところ特に。そういう点ではやはり利用しやすい、利用者の声がそういう受講料に反映されているのかどうか。

それから、世間の中で言えば大変不況の中で、また物価も値下がりしてきているという中でこういう公的な部分での教室が値上げになっていくということは、社会の流れとも逆行し

て負担が大きいなという意識が強くなるだろうというふうに思いますので、その点について受講料を決定する当たって利用者の声、皆さんの声、反映されるようにできるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 受講料の問題でございますけども、このある程度高い、1万8,000円とかという医療事務ですね、それからビジネスコンピューティングといったものの、2万5,000円とあります、なっております。いわゆる資格取得の講座ですね、資格の講座というところで非常に開催回数も多うございます。また、時間も長くなっておる関係から負担が多くなっているわけでございます。しかし、民間から比べれば安く抑えてもらっているはずでございます。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 1つ取り出して高いと言ってるのではなくて、医療事務の方は新しい企画の中で、また職業につながっていくということで高く設定されたと思うんですが、一般の民間のところに比べたら大変安いということで、その点を指摘しているわけではなくて、例えば英会話でしたら、12年度が2,500円だったのが3,500円、ゴルフが6,000円だったのが1万円等々、ゴスペルだったら500円だったのが2,500円というふうになっている、ほかのところも値上げになってるところあるわけですが、そういう形でかなりの受講料の値上げになってると思うんです。ことしとりわけ回数ふやしたとか、そういう状況があるのであればそういう点では理解されるかもしれませんが、期間を見てもそういうことにもなっておりませんし単純な受講料の値上げということと理解するわけです。ですから、今本当に不況の中でこういうところでやっぱり豊かな暮らしをサポートしていくという部分等も含めて、今の時期に毎年、去年も値上げだった時期あるわけですから、こういう部分だけどんどん値上げを一方的にされていくということについては趣旨にも反するし大変問題に思いますので、再度お願いします。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 値上がりが出てあるということでございますけども、講師の選び方なり、いろいろな工夫をしておるわけですが、できる限り受講料負担を抑えていきたいと考えております。

議 長 では、質疑を打ち切ります。

これで報告第14号の報告は終わりました。

議 長 次に、日程 8 番、議案第 4 7 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 教育委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

富田千榮氏は、昭和 3 6 年 3 月、金沢女子短期大学を卒業されました。同年 4 月、石川県絹人染色物協会に勤務をされました。絹人とは、絹の人と書くのでございますが。その後、昭和 3 8 年 8 月に退職をされ、同年 9 月から 4 0 年 4 月までは真宗大谷派宗務所に勤務をされ、同年 7 月には婚姻により広陵町に住まいをされることになりました。

富田氏は、教行寺坊守という要職にあつて地域の信望を寄せられ、昭和 5 9 年 9 月には奈良県交通安全協会高田協会女性副部長、その後平成 8 年 4 月には同協会常務理事女性部長に就任されるとともに、平成 1 3 年 6 月に発足いたしました高田警察署協議会会員として、現在まで卓越した手腕で広く、高田署管内 2 市 3 町でございまして、ご活躍をいただいております。

その間、昭和 6 1 年 9 月には広陵町交通安全母の会会長、昭和 6 3 年 7 月には奈良県交通安全母の会副会長を歴任され、以来平成 8 年 6 月までの長きにわたり、子供を交通事故から守るため情熱あふれる交通安全教育に尽力いただいております。

一方、昭和 6 2 年 4 月から平成 7 年 3 月までは、広陵町社会教育委員としてご活躍をいただき、平成 1 0 年 1 0 月から平成 1 4 年 9 月までは、教育委員として幅広い視野に立って教育行政に建設的に、かつ積極的な行動で邁進せられ、広陵町の教育の発展に貢献せられた功績はまことに大きいものがございます。

こうした実績と教育行政に対する熱意と責任感は、広陵町の教育委員として適任者であると考えますので、このたび任期満了後におきましても、富田千榮氏を引き続き任命させていただきたいと存じます。何とぞよろしくご承認、ご同意賜りますようお願い申し上げ、議案の説明といたします。終わります。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第47号、同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は同意されました。

ただいま教育委員会委員に選任されました富田千榮様が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

では、町長の方からよろしくお願い申し上げます。

町 長 ご同意、誠にありがとうございました。

引き続き任務を願うことになりました富田千榮氏が、ごあいさつのためお越しをいただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

富田千榮 あいさつ

議 長 富田様には、お忙しいところありがとうございました。

もう一度、温かい拍手でお送りしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 次に、日程9番、議案第48号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは、議案第48号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

資料といたしましては、改正の対照表の10ページでございますが、このA4のとじをとじ込んでおりますが、ここに行政組織図ということで現行と改正案を明記させていただいております。ご覧いただきながら、議案説明をお聞きいただきたいと思います。

今回の行政組織の改正につきましては、将来におきます住民の利便性を飛躍的に向上させるとともに、行政事務の簡素化、効率化及び透明化をもたらす電子自治体の構築の推進を図るため、現在企画財政課で担当しております情報公開部門と電算部門及び公文書に関する事務並びに統計関係事務を新しく情報システム課を新設し、そこで処理することといたしました。

さらに、現行の総務部であります5つの課の事務について分析するとともに効率化を目指して検討を加え、新たに企画財政部と総務部に分割することとし、それぞれ3課を掌握する

ことといたしました。

続きまして、環境部については、候補地の承諾について現在努力を続けておりますが、承諾を得られれば即対応できる体制というものを頭に入れ、新清掃センター建設室と名称を改めるとともに、現在の清掃センターにかかわります事務及びごみ減量関係事務を住民生活部の事務に統合いたしました。

以上の結果、現行の5部制から6部に組織を変更するものでございます。行政組織図の左と右を比べていただければ、ただいま説明した内容がおわかりいただけると思いますので、簡単でございますが、説明を終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、日程10番、議案第49号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第49号の広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてご説明いたします。

本案につきましては、都市計画課で担当をしております優良住宅の新築認定申請手数料の根拠条文である租税特別措置法の一部改正に伴う号のずれの改正でございます。マンションの建てかえ事業で土地を譲渡した者への譲渡所得の軽減の項目が加えられることにより、第6号以下が1号ずつ繰り下げられました。ただし、徴収額等には変更ございません。これにつきましても、新旧別冊にございます新旧対照表の11ページにございますので、よろしくお願いしておきます。以上でございます。

議長 次に、日程11番、議案第50号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。住民生活部長！

住民生活部長 それでは、16ページをお願いしたいと思います。議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

現条例でございますが、住民税の所得割額の非課税世帯、満65歳以上の方につきまして医療費の一部を助成をいたしており、自己負担額は1割ということはご存じいただいと

おりでございます。これが満70歳になられますと、すべて収入に関係なく老人保健制度は適用なりまして、自己負担額は1割ということで現行はございます。それが、今回の健康保険法等の改正によりまして、今年の10月1日から老人保健の適用者の年齢が満70歳から満75歳に引き上げられます。このことから、9月30日以前の老人保健の適用者はそのまま継続されますが、新たに今年の10月1日以降満70歳から満74歳までの方につきましては、加入されておられます医療保険によって医療の給付がされます。すなわち、年齢区分によって医療の給付される制度が違うんだと、こういうことでございます。それで、現行の老人医療助成者の年齢規定を「満65歳以上から」を、「満65歳以上満70歳未満」と明確にするための一部改正ということでございます。

なお、今年10月1日以降の満70歳以上の方は、すべて収入によって自己負担が今までの1割ということじゃなくして、収入によって1割または2割になりますよと、こういうことでご承知おきいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 次に、日程12番、議案第51号、広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結についてを議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第51号、広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結について、提案趣旨のご説明を申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思っております、17ページでございます。まず、この予算につきましては、当初工事請負費で計上しておりましたが、工事の伴う割合がほとんど少ないため、備品購入費に事業内流用させていただきました。また、メーカー指定はなしで、仕様書に基づき同等品ということで入札させていただいたわけでございます。

それでは、今回の閉架書庫の整備につきましては、図書館蔵書計画に基づきまして20万冊を目指すものでありまして、現時点の蔵書可能冊数は16万6,000冊に対し、平成14年度末には16万9,370冊になる予定であります。従いまして、蔵書可能冊数20万冊に対応すべく、不足数を電動式周密移動書架の整備により確保するものであります。

閉架書庫の整備の内容につきましては、現在1階で使用している固定式の据え置き棚の柱を交換して7段を6段に改造し2階に移設し、そして移設後1階に電動式移動書架の配置、据え置き及び配線を行うものであります。レールにつきましては、図書館建設時に合わせて、

既に設置しておりました。

電動式書架の構成内訳及び設置台数でございますが、複式可動書架7連7段21台、そして両サイドに複式固定書架7連7段1台と単式固定書架7連の7段1台ということになっております。

今回の購入契約につきましての業者選定につきましては、7月15日、物品購入等指名選定審査会を開催し、広陵町と契約または指名実績を有する町内業者7社を選定いたしまして、8月2日に入札説明会を開催しております。そして、8月19日の入札日には2社辞退され、結果は5社による入札ということになりました。

入札結果につきましては、別紙のお手元に配付しております競争入札調書に記載しておるとおりでございます、株式会社カツラギが税込み1,968万8,865円で落札しております。

その他の業者の入札価格につきましては、後ほどごらんいただけたら幸いかと存じます。

いずれにしても、税抜き価格でそこには記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

納入期限につきましては、14年11月19日が期限ということで契約をする予定でございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 次に、日程13番、議案第52号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,715万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,829万4,000円とするものでございます。

最初に、歳出の方からご説明申し上げますので、議案書の22ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、最初に総務管理費の共済費及び賃金687万円の増額につきましては、8月1日付採用いたしましたアルバイト職員5人に係ります労働保険料、社会保険料及び賃金、賃金に

つきましては時給800円でございます、並びに通勤手当月額2,000円を計上しております。

次に、社会福祉費の324万5,000円の増額につきましては、老人保健特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に、保健衛生費29万2,000円の増額につきましては、平成13年4月1日、家電リサイクル法の施行後において不法投棄されました冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ等の処分に係ります手数料を補正するものでございます。平成13年度の実績におきましては、85台を処分しております。

なお、今年度予算の不足する分を補正として計上させていただいたものでございます。既に現在までで57台を処分している状況でございます。

次に、23ページの清掃費の373万2,000円の増額につきましては、新清掃施設建設合意をいただくため、建設候補地及び周辺大字住民の方々の先進地視察のための旅費あるいはバス借上料等の経費を計上いたしております。

次に、農業費601万5,000円の増額についてでございますが、笠池地区の団体営水環境整備事業費の増額、3,000万円から3,600万円の事業費に増額されたわけですが、これの採択に伴います補正で測量設計委託料及び工事請負費を計上いたしております。総事業費としては、8,500万円を予定いたしております。

次に、都市計画費の公園管理費450万円の増額については、すみれ作業所の皆さん方が公園あるいは道路等の清掃を実施されており、清掃用具等管理備品の保管が必要であります。今回、プレハブの管理棟をそのための収納庫として設置するもので、今後は作業所の方々の有効なご利用を願えればと願っております。

次に、公園新設費の250万円の増額につきましては、報告第12号で説明のありました和解金の補正ですので、よろしくお願い申し上げます。

以上、歳出予算の説明を終わり、続いて歳入のご説明を申し上げますので、21ページの方へお戻りいただきたいと存じます。

県補助金の363万円につきましては、笠地区の団体営水環境整備事業の追加採択に係ります補助金を見込んでおります。

なお、不足いたします財源につきましては、平成13年度の剰余金2,352万4,000円を充当し、歳入歳出それぞれ2,715万4,000円の補正となっております。

以上、簡単でございますが、議案説明とさせていただきます。

議 長 次に、日程14番、議案第53号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 次に、26ページをお願いしたいと思います。議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成13年度の実績額の確定によりまして概算交付済額が超過いたしておりますので、平成14年度予算でもって返還するものでございます。その内訳でございますけれども、療養給付費で236万7,000円と退職者医療療養給付費で124万9,000円の合計361万6,000円でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 次に、日程15番、議案第54号、平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 恐れ入ります、34ページをお願いしたいと思います、34ページでございます。議案第54号につきましてご説明を申し上げます。

マスコミ等で既にご承知いただいておりますように、健康保険法の一部改正する法律が今年の10月1日から施行されると、主な改正点は、対象年齢の引き上げ、それから自己負担の見直し、それから高額医療費制度の改正ということをご承知いただいております。それによりまして、医療費受給者証を1割または2割負担の受給者証につくりかえをいたします。それから、所得の判定並びに高額医療費の支給額の変更のために現在の電算システムの変更費用、それから制度改正内容のPRチラシの印刷代、それから受給者への受給者証の郵送料の費用でございます。

なお、前ページ、歳入がございますけれども、これにつきましては、まだ国の方で国庫補助金並びに交付税の算入額等が未定でございますので、一般会計からの繰入金をもって措置をいたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 次に、日程16番、議案第55号、平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第55号、平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案の36ページをごらんいただきたいと存じます。介護保険制度の実施に当たりまして、策定されております介護保険事業計画で見込んでおります平成13年度の介護保険サービスの利用が、在宅サービス利用で65.29%、施設サービス利用で104.97%という状況で、全体のサービス利用実績が当初事業計画の80.67%の実績となりましたことから、保険事業勘定で3,331万3,000円の繰越金が生じました。この繰越金のうち、サービス利用計画をもとに交付を受けております国庫負担金、支払基金の第2号被保険者の保険料、県の負担金が超過交付となっております。この関係で精算償還することとなりますので、14年度の予算で償還するものでございます。

償還いたします額は、国庫負担金で486万9,000円、支払基金が153万7,000円、県の負担金が114万8,000円の合計額755万4,000円の償還となります。このため、繰越金を償還財源とした歳出補正をお願いし、繰越金と償還金の差し引き2,575万9,000円を介護保険給付の給付費の準備基金積立金に積み立てさせていただくものでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 次に、日程17番であります。その前に平成13年度の各会計について監査の結果を報告願うことにします。

吉田監査委員、報告をお願いします。

監査委員 決算審査結果報告を行います。

審査の対象といたしまして、お手元に配付しております1番から8番の、平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算及び関係書類、2番、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係書類、3番、平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算及び関係書類、4番、平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係書類、5番、平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係書類、6番、平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算及び関係書類、7番、平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算及び関係書類、8番、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査

会特別会計歳入歳出決算及び関係書類について、平成14年8月9日金曜日に審査をいたしました。

その決算書に基づき証拠書類の整理保護についてとか添付書類、そして領収書等が誤りなく処理されてあったことを報告いたします。また、財産に関する調書についても、計数はいずれも正確であり、記載方法にあっても適切であると認められました。

決算の概要につきまして、一般会計では一般会計歳入歳出決算額は歳入総額111億8,569万6,000円、歳出総額108億4,056万4,000円で、差し引き額は3億4,513万2,000円となり、翌年度へ新安部橋新設工事負担金、地蔵前橋架替工事負担金、真美ヶ丘第二小学校増築工事及び真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園階段改修事業へと繰り越した関係で、単年度収支は6,744万4,000円の赤字となっています。

その他につきましても、ページ枚数がかなりありますので省略をいたしまして、続きまして平成13年度広陵町水道事業会計決算審査についてであります。これも同じく決算及び関係帳簿、証票書類について審査いたしました。計数についても、誤りなく適正に表示されていたものを報告いたします。

また、水道料金の値上げについてでありますけれども、できれば早期に値上げを検討を強く要望しておきましたことをつけ加えておきます。

以上です。以上、簡単でありますけれども、検査審査結果の報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。40分から開会いたします。

(P.M. 2 : 23 休憩)

(P.M. 2 : 45 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

それでは、日程17番、議案第56号、57号、58号、59号、60号、61号、62号及び63号、以上8件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。収入役！お願いします。

収 入 役 それでは、13年度の一般会計の歳入歳出決算書、8つございますが、ご説明をさせていただきます。ちょっと長くなりますが、できるだけ簡潔にご報告を申し上げたいと思います。

まず、一般会計でございますが、歳入総額が111億8,569万5,525円、歳出総額が108億4,556万3,928円、歳入歳出差し引き3億4,513万1,597円

でございます。翌年度へ繰り越すべし財源が2,355万円ということで、実質収支額は3億2,158万1,597円でございます。

それでは、まず歳入の方でございますが……。

議 長 収入役、座ってください結構ですよ、どうぞ。

収入役 はい、ありがとうございます。

議 長 結構ですよ、座ってください。

収入役 そしたら、済みません、座ってさせていただきます。

まず歳入でございますが、16ページの町税の方、事項別明細の方で説明させていただきます。町税でございますが、上の方、町民税は歳入総額、町税全体で36億6,321万4,340円でございます。

そのうち町民税でございますが、個人分で16億7,796万1,309円ということで、徴収率は98.44でございます。これは現年度だけでございますが、98.44でございます。法人分でございますが、1億2,119万7,300円でございます。現年度分の徴収率は97.18%でございます。

それから、固定資産税でございますが、収入済額が16億7,723万8,228円でございます。徴収率、現年度分では95.87%でございます。

それから、第2款の地方譲与税でございますが、これは自動車の重量税あるいはガソリン税等の地方への配分でございます。1億623万5,000円でございます。

それから、一番下が利子割交付金ということで1億8,911万9,000円でございます。

それから、めくっていただきまして、地方消費税交付金でございますが、これは消費税5%のうち1%の分が地方へ配分されるわけでございますが、広陵町へ配分されましたのは2億1,154万7,000円でございます。

それから、第5款の自動車取得税交付金でございますが、これは県で徴収されまして道路の延長などにおいて配分されてくる分でございます。7,329万8,000円でございます。

それから、地方特例交付金は1億5,628万2,000円ということで、これは恒久減税に伴います補てん金といいますか、補てん措置でございます。

それから、地方交付税は、それぞれ普通交付税が26億4,821万9,000円、特別交付税が2億9,119万2,000円でございます。

それから、交通安全対策交付金でございますが、これは交通違反の切符の配分金でございます。564万1,000円でございます。

以下、分担金、負担金、そして使用料、手数料等に分かれておりますが、説明を省略させていただきます。

最後の方で、39ページの終わりの方で施設管理サービス公社からの委託精算金ということで、午前中にお話ございました6,447万6,452円は、この38ページの雑入のところで収入さしていただいております。

以下、歳入総額は111億8,569万5,525円ということでございます。

続きまして、歳出の方でございますが、43ページからは歳出になっております。添付書類といたしまして、13年度の主要施策の成果に関する報告書というのがございますので、主としてそれに記載されております成果につきましてつけ加えるという形での説明をさせていただきます。

まず、61ページをお開き願いたいと思います。下の方でございますが、IT講習会費ということで、13年度は72の講座を開かしていただきまして1,149名の受講者があったものでございます。パソコンの基本的な操作を中心に支出が執行されたわけでございます。支出済み額は1,351万6,124円でございます。

それから、続きまして84ページ、85ページでございます。福祉関係でございますが、上の方でございます、リフト付バス及び福祉自動車の購入をさしていただきました。リフト付バスは587万8,600円、福祉自動車は387万8,130円ということでございます。それから、中ほどにゲートボール場の建設費ということで、グリーンドームの建設費として総計で6,465万7,481円でございます。鉄骨鉄筋コンクリートづくりの444平方メートルでございます。それとあわせまして、管理棟が98.8平方メートルでございます。平成13年度に完成さしていただきました。

続きまして、120ページ、121ページでございます。負担金補助及び交付金ということで、それぞれ靴下産業振興事業補助金1,000万円、これは11、12、13年の継続でございます。商工会への補助金ということで、靴下の直販店への出店あるいは靴下関係の振興事業への助成をさしていただいたものでございます。それから、下の方で靴下100周年事業祭補助金ということで300万円を支出さしていただいております。これは100周年祭の事業の補助金ということでございます。

それから、128ページ、129ページは笠・ハリサキ線の事業費でございます。8月8

日に笠・ハリサキ線、百済赤部線の全線の開通をさしていただいたところでございます。

それから、132ページ、133ページは下の方でございますが、公園新設費といたしまして竹取公園の整備をさせていただきました。休養施設棟の新築、そして歩道橋の上部工などの新設をさしていただいたものでございます。

それから、138ページ、139ページの下の方の消防施設費でございますが、第3分団の施設整備ということで鉄骨づくりの2階建て121.9平方メートル、延べでございますが、121.9平方メートルの第3分団の車庫棟を建設させていただいたものでございます。

それから、150ページ、151ページは学校建設費でございます。東小学校の全面改築工事の支出でございます。4月4日の日に落成式を迎えたものでございます。

それから、160ページ、161ページは東幼稚園の全面的改築工事費でございます。鉄筋コンクリートづくりの2階建ての916平方メートルでございます。それから、あわせて真美第二小学校の附属幼稚園の園舎の増築工事もさしていただきました。鉄筋コンクリートづくりの平家で76平方メートルでございます。

それから、166、167ページの下の方の図書館費でございますが、3,004万1,509円でございますが、図書の図書購入をさしていただきました。購入冊数は1万4,436冊でございます。それ以外には、AV資料関係37点がそれ以外に含まれております。

続きまして、170ページ、171ページの下の方で地区公民館集会所等の補助金9,878万9,000円が支出さしていただいております。安部公民館鉄骨2階建て525.9平方メートルでございます。それから、百済公民館木造2階建て198.7平方メートルのこの2カ所につきまして補助金を支出さしていただいたものでございます。

それから、174ページ、175ページは文化財保護関係でございますが、巢山古墳の史跡整備といたしまして、発掘調査が約400平方メートル、そして築堤工が100メートルでございます。それから、教行寺の対面所修理事業ということで、これの補助金2,000万円を支出さしていただいております。

以上が歳出の概要でございますが、主要施策の成果に関する報告書に詳しく載っておりますので、また後ほどご覧いただけたらと思います。

以上で歳出総額が108億4,056万3,928円ということでございます。

続きまして、国民健康保険の状況の説明をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、歳入総額が18億4,612万1,978円、歳出総額が18億528万4,034円、差し引き4,083万7,944円の黒字でございます。

まず、歳入の方でございますが、208ページの事項別明細の方でご報告さしていただきます。国民健康保険税7億7,088万2,719円の収入、そして国庫支出金関係では6億5,854万8,452円という形、また療養給付費の交付金、そして県支出金等になっております。合わせまして、歳入総額は18億4,612万1,978円でございます。

それに対しまして、歳出は214ページ、215ページ以降に載っております。大部分は保険給付費関係で、11億4,365万8,903円でございます。

また、216、217ページにはそれぞれ出産一時金あるいは葬祭一時金、葬祭費等の支出もさしていただいております。出産一時金は46人ございまして、1人当たり30万円ということで1,380万円を支出さしていただいております。それから、葬祭費関係では117人の方でございます、1人当たり3万円という形の支出をさしていただいております。

それから、218、219ページでございますが、これは保健施設事業ということで支出をさしていただいております。保健事業費では、下の方の負担金で人間ドックの助成金ということで376万5,000円を支出さしていただいております。また、健康づくりの啓発用のPR誌なども発行さしていただいております。それから、委託料で577万5,000円を支払いましておりますが、これは45歳から55歳までの町内の夫婦の方を対象にアンケート調査を行ったものでございます。今後のこのデータを健康管理のために利用していきたいと、こういうことで、調査人数は5,506人ございまして、70%の回答率を得たものでございます。

以上が国民健康保険関係の事業の概要でございます。

それから、続きまして老人保健関係でございます。

歳入総額が20億5,378万1,439円、歳出総額が20億6,162万3,517円ございまして、差し引き784万2,078円の赤字となったわけでございます。

まず、歳入の方でございますが、236、237ページの事項別明細の方でご説明させていただきますと、支払基金からの交付金が14億563万5,536円ということ、また以下国庫支出金、県支出金等でございます。

それに対しまして歳出の方は、次の238、239ページでございますが、医療費関係にはほとんど出てございまして、20億1,703万1,986円が医療諸費の支出でございます。

それから、次のページの240、241ページでございますが、前年度繰上充用金ということで3,427万2,833円支出さしていただいております。これは歳入歳出の不足分につきまして翌年度の歳入から繰り上げて充用したものでございますので、また14年度の

国庫支出金等で精算させていただくと、こういうものでございます。

以上が老人保健関係でございます。

続きまして、介護保険の特別会計でございます。この介護保険の特別会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つに分かれておりますので、まず保険事業関係からご説明をさせていただきます。

歳入といたしましては、246ページ、247ページの第1款保険料以降国庫負担金、県、町の負担金、職員給与や事務費等の各款の合計で7億6,765万370円となっております。

続きまして、歳出の方でございますが、248、249ページということで、第1款の総務費では第1項から3項まで合計で1,304万2,831円でございます。

第2款の保険給付費関係では、合計で6億5,319万47円でございます。歳出全体の88.9%ということで、全体の大部分は第2款の保険給付費で占めております。執行残が多額に生じておりますのは、給付ベースで介護サービス制度施行時の事業計画の80.67%の利用実績であったためでございます。

それから、第4款の保健福祉事業につきましては、さきの議会においてもご説明させていただきましたとおり、13年度は事業執行を見直しいたしまして、極力不用額が生ずるよういたしましたものでございます。

それから、第6款の諸支出金では536万1,496円の執行となっておりますわけですが、これは後ほどご説明申し上げます新庄・當麻・広陵町の介護認定審査会の特別会計に対しまして繰り出したいたしました広陵町分の負担でございます。

それから、第8款の基金積立金は、平成12年度の決算による繰越金で基金に積み立てられたものでございます。

これらの歳出合計が7億3,433万8,294円となりまして、差し引き3,331万2,076円となったものでございます。この残額のうち、国、県等から超過交付を受けております負担金755万4,000円を償還する予定になっております。

次に、介護サービス勘定に移らさせていただきますが、250ページ、251ページでございます。

歳入は、第1款のサービス料収入の介護給付収入17万2,800円と、3款の繰越金4万5,360円の計21万8,160円でございます。サービス収入につきましては、広陵町居宅介護支援事業所のひまわりが介護保険居宅サービス計画、いわゆるケアプランの作成

に係る介護保険のサービス計画給付費の収入でございます。

歳出の方は、第1款の総務費が3万3,115円ということで、すべて事務費でございます。差し引き18万5,045円になったものでございます。

続きまして、下水道事業会計の説明をさせていただきます。

292ページ、293ページでございますが、下水道使用料が2億2,700万5,025円ということで、以下国の支出金等でございますが、歳入総額16億4,100万3,454円でございます。それに対しまして、歳出総額は16億4,100万3,454円、差し引き収支は0でございますが、平成13年度に実施いたしました工事関係は、公共分で延長にいたしまして1,523m、供用開始戸数は145戸でございます。

それから、特定環境保全公共下水道分につきましては、延長にいたしまして2,250m、供用開始戸数は160戸ということで、それぞれ普及率にいたしまして、人口比率でございますが、公共で96.8%、特定環境保全公共下水の方で83.2%の普及率を達成することができております。

続きまして、墓地会計でございますが、歳入歳出とも3,412万3,500円でございます。

概要でございますが、316、317ページでございますが、墓地使用料3,412万3,500円が中心でございます。平成13年度は、販売いたしました区画数は30区画でございます。合計、今までの既に12年度までに発売いたしました数と合わせまして1,003区画の区画がすべて完売されているという状況でございます。

それから、歳出でございますが、318、319ページでございます。これは主に墓地の管理費と、そしていわゆる公債費、起債の償還でございます。大部分が起債の償還ということでございます。

以上が平成13年度の墓地会計の概要でございます。

それから、続きまして学校給食関係でございますが、歳入総額が2億1,311万7,031円、歳出総額が2億1,055万3,636円ございまして、差し引き256万3,395円の執行の残でございます。

336ページ、337ページ以降に事項別明細に書いております。歳入の主なものは、学校給食の保護者負担金で9,887万6,254円、そして一般会計からの繰入金で1億545万2,245円でございます。それに対しまして、歳出は次のページの338、339ページでございますが、人件費と材料費、給食材料費と賄い材料費ということで、歳出は中

心はその2つになっております。

続きます、新庄・當麻・広陵町介護認定審査会の特別会計の報告でございます。

この会計につきましては、単年度ごとに各町の負担金で精算すると、こういう形になっております。歳入歳出はそれぞれ同額になっておりますので、その点ご了解お願いしたいと思います。歳入歳出、それぞれ1,498万2,687円でございます。

まず、歳入でございますが、348ページ、349ページでございますが、それぞれ負担金962万1,191円でございますが、これは介護認定審査会の運営に要した経費のうちの新庄と當麻からの負担金でございます。

次の、第2款につきましては広陵町の負担分536万1,496円、これを介護保険の特別会計から繰り入れしているものでございまして、歳入総額が1,498万2,687円というふうになっております。

それから、歳出につきましては、総務費のみでございます。総務管理費で1,107万4,815円、これは職員の給与関係と事務費の経費でございます。

それから、第2項の介護認定審査会の390万7,872円につきましては、審査委員の報酬及び費用弁償の関係の費用でございます。歳入歳出同額という形になっておるものでございます。

以上、簡単な説明で申しわけないですが、8会計の決算の概要を報告終わらせていただきます。

議 長 ご苦労さまでした。

議 長 次に、日程18番、議案第64号、平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 水道局長！お願いします。

水道局長 水道会計の決算の報告書の説明の前に、皆さん方に一言御礼を申し上げます。ことしは降雨量が極端に少なかったことによりまして、6月26日に第1回目の給水制限がありました。そして、8月16日に第2回目の給水制限が実施されたわけでございます。しかし、幸いにいたしまして、1回目のときには台風6号及び7号の影響をもちまして恵みの雨をもたらしてくれました。そして、2回目におきましても、またも台風15号の本土への接近の影響で貴重な雨をもたらしてくれたわけでございます。そうした結果を得まして、ことしの渇水期の難を脱することができたと思っております。

この間には、町民の皆さん方にはいろいろと節水にご協力をいただきました。そして、議

員の方々には何かとご心配をおかけいたしました。心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、今月の9月2日には県渇水対策本部が解散されました。それと同時に、給水制限も解除されたわけでございます。したがって、本町の給水関係につきましてはすべての面で正常に戻ったものでございます。本当にありがとうございました。

それでは、説明をさせていただきます。

決算書の386ページをお願いいたします。平成13年度広陵町水道事業報告書でございます。

まず、営業面からご説明を申し上げます。平成13年度末における給水人口は3万2,127人で、前年度に比べ75人、率にしまして0.23%増加いたしました。しかしながら、給水量につきましては、年間総給水量が392万9,223立米と前年度に比べまして1.05%減少いたしました。また、有収水量につきましても358万5,121立米と0.84%減少したわけでございます。また、1日の最大の給水量は1万3,260立米、1日の平均給水量は1万765立米でございました。

なお、県水受託量は総給水量の72.97%に当たる286万7,028立米でございました。これらの業務量につきましては、402ページから403ページに前年度との比較表がございますので、後刻ご参照いただければと思います。

続きまして、建設改良関係についてご説明を申し上げます。

まず、3条予算につきましては、修繕費で各種ポンプや水位計、流量計など機器設備の維持修繕を行い、委託料では有収率向上の一環といたしまして漏水調査を実施いたしました。また、受託工事費では、下水道事業に伴う水道管移設工事が15件で3,233万4,750円、消火栓の設置工事が1件で341万2,500円、内訳は沢、平尾、大垣内、百済の4大字でございます。そして、東幼稚園改築に伴う移設工事が1件で420万円、県の河川工事に伴う移設工事が3件で1,124万5,500円、排水管布設替え工事に伴う移設工事が1件で42万円の工事をそれぞれ行いました。

次に、4条予算におきましては、建設改良費で排水管の布設工事が6件で5,387万4,450円、老朽管の布設替え工事が11件で5,957万9,100円、場内防護ネット設置及びガレージ解体工事が58万6,950円、下水道事業に伴う布設替え工事が14件で4,645万7,250円、都市基盤整備公団による真美ヶ丘地区内整備に伴う排水管布設工事が6件で6,083万4,900円、県の土庫川河川に伴う排水場内の排水管布設工事

が3件で1,447万1,100円の工事を実施いたしました。また、施設整備では、大野配水場の計装盤の更新工事及び神主新井戸の試掘工事を実施いたしました。

なお、ただいま申し上げました工事の内容につきましては、390ページから397ページには4条予算による工事を、398ページから401ページには3条予算による工事について一覧表にしてありますので、ご参照を願いたいと思います。

次に、経理面についてですが、3条予算の収益的収入につきましては、営業収益が7億7,938万2,000円、営業費用が8億3,614万2,000円で、差し引き5,676万円の損失となりました。その主な原因は、費用におきましては井戸の老朽化に伴う自己水の減少により県水への依存割合が高くなったことや、施設、設備などの維持修繕費及び減価償却費の増加により給水原価が高くなったこととあわせ、収益につきましては長引く景気の低迷による大口需要者の使用水量の減少や、夏場の渇水による節水などにより料金収入が減少したことによるものと考えております。

一方、営業外での収支におきましても、収益が918万3,000円に対しまして、費用が1,009万3,000円で91万円の損失となりました。よって、経常経費は5,767万円となりました。また、特別損失として109万4,000円が生じました。これは過年度水道料金の滞納整理によるものでございます。これらの結果、平成13年度の損失額は5,876万4,000円となったものでございます。

次に、4条予算の資本的収支についてですが、工事負担金の1億7,620万9,000円の収入額に対しまして、建設改良費2億8,097万9,000円、企業債償還金527万7,000円、合計支出額2億8,625万4,000円となり、1億1,004万5,000円の不足額が生じました。この不足額は、当年度分消費税資本的収支調整額451万2,000円と、過年度分損益勘定利用資金1億553万3,000円で補てんをいたしました。

なお、今後も水道事業の経営に当たりましては、水需要の動向を見据えながら、配水場施設整備計画に基づき効率的な整備を行うとともに、有収率の向上など一層の効率運営に努め、あわせて料金改定も視野に入れた財政健全化に取り組んでいく所存でございますので、よろしく願いをいたします。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。

なお、決算書につきましては362ページから365ページに、決算に関する財務諸表につきましては370ページから381ページに、そして補助説明及び内訳説明としての附属書類を386ページから425ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思いま

す。

終わります。ありがとうございました。

議 長 ご苦労さまでした。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため、9月6日から9月10日までの5日間を休会としたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、9月6日から9月10日までの5日間を休会いたします。

9月11日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(P.M. 3 : 28 散会)

平成14年9月11日広陵町議会
第3回定例会会議録（2日目）

平成14年9月11日広陵町議会第3回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
都市整備部長	吉村正勝	水道局長	中尾勝
教育委員会事務局長	竹田健次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	乾善雄 野村克也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第48号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
2	議案第49号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
3	議案第50号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
4	議案第51号 広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結について
5	議案第52号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
6	議案第53号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
7	議案第54号 平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)
8	議案第55号 平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
9	議案第56号 平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第57号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11	議案第58号 平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
12	議案第59号 平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第60号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第61号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第62号 平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
16	議案第63号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
17	議案第64号 平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定について
18	議案第65号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
19	一 般 質 問

議 長 それでは、日程1番、議案第48号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員!

4 番議員 結局、新清掃センター建設室を改めるということが主眼だと思うんですが、企画財政部あるいは総務部のこの充実が図られるというように思うわけですが、この特に企画財政部の充実というのは非常に大きな課題を持っていると思うわけですが、この点での、いわゆる設置したその理由について、再度、本会議でお尋ねしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 おっしゃっていただくとおり企画財政部の充実ということで、総務部の中に現在あるわけですが、この中で、現在の住民がいわゆる求めている部門といいますか要求される部門というのが自治体としてその構築を図っていききたいということで、情報公開の部門あるいは電子自治体と、いわゆる電算部門というものを充実させていききたいと、それと現在抱えております合併問題等専門的にやはり研究をしていくという部門を充実させたいということで、総務部から企画財政部の中の情報システム課という一つの課で独立させて業務をしていきたいというねらいがございます。よろしくお願いします。

議 長 5 番議員！

5 番議員 電子計算システムの充実ということなんですけれども、この主要施策の報告書を見ましても、かなりシステム化されてきているなというふうに思うわけですが、このような庁内のシステムが行く行くは政府のネットワークシステムと結合されていくというような可能性がどのように考えていただけるのか、このような細かい情報が国の方で一括して握られると、管理されるということにつながるのかどうか、その点について確認をしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 端的に申し上げますと、つながらないと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程 2 番、議案第 4 9 号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することにつ

いてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程3番、議案第50号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 今回の政府の医療改悪に伴う広陵町の条例改正なんですけれども、これは広陵町の独自の条例であって、政府の方の医療制度の改正に伴って直ちに改正をしなければならないというものではないと思います。住民の利益を踏まえた中で、この広陵町の住民の皆さんの意向を把握して、そして改正、また一方では、今世論として求められているのは充実の方向に向けて求められているわけなんですけど、今回は、政府の改正の中で連動して住民負担が多くなるというような条例改正になっているわけなんですけど、この直ちに条例改正されるということについて、どのようなお考えでなさったのか、お聞きをまずしたいと思います。

それから、もう一つは、これによりまして影響額がどの程度になるのか。ことしであれば、半年分でわずかの影響額なんですけど、5年間で完結する内容になってまいりますので、5年間でいけばどの程度の影響額になると予想されているのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お答えを申し上げます。

これはご承知のように国の法律の改正によりまして、今まではご承知のように70歳からは直ちにもう老人保健法の適用なりまして、どの所得の方であろうとも1割の負担になりますよと、こういうことになってたわけですね。それが今度は75歳にこう引き上げられているということですね。だから、老人、 の適用者は65から69歳の方だと、そういうことですので、やはりその辺のところは直ちに変えなければ整合性といいますか、なってまいり

ますので、当然、今回こういうふうな年齢の規定をさせていただいたと、こういうことでございます。

それから、この影響ということなんですけれども、につきましては、ご承知いただいておりますように、今現在では個人負担は、平均、13年度で見ますと、1人平均月1,400円程度を支払っていただいております。それが今回のこういうあれによりましては約2,000円程度になるのではないかなど。

それ以外の町の財政に及ぼす影響につきましては、このものは直接ございません。今度の老人保健の方では影響してまいりますけれども、このものでは関係がございませんので、その辺のところご承知おきをいただいたらと思います。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 今回は本当に大変な高齢者の皆さんにとって医療の改悪がなされる中で、今ご答弁いただきましたように1人の平均の医療費の負担額が大変にふえていくということで、また介護保険の負担増等々、高齢者の皆さんのお暮らしを直撃する大変な内容でございます。

そういう点につきまして、広陵町として独自でもこれらの広陵町の高齢者の皆さんの健康と暮らしを守っていくという立場で新たなる施策も必要になってきた時代ではないかと思うわけですが、それについて、そのような方向でのご検討をしていただいた経緯があるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、今回は、本当に高齢者の皆さんが入院された場合に医療の改悪の中で3カ月で退院を強制されるような実態が浮かび上がってくるわけで、介護保険との連動の中で、これも具体的に大変な問題になることが予測されますが、そういう点についてはどのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 この件について町の方の方針の検討をしたかと、こういうことでございます。

しかし、議員さんもお承知いただいておりますように、国の方では医療費が年々高齢化に伴いまして増加してきていると。それで、老人保健につきましても、このままの状態ではとても将来皆さんに保険をそのまま給付していくことは不可能な状態になってきているということはお承知いただいていると思います。だから、そのほかの政府管掌の保険につきましても、また基金が底をつきまして、もう保険料をアップしなければ、とてもじゃないけれどもそれが持たないということ等はご承知いただいていると思います。

だから、国の方においても、やはり応分のご負担をいただかなければならない。町の財政

を見ていただきましても、国民健康保険は13年度では少し12年度の繰り越し等もございまして少しの余裕はございますけれども、それも1カ月の医療費の半分程度しかお金を持っておりません。だから、このままの状態で行きますと、いずれかはやはり改正等を考えなければならない時期が来るのではないだろうかと、かように今思っております。

それから、介護保険の方につきましては、私の方は国民健康保険税と一緒に介護の保険税をいただいております。40歳から64歳までの方なんですけれども、これにつきましても、12年度は当初ですので余剰金は出ましたけれども、13年度はそれを食いまして、まだ二百何万円は出ておりますけれども、このままでもいきますと、やはりあとの14年度では赤字が出てくるのではないだろうかなど。だから、これにつきましても、15年度から17年度までの3年間の介護保険料につきましても、やはり国からの拠出金の割り当てもございしますので、改正もいずれは考えなければならないかと、かように思っておるところでございます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 これ自体が国や県のいわゆる助成制度全般にかかわる問題になっているわけです。特に国保あるいは老人保健法とのかかわりがありますので、そのところでも質問をしなきゃならないと思いますけども、その中で関連する部分で質問しておきたいと思います。

まず、きょうの日経新聞なんですけれども、ここに「社会保障負担2.5兆円増。来年度保険料上げなど響く」という形できょうの日経新聞に書かれているわけです。これはトップです、1面トップに書かれています。それだけ小泉内閣のいわゆる構造改革というのがいかにひどい痛みなのかという問題が浮き上がっているんであらうと思います。そしてそのときに、今部長が広陵町のいわゆるマル老助成制度の中身について、改正もやむを得ないという形で答弁をいただいているわけなんですけれども、実際に地方自治、地方分権を徹底させていくということになれば、広陵町独自の考え方というのがあってしかるべきだと思うんですね。そういう中でどんな議論をしたのかという問題が一つ課題になってくるだろうと思うんですが、ここで明らかにさせたい問題は、例えば、この改正で、今まで平均1人当たり1,400円であったものが2,000円程度にはね上がる、大きなこれは負担になるわけです。パーセントで言うと非常に大きな数字になるわけです。この一つ一つの金額、例えば10円、20円、50円という金額というのは少ないかもしれませんが、率で言えば、全体の中では非常に大きな負担増になってくる。特にこの場合については、平均で600円もの負担増になるということは、率からいうと非常に大きなものになっています。これだけ

の負担をお年寄りに背負わすという点で、本当にこの事業を行う当事者、いわゆる住民の命と健康を預かる当事者として、職員及び理事者として痛みを感じることもあるのかどうか、この点について真剣に考えていただきたいわけですが、まずそのことをお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる全体として医療費の問題について、いわゆる国民健康保険にかかわる点については、今度のいわゆる医療法全体の改悪の中で3, 200億円の負担増が見込まれていると。いわゆる国民健康保険に加入されてる方々の総計として見込まれているということが上げられているわけなんですけれども、この機会にこのいわゆるの部分とは別枠ですけれども、この負担増から見て、広陵町でどれぐらいの負担増になるのかという点についてもお答えを願いたいと思います。

もし必要であれば、国保会計あるいは老人保健法のところでも結構ですけれども、これにあわせていずれ質問が出るわけですので、可能であればお答えを願いたいと思います。

議 長 住民福祉部長！

住民生活部長 まず1点目の、の住民の負担につきまして町としてどういうふうに考えているのか、また、その個人さんの負担増についての痛みはどうかというところでございます。

それにつきましては、私の方もその辺は十分に考えてはおりますけれども、しかし、医療費全体から見ました場合、やはりやむを得ないのではないかなというところで思っておるところでございます。これにつきましては、ご承知いただいておりますように、町と県がそれぞれ2分の1ずつを負担してやっておりますので、あとはまた国の方でもそういうふうにご負担を願えれば一番町も助かりますし、また県の方、国の方も助かりますし、個人さんはもちろんいいんじゃないかなと、かように思っておるところでございます。

それから、もう一点の、影響額というところでございますけれども、おっしゃってるの、恐らく国保の全般ということで、老人保健法のところでそれぞれ今回の改正ではどういう影響があるのかと、こういうことだと思います。だからそのときにお答えはさせていただいてよろしいですかしら。（4番議員「はい、結構です。」）

議 長 4番議員！

4番議員 今試算すると、平均で1, 400円が2, 000円になるっちは、13%強の値上げ、いわゆる負担増になるわけなんです。ああ、もっとか。2割近くな、倍近いから。計算どこで間違えたかや。どっちにしても倍近い値上がりになるわけですから、非常

に高い値上げになっているわけなんです。

これに対して、今、医療費全体から見ればやむを得ないということをおっしゃっているわけですが、実際にこの原因について本当の国民の側に責任があるのか、あるいは広陵町民の方々に責任があるのか、そういう観点から見る必要があると思うんです。やむを得ないという点で言えば、財政的に税がどこに使われるかということから来る問題であって、国の制度に全般にかかわる問題なわけでありまして。そしてそれを、地方自治を預かる町長を初め、職員の方々が、どれだけその点についての認識を深めているのかということが必要だと思うんですが、第1点に、この間の医療費にかかわる患者負担、いわゆる、あるいは税からいえば加入者負担について、国のいわゆる負担金が大幅に下がっている、こういう実態に対してどのように考えられるのか。これをやむを得ないという形であれば、地方自治全般の危機と言われている問題について議論しにくくなっていくわけなので、その点での認識については、やっぱり一致させていく必要があると思うんです。

そういう前提に立って地方自治の改革、現場におられる方々の努力、生き残りをかけた自治体のあり方という問題については意見の違いがあると思うんですけれども、いわゆる加入者や診察を受ける患者の方々に責任があってこのような負担増になってきているのか。これは一致できる問題ではないかと思しますので、その点は確認したいというように思うんです。

医療費全体から見ればやむを得ないという認識の奥に含まれている問題点について、私は国が負担を減らしてきている。そして税のかかわり方について、公共事業がこの90年代に入って非常に大きく伸びてきた。社会保障が全般に、特に医療、福祉の分野にわたっては国の負担を、従来からの負担を切り下げてきたと、こういう事実があるわけなんですけれども、この点については、地方自治から見れば非常に危険な、また自治体の携わる者にとっては非常にゆゆしき不満を持つ問題だというように思いますけれども、その点の視点はいかがでしょうか。これは、町長及び担当者も含めてお答え願いたいと思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 先ほど申しあげました個人さんの負担増につきましては、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

あくまでも13年度のかかっておられる方の人数、また費用額から出した平均ということで、概算ということでご承知おきをいただきたい。必ずしも1,400円が皆すべて2,000円になるということではございませんので、その辺は。（4番議員「平均やな。」）え

え、平均ですので、ご理解をいただけたらと思います。

それから、国の方の件なんですけれども、国も、先ほど言いましたように国も多額の借金も抱えております。地方自治体もそれぞれの市町村で多額の借金を抱えておりますし、本来、こういう医療につきましても当然国の方でやっていただくのが当たり前ではないかなと、こういうような認識は十分いたしておるところでございます。

議 長 町長！

町 長 寺前議員が、こうした財政の状況、認識を深めているかどうかというご質問でございますが、今、片山総務大臣が提案をしている事項が今論議を呼んでいるわけでございます。この大臣のおっしゃんには、国は財源として6割を集めているんですね。地方が4割の税収を集めている。歳出におきましては、国は4割で地方が6割負担をしているという、これをアンバランスなことを総務大臣が提唱をなさっているんです。これを改めなければ、地方の時代だと言っても地方は何もできないと。国にお願いするばかりであるというのが実態なんです。これを地方にもっと税財源を与えるというのが総務大臣の提案でございます。

私ども、全国町村会とか県下の市町村会によりましても、これで論議を交わしているところでございます。いち早く市町村にもこの税財源を移譲するというのが私たちが町の特色ある行政が展開できるのでございまして、現在のところ、何らこの財源のないところがございますので、国の言われるままにしか動けないというのが実態でございまして、こうしたところは十分ご認識を新たにしていきたいなど。総務大臣のおっしゃっていることはいろんな分野に申されておりますので、これからこの提案については審議をなされていくものでございます。現在そんな状況でございまして、私どもは、国からの移譲される税財源がなければ何ら動けないという、そんな認識でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程4番、議案第51号、広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 10番議員！

10番議員 ちょっと初歩的なことでお尋ねしたいと思います。

これ、図書館電動式移動書架、これだけで16万冊、現在で20万冊可能とかお聞きしておりましたが、初歩的でちょっとお尋ねしたいと思いますんですけど、当初から、当初建設時から当然いろんな想定のもとで最終的な冊ももう考えておられたと思うのですが、今このときにこれを追加していく。ましてレールもちゃんと引いてほとんど簡単にできることになってたとお聞きして、これは当然だと思う反面、それであれば、建設当初からこれをやるという、こういう形でやっていくべきであったんじゃないかなと、ちょっとこう疑問に思うたから、初歩的なことでございますから、お答えをお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 将来を見込んだ中で、当初の建設の中でレールと大々的に工事を伴う件につきまして対応しといたと。あと、電動式移動書架につきましては、現在、当分固定書架の中で、今後2階等のスペースも踏まえた中でそういう形に整備していこうやないかという形で、当初の計画で実施さしていただいた内容でございます。はい。

議 長 10番議員！

10番議員 はい、わかりました。

それであれば、ほんなら、当初からそういうことはできなかったという何かあるわけ。

当初にもう、建設時にそれを、電動のこれをやとくことが必要なかったわけ。それちょっと聞いてんねけどな。当初からする、これ安うつくのかなあと思うたりして聞いているわけやね。新たにするより当初から、開館当初からの。（教育委員会事務局長「わかりました。」）そういう意味で。（教育委員会事務局長「はい。」）

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 当初、冊数等も勘案した中で、やはり過剰な財源を投じた中でしておくということも不必要やかという点も勘案した中で計画さしていただいたわけでございます。はい。（10番議員「ああ、そう。もうええ、はい。」）

議 長 よろしいですか。 総務部長！

総務部長 私担当ではなかったんですけど、当初に、今回の補正の査定のときに我々も疑問に感じたわけです。おっしゃってることは、当初レールまで引いてるのになぜしてないんやというのは、正直な話、そういう実感わきました。

ほんで、その中で調べていくと、やはり20万冊という理想の蔵書冊数が問題になってきたんやかないかと。それをやはり、図書館としての機能を働かし、やはり充実した図書館で

ある理想は20万冊であるが、やはりそれに伴うての財源の確保というものが問題になってきたときに、現在のところで辛抱でけんのやったら17万冊でもいけるやないかというような判断で、当初、その工事の中に含まなかったというのが状況ではないかというふうに感じました。

ほんで、やはりこういう時代になってきますと、やはり住民のニーズというものをとらえた中で、これはやはり当初から20万冊という理想を実現していかなくてはならないということで、毎年3万冊ずつ蔵書をさしていただいていると、予算組をさしていただいている。

ただこれを今回、工事やなしに備品にしたというのは、いわゆる工事的にはもう既にルールもでき上がってるし、電源さえつなぎゃこんでできるんやないかと。これは工事というよりも備品購入でやれば、もっと効率的に安くできるんじゃないかという判断で今回さしていただいて、議案として上程さしていただいたと、こういう状況の中で経過はあると思いますので、よろしくご了承をいただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。 13番議員！

13番議員 こういう、建物の入札と違うてこういう備品ちゅうんか、こういうもの入札は、非常にわかりにくいっていうか、例えたら、これ5社が入札された。こういうものをつくるメーカー、これは一体日本のメーカーとして何社ぐらいあるんかということなんです。そして、この入札される時、メーカーは何か、どこのメーカーということは指定しなかったという話、説明で受けたと思うんですけども、そしたら、入札される時には、その各この入札者、この人たちはどこのメーカーの品物で設備するということを書き添えて入札に応じて入札されるんか。ちょっとその辺のことについてお聞きいたしておきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 メーカーにつきまして、メーカー指定しなかったという当初の説明に対しておっしゃってると思うわけですが、大手メーカーとして2社ほどあるわけです。しかし、あと付随して、それに似た商品を製造している業者も数社ございます。そうした中で、仕様書に基づきまして同等品という形で、性能的に同等品であれば、やはりできるだけ安くうちも設置していただきたいというような観点で、そういう意味で仕様書に基づいて競争入札さしていただいた結果でございます。はい。（13番議員「じゃあ、入札のときにどれを入れるとか、どこのメーカーのやつ入れるとか、そういうことは入札のときには、そのちょっと、その辺を聞いてんね。」）はい、メーカー指定はしなかったわけです。はい。（13番議員

「入札のときには。」) はい、同等品という形で。(13番議員「入札のときには、どこの商品ですとかというようなことは入札書には一切関係ないわけ。」) はい。

議 長 総務部長！

総務部長 まず、書架のこの設置の仕様書というものを、まずつくらせていただきます。基本的に。これ極端に、レールの位置を変えてもらっても結構ですよと、あなたとこのメーカーでこれだけのうちの条件の中でやってもらえるのであれば、レールの位置を変えて可動式にしていたければ結構ですよというところまで譲歩してます。

メーカーを指定すると、先ほど局長が言いましたように、当初予定の中に入っていたメーカーは2社ほどしかないんです。この2社で競争させてこれ競争になるんかということが、まず疑問でございました。ほかのメーカーでもできないことはないのかということの研究してもらった中で、ほかのメーカーでもできるやないかと。いわゆる電動式というものはどういうものかということ定義してもらって、それに合った品物であれば結構ですよということで仕様書をつくらせていただいたと。そやから、入札の条件を広げさせてもらって競争力を働かそうという、こういう思いがございました。

議 長 13番議員！

13番議員 いろいろこれ大変難しい入札だと思うんです。

ただ、ここに出てる入札で応札された金額ちゅうのはそれほど変わらんわけですわね。大した差がないと。だから、本来、そういうような形でやられたら、それをうまく組み合わせられたら、非常にほんまの一流メーカー言うたらおかしいですけども、一流メーカーの品物とそういうほかの物との間にはかなり差が出てくるんじゃないかと。これはもう事務機器については特にそういう面はあるわけなんです。しかし余り差がないから、僕はこれ、ある一定の1社、入札は5社でやってるけども、実質は1メーカーの品物かなあと、そういう具合に解釈したわけなんですけど。それなら、出てくるとこ一緒なら、よう似た金額になってしもうて当然じゃないかなあと。

だから、その辺で非常に難しいとは思いますが、仕様書のとおりやったら、機械物ですんで、その丈夫さとかいろんな面については、それこそ仕様書の中でなかなか書けない問題があるんじゃないかと思うんです。それは実績、今までのメーカーの実績等によってそういうものがあらわされてるというようなところがありましたので、ちょっとその辺どうかと思うて質問させていただいたわけでございます。

議 長 総務部長！

総務部長 工事と違いまして、備品の場合の予定価格、いわゆる設計価格等は公表しておりませんが、今、入札の金額についてはほとんど開きがないと、入札結果でございますが、我々この仕様書に基づいて設計いたしました額については、2,300万円を超えてる額を一応設計しております。これに対しての入札という結果になっておりますので、その辺もちょっとご了承をいただきたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程5番、議案第52号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員!

12番議員 ちょっと興味のあるところをちょっと質問したいと思います。

この資料23ページ、いわゆる運動公園内に公園の管理棟設置と、これは一応こういう形で今回予算するんですが、これはどうでしょうか、将来的に、余りこの間借りのような形態をこのままずっと続けていくんか、あるいはもう将来的には専用のと、こういうのが当然流れとしては出てくると思うんです。やはりいつか、市町村合併になったときにその辺も大きな形も出てくるんですが、将来的にはどうでしょうか。そろそろやはりそういうふうな専門的な、専門施設などが必要ではないだろうか。形は一応こういう形で今回予算考えてと、わかるんですけど、やはり人数もふえてくるけど、その辺の公園との兼ね合いから考えて、今後、いかなる方向に進めていくべきかという、ちょっと公園の管理業務とも関連しますので、いつまでもいつまでもこういう形態はやはりちょっと不自然な形になってくと思いますので、将来的な傾向っていうんですか、目標っていうんですか、その辺はどういうお考えを持っているのかと。今回の予算、こんな予算処理で、緊急的ということでこれはいいんですけど、どうでしょうか、その辺の考えは。

議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 ただいまおっしゃっていただきました内容を踏まえております。

今お尋ねいただきました、いつまでも何も間借りができひんやないかと、将来的な計画はどうやというご質問をいただきました。これまさに、既に定めております障害者計画の中の施設整備という点をとらえておりました、将来、合併問題を抜きにいたしましても、計画的に施設整備を整えていかなければならないという考えを持っております。

それで、今、恒久的ということに判断をいたしますと、障害者計画はどないなんねんというふうな相反することが出てまいりますので、あくまでも一つの方針として、この計画をもとにすべての障害をお持ちの方を対象に活用できる施設の整備というものは切り離して今回考えさしていただいたと。今議員さんがおっしゃっていただきました内容のもとを踏まえての判断であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 同じくその管理棟の設置工事についてですけれども、6月議会の総務委員会の中で、平岡町長の方が私の質問に対して、9月議会で総合障害者センターについては計画を明らかにするのでしばらく待ってほしいということでしたので、私はそれ以上の質問を避けて、次のこの9月議会に期待していたところなんですけれども、その6月議会の総務委員会の中でご答弁された趣旨について、まず確認したいと思います。

議 長 健康福祉部長！（5番議員「町長をお願いします。」）

健康福祉部長 ちょっと申しわけございません。ちょっと町長より先にお答えさしていただくことをおわび申し上げます。

6月の総務委員会でお尋ねいただきました内容で町長が答弁を申しあげましたのは、その当時から現在の方向で、すみれ作業所のまの拡充というものを考えておりますので、それについての答弁をしていただいたというふうに、我々事務者としてもとっております。

なお、障害者計画そのもの、障害者の施設計画そのものについて、6月の時点で9月に出すという計画は持っておりませんので、まず、その辺、誤解であったかとは私も思いますが、そういうふうに我々も理解をしてその町長の答弁を受け取っております。出しゃばって申しわけございませんが、そういうことでございます。

議 長 町長！

町 長 6月議会に私の思いというものをお伝えをしたわけですが、そのときは、旧の東幼稚園の園舎をすみれ作業所に利用させてはどうかという趣旨のご提案でございませ

た。私はそのときは、東幼稚園はやはり県民グラウンドの駐車場等関連用地として使わして
いただくと。すみれ作業所については次の議会までに、現在手狭である旨の申し出がありま
すので何らかいい方法を考えさしていただく。次の議会にはお答えできるようにはしたいと
いう趣旨のことを申し上げておったのでございます。

今回提案をいたしておりますのは、名前こそすみれ作業所とは出ておりませんが、県民グ
ラウンドやいろんなところをお掃除をしていただいたり、公園の管理をしていただいている
わけでございます。そうした管理をされているそういう関係上、管理事務所を増設をして、
ここを本拠としていろんな活動をしていただこうと、そういう思いでご提案をさせていただ
いた次第でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 9月議会でははっきりと総合障害者センターの計画について、福祉センターでした
か、言葉の方はどっちだったかと思いますが、そういう障害者施設の計画について提案する
ということで、今回の議運の中でもそれにかわるものだという説明を総務部長の方からもし
ていただいたわけですか。ですから、今大西部長おっしゃった誤解というのは、大変曲解され
た言い方であります。

それから、町長、もし当初からそういうご算段であれば率直にそういうことをご答弁して
いただくのが、議会としての信頼関係の問題ではなかろうかということを引きつぱりと指摘
しておきたいと思っております。

それを踏まえて、今、町長も選挙のときに公約なさった、本当に多くの皆さんから期待さ
れている施設なんですね。すみれ作業所だけではなくて、ほかの障害者団体の方も大きな
期待を抱いておられるんです。ですから、それについては任期中に明らかにしていただくの
が町長の責務だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長 町長！

町 長 任期中に対応せよというようなご意見でございますが、私は、すべての事業につい
て、住民の生活を支えてやる、これが私どもの仕事でございますので、いかなる分野の人で
あっても暮らしのいい生活のできますように私どもは一生懸命努力するのみでございます。

何分、多岐にわたる行政分野でございますので、限られた予算でございますので、一生懸
命努力するのみということをお答えを申し上げておきたいと思っております。

議 長 ほかに。 3番議員！

3番議員 衛生費の方で、保健衛生で、手数料が今度の家電リサイクル法に不法投棄が非常に

ふえてきているということで先日していただいたわけですが、その資料もいただいているわけですが、これが今までと比較してどうだったのか、ほんでまた、非常に家電リサイクルだけではなくっていろんな形での不法投棄がふえてきていると思うんですけれども、その場所、どういう場所にどういうふうにされてきているのか、例えば、私有地であるとか、土手とか川とかというふうなこともあるだろうと思うんですけれども。

それと、今後の対策としていろいろとご検討いただいていると思うんですが、その内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 家電リサイクルの不法投棄場所なんですけれども、主にはやはり河川が、うちの大きな河川が3つありますのでそういうところ、それから、各集落につきましても、この人の目につかないところ、そういうところに捨ててるとするのが主なんです。といいます、集落にといいますと、例えば、竹やぶのそばとか、また雑木林のそばとか、そういうところと河川ということでご理解をいただいたらと思います。

議 長 よろしいですか。 3番議員！

3番議員 今、先ほどちょっと質問させていただいたのは、そういう場所と、それから今後の対策、それから、リサイクル法が施行される前との比較もお聞き願ったわけですが、それが、前回の質問のちょっとまだお答えいただいてない分なんですけれども、それと、今後、今、不法投棄がされてきていることに対して今いろいろ監視体制とか、例えば、パトロールなんかは職員の中でしていただいているとかというふうなことはあるだろうと思うんですけれども、その中でもこういう形でふえてきているということですので、やはりそれ以上の何かが必要なのではないかと。それについてどういうふうにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 失礼をいたしまして、まず1点目の、法施行前と後の状況はどうなのか、これにつきましては、以前にもご質問いただいたと思いますが、ちょっと私の方では法施行以前の状況についてはつかんでおりません。清掃センターの方でお願い、それまではしておりますんで、申しわけないんですけれども。

それから、こういう不法投棄がふえてきているということの状況の中で対策ということをおっしゃっていただいております。パトロールは定期的に職員がやっております。それ以外につきましては、ご承知のように環境の保全指導員の女性の方お願いしておりますのでその

方に、そういう不法投棄はもちろん、いろんな不法の広告物、違反広告物、それとか、また、燃やしているという野焼き、そういうもんについてもどうぞご連絡をいただきたいというところで指導員の方にはお願いをし、またその状況の報告をいただくような書類等もお渡しをさせていただいてると。それ以外には、広報等で始終、野焼きにつきましても不法投棄につきましても違反広告物につきましてもPRはしておりますけれども、なかなか、イタチごっこといいますか、で困っておるような状況でございます。

それ以外にも、大字の区長さんと自治会長さん等からも、あこに不法投棄をしている、野焼きがあるとかということでのご連絡はいただくようお願いはいたしておるところでございます。以上です。

議 長 4 番議員！

4 番議員 まず最初の、日々雇用職員の点ですけれども、これは雇用対策にもプラスなという点ですが、全体として日々雇用職員が非常にふえてきていると。13年度決算でも見られるところですが、この点で、職員のいわゆる増減、広陵町の業務から見た場合の職員のいわゆる採用計画等々から見て、この日々雇用職員の採用という関係を教えていただきたいというように思うんです。

それと、この賃金の決め方、これはいわゆる業種によっていろいろあろうというように当然あるわけなんです、その点、どのような形で今回の方については当てはめられているのか、教えていただきたいと思います。

それから、いわゆる不法投棄の問題ですけれども、この数字から見ると、8月までの不法投棄というのは少し減っているわけなんです。年度末、これは13年度と14年度と比較するという点では、法改正した後の内容ですので変わってくる面もあるかと思いますが、これも、全体の不法投棄の状況という問題も把握されているというように思うんですが、それ、先ほど片岡議員も質問していたんですけれども、そういう内容から見て、広陵町の不法投棄の状況はどのような流れになっているのか、教えていただきたいというように思うんです。これは、いわゆるごみ処理計画の中での議論の一つでもあったわけですので、そういう点の視点からもこの不法投棄全般の状況っていうのを把握していただいて、報告いただきたいということでもあります。

それと、笠のいわゆる池ですけれども、この池の改修あるいは池全般の改修、水環境という形で広陵町も各場所について行っていただいているわけなんです、この水環境整備という点で言えば、憩いの場所として活用していく、こういう問題、あるいはこういう点での施

策であろうというように思うんですが、その視点がないように思うんです。だから、例えば六道山の柏手池の場合については公園化していただいて、お年寄りの方々あるいは幼児の遊び場所となって、夏でも夕方になると非常に人の散策が出ていたわけですけども、その視点を明確にした水環境整備という問題が必要だと思うんですが、この点で、この成果を含めて、この受け取り方を改善していくというような方向性を出していただきたい。特に、笠については、いわゆるさわやかホールの裏にあるという点で、活用方法をもっと考えられる可能性があると思うんですが、その点についての視点の議論も、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどから出ている管理棟の設置工事です、福祉作業所の建設ということになっているんですけども、これは、すみれ作業所の使いやすい、あるいはまた将来計画を見越した問題として、どういう視点から設置を考えた設計になったのか、そういう設置の考え方、思想について不足されている部分があると思うんです。これは非常に大事な問題で、先ほどから、あるいはまたこれは党の議員からも再三出ている、いわゆる総合的な障害者施設の中で言えば、非常に屈折した建物になっているわけなんですね。それをトータルとして考えていく場合に、この設置の思想、これはいかなる施設についてもその到達目標を含めた考え方及び利用しているところについては徹底した利用者の声を反映させる作業が不可欠ですけども、そういうような取り扱いの方法あるいは議論を深めてきた過程というのはどんなものがあつたのか、詳しく教えておいていただきたいというように思います。以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 笠池の件でございます。

議員おっしゃっておりますように、六道山で整備いたしました柏手池と若干変わりました構想を練っております。と申し上げますのは、13年度では基本設計、いわゆる調査設計を行っております。その内容につきましても、おっしゃっておりますように福祉センターあるいはそういうところへ来られた方々が憩いの場、あるいはそういう面も十分考慮いたしまして、環境の美化という内容で、あるいは季節的によければ、天候もよければ老人のお方が散策していただける、池全体を散策というのは道路の面で無理かと思いますが、若干西べらの池の堤防をもちまして散策路を兼ねていただくような計画もしておりますので、よろしく願いしておきます。

議 長 総務部長！

総務部長 日々雇用職員の関係と、それから正規の職員の雇用についてでございますが、過去

の経緯を申し上げますと、平成11年度では、正規職員でございますが8人の方が退職されていると。それから、この時点で不足する人員というものを一応出しております。そのときに、保育所教諭等の採用については、期限つきという3年の期限を定めて職員を採用したという経緯がございます。一般行政職で3人、男2人と女1人を採用したということで、平成12年度には、定年退職で4人、それから勸奨で1人退職されております。それから、期限つき職員で2人の退職、合計7人が退職されてると。それから、平成13年度には採用いたしましたのは、一般行政職で6人、男3人と女3人、それから、保育士教諭で3人の合計9人を一応採用しております。

それから、平成13年度の退職でございますが、定年退職で4人、勸奨退職で同じく4人、それから自己都合ということで退職で5人ということで、計13人という人数が退職と。助役と収入役についても、この中に勸奨という中で含んでおりますので、これは今、助役、収入役の立場におられますので、一応職員の数としてはこういう動向があると。

この中で、やはり、今現在の事務量というものを勘案いたしまして、現況の職員で対応できるかどうかというものはまずポイントになります。それと、やはり財政状況というものを踏まえた中で、やはり職員も努力をしていただくということで現在きてるわけです。5人を採用いたしましたのも、単純業務を日々雇用職員で対応できるんじゃないかという、業務内容に応じた採用ということで、これを半年契約の最大1年までの雇用できるということで、雇用の機会も与えたいということで、一応こういう採用形態をとったという状況でございます。

平成15年度におきましては、一応、一般職あるいは行政職、技術職、これらをすべて含めた中で、現在、検討を重ねている状況というのが現状でございます。

賃金のこの800円という設定でございますが、これはいわゆる寺前議員さんがおっしゃったように業種によってやはり賃金の差は出てくるだろうと思いますが、やはり、パート職員として採用する場合は単純労務というのが基本でございますので、やはり、この800円という額が高いか安いかは別にしまして、一応役場内、庁舎内で設定しております最低の額の800円というものに設定させていただいたということでございます。

現在の雇用の民間の雇用状況あるいは賃金体系等についても、いろいろと本町におきましては時間外の手当が多いとかいろいろ問題がございますので、既に人勧によります1人1カ月1万円ダウンという措置はとられておるわけですが、これとほかに、やはり財政状況を踏まえた中で職員みずからの努力が必要だということで、やはり頑張っていこうという姿勢で

おります。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 すいません。家電リサイクル以外の一般の不法投棄の収集なんですけれども、今あいにく、申しわけございません、資料ちょっと持っておりませんので、後刻でもご報告を申し上げたいと、かように思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 すみれ作業所の件でございますが、思想なり、あるいは設計の状況なりといういろいろなご質問をいただいております。

しかし、これの件に関しましては、施設整備を希望しているというお話は以前から出ておりますので、その中で、当面一番困っているものについては、現作業所が狭隘で非常に手狭なんだと、4月から車いすの利用者も来るんだというような状況の中におきまして、今解決すべきもの、急いで解決すべきものは何なのかということに着目をして、今補正に上げさしていただいたような措置をとらしていただくわけでございます。

先ほどにもご説明申し上げましたように、基本的な改善を行うものではございませんので、その点ご理解をいただきたいと存じます。

それから、すみれ作業所の手をつなぐ親の会の声も聞いたかというご質問をいただいておりますけれども、これにつきましては、会長なり、あるいは所長なりと十分に打ち合わせをさしていただき、なお、設置に当たりましては、詳細にどうすればその建物の出入りがしやすいのか、それにつきましては業者等が決まりましたからでない決められない面がございますので、基本的な内容のところにつきましては一応の合意という形でご説明をさしていただきました。

なお、詳細の状況あるいは細かい部分でのご希望、これにつきましては、ただいま少し申し上げましたように、この予算が成立さしていただいて、そして業者が決まりました時点で、その業者を踏まえて検討を加えていかなければならないものであるということも伝えさしていただいております。よろしくお願い申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 財政計画の作成中ということも含めて、いわゆる広陵町の今後の適正人員はどのようなものなのかということと関連してくると思いますんで、15年度作成、今採用人員の検討中ということだったので、やはり中・長期的な計画の中で職員の給与引き下げが行われているわけですから、それに対応するものも必要ないわゆる箇所があると思うんです。そう

いう点についての検討も加えていただきたいというように思います。

それから、今、いわゆるすみれ作業所の設置の問題なんですけれども、私、これ、いわゆる緊急を要するところという形での設置をされたということが基本になっているわけなんです。そうすれば、作業所の方々が場所について話し合いの中でなかなか合意できない場所もあったとかという話を聞いているんですけれども、そしたらこの中身についてのやはり設計段階で具体的にやっぱり作業所の利用者の方々の声を聞いて設計する必要があると思うんですね。詳細については、当然、それはいわゆる業者決まってからということになる面もあるでしょうけれども、基本的に私はやっぱり設計の段階できちんと決めるということがなければ、いわゆる業者が決まってから詳細をやってみたら予算が変わってくる可能性があるんですね。だから、やはりそういう点はやっぱり設計をきちんと行った後に、不都合が起こった場合の変更っていうのはあり得るわけなんです。私はこれは考え方として、やはり緊急を要するところを緊急の短期間でやったという障害があらわれているのではないかというように思うんですけれども、この点についての改善はどのように考えておられるのか、ちょっと作業のやり方が一貫性がないというように思いますけれども、その点お聞きしておきたいと思っています。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 この補正の説明のときに総務部長も当初説明申し上げたかと存じますが、建物を基礎から順番に立ち上げていく建築工事ではございません。一応、既成のプレハブの建物を持ってまいりますので、設計の段階ということもよくおっしゃっていただきますけれども、既存の組み上がったプレハブをいかに効率よく設置するかということについての協議をさせていただきますということのご説明でございますので、一部、説明不足もあったかと思っておりますけれども、修正をお願い申し上げたいと存じます。

議 長 ほかに。 町長！

町 長 今、寺前議員さんは、私どもの今450万円のこの予算を出しておりますが、これはすみれ作業所そのものの施設をこんで完備したということは決して思ってないんです。将来的には、将来的よりも近い将来には、やっぱり立派な障害者の中核施設をきっちりと整備をしなければいけないということは、ちゃんと基本計画にもうたってるんです。私もそのようにしたいと思っています。

現在、もう来年から1人来られるんだと、今でも狭いんやということの申し出に対して、早速対応しなければいけないと。そこで、我々知恵を絞ってさしていただいたのは、こうし

た公園管理の事務所でひとつご辛抱願えんかというご理解をいただいているところでございまして、これではだめだと言われるのは、どうも先生方おかしいのではないかと思います。むしろ、すみれ作業所の方が、いやそこまでしていただいて本当にありがとうございますと、そういう感じで申されておるのでございまして、私たちはあくまでも、将来には立派な施設づくりについてはあれでは違いますよということを申し上げているところでございます。

さきに提案あった、広陵消防署の隣接する用地でつくってはどうかということでございました。しかし、ここでは、団体の皆さんが、やっぱり消防車の出入りするところ、また消防署についても、私たちの出入りするところで車いすの方がいつもこう出入り口でうろうろされては困るという申し出もありましたし、障害者自身も、障害者と言ったら怒られますが、そうした使用される団体の皆さんもあの場所は適当でないというようなことでおっしゃって、もう少し町の方では場所を考えてほしいというようなことでございました。私どもは場所の選択も含めて、いつするかということも含めて今協議をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 はい。質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程6番、議案第53号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程7番、議案第54号、平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 34ページかな。

議長 54号です。

4番議員 54号やな、はいはい。

歳出のところで、34ページです、歳出のところで、電算委託料の部分で、いわゆる1割及び2割負担の対象者の変更するということだったわけなんですけれども、結局、この1割、いわゆる2割負担、いわゆる70歳以上の方に変更していくという内容の実態、広陵町では一体どのような状況把握を今されているのか、その点についてお伺いしたいと思うんです。

これは、いわゆる委託料として出されているわけですから、概算要求のところではそういう数字が出てくると思うんで、その実態についてもう少し、いわゆる1割の負担、2割負担、特に人数と2割負担がわかれば1割負担出てくるわけなんですけれども、人数と所得状況、年金の状況については資料をいただいて、年金者、年金の生活者の実態は見えてくるんですけれども、お年寄り全体の所得の構造というのは全く見えてこない状況です。その点について非常に心配をするところなんですけれども、この値上げの部分について、先ほどもあった議論した内容を踏まえて、まず質問をしたいと思うんです。

議長 寺前君、これ2ページ、資料の2ページ違うか。2ページ、3ページに載ってあるや。

4番議員 2ページはまださっきの話。これ全然違う。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 人数、1割に係る人と、それからそれ以外の方の人数等ということでおっしゃっていただいております。（4番議員「今所得、はっきり663万円という確定してるわけ。」）いいえ、約ですね。（4番議員「約という。」）はいはいはいはい。それをいろいろな新聞紙上等でご承知はいただいております。

それで、そうですね、これでいきますと、改正でいきましたら、約、これで800人余りというところですね、はい、私の方であれなってくるのが。それから、一定所得以上の方といいまして、その分について該当する方は、申しわけございません、あっちこっち行きましたんで、まず、ことしの8月1日現在での人数が3,115人だと、こういうところがございます。それで、2割をご負担いただかなければならない方が20人程度おられるんじゃないかなと、全体の0.6%程度だと。それから、今までどおりしていただいている一般と言いまして、その方が2,289人、73.4%、それから低所得者の2という方ですね、そ

の方については775人、25%、それから低所得者の1という方につきましては31人、1.0%と、こういうように今のところは予想をいたしております。

ただし、おっしゃっていただいております、その方の収入なり所得金額、それについては、ちょっと把握はいたしておりませんので、はい。

議 長 よろしいですか。

はい。質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程8番、議案第55号、平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員!

5番議員 今回の補正につきましては、繰越金を基金積み立てと返還という形での処理の問題なんですけれども、今回、基金の方は、13年度決算で見ますと5,437万円で、今回の2,575万9,000円を加えますと、現在で8,000万円の基金の黒字分があるということなんですけれども、これにつきましては、当初の予定で言いますと、平成14年度では基金が0になっているのが予定でございましたから、まるっきり8,000万円の黒字が現在あるという認識でいいのかどうか、一つ確認しておきたいと思います。

それから、この基金ですけれども、どこにどのような形で積み立てしていただいているのか、ペイオフの問題もございまして、そのような観点からもご報告をいただきたいと思います。

それから、償還金の方の分なんですけれども、国、県への、また第2号被保険者への過剰分の返還ということなんですけれども、もう少し具体的に、計算の過程、教えていただきたいと思っております。

議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 まず、基金の問題からお答えをさせていただきます。

基金につきましては、数値的には、今ご質問をいただきました内容の金額かと存じます。

それから、あくまでも事業計画の段階につきましては、これから先、給付を受けられるであろう数字を積み立てた内容の事業計画でございまして、その事業計画の結果、利用率が80.幾らということの結果に終わっておりますので、その内容等の数字が、当然基金という形で積み上がってきていると、黒字という考え方ではなしに、給付の伸びが、当初予定したより

の伸びがなかったからそうなったのだというふうにご認識をいただきたいと存じます。

それから、基金の保管状況ということでご質問いただいておりますけれども、証券で保管するのではなしに、これはあくまでも準備金という形で持っております関係で、現金で持っております。

償還金の内容の選択どうこうということでございますけれども、まず、国庫の負担金という形で、過払いの形でお金を受け取っておりますので、国庫に486万9,000円、それから第2号被保険者の保険料として社会保険報酬診療基金の方から受け取ります金額の過払い分が153万7,000円、そして県の負担金として決められております12.5%に相当する分の過払い金114万8,000円になります。町の方からの負担金といたしましては、決算の段階で精算をいたしておりますので、ございません。終わります。

議 長 5番議員!

5番議員 この、今黒字だというわけではないということでしたけれども、給付が予定よりも少なかった結果生じた黒字であることは間違いないところでありまして、これ、そういう中で返還が生じているということなんですけれども、国、県、2号被保険者の方に返還をするということになれば、当然、第1号被保険者に対する返還が発生しても当たり前という考え方は成立するわけなんですけれども、それについてどのようにお考えか。

それと、それに対応する策といたしまして、この8,000万円を、まだ平成14年度の利用状況を見ないと、これにさらに上積みされるのか、あるいはまた減額されるのかはわからないわけですが、その点につきましては、今、半年弱の状況でございますが平成14年度の利用実績についてどのような意向があるのか、まずご答弁いただきたいと思っております。

そして、それを踏まえて、この8,000万円を基礎とした結果的な会計的黒字について、第1号被保険者の方に返還をするという立場で、現在の策定委員会の方で見直しされております保険料の策定に影響させて、少しでも以後、15、16、17年度の第1号被保険者の方々の負担を軽減するという形で対応していただくのかどうか、ご答弁お願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 順番どおりには参りませんが、ただいまのご質問の内容でございます。

まず、黒字という考え方ではなしに、あくまでも、いただきました保険料につきましては、その内容の中から3年間の保険料というものをまず決めてございます。それで給付の伸びなかった分につきましては、次年度以降の支払い準備基金という形で留保することになってお

りますので、その支払い準備基金の内容の中で、県並びに国、支払報酬基金からもろうたお金を返すんで、一般被保険者からもろうたお金も余った分返しなさいということを今ご指摘いただいていることを整理しながらご説明申し上げたいと思いますけれども、まず、給付の事業計画の額によって、県並びに国、支払報酬基金の方から概算払いという形で全額お金を受けてるわけです。それで、給付の状況が固まりました段階で、当初の計画どおりに使いましたらそのお金は返す必要がないんですけれども、過払いという形でお金を受けておりますので次年度で精算してお金を返すと、これあくまでも13年度中の給付に対する国、県あるいは支払報酬基金からの財源補てんでございますので、それを次年度で精算して返還をしていくんだと。まずこれが1点でございます。

それから、14年度につきましては、まだ決算を迎えておりません。14年度の給付の状況等の決算につきましては、15年度の予算の中で精算が生じてくると、1年おくれで精算が生じてくるということでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

それから、1号被保険者の保険料の中で、当然もろうてるんだから返すべきじゃないかと、再三のご指摘をいただいておりますけれども、これは当初にも申し上げましたように、3年間の保険料というのはまず決まるんですと、その保険料の中で事業展開をするんですということの裏返しをしますと、お金が足らんかったら1号被保険者から繰り上げて不足分の保険料を取るのかという理屈にもなりますので、そうではございません。あくまでも介護保険事業計画というものを介護保険事業策定委員会で定めていただきまして、その基本方針をもとに給付を開始してる、サービスを提供させていただいていると。そのサービスの利用状況が12年より13年、13年よりも14年というふうに年度を追うごとに段階的に給付実績が伸びてきておりますので、14年度の決算を見ました時点では、利用率が現在81%でございますけれども、それが90%に近づくやら、あるいは施設の利用者がふえて財源が不足し、この支払準備基金を取り崩して給付に回さなければならないことが起こるか、それは今現段階の中ではお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、策定委員会の中で15年以降の保険料のどうこうということがありましたけれども、今現在、まだ中間値を国の方に報告し、そして厚生労働省の方から保険料が高くなるよとか、あるいは各市町村一律幾らぐらい値上げをしなきゃならんとかという情報が漏れ聞こえておりますけれども、現在、広陵町の方では積算をいたしておる段階でございます。

ちなみに、策定委員会でもお答えをさせていただいた内容でございますけれども、現在いただいております1カ月2,842円という標準保険料を上回る要素はございません。まし

て、そこで町長も議会の方でも答弁さしていただきましたように、保険料の抑制財源という名目で今までの事業費の内容の中を取り崩して保険料の方に充てていく方針は、はっきりと出ておりますので、その結果を踏まえました内容で定かになりました保険料を、適当な時期に議会の皆様方にご説明を申し上げたいという予定を持っております。

以上でございます。（5番議員「全額入れるということですね。ほんなら保険料に反映させるということですね。」）今申し上げたとおりでございます。（5番議員「いやいや、だから確認してんのよ、言い方がちょっとよくわからないから、全額、8,000万円を、今のところで8,000万円を15、16、17と保険料に反映させるということ。」）させません。（5番議員「させない。」）させません。させられません。

8,000万円というものは、支払準備基金という形でプールしてるだけで、それは余ったから返すんじゃないしに、足らんようになった給付に充てるお金なんです。だから、それを15年からの保険料を算定するときに、こんだけのお金余りがありますから、それをまずほり出して、支払準備基金、ポケットを全部空にして1からスタートするというのでないんです。8,000万円の中から、お約束さしていただいている金額の抑制財源を充当してということは、これ既成の事実としてもう既に議会の皆様方もご理解をいただいていることでございますので、8,000万円そのものの支払準備基金を取り崩しというのではございません。

わかっていただきましたか。

議 長 はい。また後で聞いてください。 4番議員！

4番議員 今の話を聞いていると、非常におかしな部分があるわけです。

というのは、先ほどから言っているように、国、支払基金、県へは返すと。1号被保険者の分については、いわゆる返さない。それは支払準備基金として赤字のときに使うもんだというように言っておられますね。実際に返さない理由については、逆に言えば、12、13、14年度の3年間に保険料を決めた分について、赤字になっても保険者から取らないというようにおっしゃってますけれども、これは条文はどこにあるんですか。赤字になったら保険料改定というのは、後日に発生するというのは当たり前の話でしょう。そうしたら、取るということになるんじゃないんですか。なぜ、そしたら、国に返して、その3年間についての理解はわかりますよ。3年間の問題に、国に返さないで準備基金として皆残す必要あるでしょう。国、県、支払基金についても。なぜこういうちぐはぐな問題が出るのか。これは説明からいうと、非常に矛盾を抱えた説明になっているんですけども、その辺はご理解できま

すか。

だから、そういう点について、説明がますますわからなくなってくるわけなんです。

というのは、8,000万円のいわゆる準備基金については、15、16、17年には反映しないという今の答弁から見ると、非常に恣意的な会計操作になるというように思いますけれども、その点については、再度お聞きしたいと思います。

それから、14年度の状況、現在までの状況は、当然、国保会計と準ずる見方をしていくと状況把握はされていると思うんです。そういう状況からいうと、当初の説明あったように、施設では104.97%、それ以外については69.2%の実績、これは13年度の実績だったんですかね、実績だと。そんなら14年度についても、その推移についてはどのような状況、流れがあるのか、その点を聞いておきたいと思います。

それから、要は、この現時点で、国は各自治体の統計資料をもって11%ですか、新聞紙上によると11%の保険料の値上げが想定されていると、たしか11%だったと思うんですけれども、新聞紙上に出ているわけなんです。ほんで、広陵町ではそういう状況把握は、現在作業中だとおっしゃっているわけなんですけど、実際に国の基準に合わせた場合に広陵町はどのような状況になるのかという点は、出ているのではないんですか。それとともに、広陵町では、いわゆる抑制財源とおっしゃってますけれども、3,000万円、過去3,000万円の財源があると。こういう点については、12年度は使ってしまったと、13年度についてはどうなのか、町長は13年度の8月から就任されたわけなんで、そういう状況についてはどういう認識で現在トータルとして持っておられるのか、という点が不明なわけなんで、いわゆる12、13、14年度の1,000万円の扱い方についてトータルでどのようなお考えを持っておられるのか。

という点で言えば、8,000万円の支払準備基金というのは、いわゆる利用できる可能性あるわけなんです。だから、そういうようなことを含めて、どのような認識で、今策定されているという段階の状況を説明していただきたいというように思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、介護保険の財源の仕組みでございますけれども、ご存じのように、2号被保険者で全体の33%、それから市町村、県が12.5%ずつ、それから国が25%、20%と5%の調整交付金がございますけれども、25%をめどとして交付しましょうと、そして17%に相当するものは介護保険の一般被保険者で賄いなさいというのが、これ基本のことなんです。何もなければ、事業計画のとおりに進んでおりましたら基金は生じません。

当初のとおり進んでいきますと、金額は別にして、基金というのは生じないでしょうし、償還も発生いたしません。この33%、12.5%、国の25%、これにつきましても、あくまでも、当初の事業計画を立てた計画どおりに、まず交付されてくるわけなんです。もうその辺は寺前議員さんもお存じいただいておりますように、論争になる点は、国に返すのに1号被保険者にも返さんかという論点一点になると思います。

この論点につきましては、被保険者の方々が拠出されました保険料を返すのではなしに、給付財源として準備基金に積み立てなさいという制度になっているわけなんです。その点ご理解をいただきたいと思います。（4番議員「それはさっきから話してるからわかってるやんか。」）

それから、今、11%とか、あるいは3,000円とか、介護保険料が上がりますよという情報はようけい厚生労働省から出てます。しかし、それには惑わされないでいただきたいということを私先ほど少し触れさせていただいたんです。広陵町といたしまして現在持つておる状況で、公表はできませんけれども、まだこれは試算の段階ですので公表できませんけれども、現在いただいております月額保険料を上回る要素はございません。

それと、8,000万円の3,000万円、金額いかにいたしましても、町長が政治的判断といたしまして保健福祉事業として予算組みをしてきた内容について、各年度1,000万円ずつございました。12年度は1,000万円近い金額を使っております。13年度も同様でございます。14年度につきましては、人件費の組み替えとかという形で介護保険教室だけに要する費用の執行にとどめております。その結果、出てくる金額は定かではございませんけれども、その数字に匹敵するものを抑制財源として使おうじゃないかと、これは既に議会の皆様方にご説明を申し上げて、ご理解をいただいている内容のものでございます。その点を踏まえまして、ご答弁が前後、繰り返し同じことを言ってるようにもなりますけれども、制度上の問題と、そしてお約束さしていただきました保険料の抑制という形で、支払準備基金の中を取り崩してそれを回していきましようというものと、それと、今何遍も申し上げますけれども、よそに返すねんから1号被保険者にも返さんかという議論は、制度上の問題から、私はちょっとお答えはおかしいんじゃないかと思えます。

議 長 4番議員！

4番議員 制度上の問題という点で言えば、その認識が一致してない部分あるんですよ。

まず1つは、12、13、14年度に赤字が生じた場合、赤字が生じた場合については、その比率によって後年度で処理するということになってるんですよ。それは1号被保険者、

2号被保険者もそれを国と合わせて持つことなんです。保険料、赤字の場合についてもらわないというんじゃなくてもらうんですよ。だから、いわゆるもらわないということであれば、部長がおっしゃったように黒字でなったけれども、その裏返しで赤字の場合についてはもらうのか、もらわないという意味は間違ってるんですよ。まずそれが間違ってます。

それと、まず、計画については、国、県、支払基金も、いわゆる1号、2号被保険者も全体として計画を立てたんですよ。何もわざわざ国や県や支払基金の方だけを立てたんじゃないんです。全体として立てたわけなんです、要る費用を。それは当然の話ですね。だから、わざわざなぜ国、県、支払基金に黒字になった分を返すのかという論法は出てこないんです。国は、支払準備基金という性格について、使わない方がいいと言っているけれども、それについて絶対使えないというものじゃないわけなんです。今現在査定している問題について、当然それは除外した形で査定してきているけれども、現実問題としては、各自治体の事業計画に従った処分の仕方ちゅうのはあるわけなんです。そういう点について、実際に広陵町で言えば、この基金の中には、当然1,000万円、13年度、14年度のいわゆる政策的な財源も含まれるわけなんです。そういう部分については、当然準備基金としての扱い方の問題ちゅうのは矛盾が起こってくるんですよ。

だから、そういうような形でいって言えば、私は、1号被保険者、2号被保険者は、国だけ返してなぜ私たちに返さないのか、この問題は当然出てくるんです。もし町が強引にそういうような形の意見を封じ込めようと、制度的理由だとおっしゃるのであれば、私は国や県に返す金額についてもこれは不合理な状態だと、これを認めた上で、国や県との議論についての保留部分というのはあつてしかるべきだと思います。しかし、不合理だということ認めないで制度的な問題だとおっしゃってる限りにおいては、1号、2号被保険者の方々から見れば、この制度の問題の扱い方ちゅうのは町独自で決められる部分があるわけなんです。それは納得できないと思います。だから、説明の部分について、私は、第1点に、制度的な問題と言ってる部分に、実は自治体において選択できる部分があるということをまず認めること。そしてもう一つは、その中において、国へ返す部分については制度的な問題だけれども、1号、2号被保険者に返す部分あつてしかるべき論理的な問題だと展開をする必要な問題だという点については、これは自治体の職員として、あるいは理事者含めて認めるべきだと思うんです。

そうでない限り、これは制度的にも矛盾を起こしているものになっています。こういう部分を議会及び理事者が認識が一致できる部分であるにかかわらず、政治的な問題として先送

りするっちゅうのは許されない問題だと思います。

先ほど中山議員も制度的な問題だということで、後で説明しろとおっしゃっていますけれども、説明的な問題で言えば、中山議員にもこれは理解していただきたいと思います。その上で、国の問題についての矛盾については、当然、別の機会に認識の違い等を含めて明らかにすれば結構なことだと思いますけれども、そういう点を、あくまでも制度的な問題だと言って、不合理がないというような認識をお持ちになる限り、私はこれはいわゆるこの介護保険制度の制度と、それと自治体が認識を深める部分、いわゆる、例えば、減免制度について国などについては地方6団体はあくまでも求めているわけなんです、今でも。そういう姿勢から大きく後退してしまうことになりますので、そういう部分についての認識はやはり一致させる必要があるというように思いますけれども、その点について、部長及び理事者の考え方を聞いておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 また同じことを申し上げるかも知れませんが、先ほどの保険料の算定の件につきまして、今赤字が出たときに1号被保険者に転嫁することになるんやぞと、念を押されておりますけれども、当然のことなんです。次期計画の費用に要する保険料の上にまだそれが乗ってまいります。それは当然そういうふうにしなさいと、なっていくますよと、これも当たり前のことなんです。（4番議員「だから赤字の分を取らないという分は修正しておいてもらわんと。」）だから、それにつきましては、言葉足らずがあつたかも知れませんが、その期間中、3年の保険料を決めたら3年間の間には保険料一切さわりませんので、そういうような私の説明が出てまいったわけなんですけれども、あくまでも3年を超えて、次期計画の中で赤字を抱えた場合においては、赤字解消として保険料から取りなさいということなんです。ただし、計画の中の精算の段階で、今またこれ同じ議論を私の方から持つていくことになるんですけども、国ないし支払報酬基金ないし県が過払いがあつた場合、市町村が赤字を起こしても精算で返しなさいというような形の内容になっておりますので、あくまでも政策論議を進めてまいりますと平行線のままで行くところが必ず出てくると思います。

しかし、おっしゃってる内容につきましては、我々としても理解はいたしております。終わります。（4番議員「その部分が一致すればそれはまず、後の問題やから。」）

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:41 休憩)

(P.M. 1:02 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 次に、日程9番、議案第56号、平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 ちょっと、細かいことは各委員会の委員の皆様にお任せしまして、ちょっと決算カード見ながら、今回の決算についてちょっと、将来の本町の方向性なりについてお聞きしたいと思います。

いわゆる、まず、収入、ここの定例議会の資料にも載っております大きくは町民税、個人が払う町民税、そして法人が払う町民税と、ここ3カ年ばかりの資料も出ております。この資料の中の9ページ、ちょっとこの辺問題だなあと考えて、この今議会の資料、定例議会資料の9ページ、ちょっと皆様方見ていただきたいんですが、この第3回定例議会資料というところの9ページ、法人税、町民税の法人税、町民税は大きく個人が払う町民税、法人、いわゆる会社が払う法人税、この2つの比率及び伸びから本町の特徴、あるいは将来どういう方向に本町の運営をしていっていいのかということがあらわれていると思います。

本町の個人の個人別の町民税の場合、約16億円、これしかし、さしたる変更もなく、さしたる物すごく減ってしまったということもなく、大体16億円ぐらい動いてきております。しかる、この町民税、法人を見てもみますと、明らかに11年度、12年度、13年度、約7割ぐらい、どんどん減ってきていると、こういう形でございます。13年度が法人税は1億1,600万円、これに対して、約、個人が払う、サラリーマンの皆さんが払うとかいろいろあるんで、個人が払うのが約16億円、もう既に法人税の割合が1割切ってしまった。もう明らかに広陵町はサラリーマンの町になってしまったという、もともと私がいつも質問しているときは、まだ1割ぐらいは法人税があったんですわ、収入の中で。それが今やもう大きくもう数%、もう大部分の税金の担う人がサラリーマン層に移ってきてしまっているというのが本広陵町の特徴でございます。

この間、いろいろ産業振興策、あるいは商工会を中心とした景気の回復策、いろいろ本町も取り組んできたと思います。しかるにこの結果、いわゆる法人税でここではっきりと結果出てくるんですが、ここ3年間を見ても急落してると。これが回復して本町の財政を支えるべき法人の力がだんだん弱まってるというところが、この辺からも見てとれると思います。

そうなると、これから地方分権となると、各自分の地方の自主財源、自分とこでどれだけ多くの税金を支払ってくださる方を町内に取り込むのか、これが大きなポイントになってくるところだと思います。この動きから見まして、本町、今、真美ヶ丘ニュータウン、まだまだ開発余地があって、土地の分譲なり家の早く建て売りもどんだんどんだん売ってきております。この流れは、もうはっきり産業中心の町からいわゆる住みやすい教育中心、住みやすい、多くの個人の高所得者の人に住んでもらって、この町民税も多く負担してくださる、16億円ほど個人が皆町民税負担している町ですから、この辺の、将来、産業政策、産業政策と、産業政策もしかしりですが、この辺の大きく人口構成から見てもニュータウンの地区の開発、今各メーカーさんが開発して住宅を売り出してるるところでございます。

本町も、そこで、町長、この流れから見ても、今真美ヶ丘ニュータウン、まだちょっと未開、あるは家が入っていないところの土地、あの住宅地の中でありながら田んぼしてるような感じのところでも非常にもったいない、その税収、税金も農地並みの安い税金で一等地の持ってあって、売るときは宅地で高い税のお金で売ると思うんですけど、その辺の、早く家を建てさせる政策なりして、サラリーマン層たくさん取り入れないと、将来的の、税金の負担してくださる層間の経営からも考えて、その辺の町、真美ヶ丘のまちづくりのニュータウンということで、今回新しく大学も来ることになりました。非常にそれをもって期待を持って、教育の都市であるということで大阪から転勤してくる方も非常に多いと、こう聞いております。本町のPR策、あるいは本町に新しく住んでいただくというその辺の政策として、真美ヶ丘地区の開発、真美ヶ丘地区の住民の張りつけ、これについてこの財政面から見て、町長、ちょっと力を真美ヶ丘ニュータウンの方に力も注いでいただいて、たくさんの方が住むようにしていただきたいと思いますので、その辺について町長のお考え、町長は旧村の出身やと、こう、うちの辺は今言わはる人も多いんですが、そんなことないよと、真美ヶ丘も十分力入れてくれてると私も一生懸命擁護してまして、じゃあ、それなかなか役場の出張所などもできないねと、あと保育所も要るねと、こういうふうな声も聞いておりますので、その辺どうですか、この町の運営からついて、真美ヶ丘地区の再開発、強力に進めていただくということで、ひとつその辺の町長の考え、この税収面から見てもその辺の流れが出てきてると

思いますので、町長の大きな、先のアイデアですが、新興住宅地に対する考えについてお聞かせ願いたい。こういうことでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長！

町 長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

随分真美ヶ丘の人には、広陵町は文化、歴史に恵まれた、そんな町でございます。そういうご認識をいただいてのご入居もいただいていることだと思います。地形的にも大変交通の便のいいところだと私たちは思っておるところでございますが、さらに、畿央大学という大きな大学も中央部にできることでもございます。私どもは、やっぱり優しいまちづくりを、他の町にない優しさをつくっていかうと、そういう思いで今進めているところでございます。サービスカウンターを設置するのも、やはり人に優しいということにも、役所みずから進んで実行をさせていただいているところでございます。まだ十分なことではありませんが、さらに中央部、そして南部にもつくることによって、身近な役所として、税金を納めるかわりにやっぱり役所もやってるんだということを見ていただきたいのでございます。

皆さんの意見が素直に反映ができて、そして住民参画の社会づくりを広陵町はやってると、特色のあるまちづくりを行っているということをご理解いただければ、広陵町に進んでお入りをいただくのではないかと思います。非常に厳しい経済状況でございますが、ほかの団地は余り売れないようでございますが、真美ヶ丘につきましてはやはり希望者が多いと伺っております。こういうことも、私どもはやはり町として評価をされているんだなど、住民の信託に今後もこたえてまいりたいと思います。

議 長 いいの。（12番議員「はい、よろしくお願いします。」）

はい、次。 3番議員！

3番議員 それでは、まず、収入の方からなんですけれども、地方交付税が随分減ってきているというのは、もう政府の方針からでもいろいろ削減の方針が出されまして、大変苦慮されてくださっているとこだと思うんですけれども、平成10年からだけでもやはり今回の金額しますと93%ぐらいになっているということで、それに対しましての町の対してのとらえ方というのか考え方というのを、まずお聞かせ願いたいなというように思います。

それと、そういう交付税が減ってきたことでの影響というのがどんな形で出てきているのか、ここ一つ、国保病院の負担金なんですけれども、やはりこれは、やはりこの10年から3年間で93、一番初めの10年ですか、そのときには7,233万8,000円だったものが、今回では、予算で7,233万8,000円だったのが、今回の決算では6,817

万8,000円というふうになってきているわけですね。

それから、一番、10年度では7,745万円だったわけです。前年度のその13年間でやっぱりそれで、同じく93%という形に減ってきていると、そういうふうに扶助金なんかも減ってきているという実情があるわけですが、今後、国保病院の運営とかということに関しまして、こういう形で、今までだったら交付金をそのままという形で100%渡すという形で運営されてが成り立ってきたわけですが、それが今後どういうふうな状況になるのかというふうにお考えなのかということ、影響の一つとしてお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから、それと、今度入って、皆さん方からいただいている税金の使い方の問題なんですけれども、残業です、残業がやはり今ちょっと集計しただけでも年間4,500万円ぐらいの残業費ということになってるわけです。1人当たりの職員の方々の頭割りということでは、残業されてない方もありますし、たくさんしておられる方もありますので一概には言えないというふうには思うわけですが、ただ単に頭割りにしてても年間70万円からの残業代が払われてる方もありますし、そのようなことになると、やっぱり月の残業時間、やっぱり最高の人でどれぐらいの残業時間をしておられるのか。やはりそこでは、ただ単に残業が多いというだけではなくて、人員の配置ということ、今後考えていくということで総務部長の方からも答弁していただいていたわけですが、そこら辺の雇用の促進とあわせて残業ということをどのように考えておられるのか。やっぱり4,500万円からのお金になりますと、いろいろもっと雇用が見込めるのではないかと、そういうふうにもあわせてお考えを、残業で仕事を消化するのではなくて、雇いをやはり拡大していくという方向での検討をしていただきたいなと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、細くなるんですけども、109ページのごみの収集車なんですけども、収集車のこれがごみの収集車の種類と、それから今後の計画をお聞かせ願いたいと思います。

それから、ページの111ページの環境施設の周辺整備計画の中の専門技術職委託の内容を教えてくださいなと思います。

それから、靴下産業の、121ページの靴下産業の補助金と、それから靴下100周年記念に対しての補助をされてる内容、ここら辺を、資料出たんかなこれは、新しい資料で出してもらってましたかね、具体的ではありませんので、その内容もお聞かせ願いたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

議 長 助役！

助 役 国保病院の負担金が年々減っている、いわゆる交付税が減ってきてるので、いわゆるそれをトンネルにしていますので、年々減っていったということは事実でございます。いわゆる平成14年度分を見ますと、広陵町分で6,599万5,000円でございます。これは基準単価が減になりまして、13年度につきましては6,817万8,000円でございます。これは、広陵を初め、田原本、三宅、川西も分担金は減っているところでございます。この減ったことによって、国保病院の運営はどうするんだというところでございますが、これは経営努力によって補うということで続けていかざるを得ないと、このように思っております。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 ご質問ございました交付税でございますが、交付税が減るとということは、地方自治体にとってかなりしんどい状況はもうよくご存じだと思います。

この主たる財源となります交付税を減っていくことによる影響というのは、多分どこにでも出てくるだろうと思えます。それをとらえ方が、まず問題になってくるというふうに私は感じております。直接どの部分に影響が出るというよりも、やはり地方自治体が維持していく上に影響は出るということで、やはり事務事業等の執行等にも影響はかなり出てくるんじゃないかということで、この限られた財源の中でやはり運営をするというのが我々の使命でございますので、財源が減らされていく状況の中で、いかに広陵町は進んでいくかということがこれからの課題だというふうに考えます。

それから、残業の金額については4,600万円ほど出てるというような集計いたしました。私の資料でも同じ、一般会計の中ではそういう状況になっております。これは人数的に各課の配分が、やはり少数でお願いしたいというところの部分もございますが、ただ、この残業の内容というのか、時期的な、例えば、税務課でありますと課税の状況による時期的な必ず残業を必要とする時期がございます。それと、それから国の法律の改正によりまして、いわゆる町の事務の改善をするための残業というのもございます。それから監査等がございますので監査の資料づくりに費やす時間等もございまして、いろいろ資料等を作成する場合の残業、必要な残業もここに出てくると。それから、イベント等に出ますいわゆる休日の時間外手当、これも含んでおりますので、ことしからは、やはり役場の職員であれども、やはり民間の方がボランティアという奉仕をさせていただいているということに我々もやはり協調をせざるを得ないという状況もありますし、やはりそういう気持ちでイベントに参加をさし

でもらおうという一つの方針を出して、残業のいわゆる時間外手当というこの金額の部分を減らしていこうと。やむなしという残業はもちろん必要であります、そういう面について、我々努力できる分は職員もやはり努力をしようということで進んでおります。

これと雇用の拡大ということについては、直接私は結びつかないというふうには考えております。雇用の、先ほどもちょっと申しましたけども、いわゆる臨時職員、採用の形態というものもいろいろ考えた中で採用をしていきたいというふうに考えております。

それと、いわゆる事務事業の細分化というものがされてきておりますので、一人の人間でしかわからないというような状態の事務を行っているという状況が各課でございますので、その方がおられなくてもだれでもできるような状況を各課でつくっていただきたいというふうにもお願いして進んでいっているようにしむけております。

それから、先ほど町長が総務大臣のおっしゃってた、いわゆる国の60%、40%の、地方の40%の収入に対して逆転していると、アンバランスがあるという、この辺にもやはり影響の部分が出てるんじゃないかということで、我々としてもやはり財源確保のためにも町村長を通じての努力をしていってもらいたいと感じております。

議 長 環境部長！

環境部長 109ページの、ごみの収集車の件でございますが、種類は、パッカー車と普通車、それと軽四輪車、これの組み合わせで運営をしております。

どうしても在来地域は狭い路地まで収集に参りますので、軽四輪車が必要でございますので、その収集地域に合った体系で収集車の耐用年数等を考慮して順次入れかえをさせていただいているということでございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 靴下産業の振興の補助金の内容でございます。

研究会の運営費といたしまして、商品企画の研究、あるいは春、夏商品の企画、秋、冬の商品企画、組合設立の研究、あるいは市場調査と、また、細かく出ておりますが品評会の開催とか、またリサイクルの啓蒙費、リサイクルの作品展、市場開拓の費用、あるいは商品企画の研究、老人ホームにリサイクルの作品の案内状等、いろんな分野で補助金の活動をいただいているということでございます。

議 長 3番議員、それでいいですか。

3番議員 今の100周年も同じですか。100周年事業の方の。

議 長 靴下100周年記念。

都市整備部長 中和幹線沿いにございます、今はもう一応閉店になっておりますが、あこで一応独自の販売の店舗を設立されました。そういう内容でも使っていただいております。（3番議員「環境施設の整備計画の方の専門技術職の委託の内容をお願いしたんですけど。」）

議 長 11ページやな。環境部長！

環境部長 委託契約は、ごみ処理施設の整備計画を我々が作業を進める上におきまして、専門技術者の意見あるいは資料の提供を求めるために技術員の派遣を受けるという契約をして、経費を支出させていただいたものでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ごみの収集の問題で、やはり軽いごみとかというのが運搬の途中で散乱するとかというふうなことが、やはり住民の方々から苦情として出てきてるところがあるわけですが、やはりできるだけパッカー車なんかでぴっと包んでしまえるようなものが必要なのではないかなというふうに思いましてお聞きしてるわけですが、何か、合わせていろいろとやっていただく、小さいところもあります、狭いところもありますから、リサイクルのどこを収集されるときには大きな、真美ヶ丘の方だったら大きなトラックの方が便利なのかなというふうにもありますけれども、パッカー車はそういう形では、もう今はそういうごみの散乱とかそういったふうなことは余りなくなるころまで来てるのでしょうか。現状をちょっと、それをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと、今ちょっと環境施設の計画の方で専門技術職ということで、ちょっと内容的にはつきり、どういう方々というのがちょっと、ただ専門という形で言われてますんで、道路整備とかそういった形での専門なのか、それから地域の青写真をつくるための専門なのか、だからちょっとそここのところの専門というところははっきりわかりかねましたので、もう一度ご説明願いたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 ごみの散乱等につきましては、確かにプラスチックのごみ収集日は非常に軽いごみが多いということで、風で飛んでいくということも懸念されます。現に、今までごみをまき散らしてるという苦情がなかったわけではございませんで、その都度対応はしてまいりました。最近、特に軽自動車にはネットの覆いをかけて最終収集が終われば、ネットをかけて清掃センターまで戻ってくるということを指導、徹底いたしております。ネットをかけることによつて散乱しないというふうに考えておりますので、そういう対応をとらせていただいております。今後もさらに徹底してまいりたいというふうに思っております。

それから、専門技術職の内容につきましては、ごみ処理施設のいわゆる専門的な、いわゆる地域の開発計画等ではなしに、ごみ処理施設そのもののいろいろ専門的なデータの相談に乗っていただく職員ということでご理解いただきたいと思います。実際にはコンサルタント会社の社員を派遣を受けております。

議長 ほかにありませんか。 4 番議員！

4 番議員 まず、先ほども出てたんですけども地方交付税の問題で、ちょっと答弁聞いてないんですけども……。いやいや、地方交付税が減ってるという問題で、段階補正が13年度かけられていると、14年度も、14年度からか、かけられてると。いわゆる人口5,000人以下のところについてはそういう顕著な数字があらわれているわけなんですけれども、広陵町の場合に、標準自治体です、10万都市をベースにしたいわゆる基準自治体という形での数値の中で各地方交付税の基準自治体1、2、3、4ぐらいのところでは広陵町が該当しているわけなんですけれども、そういう点で、地方交付税の危機っちゅうのは先ほど町長の答弁からもあったわけなんですけれども、実際に広陵町で今いわゆる行われようとしている推移はどのような、もちろん、片山総務大臣がまだ議論の段階でいろいろ出てますけれども、現在決まっている問題で言えば、いわゆる地方交付税というのはどんな影響を与えられているのかという視点から、もう一度答弁をお願いしたいというように思うんです。

それから、歳入のところでは、ここに資料いただいて、主要施策の成果に関する報告書いただいているわけなんですけれども、その中で、1つは、職員用パソコン導入事業のも成果を上げられているわけなんです。これは将来において、いわゆる電子申請、電子決裁等の電子自治体実現を進めることができるという前提に立っているわけなので、現時点において、朝からのいわゆる各パソコンでの統一した町の施策の導入等行われてるわけなんですけれども、実際、実態としてどのような効果が今あるのか、そういうようなところについてももう少し、このパソコンを使った内容でいわゆる職員の合理化が図られてる部分ちゅうのはどうなのかという点、あるいは職員にとって負担の部分というのも逆にあるわけなんですけれども、その点での関係を教えていただきたいと思います。

それから、2ページに住民基本台帳ネットワークシステムが掲げられているわけなんです。これは非常に全国的にも非常に問題になり、自治体の信頼性を損なう部分として深刻な事態を生み出しているわけなんです。国の方策に対してこういう具体的などころについて地方自治体が反旗を翻すと。これは5つの自治体が反旗を翻し、また14年度についても、一たんつないだものを撤回するような自治体も検討されてるっていうのを新聞紙上で載ってる

わけなんです、本当にこの広陵町はこういう形で行われて、また3月議会や6月議会でも議論をしてきたわけなんですけれども、いわゆるこの問題の発端である、これを施行するにはいわゆる個人情報保護法が前提だということがあったにかかわらず、国は強引にやり、そして地方自治体ではそういう危惧を持つ自治体が顕著になったと。こういう点で、この成果として上げられてるところについて、広陵町ではどういう認識を持っておられるのか。

私はやっぱり住民の生活あるいは安全、そして自由、そして個人の秘密を守るという点からいって、この問題についてもしかるべく議論をすべきの問題だと思うんですが、現在のこのここに上げられている成果としての内容とは裏腹な問題があると思いますけれども、その辺の認識を示していただきたいと思います。

それから、3ページで、河川の道路等の不法投棄の議論をなされたわけなんです、11カ所に不法投棄されて、廃棄物の処理を行ったということが上げられているわけなんですけれども、実際に、公共の場においては当然それはいいでしょうけれども、公害発生の問題で、個人のところの投棄についていまだその援助をしないという姿勢が続けられているわけですが、その点についても、やはりこの不法投棄の問題というのは全町民的な課題だという点からいっても、私有土地に対する不法投棄についても何らかの援助施策が必要だというふうに思うんですけれども、この点での成果と裏腹な問題として、この考え方についてお聞きしたいというように思うんです。

それから、靴下100年祭事業補助金として出てるわけですが、町ぐるみで取り組む靴下産業であることが確認できたというようにあるんですが、実際問題として、靴下祭等多くの人を集める事業が展開されているわけですが、やはり、町ぐるみの靴下なんだという確認はなかなか進んでないんですよ。そういう点については、やっぱり真美ヶ丘の団地も一体となった広陵町の地場製品の普及を図るという点での取り組みというのがもう一步必要だと思うんですけれども、その点についてお伺い、意見を聞いておきたいというように思うんです。

それから、図書購入は別のところでちょっと質問させていただきたいと思います。

それから、歳出のところを引き続いて、89ページの保育所地域活動事業補助金、この点についてお聞きしたいと思うんです。

これは、地方版エンゼルプランが施行されて、そして、この地域活動の支援事業を行ったところなんですけれども、実際にこの点で言えば、国が行っているところの資料では、これを一步発展させて地域子育て支援センターというものを常設していると。これは保育所なりのところでやっているところもあり、いろいろ多様ですけれども、これについて、日常保育所を

利用していない地域の子育て家庭への相談が65.9%あったと。地域子育てセンター、上がっておるということなんですけれども、広陵町ではこの相談活動の部分はどうのような地域活動を行っているのか。こういうような部分についても、エンゼルプランという位置づけからいって、こういう子育て支援の活動が引き続いて必要だというように思うんですけれども、そういう部分との連携についてもお伺いをしたいというように思います。

それから、保育所の問題で学童保育の予算が上がっていたわけなんですけれども、学童保育、その13年度に、14年度から東校区に体育館を使って、東校区は場所を変えてやっていただいていると。こういう中で、学童保育の問題で言えば、やはり学童保育の実施という点で出てきている問題は、いわゆる国が示している問題のうちのおおむね10歳未満ということで、広陵町でもそれ以上の年齢についての議論が一般質問等されているわけですが、できていないわけで、それで、国の基準からいっても、地域の特別な事情に実態に即して10歳を超えても保育できると、こういうようになっているわけなんです、なぜ広陵町ではその10歳未満にこだわるのかという点も、あわせてお聞きしたいと思います。

それから、施設設置基準で言えば、いわゆる環境整備などをやらなきゃならないわけなんです、このところでは、例えば、活動に要する遊具、図書、児童の所持品を収納するためのロッカーの施設などを整えるということになっているんです。こういうような状況というのは、結局、まだ学童保育所を開設しながら不十分な部分が見えるわけなんです、国の設置基準に合わせてきちんと対応するというところでやっているのかどうか、その点もお伺いをしたいと思います。

それから、活動内容については、国が示しているのは6つの視点が上げられているんですね。最初は、放課後児童の健康管理、安全管理、情緒の安定、2番目に、遊びの活動への意欲態度の云々が上げられて、6番目には、その他、放課後児童の健全育成上必要な活動と、こういう形になって6つ上げられているんです。こういう内容に従って、この学童保育の成果というのはどのような状況なのか、あわせてそれもお伺いをしたいというように思います。

それから、健診のところでは、99ページですけども、99ページで基本健診と上げられて、また3歳児健診が上げられてるんですね。資料では1歳半健診の状況について資料をいただいています。こういう中で、広陵町の場合、この資料から見ますと、資料は20ページに上げられているわけなんですけれども、平成10年度の内容で言うたら、95.72%のいわゆる内科健診を受けておられると。国全体で言えば90%ぐらいの健診になっているんですね。広陵町の場合、奈良県では90%ぐらいでしたかね、健診の集計として平成1

0年まとめられている集計からいけば90%ぐらいだったというようにこう思うんですけれども、そういう点からいって非常に広陵町の場合進んでいるんですが、これは、当初始まって以来、この健診について力を注いできた経過があろうというように思うんです。

ところが、やはりまだ平成13年度で言えば、302人の対象者に対して286人、94.7%の子供たちが1歳半健診受けておられると。このあとの残りの方について、どういう状況把握をされているのかという問題は、本会議の中でもたびたび聞いているわけなんですけれども、完全なやっぱり子供の把握、1歳半のときの把握という問題が必要だということに思うんですけれども、その点についてお伺いをしておきたいというように思うんです。

それから、すこやか親子21計画というのが今現在できて、国の政府でできているわけなんですけれども、こういう中で言うと、乳幼児健診の内容もすべての実施機関が育児支援を重点というように置いてきているわけなんですけれども、この今現在この保健婦、いわゆる保健センターの中で介護保険制度ができてから多様な状況生まれているわけなんです。一方では、その3歳児健診、1歳半健診は、県から自治体に責任が移ったと。いわゆる保健所でしたら、医師からあらゆる先生が常駐し体制があったんですけれども、自治体に移った中で言うたら、中身については非常に体制からいうと非常に不備な状況が生まれてるわけなんですけれども、そういう点で、この現在における受診されている中で、やっぱり積極的にすべての子供の健診をこの時点で、1歳半、3歳のところで把握するということが必要だというように思いますので、その状況の認識について、この13年度から見てもかかっておられない子供の把握、どうされたのかちゅうのを聞いておきたいと思います。

それから、歯科については、やっぱり下がってるんですね。歯科についても非常に重要な問題があると思いますので、その点もあわせて、なぜその受けておられない方の把握はどうなのかということを知りたいと思います。

それから、国などに、そのいわゆる1歳半、3歳児健診での中身について国は統計をとっているわけなんですけど、広陵町においてその統計の中身、1歳健診についてはこの数値だけで、ほかなかったですね、中身、活動の結果の中身ちゅうのはないので、これは総務委員会等資料で結構ですんで提出していただきたいと、国に出している内容のもので結構ですのでお願いしたいというように思います。

それから、教育のところで言わなければならない問題ですが、学校健診について、同じようにちょっと質問しておきたいんですけれども、学校健診の中で、アレルギーについては健診項目は外れているんですけれども、実際には、本当にアレルギーによる子供の心への影

響、あるいはアレルギーについては民間療法が非常に多くあって、そういう内容でかかわっている親御さんもたくさんおられるんですね、アトピー等いろいろありますから。そういう中であって、この学校健診の中にアレルギーの健診を加えるという点は非常に重要な問題だというように思うんですけれども、そういう内容についてもどのように考えておられるかだけ聞いておきたいというように思います。

それから、97ページ、国保中央病院、ちょっとさかのぼりますけれども、一般質問もさせていただいているわけなんですけれども、国保中央病院の問題について、助役、町長以外に国保中央病院についての現状について答弁できる方はおられるでしょうか。答弁というよりも、現状を把握し、もちろん部長会で報告はされていると思いますけれども、おられるのか。おられないと思うんです。そういう点、一般質問とも関連するんですけれども、この国保中央病院については、6,800万円を地方交付税算入分について、現在はトンネルとして支出してるわけなんですけれども、実際にこの点について、庁内の体制について、どういう形で職員間に伝わっているのか。伝わってなかったらなかったで結構ですけども、一般質問と関連した内容で聞いておきたいと思います。

それから、99ページは質問終わったんで、113ページ、農業の問題で、非常に危惧している問題で、この13年度決算でも、農業については農業総務委員会等々上げられているわけなんです。予算も措置もされています。しかし、結局、あくまでもこれはソフト面がほとんどないんですね。この数字で言うと、ソフト面らしいものという、実際は水田農業経営確立対策事業推進委員とか賃金等で反映されて、それ減反のところでの活動資金になっていると、あるいは小麦団地等の育成の助成金とかになっていると。今回で言うと、桜井しき地区営農連絡協議会の負担金が42万8,000円出ていると。

こういうような状況で、広陵町の農業施策について農業委員会が機能を果たしていない現状からいうと、私は農業委員に入れてもらえるように言ったんですけども入れてもらえない現状からいって、実際にこのいわゆる広陵町の農業を守るという点での施策をどういう形でとっておられるのか。一例を考えると、米の減反が進んでいるわけなんです。減反がまた新たに押しつけられていると。こんな状態になっているんです。実際、例えば、自主流通米で言うと、米の価格は、94年度でしたら、60キロ当たりですけども2万1,367円だったんですね。それが去年は1万6,274円になっていると。ことしでしたら1万3,000円ぐらいになるん違うかというような、専門的な方、後におられますんで、そんな話も、数字は、正確な数字は別としてもなっていると。

こんな状態で広陵町の農業、特に米を守れるのかどうか。これはやっぱり農業施策として予算をたくさん組まれているにかかわらず、それが出ているという点が非常に深刻な問題なんですけれども、この予算を使うに当たっても、減反施策や、また割り当てなどについては、労力を使われているわけなんですけれども、米の、広陵町の米をどうするのかという点について考えておられるのかどうか、これはもう予算上の問題でいくと欠落している最大の部分だというように思うんです。

国は、エネルギー換算で40%を早期に、エネルギー換算率で言うと引き上げるということをして今度のところで、去年決めているわけですから、広陵町においても、米を活用するという点の施策が全くないんですよ。どこにそういうのが出てるんかという問題も含めて、一番端的なのは、学校に給食を使うというのがもう一番端的な活用方法であって、より積極的な方法だと思うんですが、そういうような活動で、こういうソフト面における農業施策について、この成果なり予算書で見た限りないことからいって、答弁をお願いしておきたいというように思います。

それから……。だから効果を聞いてんだ、その効果がないちゅうことで。いや、だから言うてんねや、施策がないちゅうて。

それと……。113ページ言ったんで、137ページの、町営住宅の解体が137ページに上がってるんですけども、126万円上がってるわけなんですね。広陵町でもいわゆる六道山や疋相町営住宅の建て替え、あるいはまた安全な建物の維持という点は深刻ですね。こういうところで、まず、解体やってるんですけども、その広場広場が今生まれてきてますけども、そういうところの活用というのは真剣にちょっと考えていく必要あるんじゃないんですか。解体やって、その後の処置をどのようにされているのかに関連して聞いておきたいと思います。

これは、六道山の空き部屋でも同様の問題ですので、前にもこの場で聞いたことありますけれども、再度、その点での改善をお願いするかたわら、実績の話をお願いしておきたいと思います。

それから、143ページですけども、語学指導助手の方を来ていただいているわけなんですね。これは非常に、話せる英語をつくっていかうと、こういう形で今言われてるわけなんですけれども、この先生がずっと継続してずっと毎年来ていただいているわけですけども、先生はかわってますが、そういう点で、この語学学習のところでの進展というのはどういう形であらわれているのか、その点聞いておきたいというように思うんです。

それから、その下の学校図書室指導員賃金、これは初めて東小学校ですか、東小学校につくっていただいた内容ですかね、出ているわけなんですけども、これが非常に大きな効果をおさめているというのが現場の先生方の声なわけです。

この点について言えば、2001年から交付税の算入が、学校図書館の設備及び図書の充実に関する経費は省かれたことになってるんですけども、こういう内容とともに、省かれたのとは裏腹に、いわゆる2003年度からは12学級以上の全学校にいわゆる司書教諭を配置しなきゃならないと、こういうことが決められたわけです。こういう内容で言うと、いわゆる学校司書教諭とまた違うわけですから、非常に多様な対応が生まれるだろうと思うんですが、やはりこういうこの東小学校に配置されたこの指導員の方でも、物すごく大きな効果をおさめているという点で言って、この辺については、どのようにこの内容を把握され、これをどう生かしていくのかということについて、認識をお聞かせ願いたいというように思います。

それから、147ページに生ごみ処理保守点検業務があるわけなんですけども、これも補助金の関係で言うと、一般会計で生ごみ処理機の補助金制度を広陵町はつくって、ごみを減らしていくという施策をとっておられるわけなんですけども、私はこの、ページは何ページかちょっとわかりませんが……。生ごみ処理機、109ページに書いてるそうですが、それとの関連で、学校での成果については一度ここで報告を受けたことあるわけですが、その活用について、どんな内容に現在も学校教育、各学校全体に広げたわけですから、活用されているのか、そしてまた、ごみの減量化から見てどうなのかというのを、実績を踏まえて教えていただきたい。

一方、一般会計で出ている生ごみ処理機の問題は、いわゆる広陵町の処理計画全般にとって非常に大きな影響を持っているわけなんです。処理計画で言えば、この減量化計画をしてから一般的に上がってくる、相当、20%ですか、引き下げると、2010年に引き下げるという計画を持たれたというように思うんです。ちょっとどっかにそれがあるんですけども、ちょっと数字がちょっとあやふやですけども、ああ、ここにあるわ、計画を持っておられるということなわけなんですけども、この、結局補助金制度を持っていながら、この生ごみの設置家庭でのごみ減量化につながる方策、把握する必要があると思うんです。

それは私たち議員が研修に行った先では、その、これは各村あるいは各地区に大きな処理機を置いて、その減量化に効果があるかどうかの実験をしながら大胆にそれを進めたいというようなところもあったわけなんです、四国でしたけれども。そういう点で、私はこのご

みの生ごみ処理機についての減量効果についてやっぱり把握する必要あるというように指摘してきたわけですが、その点についてはどのような状況になっているのか、聞いておきたいというように思います。

それと、いわゆる減量化の大きな柱として、やっぱり進んでいるところについては、水分、これが40%を占めると、重量の、この水分を減らしていくことによって大きな効果をおさめられるというようなことにもなっているわけなんですけれども、そういう予算の使い方という点についても、あわせて認識の程度をお聞かせ願いたいというように思います。

それと、さっきの145ページの学校のいわゆる就学児健診ですけれども、これでいわゆる異常あるいはまた注意事項について、どれぐらいの割合でこの健診時に発見できるのか、そしてまたその対応についてどのような形で行っているのかということを知りたいと思うんです。それは先ほどのアレルギーの問題も含めた話として、そのときに答えていただいたら結構かと思えます。

それから、大体最後に近づいてきたんですけれども、149ページ、149ページ何もなし。この学校教育の問題で、いわゆる2000年12月に教育改革国民会議が最終報告を出した中に、これは省かせてもらいます。

179ページ、体協への予算が500万円支出されているわけなんです。いわゆる週5日制になって、地域との連携というのが非常に大きな課題になっているんです。スポーツ振興クラブ、あるいはまたスポーツの自治体の取り組みなどについても、この予算の中に上がっているわけなんですけれども、実際に広陵町でそれに対応するような施策っちゅうのがあるのかどうか、ここは非常に重要なところだと思うんですけれども、これも一般質問で上がっている青少年センターとの関連も含めて、このこういう問題は、体育のところでも予算が上がっているいろいろは上がっているんですけども、実際には具体的な進展の程度が見えない。13年度決算においても、結局は今までどおりの状況になっているわけなんです。14年度についても従前と同じ引きずった形になっているわけなんですけれども、週5日制の問題で言えば、本当に地域との連携、結合、あるいはまた放課後児童の遊び、ゆとりの問題っていうのはこれはもう欠かせない問題ですけれども、この13年度決算でも、そういうような考え方に基づいてどこにそういうような効果のあらわれ方が出ているのか、教えていただきたいというように思うんです。以上です。

議 長 はい。多くの質問がありましたが、整理していただいて。 住民生活部長！

住民生活部長 まず1点目の、住基ネットワークの成果のことをございます。

ご承知いただいておりますように、従前の議会でご説明は申し上げておりますけれども、簡単に言いましたら、10省庁93事務について、個人の住所確認、また生存確認ということで、例えば、雇用保険の給付あるいは労災保険の給付、また恩給、共済年金の支給、それから建築士の免許とか、そういうようなものについて、住民票をとったり、また確認をしなければならぬことはもう事務的に省けるんだと、また、年金の過払いの防止にもつながりますよと、それから、行政のそういう運営の簡素化、効率化になりますと、こういうことでございます。

それから、今後につきましてもご説明申し上げましたように、住民票はどの市町村でもとれますよと、それから、転出証明は、今まででしたら2回行かなければなりませんけれども1回で済みますよとか、それから、いよいよそのカードができましたならば、それは身分証明にも活用できますし、また、これはあくまでも各市町村の条例で制定しなければできませんけれども、いろんな福祉カード、また印鑑登録、それから施設の利用等、いろいろと利用がすることができますと。それからまた、そのなりすましの転出等不正行為の防止もできますよということでご承知いただいております。

しかし、今申し上げました10省庁93事務につきましては、まだスタートは一切いたしておりません。国からの政令等が参っておりませんので。

それから、もう一点の、私有地の不法投棄も取るべきではないかと、こういうご質問でございました。

議員さんもお承知のように、私有地につきましては、やはりこれはその所有者の方が管理をいただくのが、やはり当たり前のあれではないかなと。ただ、私の方も言うておりますのは、私有地に隣接いたします道路上へとはみ出てる場合もたくさんございますので、その場合については、今年度も何件か取りにはいかしていただいております。その道路の部分だけ取って、そしたら、奥の部分は別としまして、その付近の分は取らないでください、そんなことはございません。やはりその部分は当然一緒に取って処理をさしていただいと、こういうところでございます。

それから、ここで申しわけございません。朝から片岡議員さんのご質問いただきました一般のごみの不法投棄の処分、どれだけしてるんだということでご質問いただいております件でご報告を申し上げたいと、かように思います。

一般の分の内容につきましては、ご承知いただいておりますように生活のごみ、一般家庭で出されるような生活のそういうごみ、あるいは家庭の家具や要らなくなったものの分をほ

かされてると。例えば、毛布やら布団やらそういうもんです。それからまた植木の剪定をしたその分をほかされてるとか。また中には自転車とか、バイクとか、こういうも人も含まれておりますけれども、13年度では、私の方が清掃センターへ持っていきまして6,500キログラムございます。それで、平成14年度、ことし9月9日現在では2,200キログラムと、こういうところでございます。以上でございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 たくさん内容のご質問をいただきまして、ちょっと混乱をしている部分もございますけれども、まず、おおむね順を追ってご説明を申し上げたいと存じます。

保育所地域活動補助事業の件でございますけれども、この事業につきましては、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することによって児童の福祉向上を目的としたものでございます。

まず、これはどのような事業を展開しているかと申し上げますと、地域における異年齢児、年齢の異なる児童との交流会、あるいは老人福祉施設を訪問し、異なる世代間の世代間交流、おじいちゃん、おばあちゃんと交流をすとか、あるいは保育園の園児同士の交流等々を含めての交流事業を展開させていただいております。これにつきましては、県費の補助3分の2をもって実施していると。現在実施しております活動状況については1件の状況でございます。

それから、学童保育の件でございますが、学童保育の6つの柱、これは当然この柱を目的に指導員の努力によりまして、おおむねその目的を達成しているというふうに掌握をさせていただいている状況でございます。

それから、備品につきましても、一応の備品はそろえてございます。

なお、備品等におきまして不備があるとか、あるいは教室の運営に不備がある場合におきましては、指導員の方からの意見を酌み上げまして、しかるべき対応をとっているのが現状でございます。

それから、対象年齢といたしまして、制度によっておおむね10歳までと、10歳にこだわっているのかというご質問でございますけれども、現段階といたしましては3年生までを対象とさせていただいております。しかし、前回の議会でもお答えをさせていただきましたように、学校週5日制を踏まえまして、動向等につきましてもの状況、検討をさせていただいている状況にあることは違いございません。

健診の件につきましてもでございます。

1歳6カ月健診の内科、歯科ともに未受診者があるが、それについてどうしてるかということにつきましては、ちょうど成長期にかかっている状況の中にありまして、未受診者に対しましては、再度、保健センターの方から連絡を取りまして、再度受診できる日がないかどうかを、まず親御さんとの調整をし、できるだけ受診にお越しいただけるようにPRをさしていただきフォローをさしていただいているというのが現状でございます。しかし、中には、病気などでかかりつけのお医者さんにかかれ、そのときに既に健診を受けておられる方もおられるのが現実でございます。歯科につきましても同様で、完全にすべての人が何らかの形で1歳6カ月健診が終えられるように指導をさしていただいているのが現実であります。

それから、保健センターの業務の内容に関しまして、確かに県の方から業務移管がございまして、保健センターの事務量はかなりふえてございます。しかし、現員の保健師が協力して頑張っておりますので、今のところ保健師に対する負荷は大きくなっているものの、住民の方々に対する相談、あるいは健診事業、あるいは健康事業に支障を及ぼしているという状況はございません。

それから、3歳児健診の件でございますけれども、現実には3歳6カ月健診という形で実施をさしていただいております。これにつきましては、人格形成を行います大切な時期でございますので、なるべく子供さんの状況をつまびらかに掌握できるようにいろいろな事業を計画し、その事業の中からも読み取れるように保健師が努力をしているところでございます。

ちなみに、子供相談、あるいは歯磨き教室、あるいは母子を対象といたしましてのいろいろな保健事業、健診事業、4カ月から始めまして3歳6カ月まで、3歳6カ月健診の中で問題があろうかなと、健康上問題があろうかなというふうなことに关しましての精密検査のご案内をさしていただいたりという状況でさしていただいているのが現実でございます。障害を持ったお子さん、あるいは障害を持ってるかなということについての親御さんの心配もございまして、任意で保健師がいつでも相談に応じております。この日しかだめだというような状況ではございません。幅広く窓口をあけてございますので、その点よろしくご理解をいただきたいと存じます。終わります。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 主要施策の成果に関する報告書の5ページでございます。

靴下100周年の事業について、議員が、業界関係者はもとより、町内住民にも理解を得ながら町ぐるみで取り組む靴下産業であることを確認できたということについて、確認できていないじゃないかというようなご意見でございます。

これにつきましては、それとこの靴下産業につきましても、議員が真美ヶ丘住民とも一体となって取り組むべきであると、旧村というんですか、在来地区での問題じゃなくして、真美ヶ丘住民とも一体となって取り組むべきだと、こういうご意見でございます。全くそのとおりでございます、真美ヶ丘の住んでおられる方も何らかの形で靴下関係にも携わっていただいているのが現状だと私は思います。

しかし、議員もご承知だと思いますが、靴下産業がこのような状態になりまして、いろんな靴下にかかわる内職等がございましたが、今見てみますと非常にご婦人の内職等が減ったというのが実情でございますので、そういう内容もご理解いただきたいと思います。

もう一点といたしまして、この靴下に関しましては、組合員の方々が商工会とも協力していただきまして、竹取公園で毎年2回の即売会を開催しておられます。靴下の町広陵ということで、非常にこういう面の即売会につきましても、町内、町外をかかわらず、多数のお客さんがご来店いただきまして、非常に年々売り上げもふえてると業者さんからも聞いておりますのが実情でございます。

それと、もう一点でございます農業の補助金の関係でございます。

この補助金の内容は一々、非常にたくさんございまして、この補助金の内容につきましても、いわゆる国や県の施策に基づきまして補助金を十分活用している内容のものでございます。議員おっしゃっておりますように、自給率、町内産の米の自給率をアップをしなければならぬやないかというようなご指摘でございます。一般質問にも出ておりますように、学校給食、米飯給食にもというような質問もございますので、それはまた後に教育委員会でご答弁いただけたと思いますが、そういう面で、やはり広陵町におきましても、農業の振興という一つの大きな柱といたしまして、今現在国の施策であります休耕田、いわゆる農地の休耕田や転作地の積極的な活用を行い、遊休農地の有効活用のための農地の流動化を今現在推進しているということと、また、ナス等の生産農家及び水稻専業農家に土地を集積して、地域の集落農営に取り組んでおります。

それと、また、そういういろんな施策にのっとりまして、関係いたします農業委員さん等にご協力をお願いしているのが現状でございます。

何分にもこういう農地の集約的な補助金を活用していただくのにPRしていただいておりますが、ご承知のように、近年の高齢化によりまして担い手不足ということで、農地を貸したいけれども借りてくれる担い手が少ないというのが広陵町の実態の一つでございますので、ひとつご理解のほどもよろしく願いいたします。

もう一点、決算書の137ページ、町営住宅の解体ということでお答えしたいと思います。

現在、広陵町で管理しております木造の町営住宅につきましては、退去されるにつきましては新たには募集しておりません。特に足相の町営住宅につきましては非常に老朽化が進んでおりまして、空き家で放置しておくよりもすぐに取り壊し、更地にしてフェンスを張って管理を行っているのが実情でございます、この今後の広陵町の町営住宅の一応構想等はまだまだ現在できておりませんが、一応、不法駐車等を防止するためにも管理は十分に行っていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 地方交付税については、やはり国の方での見直しという中で、段階補正、おっしゃっていただくように段階補正をするというようなことで、係数そのもの見直し、あるいは積算基準の見直し等ございまして、細部の資料は現在持っておりませんが、特に人口補正によります影響というものは、過疎地域については多大な影響があるという結果は出ております。3万人以上の規模の自治体についてはそのぐらい、多少の影響はございますが、そのぐらいの影響はまずないというような状況でございますが、細部にわたる積算等によりましての影響は恐らく出てくると、係数も変わりますので、この辺の内容については、現在はお答えすることができませんが、それによつての交付税の減額はあるであろうというふうに認識しております。

それから、主要事業の職員用ノートパソコンの導入事業でございますが、この施策の内容及び成果のところは職員1人1台という書き方しておるわけですが、これは現場の幼稚園の先生といろいろおられますので、この方入れますと職員数と台数と合わないということはございますが、事務を携わっております本庁の職員、あるいはさわやかホール等の職員に対しては1人1台という状況の中で現在配置しております。

この目的でございますが、財政の面でおきます集約をしたいということで、伝票等の記載等、これによってパソコンで全部打ち出していくと、いずれはこのパソコンによる電子決裁を行いたいという方向でも現在考えております。

それから、会議室の空き状況あるいは公用車の管理の空き状況等をこのパソコンによってすべて見られるわけです。どこの課でもだれでも見られるという状況で、会議等の会議室等の確保をできるというような状況、それから一つの情報を流す場合、各課からパソコンを通じて流してもらいますと、すべての職員に行き渡るという状況です。

ただ、現在のところは、それが確実に情報を流せるかどうかという確認ができにくいとい

うことがありますので、一部は各課で打ち出しをやってもらっていると。打ち出しをしたやつを回覧を再度して徹底をしているという状況ですんで、用紙の節約にはつながってないというところもあるわけで、これにパソコンを置いたからその用紙代とかその分が省けて幾ら節約になったかというのは、資料的には出しておりませんが、多少の節約にはつながっていくんであろうというふうに思います。

ただ、ここで懸念いたしますのは、住民の情報、いわゆる住基の内容の情報が漏れるというおそれがありますと、これが一番困るわけです。これについては、必要であるところの課を限定しています。限定して、使用する者も限定しておりますんで、これはすべての職員が見れるわけではございません。庁舎内の、いわゆる庁舎内のLAN、あるいは出先機関とのつながりのLANについてはすべての職員は見られますが、そういう個人情報にかかわる住民の方々の情報は見られないということで、保護してもらっているという状況でございます。だれが見たかということもわかりますので、今後、今度条例の改正によってこの専門の課をつくってきたいというのもこの辺にありますよろしく申し上げます。

議 長 環境部長！

環境部長 生ごみ処理機の件でございますが、平成13年度は実績で50台の助成をいたしました。さかのぼりますと、11年が47台、12年が103台となっております。

それから、それとは別にコンポストの配付も行っておりまして、13年度におきましては41世帯に配付をいたしております。

ごみ減量計画の中では、生ごみ処理機、これは電動式の生ごみ処理機とコンポストを合わせた数字でございますが、平成14年度から17年度にかけて毎年最低限90世帯の普及に努めることによりまして、3%の削減が可能であるという推計をいたしております。

さかのぼって、これは14年度からの目標でございますが、11年度でこれを合わせますと100世帯、12年度では153世帯、13年度が91世帯ということで、14年度以降の目標90世帯を既にクリアをいたしております。ただ、これが普及についてはさらに努力をしなければならないというふうに思っております。

それから、生ごみ処理機のいわゆるごみ減量化に与える影響でございますが、当然生ごみそのものを家庭で排出される量は十分処理できるというふうに考えておりますので、生ごみに限ってはこのコンポストあるいは生ごみ処理機を導入されましたら、生ごみは排出されないというふうに考えております。

議 長 助役！ お願いします。

助 役 国保中央病院に関することですが、構成4町は病院設立当初から、地方交付税以外は財政投入しないという意思で進んでまいりました。運営に当たっても、国保連合会に丸ごと委託し、実態は国保連合会直営病院の装いで進んできたところでございます。

なお、現在運営全般につきましては、4町の町長、議長、助役が組合議会で審議しております。医療の実務に関することや事務連絡等につきましては、保健センターが窓口となっております。病院と地域医療福祉協議会等で情報交換をいたしているところでございます。

また、今後のこの動きによりましては、4町とも十分組織面も含め検討せねばならないと考えております。終わります。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 質問内容につきましてご答弁させていただきます。

語学指導助手云々についてのご質問があったわけですが、これは正規の英語の教授の中へ、今現在タラさんという方が来ていただいているわけですが、助手として中で入っていただいているわけですが、両中学校を交互に回っていただいているわけですが、

成果云々とかという形でいろいろご質問あったわけですが、いわゆるスピーチ、いわゆる記憶的な語学を取得しても、実際現実に現場で話すことができないというような実情が現代の日本の学校の中でかなり出てきているわけですが、そうした中で、やはり実際に当国の方々のなまり言葉の発音での受け答えに対して、実践的に間に合うというような方向、また本国の国際交流も兼ねた中で、いろいろ実際の現実に即した形で、黒板で書いたものだけじゃなしに、話すスピーチ関係で注目を浴びているわけですが、

その成果を反映した中で、やはり弁論大会、英語の弁論大会につきましても、県大会、全国大会と、中学生の中から出ていただいている成果が出ておるわけですが、

それと、学校図書室の指導賃金なんですが、これにつきましては、一応休日開放、学校開放の一環として図書室を開放しているわけですが、そうした中で、平成13年度は西小学校、北小学校、真美ヶ丘第一小学校という形でやってきたわけですが、平成14年は東小学校を入れさせていただいているわけですが、いわゆる13年度の決算の中身といたしましては、休日を一般開放した図書室のそこへ指導員として入っていただく方の賃金でございます。一般開放の一環でございます。

続いて、学校司書教諭の絡みはどうなっていくんだという質問があったわけですが、やはり平成15年4月からは、ご存じかと思うわけなんですが、12学級以上のクラスを持つ学校に図書教諭を1名以上置かなければならない、義務づけられるわけですが、あくまでも誤解

を招いたらいかんわけですが、専任で図書教諭を置くのやなしに、学校教諭の中で資格を持っておられる方が併任でついていただくと、そういうシステムになっておるわけです。

本町におきましては、平成15年ですが、14年には既に3校がそれに供していただいております。15年からはすべて。また、各学校で資格の持っていない先生方は資格を取るといふ形で随時努力をしていただいている実情でございます。

それと、145ページの就学時健康診査賃金なんです、就学時における健康診査という形で、いわゆる内科、校医と歯科医による健康診断がやっただけでいいわけですが、即また毎年その結果については、教育委員会の方へ報告が来るわけですが、虫歯等の治療は多少あるにしろ、それ以外についてはほとんど支障がないような状況でございます。

それと、アレルギー検査を加える云々という形が今おっしゃってきたわけですが、今のところは、本町といたしましては、やはり保護者の申し出により実際症状が出ていない状況で審査をしても、医学的なことは私も専門ではございませんが、そういう形で保護者の申し出により対応しておる状況でございます。

それと最後に、179ページの体協についての補助云々というような形でご質問あったわけですが。これにつきましては、週休2日制の対応もあるので、それも絡めた中でやはり体育協会としてもいろいろそれに合わせたことも今後また町、体育指導員としても考えていかなければならないという形でおっしゃっていただいたわけでございます。

そうした中で、今後やはり県、郡大会もいろいろ体協の方でご準備してやっていただき、また町の体育祭は無論のこと、また少年野球とかスポーツ関係のところのそういう団体の指導等もいろいろご協力いただいているような中で、今後そういう体協の方々の活動の場としていろいろこれからまたご協議した中で検討してまいりたいと思います。ちょっと答えになってるかどうかわかりませんが、ひとつよろしくお願いします。

議 長 4番、寺前議員どうですか。 4番議員！

4番議員 先ほどの最後の学校図書のところちょっと勘違いが私の方であったようですが、東小学校で現在図書館利用について図書館の指導を行っている部分があると思うんですけども、それについては非常に、いわゆる今司書教諭を置くかどうかちゅう問題とは別に、実際のところ学校全体の枠の中でやれば、現状は一緒だというふうに思うんです。そういう点でいわゆるアルバイトやボランティアという問題があるんですけども、そういうようなところでの活用ちゅうのは非常に現場では活用が物すごく進んだというような形になってるんですけども、そういう点についての施策というのは、いわゆる今おっしゃった部分の基礎に

なる部分ということで、人員配置が必要だという意味ですけれども、そういう点はどのように考えておられるのか、まず1点聞きたいと思うんです。

それから、先ほどのスポーツの問題なんですけれども、いわゆる週5日制になって、地域の教育力ちゅうのは教育長も再三今まで言われていたし、そしてまた地域の教育力についての再生が問われているというように言われているわけなんですけれども、いわゆる居場所づくりですね、子供の、それが今全国的にも非常に進んでいるということを知っているんですけれども、そういう新しい制度についての積極的な取り組み、これは文部省が行っている内容ですけれども、そういう点でやっぱり広陵町での施設の活用というものは不十分だというふうに思うんですけれども、そういう施設の活用や施設との関連でこういう週5日制の放課後児童の扱い方という問題が欠かせないものになっていると思うんですけれども、そういう点は13年度予算を通じても見えてこないというように思うんですが、そういうような内容についてどう考えておられるのかを聞きたいわけなんです。

プレイパークですか、居場所づくりという問題で今積極的な全国展開されているそうなんですけれども、そういう遊びですね、ここで言うたら何か冒険遊び場をつくるというようなことらしいんですけれども、小屋づくりや火おこし、自分の責任と最小限度の約束事で自由に遊べるのが特徴だというような形で、青少年センターの活用というのを念頭に置いたことで言ってるんですけれども、そんないわゆる週5日制での新しい制度、国の制度にのっとった問題ですけれども、考えておられるのかどうかという意味でお聞きしたわけなんです。その点についてわかることであれば教えていただきたいというように思います。

それから、最初に戻りますけれども、住基ネットワークの問題については、説明についてはそれで結構なんですけど、各自治体がこの住基ネットワークについての不安を覚えていると。今つないでいないところでもそういう声が全国に非常に多くの方々から展開されているわけなんです。そういう点で個人情報保護という法律ができない、できていない状況の中でこういう成果を上げられているわけなんですけれども、その点についてどう認識されているのかと。

あるいはまた、独自にいわゆる保護条例をつくるという自治体もあらわれています。そういうような全国的な教訓から学ぶべきものを学ぶという姿勢が必要だと思うんですけれども、そういう点をお聞きしたわけなんですけど、再度どのような認識を持っておられるのか聞いておきたいと思うんです。

それから、保育事業の問題ですけれども、例えば各学童保育のところに図書を置いています。

全部全体に。

もう一つは、環境整備の問題については、例えば東に変わったところについて、非常に暗い、狭い、こういうような状況はあるんですけども、これが国の制度になって具体的に法律でいろいろな形で規定されているにかかわらず、ここがいいというようなことは出ないと思うんです。おまけに格差が非常に大き過ぎるんです。新しいところの学童保育の場所と東小学校のところちゅうのは格差が非常に大きいんです。これは至急に改善をする必要があるんです。そういう点で学童保育の中での私は一般的に言う指導要項にのっとった最低の基準というのを認識しているのかちゅうことを言ってるんですけども、そういうような6つの点について子供さん、いわゆる子供がその状況に応じてもっと広いものがありますけれども、いわゆる把握をされているのか、担当課が、そういう点もあわせて再度聞いておきたいと思うんです。

それと、言ったように、格差が非常に大きいという点では、備品やその他の問題についてもきちんと把握されているのかどうか、再度もう一度聞いておきたいと思います。

それから、受診の問題については、非常に進んでいるという点では間違いないと思うんです。奈良県下でも広陵町進んでいるんですけども、先ほど完全に把握しているという意味でおっしゃったのか、その一例として病院に行っている人があるとかというようにおっしゃったのか。例えば住所不明の方もおられるでしょうし、その残り受診されていない家庭の把握というのは完全にされているのかどうか、再度聞いておきたいと思うんです。

それと、農業の問題ですけども、私はこれは先ほどから決算に出ている内容で言えば、農業振興の問題もあります。そういう状況もありますけれども、今特に小麦等については転用を、いわゆる転作農業としてやられているとかいろいろありますけれども、それもあくまでも政府の枠の中での仕事なんです。広陵町の農業施策は何なのかということで、この決算書の中にあらわれている問題で言えば、具体的に成果出てないんですけども、いわゆるナス農家への遊休農地のあっせん、提供という問題引き続いてやっておられますけれども、これはこれで一つ理解できる問題です。

もう一つは、やっぱりいわゆる域内農産物を活用するという点では、教育委員会で答えられていないわけですけども、私はそれは当然ソフト面での農業施策という点では、ここにあってしかるべきなんです。ほとんど人件費なんです。そういうソフト面での扱い方、あとは農地の整備になってるんです、この決算で出てる。そういうようなところからいって、米については、さらに進めてお聞きしますけれども、全国平均で米の米飯給食が2.8、全国

平均で。広陵町では2.3ですか。3.2.3と出てくるんですか、週3回でという形で出るんですかね。そういうものを積極的な活用のできる場というのはそういうことしかないので、私はこれは教育委員会と農業委員会、あるいは農業担当者とあわせた形でないと解決しないと思うんです。そういう教育的な配慮を含めた施策ちゅうのは必要だと思うんですけども、そういう点どのように認識されているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどパソコンの問題で、いわゆる履歴は出てくると、使った人の履歴は出てくると。それは保護はいつまでされるんですか。それはずっとされる必要があると思うんですけども、今のシステムでしたら履歴のものは回転して行って、すべて全部最初から一環して終わるといふふうにならないと思うんですけども、それはシステムを持っておられるのかどうか。パソコンの場合の履歴の保存の問題について。だから、使った者がわかれば、後の防止策として非常にその防止策が働くわけですから、そういう点の内容をもう一度だけお聞きしたいと思います。

それから、先ほどのごみ減量化、生ごみ処理やその他の問題では、先ほどおっしゃったように、3%目標と。これは平成17年度までの施策としては、毎年最低90世帯の普及の推進のところ3%それを削減するというようになっていっているわけなんですけど、20%減量化目標の中でのこの3%というのは、数字として把握できるのかどうか、その問題を問うているわけなんです。それは例えば学校での生ごみ処理機が大型で普及してるわけなんですけど、実証的にはこのところの関係でもっと正確に把握できるでしょうし、この連携をもって積極的に広陵町のごみ処理計画の中に生かす必要があると思うんですけども、そういう点での連携というのをきちんとされる必要があると思いますけども、その点はどうか聞いておきたいと思います。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、1点目の住基ネットワークの施行に関してましての住民の皆さんの不安ということの認識等でございます。それで、私の方も個人情報保護条例は今まだ制定はしておりませんが、それにかわるものとして、この8月5日からスタートいたします前に、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティーの組織の規定あるいは保管管理規定、またアクセスの管理規定、それから情報資産管理規定の運用ですね、それから委託管理規定、それから緊急時の対応計画書、こういうものを既につくり、告示をいたしまして、各全職員にも通知し、徹底をいたしてスタートをいたしましたところでございます。

その後、ご承知のように、新聞紙上いろんな問題が出ておりました。それにつきましても、

十分すべて対応するように、町長の方からも指示も出ておりまして、また訓示もありましたので、その辺のところは新聞紙上出ておりました件については、幸いなことに私の方では今のところございません。

それから、あと個人情報保護条例の制定でございます。国の方におきまして、次期国会で法案の提出をされるような予定でございます。私の方も町長が郡またはあるいは県の市町村の会議等々を通じまして、国の方への要望は、個人と違いますけれども、そういう市町村長の中での要望を国の方へ出しているところでございます。

私の方も国のその条例の動向を見まして、私の方もつくるべく考えは今持っております。また、進める予定はいたしております。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 東小学校の学校図書につきましていろいろご好評いただきまして、どうもありがとうございます。今現在国の雇用促進の対策事業の一環として、町内の2園また小学校2校、中学校1校につきまして、いろいろ生き生きプランという形で新年度事業の予算のときにもご説明させていただいたとおり、実施しておるわけでございます。

そうした中で、東小学校につきましては、その生き生きプランの派遣という形で今現在図書室専用についていただいているという形でございます。東小学校の場合、一般開放しやすい、利用しやすい形で設計上、新校舎ができ上がったわけでございますので、そういう状況で今指導してもらっておるという状況でございます。

それともう一点、地域の教育力また居場所づくりとか、そういうような話で、週5日制に伴う、またスポーツ関係という形でいろいろご質問されたわけでございます。本町といたしましても、スポーツ関係につきましては、体育館でボランティア等の指導員の支援もいただいた中で随時計画し、中央体育館でスポーツ関係をやっていく形の計画を都度実施に移していきたいと思っておるわけです。

また、ご存じのとおり、週休2日制に絡みまして、年間8回の町主催の事業もいろいろ、勾玉づくりとか二上山の石からサファイアを探そうとか、いろいろ計画をしております。

また、せんだって広陵町の区長自治会長会におきましても、地域の集会所また公民館の一般開放をお願いするとともに、やはり指導員としてボランティアの派遣も町の方からさしていただくので、またそういう点のご理解をいただくよう自治区長会にも先般お願いしておるような実情でございます。以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほどの学校給食並びに農業の振興という面で再度ご質問がございました。これにつきましては、農業関係者いわゆる農業委員さん等も、委員会でのこういう内容の議論が学校給食関係者と教育委員会とも協議できる場を持てるかどうかということは、今後前向きで検討してまいりたいと、このように思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 保育事業に関してのご質問でございます。図書の状況でございますが、これにつきましては、掌握いたしていません。

それと、暗い、狭い、あるいは施設の町内の格差が大きいというご質問の内容でございますが、今後の検討課題とさせていただきます。

保健センター絡みで、未受診者の状況については完全に掌握しているかということでございますが、これにつきましては、案内状を差し上げて受け付けをしという作業を経ておりますので、すべて掌握はさせていただいております。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 職員のノートパソコンによります情報の管理ということで、これ職員個人個人それぞれパスワードを持っておりますので、このパスワードによる管理を行っております。以上です。

議 長 環境部長！

環境部長 生ごみ処理機のごみ減量に与える効果と申しますか、それはさきに答申が出ましたごみ減量の諮問事項に対します答申の中でも資料で出ております。その中で、コンポスト並びに生ごみ処理機の普及目標の設定とその普及台数、例えば1,000世帯にすべて普及してそれで生ごみを処理していただくとするならば、可燃ごみ1人800グラムといたしまして、生ごみ調査をいたしました結果、そのうち可燃ごみの8割程度が生ごみであるという調査結果が出ております。その数字を掛け合わせまして、1,000世帯普及するといたしますと、総ごみ量は8,000トンと仮定いたしましたら、約2.9%相当する量になるというふうになってまいりますので、なかなか理論的にはいえないと思いますが、一応根拠を持って数字は示させていただいております。（4番議員「その掌握の問題はないけどな。全部は掌握できへんやろうけども。それと、学校の生ごみ処理機から見ての使用の状況の連係プレー。」）学校の給食室から出されます生ごみにつきましては、すべて学校の生ごみ処理機で処理をさせていただいております。

ただ、5小学校のうち、まだ3校しか配置されておりませんので、残る2校につきましても、将来的には配置をして生ごみが排出されないように。また、生ごみを処理されましたら、学校の学級園あるいは保護者の方が家庭で活用されるとか、各学校独自で利用していただいておりますので、清掃センターの方へ持ち込まれるということとはございません。

議 長 ほかにありませんか。

松野議員については、総務委員会でやっていただきたいと思っております。（5番議員「お願いします。」）ですけれども、1回だけ許します。

5番議員 総務委員会の方で詳細について議論させていただきますので、簡単に二、三の質問をさせていただきますと思います。

交付税の問題なんですけれども、先ほどから議論になっているわけですが、片山総務大臣ですか、議論も踏まえてご答弁もいただいているところなんですけれども、地方財源移譲については、私どもの方も大いに賛成するところではありますが、きょう町村議会議長会の方からも、町村会と同様の内容の要望だと思いますが、意見書が議運の方に提出されまして、見てみますと、大変重大な中身が含まれているなというふうに思うわけです。

税源移譲の点では一致しますけれども、その税源をどこに見出すかという問題につきましては、そちら6団体の方では、固定資産税の見直しとそれから2つ目が法人事業税の外形標準課税の導入ということで、3つ、4つ、ゴルフ場利用税等、あるいは特別土地保有税等についても触れられているわけなんですけれども、この1点目と2点目につきましては、大変重大な方向間違いの税源確保ではないかと思わざるを得ないわけです。といいますのは、今大変不況の中で、また各種の医療の改悪また介護保険の導入などで負担がどんどんふえている中、暮らしが大変逼迫している、こういう状況の中でさらにそういう住民に対して税源を求めていくということについては、さらなる住民を苦境に追い込むばかりであります。

こういうことについては、法人税の外形標準課税についても、中小の法人について大変赤字決算の法人についても課税を課すということになりますので、大変重大な問題になるわけです。景気の動向にも大きく影響を与えていくという、そういう課題をさらに抱えることになるわけです。ですから、税源の確保については、今の状態の中でも政府の税の支出の枠組みを変えるだけで十分に税源移譲をしていただければというふうに私たちは認識しているわけです。ですから、そういう本当に住民を守る立場の町の理事者の皆さんが、税源確保について真摯に十分議論し、検討していただいて、住民にとって本当にいい形での税源移譲になっていくように、今後とも議論を深めていただきますようお願いしまして、ご意見の方もお

聞かせたいというふうに思います。

それが1点と、あと住民基本台帳の方なんですけれども、先ほどの答弁の中で要望を国に出しているということでしたが、ぜひその要望どのような内容で国に出していただいているのかお聞かせたいと思います。

今このような地方の財政状況も含めて大変な状況の中で、長野の田中知事が当選したということで、地方政治の流れが変わっていくんじゃないかと国民の大きな期待があるわけなんですけれども、住民の皆さんの暮らしや、またそのような個人情報、大変な重要な問題でございます。国の方に住民の意向を受けて真摯に働きかけをしていただく、そこにこそ地方の自治体の意義があるわけですので、そういう立場からの質問でございます。一致できる点があれば一緒に大いに推進していきたいというふうに思っています。

時間も大変遅くなっておりますので、基本的な2点についてお聞かせいただきたいと思えます。

あと一つだけ資料の方お願いしたいわけなんですけれども、ごみの方の収集業務委託料1億783万3,950円につきまして、この積算の明細ですね、資料で結構です、総務委員会までに資料としてぜひ提出していただきたいと思えます。

あと一点なんですけれども、資料の方で今回町交際費、議長交際費それから教育委員会交際費の資料請求させていただきました、提出していただいたわけなんですけれども、この中身で見ましたら、大変大ざっぱな中身なんです。情報公開条例がもう成立しているわけですし、今のところこのような請求がないのかなというふうにちょっと残念にも思うわけなんですけれども、情報公開の制度を使って資料請求した場合に、もっと詳細な中身が求められているのが実態でありますので、情報公開制度を議員も使わなければそういう資料が出てこないということは、本末転倒にもなりかねませんので、今後も含めて資料を出していただく場合には、情報公開の条例を踏まえた前提としてさらに詳細な資料を出していただくのが本来だと思いますので、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 国への要望書の内容ということでございますね。申しわけございません。ここには持ってきておりませんので、また見まして、はい、総務委員会でよろしいですか。そのときにでもご報告はさせていただきたいと思えます。

議 長 ほかに。 町長！

町 長 地方交付税のことについてお尋ねをいただきましたが、地方自治の抜本的な改革を

今国で言われているところをございまして、国や地方自治体が慎重に議論を重ねなければいけないと思います。私どもも国や県で情報を入れたことを、常にこの庁議、部長以上3役も含めて会議を頻繁に催しておるわけをございまして、それらの情報を入れまして協議検討を重ねているところをございます。いろんな情報を私ども入れながら、今地方自治体はどんな状況にあるかということがお互いに議論をしているところをございます。

先ほども申し上げましたように、国にすべての財源が集中している、そして地方自治体が国に対してその財源を取りに行っている。鈴木宗男のようなそういう状態が起こるわけをございまして、こういうことを自省をしようという動きもあるようをございます。私どもも各地方自治体の末端の意見をしっかりと聞いていただくという思いもございまして、関係機関と協議を重ねて議論を深めているところをございます。

議 長 総務部長！

総務部長 交際費についての資料でご質問いただいたわけですが、情報公開制度で請求しなくちゃ資料の内容が出せないのかというご質問なんです、この資料についても、情報公開を請求されても、いわゆる個人名とか出さない情報というのはございますので、今回こうして出させていただいたというのは一つの第一歩だと、前進したという解釈をいただきたいと思ひます。よろしく。

議 長 はい、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。3時10分までします。

(P.M. 2 : 57 休憩)

(P.M. 3 : 14 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

初めに、健康福祉部長より発言を許します。

健康福祉部長 先ほど寺前議員さんからご質問をいただきました内容で、私の不勉強で掌握をしておりませんと、学童保育の図書について掌握をしておりませんというご答弁を申し上げました。休憩中に確認をいたしましたところ、各クラブにそれぞれ必要部数の図書を準備して、各園それぞれローテーションを回しながらお役に立てていただけるような準備は整えておりますので、この場をおかりいたしまして訂正させていただきます。申しわけございませ

ん。（4番議員「ありがとうございます。」）

議長 次に日程10番、議案第57号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず第1点、歳入の方なんですけれども、歳入の方で介護保険にかかわる部分なんですけれども、歳入の方の209ページなんですけど、ここで介護保険の現年課税分の徴収収入済額と介護保険の滞納繰り越し分の収入済額、また退職被保険者の同じく現年分と滞納分、これが介護保険の税として収入のあった分です。それから、あと介護保険事務負担金というのは、介護保険のこういう税金徴収の手続等にかかわる負担金だと思いますので、これは介護保険の会計へ繰り入れする分からは除外すべきだというふうに思うんですけれども。それから、あと介護保険に関連する収入といたしましては、連合会支出金、211ページです、一番上の方の円滑導入財政給付金の590万2,000円。この3点だと思いますが、それが合計いたしましたら、五千何百万円かになると思うんですけれども、その金額が歳入になりまして、それから歳出の方を見ますと、介護保険への繰出金の分が1億431万1,225円ということになるわけなんですけれども、この歳入と歳出とのバランスの中で、歳入の方が不足すると思うんですけれども、これの財源についてまだ介護保険の方に繰り出しする財源があれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、全体としての徴収率が83.5%ということで、大変落ち込んできている状態があるわけなんですけれども、これは大変不況の影響も大きくここ数年間受けて、どんどん徴収率が低くなっているという状況があります。あわせて高齢化、高齢者の方の比率が高くなっている。高齢者の方々は年金暮らしという中で所得が低く、税が払えないという状態も広がっているのではないかと。これも一つ大きな原因だと思うんです。

それに加えて、広陵町では平成12年度から税率の改正がありまして、その平成12年度から境により一層徴収率が大きく落ち込んでいるのが、これは国保運営協議会の方に出された資料なんですけれども、この資料から見ますと顕著にあらわれているのが実態であります。

こういう中で、大体収入未済額と不納欠損額、それと収入済額と比較いたしますと、何と1割以上の欠損が出てくると、徴収できない額が出てくるという状況が生まれてきているわけなんです。ですから、このような今の状態であれば、ますます一層このような徴収率が悪化をし、高齢化はますます進みますし、不景気の方は見通しが暗い暗さでありますので、大

変に財政の方が逼迫していきだろろうというふうに思うんですけども、このような状況についてどのように認識し、どのように改善すべきと考えていただいているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、前のときにも指摘させていただいたんですけども、人間ドック、脳ドックの受診なんですけれども、人間ドックの方は、老健該当者の場合は人間ドックの対象から外しておられるわけです。しかし、人間ドックを受けられる方は、日帰りでもせいぜい134人、平成13年度でね、大体120人から130人、40人ぐらいで推移しているわけです。

この人間ドック、早期の発見、早期治療が大変医療費の抑制に効果をもたらすという観点からこの人間ドックを制度化され、助成されているわけですから、一人でも多くの方が人間ドック受けやすい状況をつくっていただかなければいけないと思うんですが、老人保健の方の検査の方で十分だという認識は少し甘いのではないかと。そして、現実に高齢者の方でも人間ドックを受けたいんだと。あちこち何か所かで検査しなきゃいけませんから、老健の場合は。人間ドックであれば半日、日帰りなり、また1泊なりでまとめて受診できますから、大変お年いった方にとったら体が楽で、安心なんです。そういう声が根強く毎年毎年何件か聞くんです。ですから、この点については、今大いに改善していただきたいと、さらに強くお願いするところですが、どのようにお考えなのか。

さらに、脳ドックにつきましても、ほとんど意味のない広陵町に1年以上住所を置き、町税等の滞納、遅滞がない世帯の者ということで条件つけておられるわけなんですけれども、全くこれは差別にしかつながらないというふうに思います。いろいろなドック、人間ドックの場合でも、そのような滞納の条件をつけていないわけですし、なぜ脳ドックだけ滞納したらいけないんだという条件つけなければいけないのか、根拠が全くございません。

そしてさらに、脳ドックにおきましては、平成10年度新たに制度が新設されたときには、相当87人という方、多くの方が検診受けられたわけですが、13年度ではもう半減以下の37人という状況なんです。一人でも多くの方が早期に脳ドック受けていただいて、健康を維持していただくというその目的を達成するためにも、このような条件は撤廃していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、先ほどの保険料のところのつけ加えて申し上げますと、払えない条件の中で資産割とか所得割とか、応能応益の4つの課税計算の基礎があるわけなんですけれども、この中で所得がどんどん低くなってきて、所得割の税額、保険料額がどんどん落ち込んでいるんです、比率が。そして、金額ももちろん低くなっています。資産割とか均等割とか平等割と

かどうにもならないようなそういう部分については、資産割は毎年毎年固定資産税が今の値下がりしている状況でも上がっていきますので、資産割の税額は上がっております。そして、均等割、平等割の部分はもう定額ですので、これはきちっと税額全体が下がっている中では比率が上がっていくという逆の現象も出てくるわけなんですけれども、こういう中で言えば、保険料のあり方、算定そのものにも大きなひずみが一層深まってきていると言わざるを得ないわけですね。特に資産割につきましてはやめてほしいと、計算から外してほしいという要望が以前からこれも強くあるわけなんですけれども、検討の課題だという答弁も従来からいただいておりますが、今ここのような税のひずみが出ている中で、この税の計算の仕方について、税額の算定について見直すべき時期ではないかと思いますが、いかがお考えいただいているかご答弁をお願いいたします。

まず、以上1回目お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、お答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の介護保険税のことでございます。2号被保険者でご承知いただいております40歳から64歳までの方の分でございます。支払基金の方へ支払う分でございます。これにつきましては、13年度は1億431万1,000円、端数はちょっと今1,000円単位でもうしますと、それだけを納めなければなりません。その中で保険料では50%、それから国庫支出金ですね、それにつきましては、介護納付金負担金で40%、それから普通調整交付金で10%の合わせて50%ずつということになってございます。

それで、これでもって支払基金の方へお支払いをするんだと。33%分が負担しなければいけませんので。それで、そういたしますと、13年度決算を打ちますと、収支では283万円ほどが残る予定でございます。ただし、これは1号被保険者と同様、3年間のスパンでございまして、ことし14年度でこの額を歳入へ持って行ってございますけれども、これによりまして14年度が赤が出るようなことでありますと、15年度から17年度までの3年間の保険料ですね、これについてはまた検討をしなければならない。と申しますのは、当然介護納付金いいますのは、全国の市町村の給付額の総額が国の方で集計をされておられます。それに対しましての負担をしなければなりませんので、半分は国の方がくれますけれども、あとは税金の方で負担をしなければならぬんだと、こういうあれでございまして。だから、これがなければもう赤字赤字でどうもできませんし、そんなこともやっていけませんので、その辺のところは十分ご承知おきをいただいていると、かように思います。

それから、連合会支出金の収納対策給付金でございます。これにつきましては、該当者3,217人の1人当たり1,300円ということになっていただいております。

それから、収納率の低下給付金172万円というのもいただいております。これにつきましては、6割、4割の均等割と平等割額の軽減をいたしました分についての……。申しわけございません。収納率低下というところで給付金でございますけれども、これは11年度と13年度との徴収の減ですね、その比率によりまして交付をされる金額でございます。

それで、次なんですけれども、国保も介護保険も同じなんですけれども、確かにおっしゃっていただいておりますように、バブルがはじけまして、その後経済情勢もこういうような状況になってまいっております。この中で収納率は収税課の方でいろいろと努力はしていただいております。

また、ご承知いただいておりますように、職員の管理職以上、補佐級以上ですね、もチームを組みまして、収納率の向上に当たっておりますけれども、今言いましたような状況で、なかなか収納率が上がらないというのが現状でございます。

しかし、やはり要る費用につきましては、それ相応の税金の徴収をしなければ、ほかからの財源は見込めませんので、私の方も痛しかゆしというところでございます。

それから、国保もそれから介護もなんですけれども、おっしゃるように、所得の低い方がおられます。そうしますと、おっしゃるように、所得割額また固定資産税額の方も減ってまいっております。そういたしますと、ある一定額を集めるといたしますならば、収入は減って所得割は減るわ、固定資産税は安くなるわということになりますと、あと均等、平等でいただかなければ税収はどうもできないわけなんです。

もう一つおっしゃる固定資産税を外すべきだと。これはなるほど私の方もだんだん改善を、率を低くしていっていることはご承知いただいていると思います。しかし、これを外しますと、全体総額をこれぐらい集めなければ給付に対する費用額が出ないということになりますと、所得割で率を当然上げなければならない。また、均等割、平等割額も上げなければ、一定の税収は見込めないと。それによって国の補助金等がかかっていただいている方の7割給付をやっておりますので、それをしないと、あとはそしたらその財源をどうするんだと。一般会計も、ご承知のように、各市町村とも大変な時代ですし、なかなか難しい面があります。

それから、人間ドックと脳ドックの受診者増のためには、やはりこの条件ですね、おっしゃっていただいている条件を外して、それで受診をしていただいたら医療費が幾らかでも助かるんじゃないかということで、また本人さんの早期発見、早期治療にもなっているのでは

ないかと、こういうことでございますけれども、以前にもお答えを申し上げたと思います。人間ドックなりの検診の方と、それから町の健康診査の項目の中では、町の基本健診の中では人間ドックの方で受けるよりないものにつきましては、免疫の血栓とかそれから視力、眼底、聴力それから腹部の超音波検査、これぐらいのものが町の基本健診の中ではないと。人間ドックの方にはその分が含まれているということでございます。町の基本健診を受けていただきまして、今言いました3項目等抜けている部分は、またそれぞれの医療機関で受けていただければいいんじゃないかなと。

それと、やはり助成ということですので、ある一定の条件をはめなければ、他の方との整合性もとれないと思います。例えば滞納のある方が受診していただく。そしたら、町からその人に対して補助することが果たしていいのかどうかとか、いろんな問題が出てくるんじゃないかと、かように思います。

また、今言いましたように、町の財政も大変今厳しい状況でございますけれども、これは私の方が今後検討するとかしないとかということは、事務者ですので、その辺は申し上げられませんけれども、事務者としては今のところこの制度の条件でやってまいりたい。その中で条件に該当する方については、やはりもっと受けていただくような方策を講じなければならぬのではないかなと、かように思っておるところでございます。以上です。

議 長 5 番議員！

5 番議員 まず1つ、人間ドック、脳ドックの受診の条件なんですけれども、条件をつけなければいけないということでご答弁いただいているんですけれども、滞納を条件づけているのは脳ドックだけですね。脳ドックの方につきましては、町税の方の滞納もかなり大きくなってまいりましたので、自動的に1割以上の方がその対象から外されてしまうということになるわけです。特に医療の問題につきましては、命、健康にかかわる問題につきましては、医療保険について滞納云々にかかわらず、今の政府の方はペナルティーを科そうということで強めてはおりますけれども、滞納とか払えない方に対してですね。それは憲法に大いに反する内容でございますが、基本的に命を守っていくことは国の責任であり、地方自治体の責任なんです。そういう基本的な部分踏まえまして、そしてそういう健康を守るという立場で言えば、条件なく、年齢制限とかそういうのは当然出てきますけれども、どういう状況であれ、一人でも多くの方がドックを受けていただくと、受診していただくということが一番の最大の眼目なんです。ですから、そういう条件をつけるということとの整合性ということについては全くないというふうに思わざるを得ないわけです。

それで、政策的な問題でもございますので、町長の方は民生の方も長く担当しておられまして、従来からも命と暮らしを守る立場という立場で部長当時からご尽力いただいてきた経過もございます。ぜひ、本当に予算的にはほんのわずかの上乗せで済む施策の向上なんです。

それから、もう一つ条件の問題とあわせて、あっち行ったりこっち行ったり、検診したら済むじゃないかと、70歳以上の方の人間ドックですね。でも、やっぱり体も大変しんどくなってくるのが高齢者でありますし、あちこち行くのが煩わしいというのが高齢者の方の本当の気持ちなんです。ですから、それは1カ所で、ちょっとお金払っても1カ所でやりたいという方もやっぱり何人かおられるんです。全部じゃないですよ。そういう制度使ってお金を少しでも経費節減しなきゃ暮らしていけないという方もたくさんおられますから、そういう選択をする余地はあっても当然だと思うんです。両方ともとりましても、特に脳ドックなんか予算をこなせていない状況でありますし、人間ドックでもまだまだ計画に対して日帰り入院と合わせたら170名の予算計上しているわけですから、平成13年度で。まだまだ満たないんですから、予算の上乗せしなくても十分に改善していただける余地があるわけですから、ぜひこの点について、わずかな改善です、お願いしたいと思いますが、町長ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、税の算出、滞納がふえてきている実態の中で、税の算定についてご答弁いただいたんですけれども、そのまま資産割を全額カットしてしまうということになれば、かなり税収の落ち込みになり、到底国保会計が維持できないことは重々承知しているわけです。ですから根本的に、基本的にはやはり一番公平だと言われるのが、所得にスライドさせることなんです。所得税が今の日本の税のあり方の中では一番公平な負担の仕方だというふうになんて言われております。ですから、そういう所得にスライドさせるということをもう少し移行させて、根本的に見直しをしていくということが今求められているように思うわけですが、そういう点ではまだまだ十分ご理解もしていただけていないし、議論も今後もしないといけないんだろうと思うわけです。

それで、固定資産割はかねてから要望があったということと、それから大きな都市部などでは固定資産割はやってないところあります。そういう点で言えば、全く新しくやる算出の仕方でもないわけですから、可能性としたら一挙にというわけにはいかないでしょうけれども、段階的な形で改善をしていただければ、所得のない方が均等割とかまた平等割あるいは資産割の中でたくさん払わなければいけない、収入がないのに払わなければいけないという部分が改善されてくるのではなかろうかと思えます。

資料の方で滞納の実態出していただきましたけれども、やはり低所得の方の滞納が多いように見受けます。ただ、今の時代ですから、一定の中間の所得の方も、子供の学費とかいろいろ生活条件の中で滞納を余儀なくされているという新たな社会の反映も見られるわけですが、そういう中でぜひ保険税の算定の見直しをしていっていただきたいというふうに思います。

それから、あさの質問の条例の質疑の中で、老人の扶助制度の改正の中で、今質問いたしました。影響額ということで質問いたしましたが、ないということでしたが、あるということで後で確認いたしましたので、ちょっとご報告をいただきたいです。もし数字がたぐさんであれば、また委員会の方へ資料出していただいても結構ですので、お願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今ご質問の件は、午前中大変ご失礼を申し上げまして、おわびを申し上げたいと、かように思います。

町の負担の減につきましては、平成14年ですね、10月から5カ月間ほどなんですけれども、試算をいたしますと、約97万円程度は減になると。それから、平成15年度では2,330万円程度の減になるということでの一応試算はいたしております。以上です。

(5番議員「負担が軽くなるということやね。町の負担が軽く軽減されるということですね。はい、済みません。」)

議 長 町長！

町 長 ただいま松野議員からご質問がございましたこととお答えをしたいと思います。

国民健康保険会計は、極めて厳しい状況にあるということをご理解をいただきとうございます。今年度は実質収支で4,000万円の黒字を出しておりますが、5,000万円の繰り越しがございまして、単年収支で見ますと1,000万円の赤字でございます。

資産割の見直しを図れとかというようなことをおっしゃっておられるわけですが、歳入につきましては、非常に税収が伸びが見込めません。また、歳出にありましては、これからは医療費のかかる人が非常にふえるわけです。高齢化社会になるわけです。そしてまた、高度医療ということで伸びるわけです。さらにまた、人件費も、私ども事務局の人件費も伸びるわけがございまして、歳入と歳出のバランスシートが崩れておるといのが実態でございます。

国では、これでは国保会計が運営し切れないということで、すべての保険組合を一括再編

を図ってはどうかというところまで今論議が及んでいるところでございます。おっしゃるように、滞納者に対してのサービスの欠如といいますか、金のない者はもう命の切り目だというようなことになるわけですが、私どもはやはり町民の生活を支えるというのが基本でございまして、滞納の理由をきっちりお聞かせをいただいて、ご理解をしていただく。また、私どももその理由はわかるということであれば、分納のお約束をしていただければそれでいいわけですが、そうした人に限っては脳ドック等の受診もしていただいておりますのでございまして、必ずしも滞納があればだめだということでないということをご理解をいただきたいのでございます。必ず納税相談をさしていただいて、そしてお受けをいただく、こういうことではございますので、どうぞご認識を新たにさせていただきたいと思っております。

議 長 ほかにありませんか。 13番議員！

13番議員 異様に滞納がふえてきておるということでございます。この資料を見せていただきますと、低所得者といいますか、ゼロから80万円以下で222件。これの総数を見ますと、約1,400件余りの中で222件あると。次の80万円から200万円につきましては、約800件余りのところで112件の滞納というような状況になっております。見ますと、ゼロから80万円以下について、これ222件で1,200万円余りということになりましたら、1件当たり約6万円弱の保険料ということになろうかと思うんです。

非常に現在不況であるということは世間では言われて、また事実不況でありますのやけども、企業に関する不況が非常に厳しいという。だから、非常に企業の方が苦しんでおると。もっともそれ自体がまともに国民のところにもぶち当たりますと、こんな今みたいな状態ではないもっと厳しい僕は状態に陥っていると。割合と不況でありながらある程度落ち着いているというのは、個々にはそれだけの蓄えもあり、いろんなことがあってこれ落ち着いておられるんじゃないかなと思うわけなんです。

そういう中で、これ毎年保険税がふえていくということになりましたら、そこに単なる現在の不況から来る以外の何か僕にはこれあるんじゃないかと。別に保険みたいなもの払わなくても、そんなんは何ぼでも診てもらえんでというふうなことが風潮的にふえていきますと、結局払わんのに、これ払てる者あほやないかというような形になりましたら、大変なことになってくるわけなんです。この辺をやはり町税をやっていただいている方、あるいはその指揮をとっていただいている方は、やはりしっかりその辺各一つ一つの内容について、本当に払えない人なのか、払われない人なのか、払わない人なのか、この辺を一つ一つチェックしていただいて、この数字はやむを得ないという形で思っておられるのか、これは助役が先頭

になってやっていただいているんだと思うんですけど、やはりここが一番大事なところだと思うんです。だから、今かて単年度で1,000万円赤字だとおっしゃってるけども、この未徴収というんですか、その分が四千何万円ですか、現年度分でもあると。そのうちの1,000万円分でも入れたら単年度でも十分やっていける。だから、その辺のどこを、それだけの収入がなければこちらのサービスができないんだという気持ちでやはり僕は仕事に取り組んでいただかないと、それこそ親方日の丸じゃないけど、出るもんは出て入ってくるもんは入らへんでもしょうがないやないかというような形になっては困ると。

僕はない人から、どうしようもない人からも徴収せよと言ってるんじゃないんです。しかし、これだけの件数があるということは、この中にそういう部分、隠された部分が多々あると。本当に払わないという形の人が多々あると。これだけ広陵町でほんまにお金がなくて困ってる人がおられるというようにはちょっととれませんので、ひとつその辺どういうふうに検討をされてこの数字を出されておるのか、この辺についてお答え願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 ただいまのお話は当然のことだと思います。職員も会議を開いて、ケース・バイ・ケース、いろんなケースを想定しながら協議をしているところでございます。また、夜に来いとおっしゃれば夜にも出向いてお願いに行かせていただいているところでございます。

その他いろんな理由等もございますが、その理由も分析するよう協議しているところでございます。

議 長 13番議員！

13番議員 やはりこういう延滞問題になりましたら、その辺のどこの総体的に物を考えるんじゃないしに、個々一つ一つについてやはりどうなのかということを実際に検討していただきたいと。そうしないと、世の中で悪貨は良貨を駆逐するということが経済界にはあるわけなんで、そういう払わなくてもええやないかという悪いことがいい方を食うていくと、そういうような感じのことになってきたら、僕は非常に大変なことになると。だから、この辺十分に検討はされてるとは思うんです。

だけど、本当にそしたらどうするか。保険税になってますからね、昔は保険料だったわけです。保険税になったのは何のために保険税になったのか。やはりそういう悪質な者は堂々と差し押さえもし、そして徴収していくという強い態度を僕は見せる必要があると思うんです。この辺があやふやになりますと、そういうどんどんどんふえていくおそれがある。ない人には差し押さえもできませんから、ないところから取れと言うてるわけじゃございませ

ん。その辺のそこを十分理解していただいて、業務を進めていただきたいと、このように思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長 はい、答弁するの。 助役！

助役 種々ご意見をいただきまして、職員一同肝に命じて頑張ってまいりたいと思います。

なお、業者指名におきましても、滞納者は指名しないというような方策もとっていることをご承知願いたいと思います。終わります。

議長 ほかにありませんか。 4番議員！明快に短く。

4番議員 町長の国保が厳しいという点については、私たちここで議論している者にとっては、当然認識をしている問題であります。そういう自治体の苦勞、自治体が抱えている課題、問題という点は、私たちも本当に心痛めるどころではなく、そのもとでも職員の検討やまたその他大変な状況だというように認識していますので、そのことの問題で私たちが言っているわけじゃないわけなんです。

国保運営審議会の中でも議論が出ていたところですけども、私はまず第1に、現在のこの国保の困難さというのは、国保については他の加入制度のところと比べて、非常にいわゆる条件の悪い方々が入っていると。これは昔からそうなわけです。だからこそ国保については大変な状況が生まれてくるんです。そういう認識を持ちながら、国は結局は負担金を年々年々減らしてきたと。それが根本的な原因だというように私たちは思っています。

そのことは当然一致した形で住民のところと認識を返していかなきゃならないというふうにするんです。それがまず国保の議論をする場合の第1点だというふうに私たちは思っております。

そういう点で言えば、例えば現在で言えば、この20年間でどういようになら変わってきているかという、国民全体、これは国保もいわゆる政府管掌保険等その他も含めた話ですけども、20年間で見ると、国保負担が30.1から24.9%に軽減されてるんです。一方、保険料と患者負担を合計した場合の国民負担の場合は、40.3%から44.6%に引き上げられているんです。ここがそもそもの問題点だということになります。

それと、私はそういう点を前提にしながら、今地方自治体が特に地方公務員の役割、任務という点で言えば、全体の奉仕者、地方公務員が全体の奉仕者、あるいは自治体の役割で言えば、地方自治法に規定されているとおり、こういう認識に立って言えば、政府が今改悪をしようとしている点で言えば、いわゆる改悪によってどういう形でこれを、軽減を減らそうかということになってついて言えば、要はこの政府の、厚生省の発表ですよ、患者負担の増

によってコスト意識の吸気、それから適正な自信を促す、これは医療制度改革の課題と視点というところでうたってるんです。どういう意味かといえば、要は医療費が高かってコスト意識を持って適正な自信につながって医療費を抑えることが必要ですよと、こういうことを言ってるわけなんですから、例えば全世界に医療費の負担を減らすのに受診を抑制しなさいと、こういう形で国民に負担増を押しかけるような政府というのはないんです。こんな問題が大問題だということを、私はここが地方自治に携わる方々が国との関係で言えば認識をすべきだというようなもんです。議員さんは認識するかどうかは別ですよ。それは議員は個々に住民から選ばれてるわけですから、ただ私は地方自治体をあずかる者にとっては、法律に従った形で任務を遂行していただいているわけですから、地方自治法、あれ及び憲法に従って仕事をやっていただくことになるわけですから、そういう点をまず私は議論の中では一致させる必要があると、絶えず言っている点であります。

そういうところからいうと、この問題点は明らかに政府のとってきた医療政策にあるということについて、私はそういう点で堂々と一致し、この広陵町の自治体を守るという立場を明らかにするべきだというように思いますけれども、先ほど町長は、困難な国保状況を抱えているという点、一步深めてその点についてどういように認識されているのかということをお聞きしておきたいと思います。

これが議論の大前提になってくれば、私たちは住民とともにこの改善に当たったの努力というのは一致する部分というのが生じてくるだろうというように思うわけであります。そういう点で職員の方々がこのような事態についても、やはり憲法と地方公務員法等に従って認識を深めていただく、地方自治を守るという点での認識を一層深めていただく必要があると思いますので、そういう点でも部長について、そういう地方自治を守るという点での国との矛盾点というのを認識していただけるのかどうか、これは部長に聞いておきたいと思うんです。

それから、医療費がかかっているかどうかという問題ですけれども、今年度で言えば、13年度の決算で言えば、1人当たりの医療費は大幅に下がってるんです、12年度より。そのために実質収支1,000万円という状況が生まれているというわけですから、こういう点での分析は非常に重要ですが、私はそういう中であって、まず予防医学の問題ちゅうのは非常に重要だということは認識されているし、またそのために取り組んでおられると。

ところが、広陵町で言えば、健康——あれ何ていいました——健康手帳の交付やその他についても率が低いという点で、国保運営協議会の中で岡本先生が言っておられる点について、

いわゆる予防的医学を徹底させるためには、受けた結果、これは人間ドックやその他の問題ですけれども、受けた結果を経済効果と統計を駆使して住民の方々に徹底する必要があると、こういうようにおっしゃってたわけです。これは運営協議会の中でおっしゃった内容です。こういうことを実際に予防的な措置をとるためには大前提だというように思うんです。

そういう意味からいって、13年度は確かに総合データバンク事業を実施されました。国保の成果、主要成果に関する報告の中で、約625万7,000円を使って調査人数5,506人で、有効回答が3,832人、70%の有効回答率をいただいた。それをいわゆる電算処理したものを私たちは資料としていただいています。この資料を見ると、一つ一つの問題については分析等が出てくるわけなんですけど、私は一番重要なのは、ここに書かれている資料から何を読み取るのかということなんです。この結果について読み取る方策、読み取るべきものを持っておられると思うんですけれども、それについてはどこにもあらわれてないんです。

それで、お聞きしますけれども、この結果報告について、身長、体重から生活習慣からあるいは老後の不安、いろいろ社会参加、いろいろアンケートをとられました。この集約をとられました。これについてのいわゆる総合評価と個別的な広陵町の対応の問題についてどのような認識されているのかという点を教えていただきたいんです。

それと、この国保については、過去3年あるいはそれ以前から広陵町住民の医療にかかわる結果を電算ベース化するために事業をずっと行ってきたわけなんです。それとこういう住民アンケートから出てきた健康調査にかかわる問題を具体的に数値としてやはり把握する必要があるんだと思うんです。そして、住民にその広陵町民の健康状況及び医療状況の結果について統計的に、まさに先生がおっしゃったように、統計的な認識を深める資料として駆使していく、こういうものが必要なんだというのは、私は再三この場でも意見を求めてきたわけなんですけれども、要はこれだけ大きな大がかりな調査をやって、そしてこれについての結果をまとめられたわけですから、そういう大きな財産を有効に使う手だてについてどうなのかお聞きしたいと思います。

それから、医療費通知委託料として69万5,000円出されているわけなんですけれども、この医療費通知によって、私たちはこの医療費通知がどれだけ効果があるのかということ疑問視しているわけなんですけれども、行っていることに対して1人当たり幾ら要ったと。ある新聞では、私はここにかかってないのにこんだけ来てるのおかしいんじゃないかというようなことがあったというようなことも新聞の記事にありました。

しかし、このような状況を年6回発送しておられるわけですが、それに対する住民側からの、要は通知を受けた側からの意見あるいは状況はどのようなものがあったのか。そしてまた、それがこのような医療費抑制のために使っているわけですが、効果があったのかどうか、そういう点についてもお聞きしたいと思います。

要は、あらゆる知恵と、そしてあらゆる施策を動員して、病院へ行く前に結局健康を維持する、そのための施策というのは広陵町もやっておられるわけですが、本当に精神いわゆる魂の込めるようなことがあってやられる結果を集約されておられるかという問題なわけです。

一般会計の中での質問をしたいいわゆる健康診査、1歳半の問題もここに関連するわけですから、当然のことなわけであります。そういうような状況全体の流れを医療予防に使っている費用がこうあって、これだけの効果があって、本当にそこから医療費削減の効果がどう出るのかというそのつながりについても仕事をしていただく。そして、これこそが職員の本当に専門的な能力を発揮していただける部分ですから、私は職員の能力を高めるという具体的な問題はこういうところにあるんだということについての認識を深めていただきたいと思うわけですが、その点についてどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まずは、憲法と地方自治の観点との、それから国の施策の矛盾点でございます。

当然私も一国民でありますし、また地方公務員でもございます。憲法それから地方自治法の遵守はしなければならないということは当然踏まえてやっておるところでございます。

ただ、おっしゃっていただいておりますように、国のその補助金が減ってきたから、それが一つの大きな原因だということでもないと思うんです。それは確かに減ってきたことは確かです。けれども、やはり高度医療化の時代ですし、また食べ物その他生活環境等によりまして、昔と比べまして高齢化が進んでまいっておりますし、いろんな食べ物の内容によりましていろんな病気もふえてまいっております。だから、当然人口もふえてまいりますし、医療費もかかることはご承知いただいております。

けれども、そしたらその医療費をどこで賄うんだということになりましたら、やはり皆さんからいただく税金とそれから国からの国庫補助等で賄わなければやっていけないわけなんです。それを、おっしゃるように、いやおっしゃってませんが、例えば以前からおっしゃるように、一般会計から繰り出したらいいじゃないかとおっしゃったら、もう今どことも、

国初め地方公共団体が赤字の状態だと。そしたらどうするんですかね、その要る費用は抑えることはできませんし、収入はそしたらどこから確保するのか。やはりそれぞれ住民の方も相応のご負担をそれぞれの所得なり収入の中でご負担をいただく、また国や県庁もそういうふうにより補助をして、みんなでやっぱり支え合っていくというのが一番のあれじゃないかなという思いはいたしますけれども。

それから、医療費の通知の効果ということでおっしゃっていただいております。住民の方からは、特にお年寄りの方なんですけれども、私お医者さんへ行ってるのに、全体では一部負担金だけですね、今外来でしたら、大きい病院それから小さい病院、また診療所で1カ月の料金は決まっていますけれども、全体でこれだけかかってんねんやと。そのうち私だったら定額ですので、これの自己負担しかしてないんだなということで、そういう声はよくお聞きはします。そしたら、あっちこっち何かあったらこっちの病院、またちょっとあかんかったらこっちの病院ということで行ってるのも、やっぱりこれは気づけてしなければならないなということで、決して医者へ行かんとことか、そういうことじゃないんです。気をつけてやはり医療費の使い方も考えなければいけないなというところでしていただいています。

それからまた、もう一つは医療費通知が違いますけれども、レセプト点検をやりまして、私の方もお医者さんからのレセプト、診療報酬明細書ですね、それにつきましても事務の方もやっておられますので、間違いはないとは言いません。だから、その辺の病気に対する診療とか薬剤の取り方についての計算間違いとか、いろんなそういう面で大分効果は出ていることは確かでございます。

それから、もう一点、総合保健指導事業ということで現在も進めておるところでございます。その事業効果といいましたら、なかなか議員さんがおっしゃるようにはすぐには出てこないわけですね、注射打ったら効くわというようなわけにはいきませんので、なかなかその辺は即効性は難しいことなんですけれども、これの効果として私の方が思っておるところでは、そういう意識を持っていただいて、自分のライフサイクルの認識をもう一度自覚また改善をしていただくと。それから、そういう検診とかまた教室の方のその内容によっていろいろと行政側がやっていると。

それから、そういう各種の検診は今保健センターでやっておりますけれども、そういうものとアンケートをとりました結果をリンクさせまして、生活習慣への身体の影響それから健康相談に活用できると。

それから、対象外の若い人につきましても、自分の将来やはり健康に気をつけなければな

らないんだという意識の高揚ですね。それからまた、アンケート調査ということで、保健センター内ではこういうものをしているんだなということで、また未受診者の方への促進とか、また保健センターでもいろいろやっておりますので、こういうこともやってるといふことの認識にもつながるんじゃないかなと、こういうように思っております。

それから、介護や健康などのご質問の中でも、将来をそういうふう各自が考えていただいた中での本当に適切なご質問なり、またこちらの方のアドバイスもできるのではないかなと、こういうところで効果の方を思っておるところでございます。以上です。

議長 はい、質疑はこれにて打ち切ります。（4番議員「議長。」）もうあんた3回目違うんか。（4番議員「違わい。1回したわけやないわ。」）3回目違うのか。（4番議員「2回目やちゅうてんのに。」）ほんまかいな。（4番議員「ほんまやちゅうてんのに。」）もう簡単にしてください。

4番議員 まず、町長のあれは最後で結構ですけども、今部長が答えていただいた点で、憲法や地方自治を守るというの、これはもう当然のことだと思ふんですけども、先ほどの問題の中でこの財政困難の原因ですね、原因は国の補助金、負担金が減ってきたからというのは、そういうところについては余り意識が置かれていない答弁をされてるわけなんです。現実問題としては、いわゆる高度医療や食べ物の変化、人口増、その他のところで上がってるとおっしゃってます。それは医療費全体が上がっている問題であって、国の負担が減っていると、負担率ですよ、減っているという点は国が負担を減らしているということなんですから、その他の問題については、いわゆる社会状況にかかわった医療費全体がふえるという状況の話なんです。要は、その後の困難性ちゅうのは、やっぱり国の補助金を減らしているからなんだということについては、私はそれは認識が一致できると思ふんです。そこの部分について憲法や地方自治を守る、特に最近の分権化の中で言えば、政府の言ってることをうのみにするんじゃないで、実際に状況を踏まえる、そういうことが私は特に必要だと思ふんです。

ところが、やっぱり要は政府の方針が出てくる、そして税金の使い道についての自治体で決める困難さが前提にあるというところから政府の状況について仕方ない内容だというように認識されがちですけども、私はこういうところちゅうのは客観的な数字ですから、私は明らかに国の負担が下がったというところにこの国保会計の困難性が出てると、これは私ははっきり言えると思ふんです。

そういう問題から、私たちが消費税は反対ですけども消費税払ってるんです。これ反対したから払わないということではできないわけなんです。そういう状況の中でどう改善を

するのかというのは、確かに税の使い道についてないから仕方ないという短絡的な方策をとっていただいて、私たち自身は一般会計の問題言ってるわけなんですけれども、そういう問題についての工夫は、その認識が出てくれば、私は住民の態度も変わってくると思うんです。情報の共有化を図るという点で、最近の地方自治の変化ちゅうのは大きな変化があるわけですから、そういう前提に立って確信を持っていただきたい。職員が住民を信頼していく、そういう基礎を持っていただく中で解決策を論議していけばいい話だなというふうに思うんですが、そういう点も踏まえて町長についてはその最後の問題を答弁をしていただきたいと思えます。

それから、総合データバンクアンケートですけれども、これとそれから電算処理されている広陵町民の病状変化とを、私はやっぱり、これについては一つ一つ分析していただいているんですよ要は。例えば第1番目については、生活習慣病の既往症、現病歴、肥満度から生活習慣病リスクの分類などについてはやっていたいているわけですから。あるいは、2番目の生活云々の問題については、一応の分析していただいているわけなんです。それについて広陵町民の状況はどうなのかということ、このデータを活用していただいて、実態を住民と共有するための施策を持っていただく必要があるわけなんです。専門的な内容であれば、一部の人しか目にとまらないわけなんです。そういうことで広陵町のお医者さんに力をかけるとか、いろいろかりながら僕はやっていただくことが必要ではないかというのが質問の趣旨なんですけれども、そういう点の専門的な力を持っていただいている職員の方々が、このアンケートの結果そしてまた広陵町民の病歴、病症状の特徴、そしてまた予防に必要な手だてなどについて、私はあきらめずに徹底してこの資料を使って取り組んでいただきたいと思うんですが、そういう内容を実施していただけるのかどうか。こういう決算にあらわれたこの数値を来年度予算でつないでいただけるのかどうかという問題であります。そういう点について再度お伺いしておきたいと思えます。

その他については結構ですので、町長の答弁と部長の答弁について再度よろしく願います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 1点目の国庫補助が年々減額になってきてると。それがまず国保財政に与えている大きな根本の原因ではないかと、こういうところでおっしゃっていただいております。それも私の方は原因の一つだということは十分に認識はいたしておるところでございます。ただ、それがすべてだということではないように思います。やっぱり国にも財政があります

ので、やはりいろんな財政の状況等考えられての、国保だけじゃなくしていろんな面での改正がされてるというところでございます。

それから、今の調査結果のことなんですけれども、これにつきましては、まだ5年間というところで、あと14、15というところでやっていかないきませんので、中間的におっしゃるように、その結果は出ております。専門の先生もこのメンバーの中には入っていただいておりますので、その方とも十分またご相談を申し上げて、議員さんのお申し出の件についてもご検討させていただけたらと、かように思っております。以上です。

議 長 町長！

町 長 国保財政について寺前議員の熱弁をしっかりと聞かせていただいたところでございます。私ども地方自治を堅持をする、また国保の財政安定を図るということは、私どもも職員も同じでございます。県や国に困ったときは要望しておるところでございます、国においては、今日までは我々は団体が申し上げれば財源が湯水のごとくあるといえれば語弊ありませんが、どうかしてくれたんですね。

しかし、今ではどうももう国がお金がないということで、支出抑制を図っておるというのが実態でございます。医療費を抑える、また補助金をカットする、各市町村独自の財源で頑張れと、こういうことで市町村を押しつけているということは確かでございます、寺前議員は、政府は国民とかけ離れているようなことをやっているかのように言われていますが、私どもが選んだ国会議員でございます。全く違う団体ではないわけでございます、私ども全国町村会並びに全国国保連合会の組織が寄りますと、我々の選んだ議員がこのことをやってくれるんだと。各地域、奈良県では奈良県の選んだ国会議員のところへ行って、しっかりとこの事情を訴えよというのが指示でございます。この10月、11月は我々も東京へ行って国会議員の先生にお会いをすることになっておりまして、全国の各町村が代議士また国会議員に申し上げて、この窮状を訴えることになっておりますので、どうぞ全く国の押しつけで言いなりにしているのではないということをご理解をいただきたいと思っております。

議 長 はい、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第58号、平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5 番議員！

5 番議員 まず、今国保会計のところでも議論してきたところですが、2つの問題があると思います。

1つは、先ほどから議論されている国の制度の問題であります。国の制度については、町の方からも物を言っているということでございますが、地方分権の中であって、今政府はどんどんいろいろな制度改革を押しつけてきて、足元の町役場と市町村の方では大変実務も含めまして混乱をしていたり、またあるいは住民の苦情をもろに受けて大変ご苦労なさっている、こういう状況があるわけでございます。

一方で地方分権と言われながら、なかなか地方分権、地方の声が届かないというのも実情なんです。今度10月、11月ですか、国会議員の方に、議員の方に要望に行くということなんですけれども、今の制度の中でぜひ一つでも多く住民の声を届けていただきたいと思うわけですが、先ほども議論しましたように、さらに財源の問題につきましても、住民を犠牲にするようなこのような制度をお願いに行ってもらっては困ります。

今地方の議員も本当に実力をつけて、足元の方から国へ提案をしていく、発信をしていくということが住民からも求められているわけでございますから、そのような流れが議会が住民を代表しているとは言えないねじれの現象があるということは、長野県の田中知事が当選されたことでもはっきりとしているところであります。誠実に住民の声を受けて頑張っている議会も多々ありますので、すべてがそうというわけではないわけですが、そういう中で、国会議員の中で決めていただいていることだからいいことだということにはいかないというのもまた事実であります。

そういうところで言えば、先ほど言いましたように、大いにこの議会の中でも理事者とも含めて論戦をし、この広陵町としてどのような制度を提言していくのか、このようなことにまで言及できるようにお互いに切磋琢磨していくことを今後していきたいというふうに思います。

老健の問題なんですけれども、以前当初の旧法の健康保険法では、相互扶助の精神のもとでお金持ちの方がお金のない方を助けるというような、そんなような助け合いの精神の中でつくられてきて、新法になりましたから、権利に基づいた健康保険制度に改善されたわけです。

ところが、今政府の方は、またもや相互扶助ということを言ってきているわけなんですけれども、根本的にその部分については新法の解釈が間違っているというふうに思います。

それで、社会保険と国保とのバランスをとるために、また老健が昭和58年でしたか、設けられまして、それを是正していくのには一定役に立ったかと思うんですけども、その後、先ほどから繰り返しているように、老健の中でも国の負担がだんだん少なくなってきた、そしていろいろな矛盾が噴き出してきているのが歴史的な経過の中での今の実態であるということは、事実から目をそらしてはいけないものであります。

そういう中で制度改正について根本的な議論も必要なんですけども、それとあわせて、足元で今できるという、この広陵町で改善できるというところですね、それについても先ほど国保の方で、本当にささいな人間ドック、脳ドックの改善の提案いたしましたけれども、予算も今のままで、現状で十分だと、そして本当にそれで大勢ふえるわけではないけれども、何人かの方が大変助かるし、喜ばれる、また一定の部分で医療費の抑制にも多少なりとも貢献できるという、だれが見ても文句をつけようのないようなささいな住民の願いに対してなぜ改善できないのか、私はその辺について大変疑問を感じるわけです。

とりわけ老人の方の医療改悪が社会保険の方も改悪されてしまったわけなんですけれども、老人の方の医療改悪、負担がどんどん大きくなってきて、広陵町として少しでもそういう老人医療に対して手助けをしていかなければいけないというこのような実態があるわけです。

国保の運営協議会の方に出していただいた資料の中でも、入院の数はやっぱり件数減ってきているんです。だから、本当に入院しにくい状況が今でも、平成13年度でもできてきているのに、今後は一層入院ができなくなる。とにかく3カ月以上たったら病院におれなくなってしまうというこの大変厳しい現実が医療改悪の中で出てくるわけなんです。ですから、そういうどうにもならない困った足元の町民の皆さんを、少しでも広陵町でやれる範囲内で助けていくという姿勢、打ち出してほしいと思います。

そして、本当に小さな小さな蓄積が一つずつ積み重ねられることによって、本当に全体として住民が安心して暮らすことができるまちづくりになっていくわけですから、たった一つ大きなことをやればよいという問題ではありません。ですから、このような住民の切実な小さな声を大切にしていきたいというふうに思います。それについて町長どのお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

そして、今回の医療改悪の中でだんだん医療の抑制が行われてきている。今後さらに一層ひどくなっていくことについてどのようなお考えをお持ちなのかもお聞きしておきます。

議 長 だれに答えてもらうの。(5番議員「町長。」) 住民生活部長！(5番議員「両

方でもいいです。」) いや、もう1人でいいです。

住民生活部長 今おっしゃっていただいておりますのは、老人保健のことじゃなくして、全般ですね、国保もそれから老健も、言うていきましたら身障の方も、また母子、乳児の方もそういうものも含めてのいろんな町として独自でやれる施策ということですね。(5番議員「それと、老人医療の改悪の中で、高齢者に対応する広陵町としての施策何か考えていらっしゃるか。」) 独自の今の老人保健法の中でですか。町独自の。(5番議員「老人医療改悪の中で町独自でもやっぱり対応しなきゃいけない点があるんじゃないかということです。」) 済みません、今の改正の中で町として。(5番議員「はい、そうです。どんどん医療が改悪されて、高齢者の方がもう大変になって……」)

議長 松野議員、その医療改正についてとこの今の決算とは何の関係もないわけですから、それは来年の決算であればこの数字も出るとは思いますけれども、今この部長にそういうことをこの場所で聞けるのと議案と全然違って、前座だけが、改悪だけが多くて、本来のこの決算についての質問が一つも入ってないと思いますので答えようがないと思いますので、もっと的確にお願いします。(5番議員「違うんです。決算の方の資料の中でも入院の方が減ってきているんです。入院の方が減ってきている中で、高齢者の改悪がある中で。」) じゃあ部長、結構です。改めて2回目に質問してください。具体的にこの議案について、中身、お願いします。

5番議員 質問して答弁していただこうとしているんですから、議長の権限があるとはいえ、そういう異例な形で答弁を阻止するのはやめていただきたいなというふうに思います。広陵町の議会運営の条例にのっとって議会運営を誠実に進めていただくように議長にはお願いしておきたいとします。

というのは、決算の具体的な数字ということにつきましては、なかなか難しい問題実際あるのは承知しているわけですが、これ毎回毎回、去年も医療の改悪がある中で、この実態として数字の中ですぐにそれが見えるかどうかというのは難しいですけど、資料で出している数字の中で、実態の中で見れば、その制度改悪、決算の影響が出てきているということを指摘いたしたわけなんです。

そういう部分に対して午前中にも老人扶助制度の条例改正があったわけなんですけれども、例えばああいう部分で広陵町が力を尽くしていけば、医療の抑制にもつながっていきますので、この老健の方の会計にも影響してくるということになるわけです。それと、そういうお困りの方をやっぱり救済していく、医療の立場でそういう方を救済していくという姿勢がな

いと、とんでもないことになっていくわけですから、それはこの決算を踏まえてそういう意見を予算に反映させていただかなきゃいけないと思うんですが、3月になって言うたとしても、なかなか具体的には予算に反映できないということがありますので、決算の中でそういう経過踏まえて予算に反映していただきたいということを含めて質問させていただいておりますので、ぜひご答弁いただきたいんですけれども、いろんな医療の改悪の中で、姿勢については前向きに取り組んでほしいということをお願いしました。

もう一つは、足元の施策としてできることがたくさんあるわけですから、老人医療に対してもできることがあるわけですから、それについてどのように考えていただいているのかということです。午前中の議論にもありました老人扶助の問題ですね、の問題、広陵町独自でも幾らでも施策は続けられるし、いろいろなそういう施策が今必要じゃないかということ質問したわけです。わかりますか。だから、そういう点を反映していただかないと、国の制度だということでもどんどん老人の医療について置き去りにされてしまいますからということで質問していますので、趣旨を理解していただいてご答弁をお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 おっしゃっていただいておりますのは、今まででしたら69歳までということでやっておりました。それから、70歳になりますと、老人保健は適用されて、収入に関係なくすべての方は1割負担だと、こういうことがあったわけです。それが今、今度70歳から74歳の方については、それぞれの保険の中でやっていただいて、所得の高い人については2割負担、あとの方については1割負担と、こういうことになるわけです。だから、それを例えばもっと負担額を減らせと、減らすような施策を立てよと、こういうことなんですか。（5番議員「だから、年齢を引き上げなくても従来どおりでやっていただいたらと。」）いや、これは年齢を引き上げなきゃ、これは国の施策ですので、それを町が勝手にそしたらはい今までどおり70歳からそうしますよと、そういうことは、ご承知いただいているように、できないと思うわけなんですけれども。（5番議員「町の条例としてつくればやっていくことはできる。」）

議 長 そりゃ何でも条例つくればできるわい何でも。

住民生活部長 いやいや、それはやはり国の法律が優先しますので……。

議 長 どんなことでもできるやないかそんなんやったら。そんなこと言い出していったら。

住民生活部長 その辺のところはちょっとご認識をいただけたらと思いますが。（5番議員「だから検討してもらいたいということ言うただけ。」）

議 長 だから、もう少し回り道せずに真っすぐに質問したらすっとわかるんですけども、なかなかわからない、回りくどい話をされますので理解がしにくいということを先ほど言うてんです。だから、この決算についてきちっとストレートに質問できれば答えようがあるわけですけども……。お願いしますよ。

住民生活部長 そういうことでひとつご理解をいただいたらと思います。（5番議員「いやいや、何か言うてるやん。」）

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 ないようですので、厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第59号、平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 歳出のところで、いわゆる介護予防費のところであります。これについては、町長が8月就任し、9月以降判断のできる時期になってたと思うんですが、この決算で見ますと、872万6,830円を使っておられるわけなんです。主にはほとんどが人件費ということになるかと思うんですが、これはいわゆる停止をするというように判断されて、いつのときからの判断になったんでしょうか。これ自体が14年度は完全になるでしょうけれども、13年度は結局8割強使われてしまったという点で言えば、次の年度での影響は非常に大きいというように思うんですが、それについては別途考えておられることがあるのかどうか。お年寄りから広陵町だけ余分な1,000万円のお金を保険料に上乘せしたということに対しての町長の就任後の経過を教えていただきたいと思います。

それから、先ほど議論していた内容なんですけれども、準備基金積立金というのは、どの法律に基づいてここに積み立てされたのか。繰越金が全く出ないということになっていますけれども、繰越金と基金との関係をどのような形で判断されたのか。これは国のいわゆる法律的な制度ですよ。あくまでも法律上こういう形での処理をなさйтеという根拠はどこにあるのかお聞きしたいというのが第2点であります。

それから、介護保険の問題について、医療とのはさまの部分が非常にあって、医療か介護

かという点については、この制度が開始された時点でも揺れ動いた状況があったわけなんです。一方では医療費の削減につながる部分もあるんだということがあったわけなんですけれども、そういう点での認識はどのように持たれているのかお伺いをしておきたいというように思います。

それと、介護の状況で言えば、結局はこの介護制度ができて、この制度の矛盾点という部分で言えば、病院に今まで入っていた人が介護認定を受ける、それで認定の施設での処理になるというような点についても、施設がないという形での実行が矛盾が起こっていたと。あるいは、特養について今までの制度を介護保険に上乘せしてしまったと。そうなると、半年に一回今行われている認定作業の中で、自立という判定された場合についての処置はどのように考えておられるのか。これは広陵町ではないのかあるのか、まず聞かなきゃならないと思いますけれども、施設に入っていた方々が自立認定をされることがあったのかどうか、またそういうのが奈良県下でもどういう状況があるのかというのも1つ聞いておきたいというように思うんです。

それと、介護の場合については、自立のための支援施策が重要だというのは当たり前の話だと思います。そういう点では、一般会計のところでは自立支援の範囲が非常に拡大されてきた経過があります。それは一般会計で持つということで、これは認識は一致しているというように思うんですけれども、この自立支援のところでは、シルバー人材センターのところでも積極的にお年寄りが今働いておられるわけなんですけれども、これについても、これはまた後でまた話聞くとします。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、一番最初ご質問いただきました保健福祉事業の件に関しての経過でございますが、全員協議会並びに12月の本会議でもはっきりとご説明をさせていただきましたとおり、13年度の予算執行については、現状のままで執行しざるを得ないと。14年度からについての予算について、人件費等についての組み替えなりというような内容で対応させていただきたいと。しかるに、12年度、13年度におきまして保健福祉事業に充当いたしました財源は、給付の準備基金の中に積み立てておりますので、それを取り崩して保険料の抑制財源として使うというふうにご説明を申し上げたという記憶を持っており、午前中にもその件はご説明を申し上げました。

続きまして、基金の根拠云々でございます。まず、朝からの続きの話になりますけれども、給付に関しての1号被保険者からいただきました保険料は、あくまでも1号被保険者の方々

が出された自分たちの給付に対する掛け金でございます。それによって国、県、基金からも同じような内容で財源の補てんがありますけれども、国、県からは税金として出てきております。また、基金からは第2号被保険者の掛けていただきました掛け金でございます。当然国、県、基金につきましては、全額一遍にくれるのではなしに、給付の状況を見合いながら仮払いという形で絶えずくれますので、それを決算しました段階でもらい過ぎというのが必ず出てくるわけです。それを返すんです。1号被保険者について返すという論議はそれじゃなしに、給付の準備基金ですから、給付の財源とするべく準備基金に積み立てていくんです。これは介護保険法による介護保険制度の中で指導されてきている内容でございます。

（4番議員「法律は何条。」）条文については、現在私はっきり覚えておりません。

それから、医療と介護の観点でご質問いただきましたけれども、介護保険につきましては医療ではございません。あくまでも生活支援、生活介護をしていくための基礎になる法律でありそのサービス提供であるという認識をさせていただいております。

続きまして、お答えをさせていただきます。病院入院中につきましての方々について介護の適用はできません。退院をされてから、居宅において生活をされるに当たっての支援をさせていただくというのが介護保険に定められたサービスであり、そのときの状況、等級が5つに別れておりますけれども、その等級に応じたサービスの内容をケアマネジャーが組み立てていくというのが基本であるということは認識いただいていると思います。

それから、特養に収容されている方、要は施設の入所者に対して介護保険の適用の中で自立認定だというようなことがあった場合どうするかということで、県下の状況はということのご質問をいただきましたけれども、現実にそのような場合はございません。

それから、自立支援をどうするかと。自立支援というものにつきましては、要は介護保険の適用にならないように健康で過ごしていただけるようにというのが基本でございます。万一介護を必要とする場合においては、しかるべき介護のサービスを提供させていただくというのが介護保険制度の趣旨ではないかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。終わります。

議 長 4番議員！

4番議員 特養の場合でも自立になる可能性、あるいはまたそのために特養の中でリハビリやその他も含めてやっているわけですから、それは当然あり得るわけなんですけれども、そういうようなものは今1件もないということなんで、なった場合のことについては省いております。

それと、介護と医療というのは当然違うわけなんですけれど、ただ訪問看護等やその他の部分ですね、具体的に一例挙げますけども、要は介護保険制度ができるまでは医療制度の分野で行っていた部分があるわけなんです。それが介護制度に移行した部分があるわけなんです。そういう中で医療費にかかわる影響度ちゅうのが一時期試算されたことがあるんですけども、13年度の決算を見て、そういうものがあらわれているのかどうかちゅう認識を持っておられるのかということを知りたいわけです。

いわゆる介護が始まったために、医療の分野においては非常に少ない、費用が減ってきたという分なんです。13年度の決算で見ると、広陵町の医療費給付全体から見たら、非常に減った状況が生まれてます。これは原因は何かわかりませんが、そういうような内容もあるのかということも含めて今介護制度のその中で聞いておるので、そういう認識を持って保険制度全般を見ていただいたのか、あるいはまたそういうような資料が政府、県などで出ているのか、また広陵町でもそういう認識を持っておられるのかということを知っているわけなんです。

それと、支援事業あるいは予防については、この1,000万円を取るときは、予防をとという問題に2つに分けておられたわけです。介護保険で行うべき予防、それから一般会計で行うべき予防。ところが、介護保険制度の国の制度から見ても、予防についてはこの本会議でも例を挙げましたけれども、予防については一般会計でやっていいですよと、わざわざそれを指摘した文書が介護保険制度の中に出ていたと。こういう問題からいって、この1,000万円の活用の問題というのが問題だということで改善をさせていただいているわけですから、やはり予防については当然一般会計からやっていく、介護保険制度の中においてはあくまでも介護保険の部分で処理するんだという認識に改められたのかということの質問に変わってくるんですけども、その点についても確認しておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず最初、医療費の対応でございますが、介護保険のサービスによって医療費がどれだけ落ちたかという比較はいたしておりません。

それから、保健福祉事業の観点でございますが、保健福祉事業をスタートさせるときに、平成12年度スタートのときに条例を制定させていただきましたが、そのときに事業所としてひまわりというものを設置しますと。その内容についてのご説明も申し上げたと記憶させていただいております。

それで、介護に介護保険での予防の分野、一般会計での予防の分野、これは表面上見れば

重複するかのように思いますけれども、制度の内容から見れば異なるものなんです。でも、それを一々ひもといていってても、いつまでもこじれたままです。町長の判断で、予防についてはもう一般会計で一括しようじゃないかと。保健福祉事業というものについては、介護保険の範疇の中で介護を必要とする者の勉強に徹しようというふうに整理をされたという経過がございますので、その点よくご理解をいただきたいと存じます。終わります。

議 長 5 番議員！

5 番議員 先ほどの黒字の分についてでございますが、先ほど給付に繰り込むということ言っていたと思います。給付に全部すぐに繰り込んでいただければ、それは介護保険料に反映していくということになるわけなんですけれども、基金として積み立てておいたならば、給付として活用できない、そのずれではないかというふうに思います。これだけのたくさん額、予定ではこの準備金については0に、朝も言いましたように、0になっている予定だったわけですから、それがもう既にこれだけの8, 000万円というような高額な基金の積み立て、上乘せになっているわけですから、これは基金に置いておかなければいけないという根拠がないという、そういうことなんです。ですから、この介護保険の会計の中に繰越金として残していただけて、そして給付の方に回していただく、あるいは3年間で計画的に回していただくという方法もあろうかと思っておりますけれども、その辺を時期の問題だというふうに思いますので、赤字になるのを待って、赤字になったら取り崩しするんだというような形での給付に回すというやり方が法の本来の趣旨ではないと思います。現実はこの3年間の中で例えば給付に回していくという計画が必要だということを考えますので、その点についていつ給付に繰り込んでいただけるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、訪問リハの方が全く実施されていないわけなんです。これは訪問看護とかまたデイケアとか、いろんな形で要望が満たされているということでしたけれども、当初からきちっと介護保険制度のサービスの一つとして組み入れられているのですから、選択できるように、利用者の方が介護保険の制度の枠内でいずれも選択できるということが基本なんです。ですから、満たされているかどうかは利用者が判断する問題ですので、訪問リハもやっていたかなければいけないと思いますが、この点についてはどのようにお考えいただいているでしょうか。

それから、減免の実際、介護保険負担額の軽減ということで実態を出していただきましたら、法施行後の方で26人、当初からの軽減措置の対象で24人ということで、障害者の方が2人ということで、人数の方はかなり少ないし、予算の方もそれほど決算見ましても、こ

れは一般会計の負担になるわけですが、必要なかったわけなんです。

しかし、また今後は国の措置のヘルパーの無料化の問題につきましては、2003年度から2004年度まで6%になり、2005年から10%ということになりますし、障害の方は2005年から10%ということになってまいりますと、大変負担が大きくなるので、現状で大変喜ばれている、平成13年度の決算の中でもそれほど多くはない人数ですが、喜んでいただいている部分について継続していく必要があると思いますが、この点についてはどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 5時で終わりたいと思うんですが、どうですか。まだするんですか。

5番議員 終わるように努力はしますが。

また、いろいろな部分で議論できるわけですがけれども、保険料の3原則について、これは守らなければペナルティーが科されるんだということを策定委員会の中でもおっしゃっておられましたけれども、現実今の平成13年度の時点で、今ちょっと正確な数字持ってこなかったんですけれども、保険料については370ぐらいの自治体でしたか、減免制度とっておりまして、3原則守りながらというところもたくさんあるんですけれども、またサービスにつきましても、ちょっと数字覚えておりませんが、かなりの自治体で軽減措置とっているわけなんです。それが今後も大いに広まっていくだろうというふうに思うわけですが、この3原則について、やはり実態を見て、広陵町の町民の利用者の皆さんの実態を見て、必要であれば必要なことをやっぱりやっていくという積極的な姿勢が求められていると思いますが、それについてどう考えておられるかお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、簡単にご説明をさせていただきます。先ほど来申し上げておりますように、基金に積み上げてある給付の準備のための基金ですね、これについては、方針としてまず8,000万円の基金の中から15年度の保険料の抑制財源に使います。使った残りしかございません。そうすると、今現在では1カ月の給付分にも満たないような金額になってまいりますので、それをいつ充てるのかと言われても、充ててしまってから赤字になって、後年度でさらに保険料をその分また余計高くなりますというような1号被保険者に対しての二重の賦課を避けたいと思いますので、基金として当面持っていきたいというふうには考えております。

それから、訪問リハにつきましては、サービスのメニューの中には十分入れておりますので、利用があれば、事業所の方からの給付請求が回ってまいりますので、当然支払うべき内容の

ものでございます。

それと、減免の関係をおっしゃっていただきました。これにつきましては、2つの減免がありまして、1つは法施行前から施設に收容されている方とか、あるいはそのサービスを利用されている方々に対するもの、これにつきましては、国の特別施策としてやっておられるものでございます。

それと、あと法施行後でサービスを受けられるようになられた方に対しましても、今県下同一の要項で実施しておりますけれども、それも国の特別措置がなくなりましても、県の方の措置は今現状としてはなくならない、このまま続けていくであろうという予測を持っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それから、保険料の減免につきましての3原則遵守の件でございます。これにつきましては、再三この議会でも論議をしていただいたとおりの内容であり、介護保険策定委員会の中でも松野議員にもご説明を申し上げましたとおりでございます。

なお、住民の方々が求められる内容のものであり、法の制度を曲げない範囲であれば当然やっていくべきものはやっていくべきものであるという考えは持っております。

しかし、現在のところといたしまして、15年度から以降の保険料を算定するに当たって、減免というものについての考えは一切ございません。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 今後の平成15年以降についてやる意思が全然ないということなんですけれども、今度は特に17%の第1号被保険者の割合が1%上乘せされるとか、また5段階の保険料の納入のランクのところ、課税所得に250万円を200万円に切り下げるとか、そういう改正が今なされてきているわけです。そうしますと、本当に低所得者の方にとっては、その基準を200万円に下げていくのは一定の効果を反映させるためだろうというふうに思いますけれども、200万円以上は全部高所得で生活が豊かだということにはとてもとてもならないのが現状なんです。そういう点について抜本的な改善にはなりません、6段階制の導入ということも、これは厚生省の方も言っているようですけれども、比較検討する必要があるかと思いますが、この点についてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

そして、この平成12年、13年、2年間の決算状況を見てきたわけなんですけれども、平成12年、13年度の決算状況と利用状況を見まして、15年度よりの見直しに反映すべき点としてどのように把握していただいているのかお聞かせいただきたいと思っております。以上

です。

議長 はい。

健康福祉部長 15年度以降の課税の内容につきまして、1号被保険者が負担すべき財源17%が18%に、それから200万円以上の、これは所得でございますので、収入金額、要は年金を所得に直しますと、200万円の所得というたらかなりの年金の支払い者になりますので、それもお存じかと思えますけれども、この内容については、現在まだ改正の指示、直接的な指示は出ておりません。そういう方向で進むであろうということのニュースはつかんでおります。

それと、5段階を6段階に、あるいは12年、13年度の給付の状況等をもとにどのようなご質問に関しましては、これは介護保険事業計画策定委員会でまずご審議をいただく内容であろうかと思えますので、ここでの私の答弁は控えさせていただきます。終わります。

議長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日行われなかった議案に対する質問並びに一般質問につきましては、あす12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(P.M. 4 : 55 延会)

平成14年9月12日広陵町議会
第3回定例会会議録（3日目）

平成14年9月12日広陵町議会第3回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
都市整備部長	吉村正勝	水道局長	中尾勝
教育委員会事務局長	竹田健次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	乾善雄 野村克也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

なお、本日の会議は議案の審議を午前中に、一般質問は午後に予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第60号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
2	議案第61号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第62号 平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第63号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第64号 平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定について
6	議案第65号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
7	一 般 質 問

議 長 まず日程1番、議案第60号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 まず第1点は、これ下水道の事業も進捗してきて、当初は平成14年度で一応計画は完了する予定だったんですが、いま少しずれ込んでいますので、かなり進んできたとはいえ、どのような今後の見通しを持っていただいているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それからもう一点は、計画がずれてきていますので正確ではないんですけども、債務の返済の方のピークがまだ4年後か5年後ぐらいになると思うんです。かなりの返済をしなければいけないんですけども、大変金利も落ち込んでいる中で、貸出金利ですね、借りる金利ですね、まだまだ高金利の債務が残っているのではないかと思います。しかし資料でいただきました平成13年度の決算カードを見ますと、平成13年度は繰上償還が一件も行われていないということなんです。今これほど財政が逼迫している中で、とりわけ下水道会計に

とりましてはこれからもますます返済の額がふえてくるというような中で、積極的に繰上償還をしていただくことが大切ではないかと思っておりますので、繰上償還についてどのようにお考えになっていただいているのかという、この2点についてお聞きをしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、1点目の全般にわたります今後の下水道の見通しという内容のご質問でございます。

現在13年度末での普及率は広陵町全体で言いますと93.8%、水洗化率が広陵町全体で83.5%、そのうち在来地区の水洗化率が8月、この8月末で69.8%と、このような数字になっております。そういうことから、普及面から見ますと広陵町の普及率が93.8%と、こういう率的に申し上げますと非常に高い率になってきております。そういう面から見ますと順調に進捗していると。これもあくまでも現在認可を取っております区域内での進捗状況でございますので、最終的に平成17年度末で現在認可を取っております区域は全部工事が終了するという予定でございます。そういうことから見ますと、まだ在来地区の中でも各大字の細い道路等でまだ管の入っていない未整備の地区がございます。そういうことも視野に入れまして今後は認可を変更、いわゆる認可申請をもってふやしていかなければ工事ができないという状況でございますので、平成15年度からはこういう内容を見据えまして認可を取るべき作業もしていかなければならない。いわゆる未整備の地区がまだまだございます。それには認可が必要でございますので、15年度からそういう内容での認可をふやしていく、地区をふやしていくと、このような内容の作業も必要かと思っております。

ただ数字的に申し上げますと、普及率が93%、これは既に管が入って接続していただければすぐに流していただけるという状況でございます。あくまでもこれは認可区域だけのことでございまして、先ほど申し上げましたように、在来地区のまだまだ細い道路等、細かく追及していけばあると思っております。現実でございますので、そういう面での整備も必要でなかろうかと考えておりますので、また新しい年度になりますと、そういう面を見込んで認可を取っていきいたいなど、このように考えております。

水洗化率の伸びも若干、昨年度と比べますと、昨年度では、12年度末では65%が今現在で69.8%になったということで、またさらにこういう面につきましても接続に関しまして努力を重ねてまいりたいと、かように考えております。以上です。

議 長 2つ目の答え、債務。 収入役！

収 入 役 起債の繰上償還の件でございますが、下水道事業会計におきまして、いわゆる繰上

償還できるといいますか、交渉できる起債につきましては、ことしの第1回の定例会の資料にもつけさしていただいておりますように、縁故債は南都銀行でもうほとんど残っておりません。13年度に返しまして、もう5万円ほどしか残っておりませんので、こういった縁故債の関係で繰上償還が交渉できる範囲というのは、もうもうないと、こういうふうに思っております。

ただ、下水道事業につきましてはほとんど政府債、大蔵省からの借り入れの政府債とか、公営企業、金融公庫からの借り入れなどが中心でございますが、これにつきましてはそれぞれ確かに高い金利で借りているところもあるわけでございますが、すべて契約どおりで、お互いに契約行為でやっておりますので、これをなかなか解消するというのは特に難しいと。特に政府債につきましてはそれぞれ特別な条件が示されない限りはなかなか交渉してこれを解約すると、繰上償還をするというのは、もうほぼ無理な状態でございますので、ひとつご了解お願いいたしたいと思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 今後もまだ未整備の地域について申請作業が要るということですが、もう一度洗い直していただきまして、新たな計画をつくっていただくことが大事になってまいりますので、ぜひその点については新たな計画、また再度議会の方にも提示していただきたいと思っております。

それから、繰上償還の方では縁故債ほとんどなくて政府債だけということですが、今ちょっと政府債の借りかえについての条件について手持ちないわけですが、一定の部分で政府債の借りかえも最近では認められてきている状態もありますので、なかなか難しいのは重々承知しているところでございますが、あきらめずに県を通じ、また10、11月には町長も上京していただくということですので、ぜひ繰上償還について政府の理解を求めようをお願いをしたいと思っております。

それからもう一つ、大変財源が厳しい中で一番大きな財源を生み出せるのは、かねがね言っております入札の適正化なんですけれども、入札制度についてもかなりのところで改善をしていただいている、こういう努力は本当に大きく評価するところでございますが、実態といたしましては、少しの例外を除いてまだまだ落札率が高いというような状況が改善されないわけです。そういう点で言えば、業者の指導も含めて、この入札について適正な競争原理が働くように一層の努力をしていただくことが、この財源、今後の工事、残りは少ないわけですが、まだまだ必要な財源措置だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、あわせてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、ちょっとわからないのでお聞きしたいんですけども、公共下水道建設費と特定環境保全公共下水道建設費の歳入歳出のバランスの部分でお聞きするわけですけども、歳出の方で公共下水道建設費といたしまして2億6,900万円余りが支出されているわけです。特定環境保全下水道建設費の方で4億4,600万円余りなんですけども、歳入の方で見ますと293ページなんですけども、国の方の補助金の方が公共下水道建設費の方で5,600万円と、それから町債の方の公共下水道建設事業債で4億4,000万円、トータルしますと5億円ほどが公共下水道事業の歳入となっているんです。特定環境保全公共下水道事業の方は国の方の補助金が1億6,500万円、町債の方が3,100万円ですから2億円ぐらいなんです。その歳入と歳出を比べますと、歳入、公共下水道建設費の方で歳入した部分がストレートに歳出の方につながっていないと、公共下水道建設事業の歳出につながっていないという形になるわけなんですけども、これは過年度の分の問題なのか、ちょっと理解が基本的な問題なんですけども、ちょっと理解できておりませんのでご説明をお願いしたいと思います。

あわせて、その公共下水道建設事業の方と特定環境保全下水道建設事業の方との国の補助金の案分を教えておいていただきたいと思います。以上です。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、歳入につきまして国庫支出金の2億2,100万円の内訳でございますが、公共の方では5,600万円、特環で1億6,500万円、2億2,100万円の補助金でございます。

続きまして、町債で4億7,200万円の内訳でございますが、公共で4億4,100万円と流域で3,100万円、こういう内訳でございます。

次の歳出でございます。公共下水道の内訳といたしまして支出済み額が7億1,547万8,000円、このうち不用額で1,753万2,000円がございます。この不用額の内容といたしまして、公共で人件費及び水道管の移設補償等がございます。特環の方でございますが、内訳といたしましてこれも同じく人件費でございます。人件費の不用額でございます。

それと、流域の下水道事業費、これにつきましては流域下水道の負担金で3,110万5,000円でございます、あわせて次に協会の負担金が5万5,000円と、こういう内容のものでございます。

議長 助役！

助 役 入札制度の改善に伴う落札価格、それから競争原理をいかに働かすかというご質問でございますが、現在競争原理を働かすために指名業者を数多く選定し、競争原理を働かすようにしているところでございます。今後最低制限価格の設定とか、あるいは郵便による入札とか、電子郵便による入札とか、種々細かく現在選定委員会では検討しているところでございます。以上です。

議 長 松野さん、そんだけやったかな、あんた聞いてんの。（5番議員「補助金の率がわかれば、それもちよっと聞いておりましたので、もしわかればでいいです。わからなかったら別にいいです。」）じゃ委員会の方に出してもらいましょうか。（5番議員「構わないです。」）

ほかに。 3番議員！

3番議員 下水道の今整備状況をお聞きしたわけですけども、今供用開始をしているところでまだ接続されてないという未設備の接続のところが十分あるというふうに思うわけですけども、その戸数はどれぐらいあるのか。それと、それをすべて接続した場合の収入の金額、入ってくる金額は幾らになるのかをお聞かせください。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 すべて接続した場合の金額はちょっと私まだ算定しておりませんので、また必要であれば出ささせていただきます。（3番議員「委員会の方に出してください。」）はい。

それと、普及率の整備人口というんですか、その人数は2万9,196人、それと行政区内の人口3万2,084人、水洗化率で広陵町全体を見ますと、接続済みの戸数が6,904戸、供用開始区域の戸数が8,392戸、これは広陵町全体でございます。そのうちの在来地区の水洗化率の戸数は2,760戸でございます。

議 長 いいですか。（3番議員「はい。」）

10番議員！

10番議員 在来地域、私たちが住んでいる、私が住んでいる在来地で、いわゆる本管が来ている、しかし民間の開発業者が開発された住宅地においては道路としてない、いわゆる民有地になっているところが多々あるわけです。そのとこの住民の人たちがくみ取り式であればやいやいおっしゃる場合もありますのやけど、いわゆるほとんど水洗になっておりますから、そういうシステムになってますから、既に何の別に日常生活には不便がないということで、かなりそのことでもおこなっているように思うわけですので、いわゆる民間開発業者が開発された住宅地の、いわゆる道路としてないところにも当然そこへいわゆる下水浄化センターを供

用していただければ、いわゆる何のためにやってるかわからんということですので、そのような箇所に対して、いわゆるその人たちも接続していく、いわゆる民有地であってもそれを管を通してやっていくと、本管に接続して供用開始を推進していくという一つの考え方も当然あるわけで、住民の人たちから私の方とかいろいろ話があれば一番いいわけですけど、ほとんど日常生活に何ら関係がなければ、ただ水洗は水洗ですから、ほんでまた公共下水にジョイントすれば、接続すれば高くつくんじゃないかなという、また考えておられる人もあるわけですので、そのような場所にいわゆる供用をしていただくために当局としても、いやそれはもうほっといて、それはもうそんなん向こうから言うてきはるまでほっといたらいいとかじゃなしに、もうちょっとアプローチをしていくとか、どのような形でそのことを供用していくように進めていくというようなことを考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいなあと、こう思っているわけです。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 民有地でいわゆるそういう工事を是が非ともしたいと、それにつきましてはおっしゃっておりますように道路として、町道として認定ができてないが、いわゆるだから認定されてない道路ですので個人の所有地という解釈から申し上げますと、どうしても下水を布設したいと言うなれば、その区間だけ、民有地内だけ管を布設してもらい、こちらの指導によって、その設備は広陵町へ寄附いたしますと、ですから本線に接続させていただくと、さしてもらいたいと、こういう申し出があるわけです。また、道路の認定をされれば広陵町の町道として町が管を入れていくと、こういう2面の考え方がございまして、まず道路の認定についてはさほど問題ないんですけども、いわゆる民有地で住宅が数戸建つとると、しかし浄化槽でもう時代的にどうだから、ぜひとも前に管が入るとのにとこの、そういう申し出があれば、その民有地内だけその所有者によって管の入れる工事をやってくださいよと、それについて広陵町が引き受けて寄附してもらったら引き受けますよと、管理上。そういう指導をしております。

議 長 10番議員！

10番議員 それは結構です。というのは、いわゆるそのような民間業者が開発したそういう住宅がどんだけあってということ、わかると思うわけで、そっちの建設課でも把握できてると思うわけですから、そのことも含めてそのような何戸あって、どの地域でどのぐらいあるかということを出していただいといて、まあ向こうから言うてくれば別として、いわゆるどうせ公共下水にジョイントしはる、いわゆる単独浄化槽であっても耐用年数も当然傷んでき

たらしかえないかということも含めて、その意味で全体的に、その場合はこちらから何らかの知識を、いわゆる教えておくことが、早く推進していただけるし、またその場合、まとめて何軒かが同時にそのようにしていただくというメリットもあるわけですから、そのことも全体そのような箇所も調べ上げといて、ほで、こちらからとにかく公共下水道にジョイントしてほしいということの、やっぱり考え方をやっていっていただいた方が早く行くんじゃないか。というのは、我々に聞こえる声においても全く気つかへんから、そこまで来たあんのも知らなかったとかいうようなことは、常時勤めてる人とか、朝出られれば夜しか帰られないということ、そういうこともあって、家は水洗だから全くそのことを考えも及ばないというのが多いということですので、そのことも含めてそういう場所を把握して、それに対して下水推進という立場で、どういうPRでしていくかをやることも考えていって、ほで、いわゆる喚起していただきたいと、こう思うわけですので、その辺よろしく研究していただきたい。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 よくそういう内容での、いわゆる在来地区におきまして、古くから共同住宅、あるいはアパート等の家につきましては浄化槽で対応されておったと。今議員おっしゃってますように、かなり年数がたってきて、耐用年数が来て始終故障しとると、もうこの際、前面道路に入るとるから接続したいと、こういうアパートいうのですか、小さな団地もございます。おっしゃってますように、そういうことは調査し、またPRをする。することによって接続していただければ水洗化率もアップすると、こういうことでこれから検討していきたいと、かように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 1点だけ質問したいと思います。

確認事項になるわけなんですけれども、従来から下水道料金については一般管理費で賄うと、こういうことで意思統一を図ってきたというように思いますけれども、その点については現在も変わっていないということなのか、確認をしておきたいと思います。

それから、水洗化率の問題で言えば、在来地域で69.何%ですか、先ほど説明あったと思うんですけれども、その分について推進する場合の、今青木議員が指摘した問題や、それと戸数について何が原因で接続できないのかというところまできちんと調べて、やはりそういう意味で言うたら収入増に結びつく最短距離にあるところなわけですから、そういう部分の知恵を絞った真剣な検討をお願いをしたいと思うんですけれども、その点についてもよろ

しくお願いします。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 1番目の質問ですが、従来とは変わっておりません。

おっしゃってる青木議員と関連した内容でございますが、いわゆる水洗化率をアップするためには何が原因かということでございます。これにはいろんな理由がございまして、毎回答弁させていただいておりますように、アンケートをとりますと、今現在、家を新築したときに浄化槽を設置したと、まだまだ機能が悪くないので、たまたま下水道本管を入れていただいたが、やはりその耐用年数で故障が数多く出てくれば接続したいなというのかなりあるわけです。それと、管は通ってあるけども、我々の家庭では全然反対の方で便所あるいは炊事場等があるので、接続するのに家の庭石、あるいは非常な宅内での工事費がかかるので、やはり浄化槽で行けるとこまで行きたいとか、こういう内容のアンケートの結果が出ております。しかし全般に水洗化率を上げるのには、青木議員のおっしゃっておりますように、そういう何戸か戸数が固まっているような団地の未整備のどこについては、やはりそういう内容のPRをすることによって何%かの上昇が出てくると、このようにも考えております。以上です。

議長 質疑ありませんか。 2番議員！

2番議員 今ちょうど話が下水道の関係で出ましたので、12月ごろに一般質問と思いましたが、今ちょうどお話が出ましたのでお願いというところで。

実は、平尾の晃和開発のところなんですが、まだ県の下水道事業計画に入っておらないという場所がこないだちょっとわかったわけです。近所の住民の方から、何でそこまで来て、うちしてもらわれへんのやろうというような話から、ちょっと政務調査させていただきましたら、下水道課でまだ県の計画に入っていないですと、そういうことをちょっといただいたんですが、部長、是が非でも、県の下水道の計画に是が非でも入れていただきますように、早いうちに。そうしないと土地の価値観も、町道認定ですか、晃和に私行ってきましたら、何でやってないんですかと、何か意図があるんですかと聞きますと、いえ、ちょっといろいろありまして、別に特別な意図はないんですが、ずるずると町道移管にしませんということで、先般書類をいただきまして、私きつしよで平尾区長から町道認定の申請ですか、多分12月ごろに産業の方へかけていただけるんじゃないかなと思いますが、とにかく県の事業計画に入れてもらわない限りは、これ話になりませんので、できるだけ早いうちに県の下水道事業計画の中に、県と交渉していただきましてよろしく願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 県の認可がおりてない、これは私初めに松野議員の全般的な説明さしていただいた中で、急にそういう団地ができたところは、やはり当初の認可区域に入っていない場所があると思います。多分今おっしゃってるのはそういうとこだと思います。ですからそういうところも今後認可をふやしていく一つの段階になると思うんで、そういう急速に団地等ができたところはもともと田んぼであったので認可区域になかったと思うんです。ですから今後はそういうことを視野に入れて見直す時期が来ていると、こういうことでご理解していただきたいと思います。

議 長 2番議員！

2番議員 ちょうど晃和のところが、ちょうど安部の吉川のパーマ屋さんから上った平尾の宮さんの西側ですか、あの辺に戸数がもう25から30軒あるわけです。それがちょうど調べたら、割に早くは開発したんやけども、ちょうど県の下水道事業の30年ですか、あこらの境のところで開発されたように思うわけです。だから外れとったんかなあと、こう思います。だから希望といたしまして最優先でお願いしたいと、こう思います。よろしくお願いします。

議 長 答えはいいですね。（2番議員「はい。」）はい。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第61号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず1つが、墓地永代使用料返還金の件数をお聞きしたいんです。かなり337万8,000円で件数があると思うんです。今後もまた必要に応じて墓地を開発していくということは聞いているわけなんですけれども、その際の永代使用料の積算の根拠というものが明らかにしていただいたことないんです。どういう形でこの数字が出てくるのかなということについて一度、また再度改めて積算根拠を示せるような資料をお願いしたいと思うんです。

というのは、当初の計画段階に立ち戻らなければいけない大変な作業が出てくるのかもしれませんが、用地の購入費あるいは町債がトータルでどれだけなっているのか、あるいは事業費そのもののトータル等が要ると思うんですけれども、数字の。それから歳入の方としましては、墓地永代使用料の販売額のトータル、それから差し引きの歳出に当たっていくわけですが、今回も三百何十万円という大きな永代使用料の返還があるわけですから、これも毎年毎年かなりの返還の数で、トータルすると何千万円という金額になると思うんです。そういう基本的な部分の数字を明らかにしていただいて、今後もまだ開発がされる計画ですので、資料を今回の議会に間に合わなければ次の議会でも結構ですので、ぜひ提出していただきたいと思います。

それと、この墓地永代使用料返還がかなり件数あると思うんですが、この原因、時々お聞きしているわけですが、その要因といいますか、原因はケース・バイ・ケースもありますが、どのような状況だったのかということも加えてお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、お答えを申し上げたいと思います。

平成13年度中の永代使用料の返還は7件でございます。その理由なんですけれども、ほとんどは、買いましたと、けれども家族の方へ一緒に住むようになりましたんで、また他府県の方へ引っ越ししますので、あとお墓を建て、また守っていく者がおりませんので返還をさしていただきたいと、これがほとんど主な理由でございます。

それから、永代使用料の積算ということでございます。起債の方につきましてはこの3月議会でしたか、すべて今まで借入した分はすべて返還をいたしております。借金はゼロでございます。あと残っておりますのは一般会計から繰り入れをしていただいております。それと、そこへ利息が1%ですか、ということずっと計算をさしてはいただいております。当初がこれが63年から造成等がかかれて、今日平成13年度までの一般会計からの繰入金と、それから利息を計算いたしますと4億7,000万円余りの借り入れが一般会計からやっておるとというのが現状でございます。

それで、今後墓地の造成がございまして、それにつきましては、できるところは今のところでは710基、残っておりますのが710基と、それから今までやりました1、2次工事の中で端の方ではつくっておりませんでしたんで、その部分が66基つくれるようにはなっております。その部分が一応今後のつくれる見通しというところでございます。今回つくります67基につきましては、一番北側の西の部分で67基ということで当初予算で組まして

いただいて、この11月から販売をさせていただき予定で現在作業を進めておるところでございます。

それで、今簡単におっしゃっていただいております積算の根拠での概略を申し上げました。それでそれだけ残っておる区画を、例えば仮に3年ごとにつくっていくと、計画どおりでつくっていくといたしますと、平成25年ぐらいですべて完売なれば、それまでの借金、それから以降の建てるお金も一般会計から繰り入れていただきますけれども、その分の計算も合まして、平成25年ぐらいになれば、全部残り分を売れるとすれば、すべてペイになるのではないかなというところで、今回67基の販売につきましては町長も当初いろんな地価の状況とかいうことで前年まで売っておりました97万円、1区画97万円というところで販売をする予定をしております。それから今言いましたように、そういう一般会計の借入金、それから今後つくります費用、そういうもんを入れての計算で一応はしております。それからになりますと、仮定ですけれども、その次は110万円、またそれから3年後120万円、それから133万円、150万円というような設定でいかなければ、平成13年度までの一般会計の借入れと、それから今後つくります費用の分すべてがペイできないのではないかなというところで、今のところはだまかに計算をしているところでございます。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 今7件の墓地永代使用料返還金あったということなんですけれども、ほとんどがお聞きしましたらやむを得ずの状況で返還されているというふうに思うんです。そういう点につきまして、いつも指摘させていただいているんですけれども、全く使っていないという形での返還もありますし、そういう場合については状況、ケース・バイ・ケース、これもあるとは思いますが、とりわけ何も使っていないという場合の返還については、使用权を持たれた方に大きな負担をかけないような形を、こんな不況の時代ですし、再度検討をしていただきたいと思います。

それと、その返還されるまで持っておられた期間、割合とこういう場合短期で手放されるのではないかなと思うんですけれども、大体1年未満が多いのか、その辺がわかれば、わかれば結構です、教えていただきたいと思います。

それと、今墓地の使用料の予定、価格の予定をおっしゃっていただいたわけなんですけれども、このようなデフレの時代にあって、今どんどんかなりの大幅な率での値上げの価格設定をしなければいけないという部分については、なかなか住民の皆さんにとって理解しにくい部分が生じてくると思うんです。そういう点におきましては、さらに見直しをさせていただいて、

本当に利用しやすい形での新たな墓地の価格設定を再度しておきたいというふうに思います。簡単に方向性だけのご答弁で結構ですのでお願いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、平成13年度の7基の永代使用料で返却された年度を申し上げたいと思います。

平成2年の販売分で2基でございます。それから平成3年での販売分で2基、それから平成5年の販売分で1基、それから平成10年の販売分で2基ですか、そういうふうな内訳になってございます。（5番議員「結構古いんですね、もっと新しく改定されるんかと思ってました。」）それから、永代使用料の事情によって、その方の事情によって、今買っていた価格の6割ということではさしていただいておりますけれども、これは当初買っていたときにいろんなパンフレットとか、また申込書、そういうところへも必ず、買ってきたきまして将来万が一不要になってお返し願うときには買っていた価格の6割はお返しさしていただきますけれども、4割はこちらへいただきますよというようなことでは、本人さん得心の上でさしてはいただいております。また、当初これを販売されたとき、他町村のいろんな状況もちろん考えられて一応6割というようなあれでされてると思います。最近の私どもも調査いたしましてんけれども、大体その程度が皆同じ率ではないかなと、かように思っております。

もう一つ、今後の購入の価格の方なんですけれども、これは私の方が何ぼにしますとか言えませんけれども、いろいろの状況を勘案いたしまして、また理事者ともよく相談をして価格設定等についてはやってみりたいなど、かように思っております。以上です。

議 長 13番議員！

13番議員 ちょっと経理の仕方についてちょっとお聞きしたいと思うんですけど、例えば歳入の方の墓地使用料、これが墓地管理料と墓地永代使用料が一つになって、節のともそれが一つになってあるということで、これ節のところで墓地管理料と墓地永代使用料はこれ区分、節で区分した方がいいんじゃないかと思っておりますねんけど。そうしないと、永代使用料と管理料は全く性格の違うもんです。今でしたら3,454万6,000円と、それを備考欄で墓地管理料を501万2,500円と、墓地永代使用料で2,910万円となっておりますねんけど、これは節で分離できるんじゃないかと思うんです。

それと、繰出金はないのかなと思うて見とったら、繰出金が墓地管理費の節の中の28番390万8,832円、一般会計繰り出しと、これ繰り出しをこういうこの節で、墓地管

理費の節ですんのが妥当なのか、繰入金の場合は款で繰入金というのはあるわけなんです。管理費の方の中でこんだけ管理費がかかったのかなと思って見たら、その中に繰出金があるというような、こういう経理はちょっとおかしいんじゃないかと、そういうように感じます。繰出金はこれ款でちゃんと繰出金は繰出金これだけだというのをはっきりとわかりやすいように、見落としてしまうおそれがあるわけなんです。だからその辺ちょっと今後の経理の仕方としてそうやられた方がいいんじゃないかなと思うんで、ちょっとお聞きしておきたいと。

それで見まして、この墓地管理料が500万円余りあるわけなんです。墓地の管理費直接費を見ましたら、この委託料227万8,911円、これが恐らく直接墓地管理の直接費だろうと思うんです。そしたら半分、まあ半分もかかっていないと、これは墓の大体1,000個余りに達しているわけなんです、現在見ましたら。500万円ほどの管理費があるということは。そうしましたら、それで5,000円というのは、もう今高いんじゃないかと、そういうふうを感じるわけなんです。

その辺につきまして、行く行くは、これ墓地をほとんど販売というか、されました後は、これ恐らく墓地管理組合のようなものをつくってそこで移行さして、そこで独自で管理するというような形に恐らくとられると思うんです。もう役場が手を離して管理組合でほとんどの墓地はそうなおるわけなんですけど、現在販売中だからこれ役場の方で管理されていると。そういうことで考えましたら、大体実費に近い状態に管理費を下げた方がいいんじゃないかと思えますねんけど、その点2点ひとつよろしくお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、歳入歳出等の節の表示でございます。財政の方とも協議いたしまして、おっしゃるようにわかりやすい方法での表示の仕方にさせていただきたいと、1点はそう思います。

それから、おっしゃっていただいております2番目でございます。墓地の管理料でございます。これで見させていただきますと、歳入では501万2,500円という収入でございます。そのうち実際管理として使いましたのが268万8,000円です。こういう消耗品とか光熱水費とか、また印刷製本費とか、それから委託料ですね、サービス公社の方へ草引きとかいろいろ、またトイレの方のあれもやっております。そういう費用が合わしまして268万8,000円。あと残ります金額は人件費が1人分でございます。それが今人件費を計算いたしますと704万円ぐらいになるわけですが、1人分が。ただしこの墓地でその職員がすべてかかっているとは言えませんので、約これの3分の1程度232万4,000円ほど

が人件費としていただいと、こういう内容でございます。

それから、もう一点のそういう墓地の管理については、そういう管理組合なりいろんなそういうところへ任せてやってはどうかと、それが本来の方法ではないかということでございます。なるほどおっしゃることは一理ございます。ただ、まだ今例をおっしゃっていただいたように、建ててる途中でもありますし、建て途中であろうともそれはできないことはございません。しかしまだもう少し、例えば今現在の墓地の中での舗装、またグレーチング、それから車の進入等、まだ何ていいますか、休憩所も前から言われてますね、一たん来られましたら、そこでちょっと休憩するような簡単な建物もということをおっしゃっていただいとしますので、それらを整備いたしまして、また理事者の方とも協議いたしまして、どういふ方法が、おっしゃっていただく方法が一番適切なのかどうかというところで検討をさせていただきますと、かように思います。以上です。

議 長 13番議員！

13番議員 それで結構なんですけど、人件費の見方がちょっと販売というか、そちらの方にも人件費はかかっているわけです。永代使用料をさすための人件費も含まれておりますし、だから行く行くそういう移行するときに妥当性のある金額で、やはり管理費というのは徴収するということで基本的な考えを持っていただいた方がいいんじゃないかと。何で役場、ほな、本当にこんだけ、役場はこんだけ取ったんかいというような状況になりましたら、やはりまずいんじゃないかと。

大体我々の地域の墓地管理料でもこんなに高くはないんです。よその地域は知りませんが、大体5,000円を取ってるという、1区画も5,000円を取っているというのは非常に少ないと思います。向こうはちょっと箸尾の墓どれぐらいかわかりませんが、自分とこではもっと低い金額で。だからその辺のところをご検討をお願いしたいと思いとすんで、よろしくお願いとします。もうあれ結構やから。

議 長 はい。 4番議員！

4番議員 松野議員が指摘しているように、このいわゆる積算根拠を明らかにしていただく必要がまずあると思うんですけども、1つは1区画97万円という値段設定は、これはやっぱり殿様商法に徹しているということを言わざるを得ないわけなんです。

1区画97万円というのは、例えば広陵町で土地開発公社が以前に買った土地で百済を2年前に町が買い戻した。それは何千万円の不良債権処理をしたという勘定になるわけなんです。この土地についてはもちろんそういう同様の内容があつて、一般的に見た場合にその土

地を幾らで売却するのかという点に関しては、現在の売却状況を見なきゃならないというのは、これは当然のことだというふうに思います。そういう中からいうと土地の下落、あるいはまた物資、あるいはまたその他価格が非常に下がっている状況があるわけなんです。そういうような状況を見ていくと、この価格についてどういう処理をするのかというのは基本的に町自体の中で議論をする必要があろうというふうに思うんです。もちろん需要と供給の関係で決まっていく面がありますから、それについては考慮に入れたとしても、あくまでもこれは広陵町の公共的墓地は1カ所なわけですから、こういうような現状からいっても考え直す必要があろうというふうに思いますけれども、まず入札に係ってこの部分の設計価格は従来とどのような変化が生じていたのか。それがまず第1点です。

それと、現在の土地の評価額で言うと、どういう形で評価が下がっているのかという点にどのような認識を持っておられるのかということについて、その認識を持っていただきたいというふうに思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今おっしゃっていただいている1区画97万円というのは高いじゃないかと、これは殿様商法ではないかと、こういうことをおっしゃっていただいておりますけれども、それは今は確かに土地はおっしゃるように全般的に下がっております。地域によっては大きな下落、またその地域によっては少しの下落と。けれども、これは投資をしてるわけです。63年当時に投資してるわけなんです。その当時の価格と今の価格とは当然違いますね、だから莫大な投資をしてると。だからやっぱりそれを考えていただかなければ、ほなその分はどうなりますのかな。だからそういう部分を勘案していろんな工事費もできるだけ、やはり安くつくようにいろいろと考えた上での一応価格設定ということで、過去から何年度は幾らで販売するというところで進んでこられたというようにご理解をいただけたらと思います。以上です。（4番議員「設計価格の変化、従来との関係。」）それはちょっとわかりませんなあ。ことしのですか、済いません、13年度ということでしたんで、今ちょっと持っておりませんが。

議 長 4番議員！

4番議員 この話は、先ほど大前提にしたように、いわゆる私的契約の部類なんです。これは例えば全国各地で公共団体等が開発した土地が下落のために非常に苦勞をしてるといふところの現状なんです。そういうような見方をまずしなければ、私最初に言ったように百済の2区画を売却したときに非常に高い値で買ってるんです。それを一般会計で買い戻していると

きに何千万円のいわゆる不良債権処理をしているわけなんです。こういうような、一方では状況があつて、一方、町民に買っていただく場合については、当時買った当時の状況や金利を加えて価格設定をするというのは、全体の中で言うところにはぐな認識を持ってやっておられるというのは、これは当然のことになってくるんです。これは町全体の話ですから、墓地だけの土地について考えを持って、あとその他のところについては別なんだというような話はできないわけなんです。その責任を住民に転嫁していくという点についての問題であつて、もう一つは、私はこの土地の価格についての設計価格というのは非常に下がってるんです。そういうところについても検討を加えたのかどうか。従来の設計価格を使ってやっているのか、それとも新たに設計をしてやっていく。そうならば非常に下がっているんです。そういうような点についての配慮もしなきゃならないというふうに思うんですけれども、そういう点について再度お願いしときたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 設計につきましては、当然担当職員の方で十分な積算のもとに設計価格を出してやっております。おっしゃるように、何も前のときのやつをそのまま持ってきてるとかどうとかいうことはございません。あくまでもその都度その都度、設計をきちっとやって、それによつての入札ということでは、これはしておくことは間違いございません。以上です。

議 長 質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 管理費なんですけど、こういう声を聞いております。管理費払う方からは高いという感覚なんですけど、実態問題として目に見える管理、いわゆる草刈りなんかしたとか、きれいに何かした、それはどういうふうな形になっているんでしょうか。

それと、私前のときにも言うとした、この管理費ちょうだいしたら、必ずその後、これはこお金はこれこれ使用するのに使ってますよと、例えばお掃除とか清掃とかトイレの何やとかそういうふうな、どういうふうな内訳を使ってますよと、これは必ず言わなあかんの違いますかと、2年前から同じこと言うてるんですけどね。それも、その辺あればなかなか感覚的な問題です。5,000円が高い、安い、こういうのは感覚的な問題です。現実目に見える形としてどのような、何回お掃除とか、どのような形になさってるんでしょうか。

それともう一つ、当然領収書を発行するんですが、これについてもこれこれしかじかに使っていると、このようなその少し親切な報告なりすれば、まだ利用者の方もある程度納得できるんやないか。今の理論で言うと、もらった以上のお金の管理費がかかっているのは、確かにこの決算書見たらそれはかかっているんですよ。かかっていることは会計でわかるんですが、

そのような私も声を聞いております。ご親切な後のフォローが必要じゃないかと思いたすので、その辺どうでしょうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今おっしゃっていただいている管理料の明細を、買っていただいている方に内容の報告をしてるかどうかということですね。その辺につきましては、私もそこまではやってるかどうかはちょっと確認を、申しわけないんですが、しておりませんので。

以前、何かお聞きしましたら、やってたこともあるということはお聞きはしてますけれども、今現在私も見てる範囲ではその明細は出してるのを見た記憶はございませんので、確認をさせていただきたいなど、かように思います。それでよろしいですか。（12番議員「あと具体的にどのぐらいやってるの。」）管理内容ですか。あそこにつきましては、サービス公社へ委託をしておりますので草刈りはそうですね、それからトイレの方の清掃、それからあそこへお墓参りとか来られて、ようごみ箱置いてますけれども、そこへごみを置いていただいておりますので、その収集、そういうものをやっております。

それからあと、年度当初に買っていただいた方についての管理料をこれだけ1年間どの口座から引き落としさしていただきますので納めてくださいやとか、それからまた、なかなかその墓地の中の区画の分についても、これはあくまでも個人さんがやってくださいよということで当初買われるときにもお話し、お渡しもしてますけれども、なかなか刈られないわけなんです。だから年2回、一つはお盆前、端のご迷惑がかかりますので、ひとつやはり清掃をお願いしたいと、やってくださいと、それがやられない、遠くにおられてできない場合はサービス公社へおっしゃっていただいたら1,500円でしたか、それでさせていただきますよと。それから以降、この二、三日前ですかも、もう一度されてないところがあるかどうかということで、全部見に行っております。それ以外に余計なことですけれども、馬見、みささぎ台、その他在来地の草の伸びておるところも全部見に行つて、もう一度所有者に付近の迷惑になります、環境の保全のためにもよくありませんので、ひとつやってくださいということでご通知も差し上げてます。そういう費用がかかっているということでご理解をいただけたらと思います。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よつて本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第62号、平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 毎回議論をしているところですが、賄費のところについて質問をしたいと思います。

今回も賄いについては1億1,000万円の費用が出ているわけです。それで、その中で野菜やその他、いわゆる農産物等にかかわる部分については2,000万円から3,000万円毎年出ているという状況であります。そういうところについて、どのように広陵町の給食を考えるのかという根本的な問題が問われている問題だと思います。

政府の発表でも、このここにあるんですが、新農業基本法というところで、これは1998年9月17日ですけれども、食糧自給率の問題に関して国民の健康を確保する観点から食生活のあり方を消費者、関係団体、地方公共団体などさまざまなレベルで見詰め直す国民的運動を展開すべきであると、こういうように呼びかけているんです。これはとりもなおさず日本の食糧自給率が先進国で全く引き離れた状態になっているということと、もう一つは日本の食文化をどのように見直すのかという問題があるわけなんです。

学校教育の中で食についての教育というのは当然行っていただいているわけですし、重要な問題になっているわけなんです。そういう観点からまずお伺いしたいんですが、野菜については毎回言っているんで、その他のところでもう一度言います。

今米の問題について一般質問をさせていただいてますけれども、米について、今国の補助金がなくなりました。そして米についてはいまだ、いわゆる日本給食云々ところから買っているというふうに思いますが、現在の米の年間使用量、給食のですね、それと60キロの価格、購入価格等について、まず教えていただきたいと思います。

それと、これは農林水産省のいわゆる課長の、これは議員が毎月取っている新聞、雑誌ですけれども、議長会のものですが、ここに最近のいわゆる食糧への不安、中国からの輸入に対する不安、あるいはまた表示の偽りの不安、そういうようなものの不安から顔の見える関係をつくろうと、生産者と消費者の間に顔の見える関係をつくろうというように言っているんです。こういうようなところの部分から言っても、食教育についてどういうように、やはり給食を通して考えるのかという問題がありますので、その点についても踏まえて、いわゆる米の問題に絞って今質問しているわけですが、どうするのかを聞きたいと思います。そして、日本人のとを聞きたいと、まず。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

米食の、米の件なんですけど、一応ただいま平成13年度ではキロ当たり328円、14年度の予定といたしまして1円高の329円でございます。60キロ当たり、1俵当たりになりますと13年度の実績は1万9,680円、そこへ14年は予定としてキロ当たり1円でするので60円の値上がる予定という形になっております。

それと、米飯につきましては、学校給食でただいま使用しております米飯につきましては、自主流通米という形で奈良県産の「ヒノヒカリ」と「アキツボ」のブレンドという米で、県下一円各市町村の米の買い入れにつきましては財団法人である奈良県学校給食会から県下すべての学校が購入しておるという実績でございます。

それと、広陵町の場合、年間一応米の買い入れにつきましては1万7,950キロを使用しておる実情でございます。（4番議員「金額で幾らになんの、掛けたらええけど。1万7,950キロ。」）はい、60キロ当たり、キロと60キロで総キロ数の金額はちょっと今計算してませんので。

議 長 何ぼですか、部長。

教育委員会事務局長 年間使用料によっては年々変化はキロ数によって生じてくるという実情でございます。

それと、きちっといきますと、アルファ米という形である程度加工して、ゆで戻すという米も購入しておるわけです。それは年間2,200キロ、いわゆる色御飯とか、そういうまぜ御飯のときに使う米という形で使用さしてもらっておる実情でございます。ですから奈良県産の「ヒノヒカリ」という形で地元の奈良県産の米を奈良県の給食会の方で各市町村へ販売してもらっておるという実情でございます。以上です。

議 長 いいですか。（4番議員「それと、町内の米の使う食生活からの使う問題、それも一回行くわ。」） 4番議員！

4番議員 一般質問してる部分と重なってくる部分があるんですけども、この中で以前は全国の学校給食会から仕入れていた。ところが補助金がなくなって、この奈良県産の米を使うということになったということですけども、実際にこの自主流通米、きのうも議論の中で言っていましたように、ことしでしたら1万3,000円になるんじゃないかと、去年は1万六千何ぼですね。1万6,000円してないかもわからないということなんですけれども、実際に広陵町での米の生産あるいは農業施策から考えても、顔の見える食事をするという点から言っても、真剣にこれは考えざるを得ない内容ではないんですか。

例えば野菜等についても2,000万円から3,000万円買ってるわけなんです。もちろんここには小売業者の方が介在されているわけですが、こういうのも広陵町の生産品を買うという形での協議は何度かしていただいているわけなんですけれども、不調に終わっている。

しかし、これは真剣に米についてはまさにそういう心配もない、いわゆる学校給食会から買っているわけなんですから、広陵町内の流通、町内産を購入できるということは、直ちに段取りが組むわけですし、またこれについては日本の米を食べていただく、食政策を考えていただくという点からいっても、安くても出荷をさしてもらいますよと、こういう団体があったわけなんですから、そういう点について学校、いわゆる教育委員会はどのように考えるのか。

また、そしていわゆる農業施策を担当する担当課においてはこの広陵町内の米を、非常に流通米が、広陵町では転作が非常に奈良県下で一番悪いと、そういう点で自主流通米の流通も非常に多いということからも、この広陵町内の米を使うという点での考え方というのはとれないのか。その点、教育委員会及び担当課から答弁をお願いしたいと思います。

議 長 教育委員会、どうですか、今の質問。 都市整備部長！

都市整備部長 きのも申し上げましたように、これは私どもの担当で、必ず広陵町米産を給食の回すということは決定できません。ということで、また農業委員さん、そういう関係の方とも教育委員会等を通じて協議をやっていきたいと、このように申しあげましたので、ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 県が奨励しておる「ヒノヒカリ」米でございますが、本町の製造した「ヒノヒカリ」が、生産した「ヒノヒカリ」が、また町外、県内の周辺、県内市町村がいただいておりますという形で……。 (4番議員「いや、顔の見える食事という点からどうかと。」) はい。 (4番議員「食教育やな。」) 食教育の……。 (4番議員「顔の見えるやで。」) 顔の見える、いわゆる食流通ということでおっしゃってると思うわけです。

野菜系統につきましても、やはり町内流通経路があるわけで、現在の流通経路の状況をやはり町内の業者の方々を飛び越えてなにしていくという形も含んでこようと思います。 (4番議員「米は関係ない。」) 野菜関係のことです。 (4番議員「米の話や。」) ですからそういうことで、米につきまして奈良県産という「ヒノヒカリ」という形で今使用しておる関係で、地元の米を、奈良県産の米をいただいているという形で我々認識しておるわけでござ

います。

議 長 寺前議員、ご理解いただけてないと思います。もう少しわかりやすく説明、質問してあげたら答えられるんじゃないかなと思いますので、もう一度許しますので。

4 番議員 ありがとうございます。

議 長 簡潔にやっていただくことが。

4 番議員 今まず米の問題に絞ってお願いしたいと思うんです。

もう一つは、広陵町の今担当課は教育委員会と農業委員会の話し合いの中でその決定をするというようにおっしゃっております。今農業委員会は別個で今会議は開けない。教育委員会がここにおられるわけですから、その責任者もおられます。そういう意味で、広陵町内の米、これは低農薬を使って安全を心がけ、そして学校教育の中では3年生、4年生のところまで町内の産業、農業というところで具体的に生徒が田畑に行き、その教育の現場があるわけなんです、教育の一環としてあるわけなんです。そういうことから自分たちの目で見て、この米が買えると、この米を食べるんだということが今求められている時期なんです。これは広陵町のことだけ言ってるんじゃなくて、全国各地で今域内生産の域内消費が推し進められているんです。これは認識されていると思うんです。そういうところから言っても、教育委員会についてはまずどのような方向性を持って検討できるのかということが問われているにもかかわらず、その辺について、野菜についてはいわゆる生産団体と話し合いをした経過があります。それは一歩前進であって、また後退してますけれども、米については初めて私はここで取り上げていますから、そういうような全般的な問題を考えていくと、広陵町内の米を利用する、使用する、農家の方々はそのようなところに出荷する場合については、やはり子供さんに食べてもらうということからいっても、真剣に米づくりに励んでいただける。こういうような内容を積極的に取り組むという点の方向性が出ないのかということなんです。

議 長 質問事項はわかったと思います。 教育長！

教 育 長 寺前議員のご質問にお答えいたします。

寺前議員はかねがねこの地場産を云々と、使えというようなご意見をいただいていることもよく承知いたしておるわけですが、現在局長が申しましたように学校給食会、県の学校給食会が県のJAから奈良県産米を購入して、それを低コストで県内の全市町村の給食用の米として全市町村が購入をしておるわけです。

もちろんその中には、議員おっしゃっておりますように農薬等々の検査についても、その

学校給食会が責任を持って検査をしている、いわゆる衛生面での管理、それからコスト面についても十分学校給食に価値のある米を流通されているということでございますので、したがっていまして広陵町の米が、そう小さくとらわれないで、広陵町の米は田原本町の例えば子供も食べておりますし、田原本町の米を広陵町の子供も食べているということにもつながってくるわけでございます。議員おっしゃるように、この米が皆さんの口に入るんですよと、この地域を歩いてる中で教えるということも一つ必要であろうかと思っておりますけれども、奈良県という広いある地域でのその流通経済ということも、やはりその中で教えていくことも必要ではなかろうかなと、このように思っておりますので、現段階におきましては奈良県のその学校給食会を通しての米を購入してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 総務委員会で議論しますので簡単に質問したいと思います。

というのは、この今寺前議員の方が米の流通について地場産業の振興と、それから食教育という観点から質問しているわけですが、もう一つ大事な要素があると思います。といいますのは、この近年の特徴的な傾向なんですけれども、給食費の収入未済額ということが発生してきております。給食費も払えないという状況が出てきているわけです。その一方で社会の方は先ほども言いましたが、デフレの時代です。ですから給食に係る素材の賄い材料費の経費につきましても圧縮することは容易なんです。そういう点で言いますと、その圧縮された経費の賄い材料費がちょっと安くなった分を給食の質の方に、向上に向けていくという考えもありますが、また一方で払えない人も出てきている中で給食費の見直しと、値下げの方向での見直しということも検討の課題になってくるのではないかと思うわけです。

そういう観点から見ますと、米の流通、自主流通米を直接購入することによりまして、非常に大きな賄い材料費の圧縮ができるわけなんです。そういう点もやはり今真剣に考えていかなければいけないのではないかと思います。

今教育長は流通経済も大切だとおっしゃいましたけれども、今の価格破壊の中では、まさにその流通経済の見直しを図る中で価格競争、まあ過当になっている部分があり、その点は問題なんですけれども、そういう観点からも、やはり広陵町の子供あるいは保護者の皆さんに還元していくことができる余地があれば真剣に検討していただきたい。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、収入未済額の件数、お願いします。

議 長 事務局長、収入未済額の37万8,500円のこれ何人分かという質問、割ったら

わかるやろ、何ぼや、何人分や、2人分か、1人か。もっとあんのか。三十何万円。1カ月3,000円まで違うの。2,100円ぐらい。ほな2人ぐらいか。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 件数云々で今未済、未収入額の件数をおっしゃってるわけなんですけど、以前からの分を累計で足して、年度途中から入学されて来られる方もおられるので、金額として累計で出してきたので、件数としてただいま手持ちで拾い上げてないわけなんですけど。(5番議員「それで今言ったのは、そういう大変、まあいいわ、もう一回ですか。」)

議 長 5番議員！

5番議員 今質問させていただいたのは、こういう大変な不況の中で給食費も払えないような実態もできてきているわけです。その認識はしていただいていると思いますが、そういう点でいえば、例えば自主流通米を直接広陵町の方で一括して購入していくことによって給食費の値下げも可能ではないかということを端的に言えば指摘したわけです。その点についてどうですか。

議 長 先ほどの答えと一緒にないか、教育長の。

教育長、先ほどの答えと一緒にだと思いますけど、もう一度そのようにお答えいただけますか。 事務局長！

教育委員会事務局長 経費の賄費の節減という形で、少しでも安く買えるものは安くという形でおっしゃってるんじゃないかと、給食費の月3,700円いただいているのも軽減なっていくのではないかという意味でおっしゃっているわけだと思います。

この件につきまして、先ほど教育長が答えたようにと、自主流通米の経路また米飯についての分につきましての分は、県学校給食会を通じて検査の通った、また農薬の内容も精密に検査された安全で奈良県産米という形で供給しておるわけでございますので、やはり直農家から購入につきましては、やはりそういう面で目の行き届かない点もあろうかと思っておりますので、安全でおいしい一等米を県学校給食会を通じまして買うのが一番妥当であるという形で、県下すべてがそういう形で県内産をいただいているという意味で、賄費の削減にもあらゆる面で献立の、また購入の際に栄養価の高いもので削減できるやつは削減する形で栄養士の方もいろいろ苦勞した中で献立をしていただいておりますので、全体の中でやはり削減に努めてまいりよう努力してまいりたいと思っております。

議 長 13番議員！

13番議員 学校給食の負担金です。これが37万8,500円未収になっておると。これは

普通の税金の延滞とか国民健康保険税の延滞とかと意味が違いまして、そこに生徒さんが介在しておられるわけなんです。非常に気遣いしなくてはならない問題じゃないかと思うんです。これはこういう、子供さんがうちのが延滞になってあるということは子供さんに知らせない形になってあるのか、あるいは子供さんがこういうこと、自分とこまだこういう給食費を払ってないねんということを知っておられる状態になってるのか、非常に子供さんの教育の問題にかかわる問題だと思いますんで、その辺の当然徴収しなくてはならない場合に、それは生徒さんを介在しないで直接その家族と話し合っやっておられる、生徒さんにはわからないようにやっておられるのか、この辺のことについてやり方についてお聞きしたいと、1点はそう思うんです。

先ほどの米の問題いろいろ出ておりまして、米に低農薬とか何とかいうんですけど、僕も百姓しとるんでよくわかるんです。米で今まで残留農薬ということをや日本全国できょうまで百何十年來言われたことがあるのかどうか。米には原則的には農薬はほとんど残留しないんです。打ったって。あの種子ですので、種子というのは非常にその中へそういう異物が入りにくくなってるんです。野菜とかそういうものは残留するおそれがありますけど、何かその辺ちょっと誤解のないようにお願いしときたい。

後からポストハーベストで後から投入した小麦なんかは全部してますんで、アメリカの小麦はとった後に全部薬投入してますんで、それを日本へ持ってきて、日本の食品衛生法やったら許可ならない。しかしこれを輸入とめるわけにいかんから、黙殺、黙認しているような状況に輸入されているんです。だからそれとごっちゃになさらない。日本は薫蒸もしてませんし、全部低温倉庫で保管という形をとって、一切保管状況の中では薬は一切使ってないと、これが日本の米でございまして。

それと、先ほど町内の米の問題出まして、町内の米がどうかこうとかいう問題じゃなしに、おいしい米というのはこのライスセンター、このやり方という、普通は米を乾燥さすのは火をたいて乾燥さすわけなんです。そうしましたら、やはり急速乾燥になるわけなんです。やはり米ちゅうのは自然乾燥が一番おいしいわけなんです。ここの乾燥の仕方はクーラーを使っての乾燥なんです。だからクーラー、あれ除湿して、そのぬくもった熱い空気をもとへ戻して常温にして、常に外気と同じ形にしてクーラーをかけたら除湿ができますんで、そういう形で乾燥してますんで、だから非常に乾燥時間がかかるわけなんですけども、天然乾燥に近い乾燥ができるということで、そういう意味でいうたら、ここの米が味がいいということは、私らも食べてますんで間違いございません。そういう意味で使うんならここのラ

イスセンターを使用した米、広陵町の米と言うんじゃない、ここのライスセンターを使用した米は奈良県内のほかのライスセンターの米よりも味はいいと、そういう面でお使いいただいたら非常にいいんじゃないかと、こう思いますんで、その点よろしく。

議 長 事務局長！

教育委員会事務局長 給食費の納入につきましては、金融機関振り込みという形でご協力いただいているわけでございます。不納者、いわゆる滞納者につきましては学校から保護者へ通知等で郵便でご協力依頼をしていただいていると、こういう実情でございます。以上です。

(13番議員「ほな生徒にはわからへんのかどうかということ。」) 保護者へ郵送で学校から送っていただいております。

議 長 13番議員！

13番議員 十分配慮してやってください。ただ郵送したってその郵送が子供が見るような状況の郵送の仕方ではいけない。だから本来言うたら学校の職員が出向いて、あこに事務の職員もおりますねんけど、十分払えない人もいるかもわからないんです。払わない人と払えない人、必ずあるんです、こういうことには。だからそういうのでたまたまそら口座に金なかった人もおられるし、だからその辺はやはり生徒が学校にいてるうちに、やはり保護者と連絡を取り合うてやると、そういう生徒に対する配慮というのは、事務的にやったら僕は非常に危険だと思いますんで、何かあったら子供のいじめとかそういうものにつながるおそれがあるから、金がさみたい知れてるんです。だからその辺の配慮を教育委員会としてきちんとやってほしいと、こう言うてる話ですんで。

議 長 では、その点よろしくお願いします。

次、3番議員！

3番議員 私も一般質問で学校給食の食の問題を実は取り上げさしていただいているんですけども、2点ほどお聞きしたいと思います。

県の学校給食会から今お米に対しては購入しているということと言われてたわけですけども、この学校給食会から購入されているのはこのほかにどういうものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、多分そういうことはないと思うんですけども、冷凍食品というのを、お野菜の冷凍食品なんかは扱ってはおられないのかどうなんか、そののところもひとつお聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 学校給食会から今通じて購入しておるのはパンと牛乳、そういうようなものを統一した形で購入しておるわけです。

それと、冷凍野菜につきまして近年こういうような形で中国産の農薬という形でいろいろ問題になってきておりますので、国内産の冷凍ではない野菜を極力使用する形で現在進めております。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第63号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 順調に認定審査進めていただいているというふうに思っているわけですが、この平成13年度に新たに、初めて認定申請をされた方は何名なのか。それと延べで、まあ半年ごとに申請するわけですから延べで何件あったのかということについて数値をお聞きしておきたいと思います。

それから、審査員のメンバーの入れかえがあったのなら報告をしておいていただきたいと思えます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまご質問をいただきました審査対象人数の方でございますが、13年中で新規の認定申請者が237名、更新者が775名、このうち区分変更者が8名ございまして、延べ人数が1,020名となっております。

審査員のメンバー変更はございません。終わります。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第64号、平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 細かいことはちょっと委員会にお任せしまして、この私ちょっとこの決算額を見せてもらいました。今までの各年度ずっと累計でも見てるんですが、ちょっと非常に気になっております。いわゆる繰越欠損、今回大分出ております。半端な金じゃないと、こういうふうなことがこの決算書の数字から読み取れているわけでありまして。

いずれにしても欠損が出ると、これは繰り越しでもどんだん後処理はなってるんですが、いずれはこれは回収せないかん、一つ。もう一つ、流動資産なりどんだん食いつぶしてくる形にもなってきます。

この決算書、今回このような決算数字の実態ということで出たのではあります、この数字を踏まえて、ここにもちょっとことしの傾向ということは出てるんですが、ある程度のこと、今月、平成13年のこのようなことが予定できたという前からの流れもありますので、その辺のこの解消、こういうように大幅な欠損出てきたんですが、これをやはり解消しなくてはどないしようもありませんので、13年のこの中でこれは少しでもこの数字を少なくするような解消の数字がこの決算書の中のから読み取れるかどうかと。もう一つ、これが13年無理やったら14年度と、こういうことになってくるが、その辺の目標はどうなのか。この辺についてちょっと大きな話ですので、どのような、局長、お考えをお持ちなのか。そこで、そのような考えをお持ちだから13年度この欠損を計上されたと思いますので、その辺の考えについてお聞かせ願いたいと思います。細かいことはまた委員会の方でお任せしたいと思いますので。

議 長 水道局長！

水道局長 今坂口議員がおっしゃいましたように、累計的に言いますと平成10年度から14年度までで4年間におきまして2億1,000万円なわけでございます。これを解消しようということになれば、やはり料金の値上げとかいうことの検討に入らと思うんですが、まず我々としてはまず水道単独の事業であります4条の行為につきまして、当初は2億円の予算だったんですけれども、実際に工事を行いましたのは1億1,000万円ということで約9,000万円近いものも残ってます。それによって資金を少しでも支出を少なくしようという計らいをいたしております。以上です。

議 長 ほかに。 5番議員！

まだ続くか。 12番議員！

12番議員 14年度当然、そのまま14年度になってんやけど、その考えを生かして現状はどのようなアイデアとか傾向で進んでいるのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

これ累計でたまってきたでしょう。ただ、今のお話にもあるように、これは当然もうほっとかれへんと、こういうことになってるんですわ。ほんで、それを生かして今14年度、もう入っております。その辺の14年度現在の進行、目標、どのような解消策がされているのかと、こういうことでございます。

議長 水道局長！

水道局長 先ほど申しましたように、うちの方の料金の収入というのは、水道料金の会計の収入というのはあくまでも料金の収入によって賄っているものでございます。それで、先ほど言いましたように工事をできるだけ減らしてするという方法もありますし、それともう一つは、今まででしたら夏場は大概渇水期の場合、節水を皆さんにお願いしてるわけです。そういうふうなことで来年度から大滝ダムもできますし、そういった意味でそういう節水というものについては解消できるというようなこともありますし、そうなれば料金収入もふえてくるんじゃないかということで、何ぼか減らすことができるということを言えると思います。以上です。

議長 5番議員！

5番議員 まず一つは、大変赤字ということも今坂口議員も指摘されたとおりでなんですけれども、先ほどの下水道事業でも指摘しましたように、経営努力がまだまだできる余地があるのではないかというふうに思います。

それで、繰上償還の問題と、それからこれも入札の方で、例えば適正と言われていますが、ほぼですよ、8割程度に入札、落札価格が抑えられるとすれば、大体建設改良事業の方で2億8,000万円の歳出ですから、これのいつも95%以上の高い落札価格になっておりますので、それを改善されれば5,000万円程度は経費が浮かせることができると、大変単純に考えればですけども、できるわけなんです。そういう点で言えば、ここでも今大変厳しい財源の中で一番大きな財源を見出せるところが入札による価格の圧縮ですから、その辺については再度この水道会計の中でどのようにお考えいただいているのかということをお聞きしておきたいと思っております。繰上償還についても状況を教えていただきたいと思います。

それとあわせて、ご努力していただいているところではあるんですけども、有収率

が91.24ですから、1%余り有収率も向上したというふうに思うわけですが、やはりこれも一層有収率を高めていただくことが欠かせないことになっているわけですが、この有収率を向上させるために13年度も努力していただいたわけですが、その経過と今後のどのように有収率を上げるかという具体的な計画をお聞きしたいと思います。

それからあと、当初の予定では県水と自己水の比率が7対3というふうにお聞きしていたわけですが、それが県水の方の比重が大きくなりまして72.97ということで平成13年度なってるんです。それがますます県水に依存する比率が今後も高くなるということですから、もうこの県水に依存する限り値上げは避けられないということになってしまうわけです。ですからこの県水に依存するところを自己水の発掘についても努力していただいているんですけれども、この自己水の発掘について一層の努力をしていただかない限り、この赤字解消はできないということですので、その点についての再度の強い決意といますか、方向性をお聞かせいただきたいと思います。

それから、386ページの報告の中で特別損失として109万4,000円生じたということなんですけれども、これの個人と企業のこの損失が生じた状況ですね、比率もありますけれども、状況を教えておいていただきたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 順番はちょっとばらばらになると思うんですが、ご了解願いたいと思います。

この滞納整理につきましては39件分でございます。これは現在不明になられた方のみでございます。39件分です。

それから、自己水と県水の割合とおっしゃいましたけれど、一応基本的には7対3という形でこれからも進めていきたい。といいますのは、浄化施設がまだ現在も南郷等でありますので、それを使わないわけにはいきませんので、そういう意味で一応7対3の割合でこれから進めます。

今回の場合、13年度の場合は非常に自己水が少なかったわけですが、これは前にも言いましたように、神主の井戸がほとんど出てなくなったということで、今度新しく掘ったわけでございます。そこは今現在1時間当たり40トンぐらい出るということで、かなりの量が出ます。そういう意味で今度の14年度につきましては自己水の比率も上がってくるんじゃないかと、このように思います。

それから、有収率につきましては、一応かなりのやっぱり水量の損失があるわけですが、漏水調査ということで13年度から始めてます。それで、その漏水する場所を調べて

るというような、調べるというような調査でございます。

それから、入札関係につきましては、私はちゃんとしたそういう入札の中で、価格の中で適正な価格で行ってもらっているという認識を持っております。

議 長 それから償還の計画やな、債務の償還。

水道局長 それは償還については努力していきますので。（5番議員「え。」）努力していきます、その辺は。（5番議員「わからなかったら状況が、わかるところで。」）それはまた委員会でまた詳しく説明します。

議 長 5番議員！

5番議員 じゃ繰上償還は委員会で報告ということですのでお願いしておきまして、先ほどの個人、特別損失のところは39件ですが、これは企業と個人とどうなってるかなというところも教えておいていただきたいと思います。

それから、先ほどの県水の方と自己水の比率は7対3で進めていきたいということで、平成13年度は約3%県水に依存する率が高くなったのは、自己水が少なくて異例といいますが、予定外という認識でお聞きしたわけなんですけれども、少なくとも7対3という部分は言って、理事者の方から言っていたいでいるわけですから守っていただくのは当然なんです、大変な今の水道会計の中では一層の自己水の開発が求められると思いますので、その辺のところの真剣な対応がどうしても不可欠というふうに思います。さらにそういう観点からしていただけるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、今いろいろところで本当に水道会計について住民の皆さんに負担がかからないようにと、大変ご努力していただいているというふうに認識しているわけなんですけれども、今までのこの間の質疑、答弁の中から、私の方といたしましては料金改定の際にはもう理事者とも十分慎重に相談をしていくという方向でご答弁いただいておりますし、当面の値上げはないというふうに確信しているわけなんですけれども、決算の方では一方的に料金改定も視野に入れて財政の一層の健全化をしようということを入れておられるのは大変遺憾に思うわけでございます。このような会計監査結果については受け入れられないなということをつけ加えまして、それはもう答弁は結構ですので、さきの2点についてのご答弁をお願いします。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、滞納整理の件ですけれども、一応これは全部個人です。

それから自己水ですね、おっしゃるように自己水を多くすれば安くできると、価格は安く

なるということは当然のことですけれども、今現在曾我川と葛城川のところの近辺で10カ所掘ってるわけですが、大変質が悪くなっているということと、それからもう一つは、やはり出が悪くなっているということは事実なんです。そうすれば、やはり簡単に言いましたら、もう掘るところがないんだということなんです、掘るところが。いや、それじゃ高田川の横掘ったらええやないかということになるんですけれども、そこで掘れば、やっぱり掘る値段が5,000万円ほどかかりますし、そこから南郷の浄水場まで持ってくる導入管といいますのかな、それもこの前試算しましたら、例えば小北神社の南側で掘るとすれば、南郷の方へ引っ張ってくるということになれば、やっぱり1億二、三千万円の金がかかるわけです。そういうことで多額になりますので、そういったものもやっぱり考慮しているわけです。できるだけ自己水は7対3の割合で長く堅持していきたいと、こういうふうには思っています。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に議案第65号ですが、11日に追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願います。なお、朗読は省略いたします。

それでは日程6番、議案第65号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、少し時間をいただきましてご説明申し上げたいと思います。

健康保険法等の一部を改正する法律がことしの8月2日公布され、この10月1日から施行されることにご存じのとおりでございます。これに伴いまして地方税法の一部改正が行われました。それで国民健康保険税条例に関係がありますので一部を改正する必要が生じたものでございます。

その理由につきましては、この10月1日から施行されます70歳以上の高額療養費の自己負担限度額や低所得者の区分によります所得の見直し等がされますので、その判定に必要

となるためでございます。なお、この保険税の賦課、実際の保険税は来年の平成15年4月1日からの適用となるものでございます。

それでは、改正の趣旨につきましてご説明を申し上げます。

今回の保険制度の改革の実施にあわせまして、国民健康保険税の所得割額の課税ベースとなります所得を個人住民税におけます所得と整合的なものになるよう見直すとなっております。それで納税義務者間の税負担の公平性の確保を図ろうと、こういう目的でされた、趣旨でされたわけでございます。

改正の内容でございます。

第3条第1項中でございます。給与所得者に、国民健康保険税に入っておられる方ばかりですが、給与所得者については100分の5、給与収入の100分の5、最高2万円の控除額があったことはご存じだと思います。これを廃止するというところでございます。

それから、同条第2項を削りとありますのは、青色専従者、あるいはまた白色専従者の給与につきましては、国民健康保険税では事業主の所得の方へ戻して、それによって課税しておりました。それが住民税ではご承知のように別々に課税されることはご承知だと思います。だからそういうふうに国保でもしますよと、こういうことでございます。

それから、次の附則第2項中の65歳以上の公的年金等に係ります雑所得についてでございますが、公的年金控除額があることはご存じだと思います。そのほかにこういう年金の65歳受給者については17万円の公的年金等の特別控除額が収入金額から控除されておりました。これも住民税にあわして廃止いたしますよと、こういうことでございます。

続きまして、附則第3項中、今まで適用がされなかった、国保でございますが、長期譲渡所得ですが、これの特別控除を住民税と同じように適用しますよと、特別控除を適用しますよと、その控除した後の金額で保険税を算定しますよと、こういうことでございます。

それから、次ページの附則第4項中、短期譲渡所得につきましても、今までは控除前の金額でやりましたが、今後控除後の金額でしますよと、こういうことです。

それから、次の附則第5項、株式等に係る譲渡所得等に係る国保税の特例、附則第7項につきましても、商品先物取引に係る雑所得等の国保税の課税の特例、それから附則第8項は土地等に係る事業所得者の国保税の課税の特例、こういうものでございます。これは以前にも議会の方で出ささせていただいてご承知いただいていると思います。これについては何ら変わりませんので条文の整備と、こういうところでございます。以上です。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 趣旨について説明していただきましたので、今回幾つかの項目を一括して改正するという条例改正案になっておりますので、大変判断に苦しむわけです。個々の第3条1項中、あるいは附則第2項中の分だとか、いろいろ何項目かに分けて今説明いただきましたが、それぞれのところでプラス・マイナスですね、理事者の側から歳入の立場で報告していただいても、住民の立場で報告していただいても結構なんですけど、どちらかの形でその影響額をそれぞれに明らかにしていただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 これはただし今の所得判定には使えますね、先ほど言いましたように高齢者の1割、2割と、その判定に使うだけです。課税は来年度からになります。

その影響額ですが、まず順番に言います。給与所得控除、先ほど言いました給与所得内については最高2万円の控除がございます。それにつきましては300万7,000円ほどが増となってまいります。(5番議員「300。」)300万7,000円です。これが廃止されますのでこれぐらいの増になってくると。

それから、2番目の専従者給与ですね、これにつきましては白色専従者については配偶者は最高85万円、それからそれ以外の家族の方は50万円ということにとれてたわけです。これが今までは事業主の所得のところへ全部加算してたから、これはもう白色専従者はすべてもうそれぞれ計算してたらゼロになります。だから残ってくるのは青色専従者だけ。これの分でそれぞれ別に計算しますので、事業主足しませんので、これでいきますと保険税で減るのが2,367万5,000円、これはあくまでも約ですよ、2,367万5,000円程度減になると。

それから、3番目の公的年金控除の廃止です。65歳以上の人については公的年金以外に17万円をまだ引いてましたけども、それは引きませんよと、だからその分では1,440万6,000円程度が増収なるだろうと。

それから、譲渡所得の控除、これにつきましては、今までは言いましたようにそれぞれ3,000万円なり5,000万円なり、2,000万円なり、1,500万円になりましたけれども、それを控除しなくて掛けてたわけです。けれどもそれを控除しますので、そういうことでいきますと、まず特別控除以下のものでは減ってくるのが962万8,000円、それから特別控除以上のものでも604万2,000円が減ってくると、税収ですよ。

だから総計、この差し引きいたしますと来年度の保険税ではこの改正によって約2,200万円程度が税収減になるんじゃないかということで、今のところ試算をいたしておるとこ

ろでございます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。 12番議員！

12番議員 私厚生委員で、今のちょっと紙に書いてちょっと委員会で出してください。今ちょっと聞いたんやけど、見てみます。

議 長 それだけか。（12番議員「それだけ、厚生委員会に。」）

次に、ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 では、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

（P.M. 0：00休憩）

（P.M. 1：02再開）

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程7番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。

また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることといたします。

なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることはできないので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、坂口君の発言を許します。

12番議員 それでは、今回もトップを切りまして一般質問の栄光の座に着けたことをありがたく感謝したいと思います。

まず、私はこの行政につきまして、このような最近改革したらいいのではないかという案を持っております。それは行政はともすると、ほっておくとどんどんと肥大するのが一つ、もう一つはいろんな仕事がいっぱいふえてくる、こういう作業が必然的に行政に、必然的に

付随する作業がふえてくるのが一般的なことでございます。

そこで、少しでもスリムな仕事、あるいは簡単にできるものは簡単にする、あるいは今までやってた方式より簡便な方式がとれるのなら、その方式の方がいいのではないかと、これがひいては利用者にも助かる。このような多くな細かい点からそのようなことについていろいろと日々気をつけてるところでございます。

まず、私の大きく活動している福祉関係についてでございます。実務に基づきましていろいろ行政とタイアップして、行政ともタイアップしながら協力しながら本町の福祉政策を進めているところでございます。

その中で、ここ平成12年度4月よりスタートしました介護保険関係、何分この介護保険というのはまだスタートして2年、やっとかさ地に足が着いた活動が広がってきたかな、こういうようなことを感じております。しかるに、まだまだ実務面においてはまだまだ簡単な方法がとれるのではないかと、このようなところを日々感じているところでございます。

この介護保険料自己負担は通常なら10%、1割でございます。特別に業者の負担額の少ない方、3%負担、このような方もおられます。1割負担の方、これはまあまあ通常どこでも、それから最後は自己負担1割払っているということでございます。しかし3%の人、この方は特別に減額の対象ですよということで通知来てるんですが、この方の支払いの方法がこの周りの市町村を見ましても、各市町村いろんな支払いの方法をとっているというところがございます。

どういうところが問題になるかといいますと、あなたはこの介護保険料3%、いわゆる減額の支払いの対象ですよと、このような通知が来るんですが、広陵町の場合、介護保険を利用しましたと、その方が3%の減額の対象の方でも一たん1割、いわゆる全額ですね、一たん1割をその人が支払わなくては行けないと、このような方式になっております。その後、その領収書と申請の減額書類を添付して、また役所へ出していき、その差額の7%の返還を振り込みで受けると。最大2カ月ぐらい、その7%が、結構これ大きいですよ、自己負担金例えば1万円という方は7,000円が返ってくるんですから。しんどいしんどいて言うてたら、なかなかこの1万円払うた後、7,000円は非常に大きなお金になるんですが、この払い方の方法でございます。

本町の場合は申請書を出しまして領収書を添付しまして、その7%返還請求出しまして、それが役所で見られて、その7%を、なるほど確かにそうですねということで返還、そのお客様の各口座に振り込まれると、このようなことになっております。なかなかこの手間が

また役所に行かなあかん、書類つくらなあかん、申請書類、判こやどうやとかいろいろ非常に手間がかかるものでございます。何とかしてこの1回の払いのときに3%だけで済ますような方法はないのか、このようなことでございます。そういう返還の請求、それを審査する役所もそれを手間がかかりますね、その書類の作成も要ります。控えもある、お金の支払いもあるというふうに非常に無理、むだ、めんどくさい、こういうふうなことでございます。

この周りの上牧、あるいは河合、あるいは高田、樫原市もそうですが、最初から3%の人は自己負担金、最初から3%だけ払ったらよろしいですよと、このようなシステムになっております。じゃ残りの7%、残りの7%分はというと、これは事業者がこの各市町村に請求書を出します。これは事業者側の手間でございます。利用者はそんな手間は要らないということで、利用者は最初から1回のみの手間で済む。これが非常に簡単、簡便かつ間違いなし、こういうふうな方法になってます。

この利用者の方に1回全額払い、あとの還付の請求の書類も書かせるというと、なかなか高齢者の年寄り、役所へいくのも大変やと、そういう手間も大変、書類も忘れてら1回分が何か返ってこないと、こういうようなことでございます。ここはやはり他の市町村にちょっと見習って、こういう一度払い、非常に便利でございますので、利用者にとっては非常に便利、その手間は事業者がするだけの話ですから、この手続も簡単にできるようになります。そろそろこういうふうな改善策が必要なのではないかと。

これはやはりお年寄りの方もあっちこっちの方にお話聞くと、いや、よその町はそんな簡単な、うちは町へ一遍全部払うて、また返してもらわなあかん、こういうふうな話が出てきております。やはりこの支払い方法についても一度で、軽減した額を一度払うだけのシステムにそろそろ変える必要があるのではないかと、このようなことを今回提起したところでございます。

これは同じようなことは医療保険でもあるんですが、例えば乳幼児のいろいろな補助関係あります。一たん全額払って、後から助成を役所に申請をすると、こういうようなシステムになってるんですが、この辺も窓口へ一回その安い額を払ったら終わりと、いろいろ改善の余地があるのではないかと、こういうようなことも考えているところでございますが、今回は特にこの高齢者対象、なかなかその書類手続も大変なという方の高齢者対象、介護保険対象としまして簡便な方式をひとつ改善の必要があるのではないかと、このようなことについて質問したいと思います。

2番目でございます。町職員の採用計画の方向性はと。

この本町も職員構成、ある程度高齢な方、こないだも本会議でもお話ございましたが、何人何人やめて、新人何人採った、何人何人やめて新人何人来たということですが、行政ちゅうのは定期的に新人を採りまして、常に新しく回転させながら定期的に退職もしてもらい、人員構成のバランスを見ながら運営していく。景気がええから倍になったり、不景気やから半分に減らしたりというふうなことは行政には向いておりません。定期的な採用により定期的な人員、定期的な配置によりバランスを見ながら行政は運営をしていく、このようなものでございます。

平成14年度、先ほどいろんなパートのお金の予算のところでもあったんですが、パートの方、いろいろ日々雇用職員があるんですが、平成14年度の定期職員、なかなかゼロでございましたが、しかしこれはほっておくといつかはこの辺のひずみが出てまいります。非常に高齢がたまってしまったりとか、どの部署見ても若い人がおらない、このようなことになると非常にまた困ったもの、常にピラミッド階層の構成を築いていかなきゃ、このようになっております。

15年度の予定はどうでしょうかということでございます。まだ現在そのためか、保育所やとか幼稚園の方については期間付、期限付の職員と、このようなことであります。3年間期限付と、このようなことでございますが、その時期もそろそろ迫ってまいります。この辺のことも踏まえて今後の対応は、この職員の採用計画で今後の対応はどうということ、非常にこれは定期的な人員構成を考えていかないきませんので、この辺についても今後の対応を聞きたいと思っております。

質問事項3番、これが非常に大きな問題ではございます。現在私が住んでいる南3丁目はごみ処理施設を抱えてるんですが、平成17年、このような話、目標に向かいまして日々当局の方も邁進していってもらってると思っております。このごみ処理計画についての進みぐあい、これは現状はどのぐらいになっているのか、非常に興味のあるところでございます。

いずれにしましても、この新しい施設が進まん限り、なかなか今現状のところも解決ができない、このようなことでございますので、この新ごみ処理施設の進みぐあいはどのような状態か、この9月議会でいい回答が得られるのかな、ちょっと期待もしております。現状の進みぐあいはどうでしょうか。いろいろございます。予定地の状況もあるでしょう。処理方法の方式の研究の進みぐあいもあるでしょう。この辺も含めまして現状の進みぐあいはどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

その次、広陵町内でもたくさんごみが出るんですが、この広陵町内、今だんだんだんだん

と自分の行政区域内での発生したごみは自分の行政区域内で処理しなくてはいけない、このような流れでございます。基本的にもそういう考えですが、広陵町の場合、業者さんの、まあ一般廃棄物ですが、これも今までよそに持って行ってたところもあるんですが、これも広陵町内で発生してきたこの業者分関係も町内で処理をしなくてはいけない、またそのような体制もとらなくてはいけない、このような時期になってきたところでございます。

この業者分の一廃の受け入れの体制なんですが、これはどのように進んでいるのか、いろいろ許可の方法もあるでしょう、どういうふうに認可するのか、許可するのか、その辺も対応もあると思います。基準もあると思います。いずれにしても、自分とこの行政内で発生したごみはすべて自分とこの行政内で処理しなさい、このような方向になってきております。この辺新しい体制になるんですが、この辺の基準なり、認可なり、許可なり、これはどう考えて処理をしようとするのか、この辺についてもひとつお聞きしたい。

以上、今回は大きなポイント3つにまとめまして質問いたします。

議 長 ごくろうさま。

ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 坂口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

保険関係利用者負担額軽減者の支払い方法の改善をということでございます。

坂口議員は介護保険事業者として、また経営に、そして福祉ボランティア活動にご活躍をいただいているところでございまして、貴重な住民側に立った簡素合理化提案をいただいたところでございます。

答弁を申し上げます。

介護保険法による指定介護支援事業所及び介護支援専門員の方々には、介護保険サービス利用者へのサービス提供のため何かとご配慮をいただき、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと存じます。

介護を必要としないことにこしたことはございませんが、介護サービスを必要とされる方々には、個々の状況に合ったサービスの提供をお願いするところでございます。また、ただいまご質問をいただきました介護保険法施行後のホームヘルプサービスの利用者であって所得税非課税世帯者に対する利用者負担軽減措置事業につきましては、要綱に指定居宅介護支援事業所との受領委任契約による現物給付と、一たん支払った後、請求により利用者に償還給付する減免方法を規定し、現在26人の方を対象に償還給付による方法で減免を実施しております。

お申し出の軽減方法改善につきましては、早い機会に指定居宅介護支援事業所と調整し、契約の上、受領委任による現物給付による減免に統一していきたいと考えております。

次に、2番目でございますが、町職員の採用計画の方向性と今後の対応についてでございます。

行政需要の増大とともに職員の資質向上が求められる中で、効率的な事務事業の実施、臨時職員の雇用、職員の配置転換とともに時代の要請に応じた人員配置に努めております。また、職員においては地方公共団体の経営理念、これは最小の経費で最大の効果を上げることです。経営理念を再認識して頑張ってくれています。今後は厳しい財政状況、民間企業の経営存続の努力も考慮しながら、きめ細かな行政を展開するため必要な職員の確保を図ってまいります。

平成15年度採用については、一般職、専門職及び臨時職等を含めて検討しているところです。

次に、保育園、幼稚園の期限付職員の採用は考えておりません。今後は保育園、幼稚園の人事交流及び臨時保育士、教諭を含めて人材確保に努めてまいります。

3番目の新ごみ処理施設の進捗状況はどうかということでございます。

予定地の状況でございますが、古寺大字には本年5月18日に全区民を対象に区民集会を開催させていただきました。6月1日には予定地の土地所有者の方々に対し新ごみ処理施設についての説明とお願いをしたところでございます。

古寺大字におかれましては、区民の皆さんの意見を集約するための区独自の区民集会を6月29日、7月20日、7月27日と3回にわたり開催していただき、区としての条件を町に示し、その状況により最終的に結論を出すということになっております。8月には区民集会の状況を踏まえ、区役員さんと町が区の要望や条件などについて細部まで踏み込んだ話し合いをさせていただいているというのが現在の状況でございます。

また、周辺大字に対しましても、古寺大字の状況や今後の進め方等について逐一ご説明を申し上げお願いをしているという状況でございます。

次に、処理方法の研究につきましては、町が古寺大字にお願いしておりますRDF方式について、古寺大字はより一歩進めたRDFプラス炭化方式が望ましいと意見が集約されつつある状況ですが、ごみ処理方式の技術は日進月歩いたしておりますので、町におきましては今後の技術の動向をよく研究しながら処理方式選定委員会など、しかるべき方法を講じながら処理方式の決定をしてまいりたいと考えております。議員の皆さんには今後も引き続きご

理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、業者分の一般廃棄物の受け入れ体制は、また許可の基準などはどう考えるのかというご質問でございます。

許可基準は収集運搬の業務を適正に行う設備を有していること、本町に住所または営業所があること、法人の場合は事業所または営業所が本町の住所に登録されていることが条件になっております。また、許可業者が町内の事業所と明確な収集運搬のための契約をしているかどうかの確認の上、許可することになっております。

ごみの受け入れ体制は展開検査を行い、他市町のごみ、処理できないごみの混入の有無を確認するとともに分別の徹底等を図ってまいりたいと考え、体制を整えております。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 早速この1番の介護保険関係の利用者の支払い方法、これについては町長は全く利用者、町民の立場に立った英断をただいま発表していただきまして、これについては早急に改善したいというような力強い言葉を受けたところでございます。

やはりこれ、利用者の方々ちゅうのはいろんなやっぱり思いを持ってまして、やはりこういういいサービスを利用して、またその非常に細かいことですが、手間も一度で済めば非常に便利だと、なかなか家を出て役場へ行くのもなかなかしんどいと、足も痛くなると、これもなかなか行けないと、何とかならないか、このような声を私は聞きまして、早速町長に届けたところ、本日このようにいい回答が得られたということで、私も満足しております。

やはり日々の行政ちゅうのは町民の立場に立った考えで考えていこうと、これが一番のベストでないか、このように考えているものでございますので、1番の回答はこれでよしということで、これで結構でございます。早急にその利用者の手間を省くようなことに対策をとってください。

さて、1番はこれで終わりでございます。

2番目、やはり職員ちゅうのは定期的に、不景気なときもしんどいときも、また景気のええときもでございます。しかし行政ちゅうのは民間の企業へ行ったらすぐわかるんですが、景気のええときはどっと採って、不景気になったらびやっとリストラしちゃうとなると、これが非常に中の仕事の流れが途切れたり、人がどっかへ行ったらわからなくなったりと、非常に難しい問題がございます。その辺は定期的なトータルを考えながらまた検討していきたい、このようなことを伺いました。

あとこの職員の採用計画、定期的にそういうような計画を考えるということなんですが、あと大きな問題点は、市町村の合併を見ながらどういうふうを考えていくか、その辺もちょっとどういうような考えをとられてんかなあということをお聞きしたいと思います。

なかなか市町村の合併ちゅうとすぐリストラやちゅう、こういう頭があるんですが、そうではないんですよ。市町村の合併で無理な、むだな作業、むだな、二重に、二重や三重にしているところはないのか、そういうようなのはどんどん外していく、そして余った力を住民サービスに向けていく、このようなことが市町村合併の基本的な考えなんです。すぐそうすりゃ人が減らしてええとかいう短絡的な考えになるんですが、そうじゃないんです。余ったその戦力を住民サービスにさらにつけ加えていけば、少ない効率で小さな政府ですね、少ないお金で大きな効果が得られるやないか、このようなことでありますので、この採用法、今ちょっと総合的に検討ということですが、その後、私ちょっと市町村合併をにらみながらも、その辺はどういうふうになるのかなあというので、ちょっとこれ。まあこれからもどんどんそういう方向に進むと思いますが、その辺についてはどういう考えをお持ちなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2番目のところでまず第1回目の質問、お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 坂口議員のご指摘にございます定期的に採用という面でございますが、過去においての採用の中で一部ひずみが来てるということも現実でございます。というのは、公団の入居が熟成してくる時期にたくさんの人員を採ったということで、その後の採用にやはりちょっと影響が出てきたなという感じはございます。年齢に開きがあったという過去のことも一応反省材料に、やはり定期的な人員確保というものを目指していきたいと。先ほど町長がお答えいたしましたように、総合的に考えていきたいということも十分認識しております。

それから、市町村合併についての採用ということですが、これは具体的に、やはり合併する相手が決定した中で、やはり採用計画というのも当然変わってくるというふうに認識しておりますので、おっしゃるとおりむだな採用は考えておりませんし、無理な採用も確保を考えてないという状況で、その時点において新しく採用計画を立てたいというふうに考えております。

議 長 町長！

町 長 今総務部長がお答えしたとおりなんですが、私としての考え方を申し上げたいと思います。

坂口議員は定期的に採用せよというようなお申しつけでございますが、私はこれから職員が何でも住民の生活支援をする、これが職員であるということではないと思います。何でも役所の職員ができる時代でなくして、これからは外部委託できるものはやっぱり専門家にお任せをする、アウトソーシングの時代でございます。1人採用いたしますと、その人に与える給与は生涯給与は3億2,000万円から3億5,000万円かかると言われております。これだけ大きなことを今何人入れたらいいと、そういうときではないわけです。そういう時代でございます。

きょう新聞に載ってございました。新庄、當麻両町で合併で住民のアンケートをとられたんです。住民の一番大きな声は、合併のメリットは何かと言われたときは、職員を削減せよと、経費節減で行くと、こんなことを言われてるんですね。私の町も同じだと思います。何が合併して何かというたら職員を減らすことやと。今ふやせとおっしゃってるんですけども、この減らすことが50.4%が合併のメリットあると、次は財政基盤強化されるというのが21%です。そのほとんど役所に対して何かというと、人数が多いと言ってるんですね。こうしたことに対して私どもはやっぱりこたえなければいけないと思います。行政需要の増大はわかるんですが、職員をふやせば済むという、そういう時代ではないということをご理解をいただきたいのでございます。

それから、合併で合併がためにふやしていこうという考えは、部長が答えましたようにありません。先行的採用はしません。しかし合併に向かって私どもの職員が新しい組織で対応できるかどうか、これが大事でございまして、対応できる職員を養成をさせていただこうと、新組織にまさる、新組織をリードする、その職員になっていただくために、現在の若手職員をしっかりと勉強していただく、これが第一だと思って、今その方に取り組んでいるところでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 2番目のことでございます。私の考えは、これは若手を採用しまして、もうある程度お年を召した方はもう何十年とやられてるんですから、そろそろご引退をお願いすると、こういうことで入れかえをなさいと、新しい血を入れなさいと、こういうことの主張でございまして、やはり給料のお高い人は勇退をすると、このぐらい、議員も半減すると、このぐらいの自分で、きょうも御所市は15人に減らすとか、そのぐらいの覚悟を持って、この住民サービスの、住民側の目から見ると多いと、これ上の人間が多いと、だから普通は少なくして、その中の優秀な職員に高い給料を与える。議員も半分にして優秀な議員に高い給料

を与える、こういうふうな、これがこれからの小さな政府と言うんですけどね、小さな政府と小さなガバメントと言うんですが、これからこれでないと、もう行政肥大型の日本、あるいはいわゆる公共事業型のこれからの政策、これはもうできないということが今日の資本主義社会で、もうどこの西欧を問わず、このアメリカもそうですよ、もうどこもそういうふうになってきたんです。そのため欧米、西洋、アメリカはどうなってるか。これは行政でできるようなことは民間でもできるのに行政はするな、これがいわゆるもうNPOとか、NGOにどんどん仕事をやらせなさいという流れにはっきりと変わってきております。小さな政府、大きな民間団体、こういう形なんですね。これはもう行政、アメリカの行政法見てもわかりますから、もうそういうのをすべて流れがもうはっきり出ました。

ということで、環境保護にしる何にしる、すべてがもうNGOの団体が、政府の職員も出るんですよ、それは2割ぐらいなんですわ。あとはそういう大きないろんなNGOの団体、いわゆる民間団体がすべて会議に出てくる。日本はこないだちょっと鈴木さんがトラブルあったと、こういうことなんですけど、もう流れはできてしまっております。

もう本町もそういうような形で若い職員をこれは積極的に若い人を入れて、新しい活気を出した本町の体制としていただきたいという願いも加えまして、2番目の質問はこれで了解ということで、私は決して肥大した組織をつくれと言うてるのではございませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

3番目でございます。今一番大事なのは地元の方と細部にわたっていろいろ話し合う、この姿勢です。これが前ちょっとお聞きしました。8月も区民集会あって、そのようなことで漏れなく現状は進んでいるということかなあと考えております。いずれにしましても、これは非常にごみ処理施設の場合は地元の住民の方の賛同を得なくては、これどないしようもないというものが現実でございます。

また、いろんな要望なり、また地元ちゅうても近くには大字南の青木議員という代表の方もおられますので、その辺のまた議員さんのご意見なりも互いに十分に拝聴して、地元のご意見ということですね。私は地元がやはりこういうようなことでしたらどうかという、その案を最大限支援したいと思いますので、その辺は漏れなくこの地元住民の話を忌憚のないところを話して進めていただきたい。このようなご要望をつけ加えまして、これは現状の報告ということでお伺いしておきます。

あと心配なのは、その2番の業者分の一廃ですけど、これよその市町村、皆何かほっとしたら、例えば広陵町の処理費何ぼ取るかわかりませんが、例えば業者から取る場合、例え

ば広陵町が安いとなったらよその市町村のごみを集めて持ってきはるとか、こういうごみが境界を越えて、そら業者のことですからあるんかないんか、現実的にはそういう問題も出てくると思います。ちょっと考えなあかんなあと考えてます。例えば広陵町やったら安い処理ですよと、隣やったらこの業者の一廃分の料金高いよとかいうたら、ほな安いとこ目がけてごみちゅうのは流れてくる。これはテレビでもよう出てましたけど、そういう辺もちょっと心配しておりますので、この他町、いわゆる広陵町以外のごみの侵入をどういうふうにして防ぐかという、この問題について、まあいろいろ検査体制、チェック体制が要ると思います、あると思います。そんな違反業者はすぐ取り消すとか、いろんな方法もあるとは思いますが。その辺についてちょっと心配点はそれ、他の市町村から聞いとるんですが、その辺のちょっと今言う広陵町以外の防止策、入ってくるごみの防止策、この辺についてはどの辺、どういふふうな対応策を業者に対する監視とか、その辺どういふようなことを考えてるか、ちょっとお願いしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 10月1日から許可業者の収集されたごみを広陵町清掃センターで受け入れるということで、今準備を進めております。許可業者のいわゆる申請を受け付けいたしまして、今審査中でございます。

もちろん広陵町内の事業所から発生した一般廃棄物のみを広陵町の清掃センターで処理するということを原則といたしております。もちろんこれをよその市町のごみを受け入れるということのないように検査体制を厳しいものにしていきたいということで、既にシルバー人材センターにもお願いをいたしまして、検査員の陣容も整えておりまして、10月からその検査を、いわゆる業者が持ち込みましたら、一たんプラットホームにすべて展開検査をさせていただく。その中に他町のごみが入っていないか、あるいは広陵町の清掃センターで処理できないごみがあるかないか、そういったところの検査を徹底していきたいということで考えております。

それから、処理料金につきましては、前回の3月議会に条例の改正をお願いをいたしまして、今まで500キロまでがキロ6円でありましたのを300キロまでキロ10円、300キロを超えました分につきましてはキロ15円ということで、これも10月からの実施ということで条例の改正を既にお願いをして施行を待っているという状態でございます。

近隣の市町は、平均いたしましてキロ10円というところが多いようございまして、広陵町が若干高めということになっております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 いずれにしましても、このごみ、検査体制をしっかりとすることがポイントとなると思いますので、その辺はひとつよろしく配慮を願って、業務に邁進していただきたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終了いたします。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

長野県におきましては、田中康夫知事が県議会で不信任をされ、そして失職し、そしてまた再出馬の選挙では政党にとらわれずして圧勝されました。地理的には遠いところの出来事であると思いますが、既に身近にこのような現象が育ちつつあると私は感じております。

一番民意に敏感でなければいけない地方議員の一人として、長野県議会を他山の石として行動していこうと決心をしております。まだ現在は少数ではあるが、改革は地方からと、先進的な行政に取り組む知事、市町村長も数多く出てきております。その町、その地域を一番熟知している者がその住民と協調して、合併問題も含めて身の丈に準じた行政、そして改革が必要であると思います。全国的にもそのような現象が発生し育ちつつあると思います。

本町においても、各施策そして各事業、特に新ごみ処理施設においてはでき得る限りの資料及び情報を住民に提供し、ともに知恵を出し合い協調、そして協力してこの大事業を達成していくのが当然だと思います。町長の行政ビジョンである「元気でやさしいまちづくり」、そして「人にやさしい、人がやさしい」につながっていくと思うが、どうでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

その前に、質問が前坂口議員との重複して二番せんじになるのを心配しておりましたが、坂口議員の温かいご配慮で譲っていただきましたことをお礼を申し上げます。

それでは、新ごみ施設の処理方式についてであります。

私自身はごみ問題特別委員会の委員でございますので、多々そのことについては説明を聞いておりますが、建設予定地がどこであろうと、建設予定地がどこであろうと関係なく、町自身が建設をする施設であるから、すべての面において町当局が現時点で自信の持てる安全な施設をお願いするのが至極当然なことであります。

特に処理方法についてはマスメディア等の頻繁なる報道において住民の関心度も上がっており、私もよく質問を受けます。そしておのおのの処理方法についてはよく研究されている

住民も、我々が認識する以上に多くおられるようでございます。それゆえ、たまたま正確でない方式についての情報、そしてまたうわさ等が氾濫をして住民を混乱させれば、新施設建設に思わぬ障害になるように思います。そうなれば大変残念でございます。それゆえ、あえて聞きたいと思います。

第1に、本町は平成17年6月30日の操業停止期限を遵守するとの厳しい条件下において、現在実現性のある環境面は当然、より安全な施設で建設費、ランニングコストが低く堅牢であるのは当然ですが、将来解体するときの経費の面も考慮をして、既に考慮をした上で既に調査研究もしていると思いますが、総合的な見地で現在考えられる最善の方式であれば、建設地はもとより周辺住民のご理解ある協力が得られると思います。そのためにも本町が選択し、でき得る方式を示し、各方式ごとに説明をお願いいたします。

特に技術開発、革新が日進月歩の分野でもあります。先ほど町長が言われたように、そう思います。私自身は当初はRDFにこだわってまいりました。しかし多く研修をした結果、いろいろ勉強もした結果、今はもうひとつだめだなあということを思っております。国の施策、そしてまた世の中の状況も変化しているので、諸般の状況を踏まえて後世に悔いの残らない施設を建設するためにも、以前に示した方式にこだわることなく、より先進的な方式の選択をお願いしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま青木議員からご質問がございましたのでお答えを申し上げたいと思います。

新ごみ処理施設の処理方式について、現在実現性のある処理方式は、及び方式ごとの説明をとということで、青木議員はごみ特別委員のメンバーでもございまして、また候補地の周辺大字にお住まいをされ、平素からいろいろとご意見をいただいておりますことを感謝しています。

お答えを申し上げます。

処理方式についてであります。現在考えられる方式として、公害に対する安全性、維持管理の容易性、経済性、残渣処分の容易性等の内容から、RDF方式、RDFプラス炭化方式、熔融処理方式の3通りの方法が考えられます。

町といたしましては、今までに議会、委員会、そして地元大字等で説明いたしておりますように、RDF方式をお願いいたしております。循環型社会の構築を考えますとRDF方式が最も有効であるという観点から提案し、お願いしているものでございます。

RDF炭化方式は、RDF方式よりも若干建設費が高くなりますが、炭化物はごみ重量に

対し8分の1に減量するとともに、炭化物も幅広い利用が見込まれます。地元ではRDFを一步進めたRDFプラス炭化方式についてさらに研究をしてほしいとの意見が出ています。

次に、熔融方式については、ごみを高温で処理するものでありますが、建設費が若干割高で、24時間連続運転が必要なことからランニングコストでの課題はあります。しかし最近技術面の進歩もありますので、さらに研究を続けてもらいたいという意見もあります。

いずれにいたしましても、公害面の安全性は確立されているものであり、運営面の問題なども含め引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

今後ダイオキシンを初め騒音、振動、臭気、それに施設の景観や緑化等、地元の皆様に安心していただける内容の施設をつくるために先進施設の見学などもしていただき、広陵町にふさわしい施設となるよう最大の努力をしたいと決意しております。

施設の方式決定については、議会の皆さんにも十分協議をしながら処理方式選定委員会など組織願ひ、最終決定したいと考えています。

以上のとおりで回答といたします。終わります。

議 長 10番議員！

10番議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

私自身は、先ほども述べさせていただきましたとおり、当初からいわゆる一番今考えられる処理方法はということで当初からはRDFに非常に期待もし、非常にまた勉強もしてこだわった一人であります。ただ、いわゆる厚生省の判断とかいろいろな諸般の事情もあり、ましていろいろ研修させていただきました中、何か所か見せていただきました中、一番ネックとなる、いわゆるRDFのいわゆる受け皿、引き取りもとの非常に困難と、それと一番大事なことは、それ以上に大事なことはRDFが保温燃料、また補助燃料として非常に有効であったらよかったです。なかなかその意味では無理に使っていただいているような、余り歓迎されないような保温燃料、補助燃料であるようなことも徐々にわかってまいりましたので、これではRDFが錦の御旗のように思っておりました私であっても、これでは当該地、また周辺、当然莫大なお金をかけるわけですから、そのようなことはだめだなあということになったわけでございます。

そこで、今ちょっと町長の答弁にもございましたが、広陵町が補助金の問題とかいろいろな問題を含めて当然選択し得る、人口の規模からすべて含めてし得る問題、そしてまた合併問題の延長線上にある合併問題も考慮した上での、いわゆる幅の狭い中での条件下、そして一番の条件の厳しい平成17年6月30日という、これをやっぱり頭にたたき込んでクリア

していくという大変狭い条件が、厳しく狭い条件のもとで町長自身も火中のクリを、まさに火中のクリを拾うつもりで出てこられたということがあるわけですので、そのようなことで、そして先ほども述べましたようにどこで、建設予定地はどこであろうが、一番大事なことはその場所はどこであろうが、安全で、いわゆる堅牢な一番の今の時点で考えられる最高の施設、方式を当然選択していくのが当たり前のことで、先ほども言ったことであるわけですので。

そこで、今一応答弁の中ではRDF炭化の方向で当該地の古寺の皆様にも説明をしていると、そしていろいろその方向でもいろいろご意見をちょうだいしていると、しかしまだ日進月歩の技術革新のこともあり、決定はしてないということをお聞きしたわけですので。

そこで、先ほどマスコミでも取り上げてたというのが、この読売新聞の8月30日の日付の記事で、新焼却施設は格安とかいう形で桜井市のいわゆるガス化溶融炉施設が新聞に載ってたわけです。これを見られたいろいろ読者の人たち、また私の知り合いから電話もいただき、また家へも来ていただいて、話題の中でいろいろ議論も、また尋ねられたこともあるわけですので。ただ、これが最高の施設かどうか知りません。しかし身近にこのような現実が、また「ごみビジネスの加熱の結果」とは書いてますが、これは記事として読んでもらわんならんから書いてるわけですので、これはこれとして真摯に一つの受け取り方をして、やっぱりこのビジネスをまた使っていくのも当然ですから、町長もそういう考えを持っておられると思いますので、いわゆるそれが安物買いの大変なことになるのであれば、これはだめです。しかしこのように表立ってなっている、また責任を持った形で出されている、また採用もされていると思いますので、この身近にこのような例があるわけですから、ガス化溶融炉の、いわゆる非常に100%完成されたシステムであるとはこれはわかりませんが、今現在全国的にも大体周辺の流れというのは、処理方式の流れが多分こっちのガス化溶融炉の方へ行くんじゃないかなあというようにも、環境庁の方でもそのような形も持っておられるということも、ここでちょっと書いてますが、そういうようなことも踏まえまして、こういうシステムがふえるんじゃないかということも載っております。

そういうことも含めまして、方式については、先ほど坂口議員の答弁にもありましたように、いわゆる方式選定、処理方式選定、決定には決定委員会を設けて、もうひとつ練っていききたいということも聞いております、答弁にありましたので、そのことも含めて、まあ最初に示したものに余りとらわれることなく、これはもうでき上がってしめて、周辺からすべて見て、結果が必ずわかるわけですから、いいもんであったか、いやあもうちょっとそのとき

にという、いわゆる建築費の問題、いろんなことのランニングコストの問題、そのことも含めて多少高くつく場合もあるかも知れませんが、この桜井市みたいなこんな運のええことは何回もないかも知れませんが、しかしそのようなこともあったということ、現実を踏まえて、いわゆる安価で、いわゆるいいもんが、また将来に一番適応されたものであれば、最適なものであれば、また認知されるものであればいいんじゃないかなあと、こう思うわけですので、方式については当該地のいろんな人たちとも練られると思います。

ただ、先ほども質問にさしていただきましたように非常に勉強されている、町の身近にそういう施設が来るから他人事でそうかというわけじゃなしに一生懸命に心配もし、また研究もされているのは当然だと、こう思うわけでございますので、そのことも踏まえまして、担当の方から、いわゆる方式の中でまだまだこれから大いにどのようなまたいいもんが出てくるかわかりません。ただ1点、平成17年6月30日という枠の中ですので、いろいろ制約もあると思いますので、また当該地の住民の皆様、また周辺の皆様にもご理解を賜らないかンわけですが、しかし方式に関しましては、一番情報なり、一番資料のとれるのが役所でございますので、またそやなかったらおかしいはずであるわけです。また、私たち議会といたしましても、そこに委員長もおりますが、やっぱりごみ問題の特別委員会としても、今後この処理方法について、また当該地のことについても議会の立場で、また議論も当然委員長さんにもお願いして、吉岡委員長にもお願いしてやっていかなければならないなあと、こう思うわけでございますので、担当者で結構ですから、ちょっと技術的なことで2回目の答弁をお願いしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 ごみ処理方式につきましては、地元当初からRDF方式を提案させていただいてお願いをしてまいりました。広陵町のごみ処理基本計画の中にもごみ固形燃料化方式をもって進めるということになってございまして、循環型社会の構築からいきますと、広陵町のごみ量からいたしましてエネルギー循環の観点からRDF方式が理想の方式であるというふうな今でも考えは変わっておりません。

ただ、議員ご指摘のように、でき上がりましたRDFの利用先が確保されない限りは、この施設は建設をできないということは、この前も議会で繰り返し申し上げてきたと思います。そのような中で、RDFに炭化炉を一つ加えると、炭化物を8分の1に減量される、それと循環型社会の理念にも合致するということがございますので、この方式も含めて現在研究を進めているというのが現状でございます。

また、桜井市の方では過日溶融炉が稼働したということで新聞報道がなされました。以前から溶融方式につきましても研究は進めております。ただ、広陵町のごみ量で溶融炉の機能が維持できるのかどうかといった点が非常にネックになってございます。最近では小規模の溶融炉もできつつあるということで全国の例も出てまいっておりますが、まだ運転していないところ、あるいは稼働しても間もないところも多ございますので、その辺の状況も研究していきたいというふうには思っております。

最終的には広陵町の方が責任を持って方式を決めるということが基本でございますので、また議員の皆様方ともご相談申し上げながら最終決定をしたいというふうを考えております。以上でございます。

議 長 処理方式の選定委員会を聞いてたん違うか、メンバーどういう。

環境部長 処理方式の選定委員会は町長も答弁で申し上げましたように、立ち上げた上でいろいろな角度からご意見をちょうだいして機種決定の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今ご答弁にありましたように循環型社会、これは当然そうであるわけで、私は基本的にごみというのは全部100%処理してなくなれば最高だと私は思っているわけで、何も循環型が目標であるということは僕は思ってませんが、いわゆるゼロになればいいわけですが、それはなりませんわ。そやから、その中で一番いわゆる少なくなる、残りが少なくなる、処理あとが少なくなる方法もこれまた多少高くつくか知りませんが、それも一つの大きな意義のあるものだと思うわけでございます。

先ほど部長がおっしゃるように、当然RDFの引き取り手がなければ事業認可、いわゆる補助金の問題がない、これは当たり前のことでございます。ただ、そのときに約束でけたとしても、これはそのときは受けるということがあるかもわかりません。しかし近い将来、未来永劫にそれが続くとか、その条件が保たれるとかいうことも、これまたどうなるかわかんこの世の中でございますので、それは建設時の約束ではどうか知りませんが、そのことも当然、そんなん知らなかったちゅうわけにもなりません、そのことは当然計算に入れた中で考えていく。そやから私が先ほど申し上げましたように、そのRDFの炭化という、もし炭化でやられるなら、炭化のそのものが、いわゆる炭化物が後に使える、いわゆる循環型社会に貢献のでける有効なものであれば、これは最高と思うわけです。しかしいろいろそう

でもないとか、土壌改良の云々のときも出てましたけど、そのこともあるわけですから、余り先走ってのとらえ方はどうかなあと、こう思うわけでございます。そやから、今はまだ何もないわけですから、当然フリーハンドで、フリーハンドで大いにシミュレーションも駆使してやっていくということが一番大事だと、こう思うわけです。そしてまた、今おっしゃるように処理方法の決定委員会ということ、これどのような内容で委員会を持たれるのか知りませんが、一番大事なことは時間がありません、余り。そやから何もせきまくることはないと思います。それも含めて、限りある期限内での考え方、ただ期限遵守100%できない場合もあります。これはもう当然いろんな諸般の事情の絡みも出てきますから、これは当然で、何もそれがために粗雑な分になるとか、急を要してやったからしやあなかったということは考えられないわけでございますので、考えていかんわけでございますので、いろんな事情で遅くなる場合も出るかもわかりません。それはそのときにベターな方法をまた模索をしていくと、現実には現実として対処をしていくというのが当然だと思うわけですので、その辺のことを再度ご答弁をお願いをしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 新清掃施設は莫大な経費を投じる施設でございます。一たんつくりますと、それを簡単に変更できないということも我々重々承知をいたしておりますので、機種決定に当たりましては慎重を期してまいりたいということには変わりございません。今議員ご指摘の点も十分踏まえて、処理方式検討委員会等でも議論をいただくと、メンバー等はまだ想定はいたしておりませんが、専門家等も加えてやっていきたいと思っております。17年6月の期限は非常に厳しいというところでございますが、性急に期限だけを視野に入れて失敗をしないように、慎重にやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

5番議員 では、一般質問をいたします。

まず第1番目に、障害者支援費制度についてでございます。

来年の4月から障害者福祉の仕組みが大きく変わってまいります。行政の責任でサービスを提供してきた措置制度から、障害者本人が事業者と契約を結ぶという支援費制度へと大転換をするものです。皆さんのお手元の方に図式で支援費制度の大まかな流れを書いたこのような資料をお配りをさせていただいておりますので、参照していただいたらわかりやすいのではないかと思います。支援費制度は、保育所における原則措置制度の廃止、あるいは高齢

者における措置制度廃止、介護保険制度導入に続きます制度改革の一環として進められてきたものでございます。しかし、今回の支援費制度は、介護保険の流れを踏まえながらも、保険制度は取り入れていません。具体的には、障害者が町に支援費の支給を申請し、町が支給額を決定し、利用者が指定業者や施設とサービス提供の契約をするものでございます。これにより、障害者福祉の公的責任が大きくなり後退し、さまざまな問題を含んでいるわけでございます。さらに、10月からサービスの申請受け付けが始められる予定になっているにもかかわらず、国の方ではサービスごとの支援費は幾らになるのか、障害者の支払う利用負担がどうなるのかという制度の根幹となる国の基準をいまだに自治体に示しておりません。障害者家族に大きな不安が広がっているわけでございます。

このような障害者支援費制度でございますが、この障害者支援費制度について、今の段階で利用者負担はどうなるとお考えいただいているのか。また、障害者等に対して説明会の開催の予定はどのようにされておられるのか、まずお聞きをしておきたいと思っております。

2番目に、ボランティアについてでございます。

広陵町ではたくさんのボランティアの方々が活躍されております。行政にはなかなかできない部分を補うような、大切な働きをしていただいているわけでございますが、今、社協やまた図書館や教育委員会などで、ボランティアに対する方針がばらばらの対応の状況でございます。ボランティアの育成、援助について、今後どのような取り組みをしていただけるのか、位置づけはどのようにしていただけるのか、基本的な観点をお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目に、バス路線の問題です。

バス路線につきましては、過日全協の方でも奈良交通の資料を示していただいて、説明をいただきましたので、議員の皆さんは十分ご存じいただいていることだというふうに認識しているわけでございますが、公共交通機関として、バスが果たしている役割は大変重要で、なくてはならないものでございます。ところが、規制緩和の一環で道路運送法が改正され、バス事業者の路線の休止、廃止、あるいは事業参入の免許制なども自由にできるようになったわけでございます。同時に、補助金制度も見直しをされて、事業者に対する補助金がカットをされたり、一部ですけれども、事業者の経営にそのために大きなダメージを与えているのが実情でございます。奈良交通では、今回廃止予定が奈良県内で11路線、64.1キロメートルと、9自治体に影響を与える大規模なものでございます。広陵町では、高田百済線、高田法隆寺線、桜井百済線の3路線の廃止が計画をされております。廃止の原因は赤字です。

赤字であれば廃止となれば、広陵町内のバス路線はすべて赤字路線ということですから、広陵町からバスが消えてしまうことにもなりかねない、こんな切実な問題でございます。住民の皆さんも大変不安に思っておられます。

そういう中で、バス路線を守る会が結成されました。そして、8月の1カ月という短期間の中で、広陵町だけではありませんが、これだけのたくさんの2,104筆でございますが、さらにこれは1次分でありまして、現在も2次分の署名を集めているところでございますが、このような署名につきましては、私たちが一軒一軒、あるいは一人一人歩いてお願いをするようなことをしなくても、実にさまざまな方々が積極的に署名を集めていただいて、このようなたくさんの署名が集まったというのが実際でございます。これは、住民の皆さんの大きな不安が反映している証拠でございます。そして、この署名の中身、要望の中身は、65歳以上の高齢者のシルバーパスを発行してください、2つ目が、奈良交通にバス路線廃止計画の撤廃を要望してください、この2つに集約をされているわけでございます。

9月3日に今井光子県会議員は、バス路線を守る会の代表者、また私ども当議員団とで平岡町長に要望をさせていただきました。平岡町長は、補助金についても出すことは広陵町としては協力する意思はあるけれども、近隣他町が今補助金を出さと言わないので困っているというお答えをいただいたわけでございます。さらに、同じく9月3日、その足で今井県議らが河合町に出向きまして、町長と交渉いたしましたところ、河合町の町長は、広陵町がそういうことであれば再度広陵町と相談をすると、このような回答をいただいているところでございます。また、9月4日には、今井県議らが奈良交通と再交渉いたしました。そして、この中では10月からの便数の半減計画は今となってはちょっと難しいが、自治体の補助金があれば4月からの計画変更については柔軟に対応するというところで、奈良交通も広陵町と自治体の対応に大きな期待を寄せているのが実情でございます。

このようなバス路線について、経過はご存じいただいているわけですが、その後の存続に向けての奈良交通や近隣自治体との話し合いの経過はどうなっているのか、ご答弁をお願いをしたいと思います。

4番目に、合併についてでございます。

政府の強引な合併押しつけに、合併はしないことを表明する自治体もたくさんふえてきているところでございます。福島県の矢祭町は、合併しない宣言を出して大変有名になった町でございます。また、近隣でも滋賀県の竜王町では合併見送りが合意をされておりますし、広島県東城町では単独町政を議決をし、山口県の下松市では合併しない宣言を出しておりま

す。その後、続々と幾つかの自治体で合併をしない宣言を出しているところが一方ではふえてきているところがございますが、広陵町では、議会の方へは勉強会の中で少しの資料は出していただいているわけがございますが、その後、広陵町としてどのような経過をたどっていただいているのかは全くわからない状態でございます。近隣との話し合いなどはどうなっているのか、とりあえず今後の方針を今どのようにお持ちいただいているのか、その2点についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、30人学級についてでございますが、自治体の裁量が広がった中で、全国的に30人学級への動きが加速している状態でございます。30人学級が全国的に取り組まれている実情については、教育委員会の方も敏感に状況を把握していただいているというふうに思います。新潟県の小学校1、2年生、また秋田県の小学校1、2年生、埼玉県の県立高校、また愛知県の名古屋市、福井県、愛媛県、山形県、それから埼玉県の志木市など、県レベルあるいは市レベルで少人数学級への試みが採用され、また広がっているのが実情でございます。奈良県につきましても、郡山あるいは大淀町、斑鳩町の方で少人数学級の実施が実現されてきているのが実情でございます。

このような中で、広陵町議会は数年前に30人学級の意見書を可決し、教育長も繰り返し30人学級にするように機会をとらえて要望しているとご答弁を繰り返していただけてきました。実現への距離が近くなった今、一層の努力をお願いしたいと思っておりますが、30人学級実現に向けてどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員からご質問がございましたことについて、お答えを申し上げます。

障害者支援費制度について、利用者の負担はどうか、また説明会開催の予定はどうかというご質問でございます。

お答えは、支援費制度につきましては、障害者福祉サービスを対象に、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定、自己選択を基本としたものに改められ、平成15年4月から実施されることになっております。これは、制度の利用者が地域で暮らせるよう、生活に必要なサービスを自分で選び、みずからサービスの提供者を自由に選択できることを目指したものであることから、このための情報提供など、市町村に課せられた役割は非常に重要なものがあります。

ご質問にあります支援制度の利用者負担につきましては、近く厚生労働大臣から支援費基準が示されることになっております。また、説明会開催予定のお問い合わせでございますが、

既に啓発資料も整えており、利用団体の方々の意見も参考に決めていきたいと考えております。

ボランティアについてでございます。

広陵町でもたくさんのボランティアの方々が活躍されている、行政にはなかなかできない部分を補うような大切な働きをしていただいていると。ボランティアの育成、援助についての取り組みについてご質問をいただきました。

現在、ボランティアとしては登録されている12団体、161名以外にも、老人クラブの方々による清掃奉仕を初め、民生児童委員さんによる独居高齢者の安否確認を兼ねた給食の配食サービスなどのほか、各地域においても自発的、自主的な活動として、数多くの方たちがいろいろな形でのボランティア活動を行っておられ、お声かけ運動や子育て支援など、地域福祉の推進のため、貢献されているところであります。

町といたしましても、ボランティア活動を側面から援助するため、さわやかホール内に生涯学習とその派遣を含めた活動の拠点としてボランティア室を設置し、また障害者と健常者の交流促進を図るためのふれあい広場を設け、種々の情報提供等を行っております。また、ボランティア育成のためにボランティア教室などを適時開催し、ボランティアの育成並びに知識向上に努めております。

次、3番目のご質問でございますが、バス路線の存続をということでございます。

町議会も奈良交通に対しご努力を願いました。松野議員は先日、署名運動など、住民の声をお集めをくださりまして、ありがとうございます。答弁でございます。

奈良交通から、平成14年5月23日に、高田百済線と高田法隆寺線について、10月に運行回数を高田百済線は現行の1日4.5往復から3往復に、高田法隆寺線については、現行の1日6往復を3往復にした上、来年3月に全線廃止の協議がありました。奈良交通は、平成14年3月期に、乗り合いバス事業で約20億円の赤字となり、経営健全化に向けたバス路線等の見直しの中で、当該路線が廃止の対象となったようです。この内容は、6月5日の議会全員協議会で報告をさせていただきました。また、桜井百済線を運行しているエヌシーバスからも同様の連絡がありました。

町としては、存続に向け、関係市町村や県交通政策課と協議を重ねておりますが、積極的な存続要請の意向を示す市町村は少なく、厳しい状況であります。このことから、金銭的支援ではなく、広陵町民、近隣住民及び来町者への奈良交通、エヌシーバスの利用促進を図る方向で、数少ない存続意向のある市町村とも相談しながら、今後の方策を検討してまいりた

いと考えております。なお、両者に対しましては、8月22日付で存続要請を文書で行っています。

4番目でございます。合併でございます。

政府の強引な合併押しつけに、合併はしないことを表明する自治体もふえてきたとおっしゃっておられます。町は幾つかの選択肢を示しているが、近隣との話し合いなどはどうなっているのか、また、今後の方針はということでございます。お答えを申し上げます。

合併については、地方分権の推進がいよいよ実行の段階に入り、個々の市町村が自立することが求められており、少子・高齢化社会の到来とともに、サービスの内容が高度かつ多様になり、その水準を確保することが期待されております。極めて厳しい財政状況の中で、行財政基盤を強化し、人材育成、確保等の体制整備、行財政の効率化を図ることが重要だと考えており、市町村合併は避けて通れない最重要課題であると認識しております。

市町村合併はあくまでも自主的な判断と相手方の合意による合併が基本でありますので、近隣市町村の枠組みを参考に、行財政状況等の研究、検討を行っているところであります。また、広く住民の意見を聞き、ともに広陵町の将来について議論していただくため、50人会議の開催も予定しております。

今後は、議会とさらに綿密な協議をさせていただきますとともに、情報提供をしたいと考えています。

以後の質問、30人学級については、教育長が答弁をいたします。終わります。

議 長 教育長、お願いします。

教 育 長 松野議員の30人学級についてのご質問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり、これまで学級定数は公立学校の学級編制の標準に関する法律において40人と定められ、編成に当たっては、県教育委員会の認可事務とされておりました。しかし、地方分権一括法により、自治事務とされることになりましたが、このことは教職員給与の国庫負担金の算定基準と連動していることから、県との協議の中で同意を要する事項となっております。したがって、現状は県が定める基準による学級編制を遵守する考えでございます。なお、現在本町におきましては、県の定数基準に加え、各校に1名の少人数授業編制のための加配を受けておりますが、今後も加配増を要求してまいりたいと考えております。

また、30人学級編制につきましては、国の方針としては上限40人を変えないとの方針であります。今後も要望をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5 番議員 では、順を追って質問をさせていただきたいと思います。

まず、今ご答弁でも少し触れていただきましたけれども、支援費制度では市町村の責任と裁量が大変大きくなるわけでございます。介護保険では、サービスの量を決める認定審査会が医師等の専門家が決めて、その後専門家のケアマネジャーと相談してサービスの具体的な内容を計画するわけですが、この支援費制度では、ケアマネジメントの部分を省略して、市町村が支援費を決定することになるわけです。支援費の決定は、町職員の皆さんの判断によるところが大きくなってまいります。逆に言えば、町の努力で大変利用しやすい支援費制度の運用もできるということにもなるわけですが、このことを踏まえて、ご質問をさせていただきたいと思います。

まず1つは、運用にかかわる部分で言えば、この間、奈障連の方ですか、全県の市町村に対してアンケート調査が行われました。その中で、30自治体がアンケートをきっちり返していただいているわけですが、この近辺で北葛4町の中でアンケート返ってきていないの、残念ながら広陵町だったんです。この中では、やはり具体的な部分として、ぜひ考えていただきたいという部分があるわけですが、この広陵町の裁量が大きくなるという中で、まず1つは、決定に当たってのサービス調整会議等の設置をする予定、あるいは検討をいただいているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、利用者負担の考え方なんですけれども、国基準を準用するのか、単独の軽減措置を行うのか。また、それ以外等も含めまして、まだまだ検討中なのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

そして、国基準につきましては、先ほどご答弁いただいたように、また私の方も指摘しておりますように、国からの基準明確になっておりませんが、9月2日に日本共産党奈良県の議員団は、今井県議員を先頭にしまして、政府交渉をいたしました。その中で、この広陵町のご要望でもあります、大西部長も要望していただきましたが、基準を早く示せという点について、大いに奮闘していただきまして、その9月2日の政府交渉の中では、9月14日に全国担当者会議ですか、行われる中で、発表できるようにしたいという回答も引き出しているところですが、この分につきましては、現時点では資料が手元になくても、日程的な計画はある程度これでめどがついてきたと思うわけですが、説明会と申請受け付けはいつから始めるのか、日程的なスケジュールを再度お聞きをしたいと思います。

それから、障害者サービスの基盤整備がほとんど整っていないのが実情なんです。自由にサービスの選択ができるようになったのがメリットだというご答弁でございますが、そうい

う分はあるわけですが、しかし選択をするサービス機関がなければ、選択はできないわけ
です。この間、奈良県の方では十分な説明もしないで、奈良県内にありますそういう福祉施設
等に、とにかく認定の登録をしてくれという働きをしているそうでございます。何社認定さ
れたのかは把握してないわけでございますが、このサービス基盤について、不足している点
についてはどのようにご認識していただいているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどの基盤整備についてでございますが、先ほどのアンケートを踏まえて、
基盤整備についてお聞きをしておきたいと思えます。

1つは、市町村としてみずから指定業者となる予定はお持ちなのか、検討中なのか、しな
いとはっきりと答えを出しておられるのか、お答えいただきたいと思えます。

もう一つは、支援費制度に移行する事業にかかわる市町村の単独事業、障害児者やその家
族に対する徴収金の補助とか、交通費補助、通所とかのかかわる交通費補助等について、市
町村の単独事業の実施について予定をしていただいているのか、あるいはないのか、この
点についても大きくサービス基盤おくらしている中で大変助かる制度になりますので、どのよ
うに今ご検討いただいているのかお答えをいただきたいと思えます。以上、2回目の質問の
ご答弁をお願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 前後するかと思えますけれども、伺った範囲内での質問をお答えさせてい
た
きます。

まず、10月から受け付けが始まるというのは、これは国の方が示しているスケジュール
でございまして、今の段階では受け付け事務は11月にずれ込むおそれがあるという懸念を
抱いております。

それから、内容等につきまして、松野議員もよくご存じいただいておりますように、支援
費基準の内容もろもろにつきましては、厚生労働大臣がまず定めまして、これを下回らない
範囲で支援費の額なり個人負担なり、あるいは障害の程度なり、サービスの状況等を市町村
長が定めていくという基本路線が敷かれているものでございます。ただ、この基準の指針に
なる厚生労働大臣の指示が、今私たちが持っております情報では、10月12日に全国、県
の課長会議が開かれて、そこで示されるであろうという情報をつかんでおりますけれど、
その詳細の内容がまだ伝わってきておりませんので、以降質問をいただきましためどについ
てとか、あるいは市町村としてサービスの内容についてどのような内容のサービスを検討し
てくれているのか、支援費の支払いの基準はどの程度なのかと、あるいは障害者の基盤が整っ

ていない、これに関してどうするのかというようなご質問をいただきましたけれども、まず現在考えておりますところにつきましては、おっしゃっていただきましたように介護保険と異なり、ケアマネジメント制度がございませんので、市町村長が情報の媒体となっているいろいろな情報を提供してまいりたい、これが我々に課せられている大きな使命であろうというふうに現在のところは考えております。

それから、アンケートの件でございます。

アンケートの件として、アンケートの内容で、広陵町として回答が出ていないというご指摘を受けましたけれども、利用者の負担の内容とか、そのアンケートの内容等について、無責任な回答ができないという内容の中で、時期を失したというのが事実でございます。

それと、市町村としてみずから指定業者になる意思があるのか、検討中なのか、ならないのかというご質問でございますけれども、社会福祉協議会とも協議の上で、今検討を進めている段階でございます。終わります。（5番議員「基盤整備についての考え方、おこなっている実態、基盤整備がおこなっている実態認識してくれてると思うけど、それについてはどのような認識持っていただいているのかということ。」）それにつきましてもただいま申し上げましたように、基盤整備がおこなっていると。おこなっているという判断の基準の中で、まだ国の基準等がはっきりと出ておりませんので、その内容を見ないと、めどをつけ、どの時期にあるいはどういうふうな方法で、どのような支援策を展開していかなければならないのか、これすべて国の基準をもとに市町村長が決め、そして市町村がその支援を必要とされる方々に情報を提供していく内容にかかわってまいることでございますので、まず、その厚生労働大臣が示す基準というものを待っている状況でございます。それから、基盤整備等につきましても、近隣町との情報を交換しておりまして、どのような状況で情報媒体を持っていくか。それらにつきましては、各町の均衡を図ってまいりたいということで、現在進めております。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 今、国の方の基準が示されていないのでほとんど答えられないという内容の答弁でしたけれども、もちろん基準示されていないのは大変重大な問題でありますから、それが来なければ決められないこともあるんですけども、今私が質問させていただいたのは、町としての方向性の問題を質問させていただいたんですから、具体的に幾らにするのかとか、そういう具体的な話に突っ込んでの質問をさせていただいておりません。ですから、アンケートの中でもいろいろな回答が返ってきているわけです。決定に当たってのサービスの調整会

議の設置についてはすると明確に回答した自治体が3つです。それから、利用者負担の考え方として、国基準を準用するというのが19で、単独の軽減措置を行うというところが2つ、検討中が8自治体なんです。それから、市町村としての指定業者となる予定はどうかという分につきましては、なる予定だとはっきり答えているところが3自治体、それから検討中が6自治体、ならないと答えたところが19自治体です。また、支援費制度に移行する単独事業なんですけれども、これについてはまだ検討をしていないというところが大部分で、検討をしているというところは1自治体ということですが、ですから方向性の問題ですから、もう既にいろいろな角度から議論をさせていただいていると思うんです。そういう議論がなかったら、基準来てもやっぱり混乱するんじゃないかと思うんです。ですから、その方向性についてお聞きしているわけですから、今までに、検討中は検討中でそういう回答も当然ありますので、ひとつ検討中という部分もいただいた、無責任な回答はできないということでお答えいただきましたけれども、やはりそういう部分を明確にさせていただく中で、この支援費制度の問題点が明らかになってくるわけです。実際のところは、市町村が大変に困っているというのが実態なんです。それも、こういう実態調査の中で明らかになってきているところがございますので、再度その点についてお答えできることがあれば、お答えさせていただきたいと思います。

それから、この支援費制度で言いましたら、今後、老人保健福祉計画がこの介護保険の見直しの中で策定される予定になっております。そして、この支援費制度をにらんで障害者福祉計画も再度見直しをしていくということになっております。子供、家庭支援計画についてもつくることになっております。そういう3つの分野をトータルとして、地域保健福祉計画という計画が2004年度から実施ということで、1年おくれの計画策定が指示されているわけですが、この地域保健福祉計画についても影響してくる問題でございますが、総合的に今後はそういう方向性が大事だし、今後は総合福祉条例という方に発展していくと思うんですけれども、そのあたりのスケジュールあるいは認識はどのようにお考えていただいているのか、簡単にご答弁お願いいたします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 いろいろとおっしゃっていただいております内容の中で、基本的に申し上げられることは、現在、支援費制度に関しましてのいろいろな諸施策あるいは方向性等につきまして、広陵町が突出することなしにという基本を持っておりますので、各町との均衡を考慮しながら現在協議検討を進めていると。このために担当者課長会議等を再三開いているとい

うのが現実でございます。その内容をまず踏まえまして、その中から、これからの急いでやらなければならない面もでございます。来年の4月に向けてやらなければならないことが山積みされておりますけれども、それを少しでも早く解消して、その支援費制度を待っておられる方々のために役立てていきたいというのが現実でございますので、その程度の答弁で本日は控えさせていただければありがたいと思います。なお、老人障害福祉計画等々のことにつきましても、既に認識をし、それぞれ担当者の方で作業に着手しているというのが現実でございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

議 長 5番議員！

5番議員 ボランティアについては簡単にご質問をさせていただきます。

今、答弁の中でいろいろとボランティアの活動をご紹介いただいたわけですが、各担当が最初に言いましたようにばらばらでありますし、2つにまたがって活動を実際しているという、そのようなボランティアもありますので、やはり今後もっともっとたくさんの皆さんがボランティアに参加していただくことを、そういう流れでございますので、ボランティアの位置づけをもう少ししっかりとさせていただくのが大切かと思いますが、その点について、担当がまたがりますが、どなた答弁していただいたらいいのかわかりませんが、ご答弁お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、社会福祉協議会の観点の内容の中でのご答弁になるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

まず、ボランティアというものにつきまして、これはもう松野議員もボランティア活動いただいておりますので、十分ご存じいただいている基本ではないかと思いますが、別段構えて行動するのがボランティアじゃないんじやと。ボランティアというのは、自分の気持ちの中で、自分の範囲で、自分のできることを自分のできる時間で、自分のできる範囲でという内容で、自然に活動していただける、これが本当のボランティアじゃないかなというふうに私自身考えているものでございます。したがって、活動がどうか、あの団体は、この団体はというんじゃないしに、自然体の中で自分の気持ちの中にあるボランティアに対する考え方、その中から生まれてくる行動一つずつが、真のボランティア活動につながっていくのではないのかなというふうに考えているところでございます。そのために、その気持ちを皆さんに持っていただくためにボランティア教室なんかを開きまして、ボランティアというのはいかなるふうにして、例えば車いすを押すのがボランティアですよということなしに、ボラン

ティアというのはこういう気持ちの中から生まれてくること、あなたが楽しいですか、ボランティアしてる人が楽しいんですか、された人はどうですかという気持ちの問題じゃなしに、してる側の人、ボランティアをする側の人を楽しんで、そして活動していただける、これが本当の気持ちじゃないかということ、教育という言い方をすれば非常に失礼ではございますけれども、そういう活動をさしていただいているのが現状でございますので、ボランティアの先輩としてその辺はよろしくご理解をいただきたいと存じます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 教育委員会の方で重複したような形で生涯学習を推進していく中で、ボランティアの登録というような形で進めてきておったわけでございます。そうした中で、やはり教育委員会の場合は9分野の個人の方並びに団体の方が登録してもらっていたわけです。そうした中で、福祉協議会の方のボランティアと重複した団体、メンバーと、窓口が一元化されてないというような形で、今回いろいろご指摘とご質問あったと思うわけなんです。そうした中で、やはり統一した形で町はやっていかなければならない、またボランティア室もしくはボランティアセンターというの、核となる何を今後進めていかなければならない。そうした中で、やはり今福祉部長から申したとおり、やはり市町村職員が育成、援助等必要とは思いますが、やはりボランティアの方がみずからそれを運営していくというような方向が理想ではないかというふうな形で、今、教育委員会としても福祉協議会の方と協議した中で、今後全力を尽くして作業に調整して入っていきたいと、かように思っております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 その理念について別に議論しているわけではなくて、私が指摘しているのは、例えば、率直に言いますと、社協の中でも補助金にばらつきがあって、外に言うてくれるなというようなことまでおっしゃっておられるにもかかわらず、対応がいろいろあるわけですから、先ほど言いましたようにいろいろな分野であるわけですから、まだまだやっぱりボランティアについて統一的な対応というか、議論もしていかなきゃいけないんじゃないかということです。というのは、そういう気持ちをいかに受けとめて、いかに気持ちよく発揮していただけるか、力を発揮していただけるかということにつきましては、例えば、備品とかあるいは消耗品とかの費用も要るわけですから、それを要求する予算すらないわけです。ですから、そういう部分、あるいはそういう形態がさまざまですから、私はそんな懸念、幾ら出してるかという懸念は要らないと思うんです、人数もさまざまですから。ですけども、一応説明し

で納得していただけるような基準というものはお持ちいただかなきゃいけないということも思っておりますので、ですから、気持ちよくそういう気持ちを受けとめて活躍していただくために、予算も位置づけていただかなければならないということも指摘をしておきたいと思うんです。その点について簡単にお願いします。

議 長 意味わかりますか。健康福祉部長！（5番議員「簡単でいいです。」）

健康福祉部長 ただいまの内容で、例えば物の問題も出てまいりましたけれども、予算的なもの等につきましては、ご指示をいただいた内容ということで受けとめさせていただきたいということで、終わらせていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 では、バス路線の存続についてでございますが、これにつきましては、先ほどもたくさんのお名前をお示しさせていただいたわけなんですけれども、要望の中で、シルバーパスの発行ということも大変大きな期待の中で、たくさんのお名前が集まっているという実情がございます。このシルバーパスの発行は、例えば、近隣の王寺町におきましては、70歳以上の高齢者の方に王寺町内と三室病院行くまでのバスを自由に乗降できるという、そのようなシルバーパスで、大変好評を博しているわけです。そして、高齢者の皆さんがいつまでも元気に活躍をしていただける、そのような源の一つともなっているわけでございますが、これに対して王寺町が一定の3,500万円でしたか、負担を奈良交通にしているというところで、住民の皆さんにとっても大変喜んでいただけるし、また、奈良交通にとっても経営的に大変助かって、そしてバス路線の赤字廃止ということにはならないで、健全経営にもつながるということで、幾つかの観点から見ても大変効果的な方策ではないかと思うわけなんですけれども、このシルバーパスについて、広陵町独自のやり方が必要だとは思いますが、どのようにご検討いただいているのかお聞きをしておきたいと思えます。

そして、先ほどのお話の中で、奈良交通は補助対象路線、その広域バス路線補助金制度に乗るところの赤字分が4億円なんですけれども、そのうちの3億円を県が負担しているんです。本来は4億円負担しなければいけないのではないかというふうには認識しておりますが、しかし、この1億円分は奈良交通の自助努力ということになっていて、このバス路線廃止の一つの要因にもなっております。この1億円といたしましたら、奈良県内の幾つかの自治体が力を合わせていけば、一つの自治体に対してそれほど大きな額の負担にならないというふう思うわけなんですけれども、こういう点も踏まえて、再度早急に奈良交通に改めて要望をさせていただきたいと思えます。その点について、また先ほど紹介いたしました、河合町等とも

緊急に再度ご相談していただきたいと思いますが、具体的な形で再度のご答弁をお願いをしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 まず経過でございますが、5月23日に奈良交通あるいはエヌシーバスから路線の半減あるいは廃止という内容の申し入れがございました。そして、6月5日に議会全員協議会において内容の説明をさせていただきました。その後、7月8日に奈良県から広陵町の方にまずお見えになりまして、各市町村で路線廃止によりますその後の要望あるいは存続、それかまたは承諾できるかどうかという意見聴取に参られております。広陵町としては当然存続をご希望いたしております。ただ、奈良交通からの経営状況等を見て、難しい点はあるだろうというような話し合いの内容もあります。

それから、7月12日には奈良県と広陵町と河合町、いわゆる高田法隆寺線についてでございますが、安堵斑鳩についてはもう路線をやむなしという結果が出てると。ただ、河合町は池部駅まで継続して走らせていただきたいという希望がありますが、これについて奈良交通の方は、やっぱり転回場とかの問題も確保してくれというような条件がついてきております。それと、広陵町の場合は竹取公園までは何とかできるんじゃないかと、これは負担もなしでということの内容でございました。

その次に、議会から存続の要望を出していただきました。たしか7月18日だったと思います。これに対しまして、7月30日付で奈良交通から回答が来ております。この回答の中で、当初計画どおり本年10月に運行回数の見直しをさせていただいた上で、平成15年3月をもちまして路線廃止をさせていただきたく申し入れいたしますという、この奈良交通の取締役社長名で議会議長あてに回答が来てると。

その後、8月23日に奈良交通と広陵町が今度は話し合いをしております。その前日に要請書、これを奈良交通の方へ出させていただきました。同じく存続をお願いするということで、その後の話し合いの結果におきましては、奈良交通の方から一応廃止という言葉で申し上げておるが、実は休止だということで、いわゆる廃止しますと、今度認可をもらうのにかなり手間取るということで、廃止という言葉で受けとめてるというような、希望的なこういう言葉が返ってきたわけなんです。私どもとしては、その希望的な言葉をそれだけで甘んじてるわけにはいきませんので、これに対して、先ほど申しましたように竹取公園内でバスの回転場を設ければここまでは、新家からそんだけ分延ばすことについては可能かということに対しましては、これは検討させていただくというような内容でございました。ただ、き

よう9月11日付で、同じく奈良交通から回答が来ております。この回答に……。 (5番議員「9月何日付。」) 9月11日付です。(5番議員「はい。」)きのうです。これにつきましては、貴町を運行しております当該2路線につきましては、利用実態をかんがみまして、今後輸送人員の大幅な回復による収支改善も見込めないことから、貴町からの運行補助金の交付がない限りと、いわゆる赤字補てんがない限り、当初計画どおり10月に回数の見直しをさせていただいた上で、3月をもちまして路線廃止をお願いするというような答弁でございます。この背景には、いわゆる一酸化炭素濃度規制法によりますバスの改造が奈良県にまで及んでくる懸念がございます。これは国際的な申し合わせ、条約でございますので、これを日本も守らないかんという立場上、やはり奈良交通の規制がかかってくるとなりますと、バスの買いかえで、約50%、半数以上のバスを買いかえるという莫大な経費がかかるという見込みがありますので、その辺での奈良交通の決断というふうに我々は解釈しておるわけです。なお、この回答どおり、はいわかりましたではございませんが、町としてはなお続いて、やはり河合町とも連携を取りながら、存続の申し入れをしていきたいと、かように考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 いろいろ説明いただきましたが、9月11日に2路線については改善が見込めない限り、要するに赤字補てんがない限りはだめだという説明ですけれども、これは先ほど紹介しましたように、今井光子県会議員らがたくさんの署名のことを伝えながら交渉した結果、やはりその自治体の方への期待をつないだ回答だというふうに思います。それで、先ほど言いましたように、もろにこれだけということになりますとなかなか皆さんに、あんな少ない人数に何でこндаけお金補てんしなきゃいけないのかということにもなりかねませんけれども、シルバーパスを提案させていただきましたのは、すべての住民の皆さんが利益を受けていただけるということを前提にして、多くの皆さんに理解、納得をしていただける、そうして奈良交通にもプラスになるということの提案でございますので、このような方向も含めて再度検討をしていただき、また、河合町の方も柔軟な姿勢に変化してきているわけですから、ぜひ熱意を持って河合町とも話し合いをしていっていただきたいと思います。一言だけでご答弁をお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 当初、この回答は今井光子議員のお力によって変わったという内容では、私は決して受けとめておりません。この回答の内容は、当初奈良交通が申し上げたとおりの回答を

してきているというふうに考えております。

それから、バスの利用につきましては、まず貸し切りバス等、町におきましてもかなり各種団体あるいは学校等利用いたしますので、この辺の利用促進も図っていききたいというふうに考えております。それを使ってるから奈良交通存続せえということではございませんが、やはり協力体制をとるということは金銭的な面だけではなく、やはりそういう利用者面の増進を図るということで考えていききたいと思えます。

議 長 5番議員！

5番議員 時間がありませんので、合併については大部分省略いたしまして、1点お聞きしておきたいと思えます。

この間、山田議長を先頭に委員長会、あるいはまた議会運営委員会の中で、田原本あるいは香芝の方と懇談をしてきている経過があるわけですが、7月に香芝の方に懇談に行きましたところ、雰囲気といたしまして、香芝では合併あえてする必要はないんやと、広陵町がしたいんやったら考えるというような雰囲気で、そのときに出席した議員は皆受けとめて帰ってきたわけです。これを端的に言いますと、編入合併ということになります。編入、香芝との編入合併は選択肢に入っているのかいないのか、お答えください。

議 長 では、町長！

町 長 今、合併について、香芝の言動についてお話を聞かさせていただきました。私どもも皆さんからこういうことを聞かさせていただいておりますが、この合併はやはり町民の皆さんのご意見を十分聞かさせていただいて判断をすることでございます。どの町としようかというふうなことで、現在いろんな収集はしておりますが、基本的には葛城3市3町、J Cが言っております、また奈良県が一番強く勧めています葛城市を目指すと、3市3町の現在行政の事務については広域処理をしておりますので、こうしたところで進めてはどうかということでございます。我々、首長が基本的には合意をいたしているところでございまして、実はあしたまた広域行政ではございますが、葛城の圏域の市町村長が集まって協議をするわけでございます。（5番議員「吸収合併が選択肢の一つに入っているかないのかということで、端的にお答え。選択肢の一つに入っているかないか。」）広域の市町村で、3市3町が基本で話を進めておりまして、単独な行動は基本的には我々首長間では許されないことに基本はなっているんです。ですから、私はあくまでも基本的には広域的に合併をさせていただこうということでございまして、そういう思いで今進めているところでございます。しかし、町民の皆さんではいろんな、あの町としてはどうか、この町としてはどうかというふうなご

意見がありますが、実はそういうなご意見については参考にさせていただいて、皆さんにご判断をいただこうと、そういう思いでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 端的にお答えいただけなかったわけですが、3市3町が基本という枠組みはもう既に壊れておりますので、その中には入っていないというような認識で解釈させていただきま

す。

それから、50人会議なんですけれども、50人会議はレポートつきで公募という形で出

していただいて、公募ということについては、再々私どもの方ではお願いしてきまして、実

施していただいたのは大変感謝しているところなんですけれども、いきなりいろいろな合併につ

いての資料が、広報で一定なされてるとはいえ、大変不足している中で、あの50人という

大量枠公募というのは、大変やり方が大胆すぎるかなと思います。レポートをそれに課せら

れるということになると、いや何を書いていいかわからないということで、このレポートで

多くの方がしり込みしてしまっているのが現状なんです。ですから、公募の仕方、大いにこ

の方向性は堅持しながら、もっと慎重に公募はして行っていただきたい。現在、50人会議

は何人応募していただいて、50人に満たない場合はどうされるのかお聞きしておきたいと

思います。

議 長 総務部長！

総務部長 一応基準としてレポートを提出してくださいという考えの中に、やはり合併という

ものに興味といいますか、関心の持っておられる方、より関心のある方を集めたいというの

が我々の思いでございます。合併について、そんな難しいどうこうという内容ではなしに、

やはり合併というものをどういうふうに考えてるかという個人的な考えで結構な、内容でい

いわけなんです。現在出ておりますのは6名です。各種団体におきましての説明会等、合併

の50人会議を開催しますから、興味のある人どしどし応募くださいという、現在は進め方

をやっております。最終的には50人を指すということでございます。（5番議員「わかり

ました。」）

議 長 5番議員！

5番議員 最後にいつも教育分野が最後で、時間が足りなくなりますが、少人数学級、今答弁

の中ではまた要望していくということを心強く言っていただきました。ただ、今回9月2日

に、先ほど言いましたように政府交渉行きました中で、政府の方は独自に自治体がやっても

よいということをはっきりと明言しておりまして、そして、その独自に自治体がやってくれ

た成果を見て、成果を生かしていくということなんです。ですから、先行して、国の政策に先行して各自治体が努力して実施していかないと、なかなか国の制度として動かすことが難しいんじゃないかと、逆にそういうような状態になっておりますので、国の制度を待つのではなく率先して、ぜひ広陵町でも実施をしていただきたいと思います。そして、この点について、広陵町の教育委員会とか校長会でも報告、この国の政府交渉の答弁等を含めて、広陵町の校長会や教育委員会等で報告、議論をしていただけるのかどうか、この2点についてお聞きをしておきたいと思います。私の方で、とりあえず35人学級、今の状態で広陵町が実施した場合にどうなるかという、11人、8,250万円の人件費、これは750万円という1人当たりの人件費で見積もった場合、このような試算が出ていることをつけ加えておきます。お願いします。

議 長 教育長！

もう時間ありませんので。

教 育 長 いつも松野議員には時間ぎりぎりで残念に私も思っておる、お答えするのに慌ててしなければならぬということ困っているところでございますが、松野議員おっしゃるように、文科省におきましても、市町村の全額負担による公立学校の常勤講師を制度化することをできるように法改正をするということを、できるだけ早い通常国会で法改正に向けて提出したいというように答えられております。従いまして、それらの環境が整いましたら、本町の学校の学級規模や学校の実態、あるいは少人数学級の学校の取り組みの意欲等を聴取して、そういうことを総合的に考え、慎重に検討してまいりたいと思っております。ただ、人を与えたらいいということやなしに、やはり学校がこういうことをしたいと言われる学校に入れるというようなことをしなければ、効果がないのではないかと思っております。以上です。（5番議員「教育委員会と校長会に報告していただけるかという点の答弁だけ簡単に。するしないだけでお願いします。」）

議 長 はい、ありがとうございました。（5番議員「するしないだけちょっと今、座ってしまわれましたけど、済みません。広陵町の教育委員会とか校長会に報告して議論していただけるかどうかということ……。質問したんですけど、ご答弁いただけなかったので、一言だけするかしないかだけお願いします。済みません。」）

じゃあ、答弁してあげて。座ってでもいいですよ。もうマイク通してるから。（5番議員「していただけますか。」）

教 育 長 時期を見て述べたいと思います。

議長 はい、わかっております。（5番議員「ありがとうございました。」）

はい、以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。20分から行います。

（P.M. 3：05 休憩）

（P.M. 3：21 再開）

議長 休憩を解き再開いたします。

次に、片岡君の発言を許します。

3番議員 それでは、一般質問させていただきます。

通告のちょっと順序とは違うんですけども、ちょっとご答弁をいただきます関係で、一番最後からまずさせていただきます。

第1番目の質問でございますので、読み上げさせていただきますして、質問させていただきます。

国保税の減額、減免制度の拡充をということで、広陵町でもリストラ等が原因して、国民健康保険に加入する方がふえております。その中では、職を失い、事業を廃業するなどの方も大変多くなっております。町は申請減免制度の拡充を図るとともに、保険証返還請求の除外者一覧表に即して対応していただきたい。これが第1点目でございます。

第2点目、学校給食の食材の安全を問うということで、ただいま食品添加物とか遺伝子組み換え野菜などの心配で、親御さんが大変心を悩まされておられます。また、追い打ちをかけるように、輸入の冷凍野菜、ハウレンソウなどに含まれる大量の残留農薬、何が安全かを見きわめることが必要なときとなっております。学校給食に携わっておられる方々も大変ご苦労をされていると思いますが、食材の選定の実情と選定基準、また、狂牛病問題などが発生してからどのように変わったのかを教えてくださいたいと思います。

次に、公立学校の普通教室にクーラーをということでございます。

今、特別な教室、パソコン教室とか図書館とか、また職員室などにはクーラーが設置されているわけですが、普通教室の方にはクーラーが設置されておりません。地球温暖化の影響もあり、近年の夏場の気温の上昇は、9月になっても先日などは34度、35度の真夏日が続いています。このような教育環境の中では、子供たちが勉強に集中することも大変でございます。文部科学省は、今後10年間ですべての公立学校にクーラーを設置する方針をこのたび新しく出しましたが、順番を待つのではなく、早急に対策が求められているというふうに思います。また、小学校、中学校だけではなく、幼稚園や高等学校にも適用される

ものということになっておりますが、広陵町での実施計画はどのようになっていますか。
お答え願いたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 はい、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの片岡議員さんのご質問、国保税の減免制度拡充をするようにというご質問でございました。お答えは、ご質問の件につきましては、町の規則で細かく独自の減免規定を定めていることはご承知のとおりであります。特に、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときの取り扱いには、個々の事情を十分考慮し、対応しております。また、滞納者に係る資格証明書の取り扱いにつきましては、被保険者の事情を十分考慮し、慎重に対応いたしており、現在まで適用者はございません。

以上のとおりでございます。

議 長 では次に、教育長、答弁をお願いします。

教 育 長 片岡議員の質問1、学校給食の食材の安全を問うということにお答え申し上げます。

近年の食生活におきましては、ご指摘のとおり、個人消費者においても食に関する安全性への意識が高まっております。中でも、学校給食の食材に関する安全性の確保につきましては、各献立における食材調達に当たっては、選定基準に基づき、万全を期しているところであります。また、学校給食衛生管理の基準に沿って、最近、農薬、添加物等の定期点検を実施しております。特に、現在中国産の輸入野菜につきましては、いち早く使用を中断しており、極力国内産のものを調達しているところであります。

今後も生命を育てる学校給食、豊かで安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の公立学校の普通教室のクーラーをとということでございますが、ご答弁申し上げます。

学校施設は、児童・生徒の学びの場であると同時に、1日の大半を過ごす生活の場でもあります。こうした中で、地球温暖化現象等にかんがみ、環境に配慮した空調設備の整備については、その必要性を感じているところでございます。これまでの大規模改修、増改築、全面改築等の学校施設整備の中では、耐震構造、給食室ドライシステム、バリアフリーなどの改善に加え、特別教室について空調設備を設置してきたところであります。このたび、文部科学省におきましては、高温多湿の現状が児童・生徒の学習環境に不適切であること、また、家庭の空調普及率とのギャップが大きいことなどから、平成15年度より10カ年計画で公

立小中・高等学校の普通教室30万教室に空調設備を導入するための補助制度を新設する方針が示され、本町におきましても、早急に空調設備設置計画の策定が必要であると考えております。これらの実現には順番を待つのではなく早急の対策をとのご指摘もいただいているわけではありますが、短期間で全校での配置を計画するためには、財政面を考慮し、補助金を確保することを最優先に、善処してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、国保税の減免と、それから減免制度の拡充のことで2回目の質問をさせていただきます。

現在町の方では、確かにいろいろ減免制度をやっていただいております。また、国の方からは資格証明書を発行しろということでもいろいろ圧力がかかってきている中で、資格証明書の発行をしないで、町の方もやっぱり頑張っていただいているというふうに認識はしております。ただ、減免を受けられる、今町の方が実施をされている内容、この中で、減免申請の自治体が今やられてる分では、災害世帯というのは普通大体わかるわけですけれども、ただ生活困窮世帯ということが2番目になりますし、また所得の減少世帯というのが3番目ということでもあります。その中の基準、どういうふうな基準で今の、個々の実情に応じてというふうにお話をされてるわけですけれども、実際に皆さんに周知をしていただくときには、そういうことがなかなかわかりづらいということがあります。今、どういうふうな基準というのを持っておられるのか。また、どのように今まで対処してきてくださったのかということです。

それから、2割の減額の制度というのがありますけれども、これについての取り扱いですけれども、本来は申請という形になっているわけですけれども、これは申請にしてるのか、それとも町の方からやっていただくようになっているのか。そこら辺をお聞かせを願いたいなというふうに思ってるわけです。

減免を受けられるケースとして、地方税で決めている公私の扶助を受けている場合ということの具体例としまして、80年3月21日に、当時の自治省の石原税務局長は、生活保護法による各種補助や就学援助、保育所入所世帯、また、老人医療や児童手当、福祉年金などの受給世帯が公の扶助に当たる。また、おじさんなど親戚からの援助というのが私の扶助に該当し、税の減免対象になるというふうに回答をされてることは多分ご存じだというふうに思うわけですけれども、こういう事例に対しましての具体的な今までの取り組みとかということをお聞かせを願いたいなというふうに思います。2回目質問お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、基準の内容でございます。毎年の7月、第1期納税通知を出させていた
だいております。その中にも、減免規定はこういう場合、こういう場合はありますので、ど
うぞ申請にお越しく下さいということの通知は入れさせていただいております。

それで、議員さんのおっしゃっていただいている事業の、また業務の休廃止、それから失
業、それと病気や大幅な収入減と、こういうところでご質問の件でございます。一応、基準
では、前年度の所得が33万円を超え150万円以下の方については、所得割額は全額免除
いたしますよと。それから、150万円を超え300万円以下の方につきましては、所得割
額の2分の1以内を減免させていただく。300万円を超える方については、所得割額4分
の1以内をさせていただくと、こういうような規定で私の方はさせていただいております。

それから、身体障害者の方、それから母子医療の方、それから児童福祉法による場合、精
神保健法とか予防法による場合、それから原子爆弾の被爆者、こういう方につきましては、
まずはそれによって違いますけど、老年者もありますけれども、老年者のみの世帯につきま
しては、所得割は4分の1以内、資産割額は2分の1以内と。それから、身体障害者にかか
わる方は所得割額2分の1以内、資産割額は3万円、それからそのほか母子も同じでござい
ます。それから、児童につきましては、均等割額を全額、それから精神保健法、予防法に係
る場合と原子爆弾等の被爆者の方には所得割額、資産割額、均等割額を全額免除させていた
だいておりますと、こういうところでございます。

それで、ちなみに平成12年度の件数を申し上げますと、今まで申しあげました減免規定
が1から10までございますけれども、全部で168件でございます。そのうち、議員さん
がおっしゃっていただいております失業等、休業等、また生活の苦しい中では9件ござい
ます。

それから、全部の金額といたしまして、508万5,800円をさしていただいております
。そのうち、9件の方につきましては、647万7,000円ということになってござい
ます。それから、13年度では、同じく全部で187件、それから、そういう方は15件、
総額にしまして564万300円、15件の方は51万3,300円、それからもう一つ、
ちなみになんですけれども、平成14年今年度、現在までは207件、うち失業等の方につき
まして18件、総額金額は677万2,200円、うち18件の分は89万300円と、こ
ういうふうになってございます。

それで、まだ県の方から新しい資料が来ておりませんので、古い資料でまことに失礼では

ございますが、平成12年度の県下で減免制度を明確に設けてしておられる市町村につきましては、県下47市町村のうち、広陵町を含めまして8市3町3村と、こういうところがございます。どうぞよろしくご理解をお願い申し上げたい、かように思います。

議 長 3番議員！

3番議員 今いろいろの各種のほかの、例えば被爆者の方とかそれから児童福祉法とかというふうな形で減免の内容につきまして一応お聞かせいただいたわけですが、ただ、もう一つ給付の問題と、それと窓口の一部負担の問題が非常に大きな問題としてあると思うわけですが、給付のことにつきましては、やはり出産手当とか傷病手当とかということが非常に給付の問題としては、大変な状況の中で病気をされるとたちまち本当に普通の社会保険の方だったら受けられるような生活の保障も受けられないという形では、やはり国民健康保険に入っておられる方の生活状況というのは非常に大変だなというふうに思うわけですが、前から何回もこの傷病手当に関しましては、ずっと取り上げさせていただいてるわけですが、その中ではやはり財政的な問題とかということとは確かに何回か、その大きな阻害要因としてあることは確かに理解をしておりますけれども、ただ、そういう方々が一たん病気になられたときに、本当に大変な状況があらわれてくると。今、傷病手当といいますのが、普通の社会保険でしたら6割という形になってるわけですが、だから、生活からいいますとやっぱり1万円近くのものでそういう形で出てくるわけですが、そこまでのものではなくても、やはり最低の賃金制度、最低賃金は奈良県でも決められておりますので1日の、その6割でもというふうな形であろうとも、何とか保障していく必要があるのではないだろうか。やはり、このように、この間の国保の資料の方でもいただきましたように、入院の国保に入っておられる人数はふえてきているにもかかわらず、入院をされている件数は減ってきてるし、平均の日数も減ってきている。そして薬剤、薬の金額はふえてきているというふうなことで、なかなか入院はできづらい状況というのが、入院が減ってきた状況はこの間、ときには予防が進んだのだというふうに認識してるというふうにお答えいただいたわけですが、実際そういうふうな形でいいますと、生活的な面から入院というのが大変だということで、入院がされてない。また、一たんされても、早く退院せざるを得ないというような状況があります。

こういう状況というのを、やはり予防医学、予防というのは確かに大いにやっておくということは必要なわけです。ただ、2001年に10月なんですけど、病気で死亡がされた調査では、初診から6カ月以内の死亡というのが約半数であったと。そして、24時間以

内の死亡というのが4年前の調査のときから比べても1.8倍に増加している。また、原因はがんがトップで、半数は1年ないし1年以内で亡くられる方が非常に多くなってる。そして、そういう形ではやはり非常に重くなってから病院にかかれる、そして入院するときにはもう命が非常に厳しい状態になっているということが実情なのではないかなというふうに思います。そして、3人に1人が今自殺をされている。そして、2000年のときには経営難で自殺をされた方が49%で、病気が原因で自殺をされた方が26%である。これは、健康問題を遺言に残して自殺をされた方が4,000人であって、遺言書のある自殺の41.1%を占めるということの資料もあわせて何されてるわけですけど、やはりそういう形で、やはり健康ということが、その健康の問題がただ単にお金の問題だけではないと思います。病気そのものを苦しめてということもあるでしょうけれども、本当に安心してかかれるような状態であれば、自殺にまでも追い込まれるようなことはなかったのではないだろうか。こういうふうに思うわけですけども、やはり、町の方として、また保険者として、やはりこのような大変な状態になってきつつあるんだということの自覚といいますか、認識をしていただいているのかどうなのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、早急に即どうこうといえる、今傷病手当をすぐやりますとかという形にはならないと思うんですけど、やはりご検討をいただける、していただかなければならない事柄ではないかというふうに思いますので、もう一度お答えをお願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、結論から申し上げまして、おっしゃってることは十分認識はいたしております。何といいますか、入院されてる方の高額療養費の額とか、件数とか、また80万円を超える方の件数、また100万円を超える方、また、よりましては1カ月何千万円という方の支払いもございますので、おっしゃることはよく認識をいたしております。今後とも健康に、まず医者にかからないように、またかかりましても軽く済むような、そういう健康の対策の方へ、これは力を入れていくことが、個人さんはもちろんのこと、町の財政の方も助かりますので、おっしゃるとおりだと思っております。

それから、ご質問いただきましたんで、概算でもお答えは申し上げたいと、かように思います。まず、傷病手当ということでございます。議員さんも今すぐどうのこうのとか、いろんなその条件等があるということは十分ご認識をいただいておりますので、その辺のところは割愛をさせていただきまして、これについてはご承知いただいておりますように、国、県

とかそういう補助金はございません。一般会計ですべて賄わなければなりませんので、傷病手当の試算をいたしましたところ、古い資料で申しわけございませんが、まず最低賃金、11年度では5,085円ということの試算でさしていただいております。それで、人数632人を掛けましたら、年間3,100万円程度の費用が要ると、こういうことの試算をいたしております。出産につきましても一応同じように5,085円と、最低賃金でいきまして、日数の98日の7人を掛けますと、やはり210万円ほどの費用額がかかってくるということの一応の試算は持っておるところでございます。これは、先ほども言いましたように、議員さんもいろいろとその辺の事情はよくご存じいただいておりますので、ただ、今言いましたように、一般財源で持たなければならないとか、年金収入だけの世帯の問題、無職の世帯の問題、自営業者の収入の確保とか、いろんなそういう問題点もございますので、今すぐということではできかねると思います。今後の課題であろうかなと、このように思っております。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 では、次の質問に移らせていただきます。

学校の給食の食材については、選定基準とか学校衛生基準とかという形でしていただいているというふうにはお聞きしたわけですが、ただ、病害虫に強いということで開発された遺伝子組み換え野菜がございます。それと、そういうのは虫がつかないだけではなくて、虫が食べると虫の方が死んでしまうと、そのような遺伝子を持つ野菜が大量生産という目的でつくられて、トウモロコシとか大豆とかジャガイモだけにとどまらず、日本人の主食であるお米にまで遺伝子組み換えが行われてきているということが実情でございます。また、食品添加物なども、いつまでも腐らないグレープフルーツとかバナナ、またオレンジなどがありますし、保存料がいっぱい入った加工食品、それから合成甘味料、人工甘味料や、また着色料というのはこの間認可されてない着色料が使用されていたということで非常に問題になったところなわけですが、これはもう広陵町の方では今は使っていないということでお答えいただいて非常に安心しましたが、冷凍野菜もございます。また、中国産のそういう冷凍の野菜からは残留農薬がたくさん検出されたわけですが、それと同じ程度に、アメリカ産と見られる小麦粉からもクロルピリホスメチルが繰り返し検出されて、それがもうそのまま国内に流通してきているというふうにも出されているところです。とてもじゃないですけども、一見しただけでは全然わからないというのが実情だろうなというふうに思います。

お肉につきましては狂牛病対策が実施されて、産地生産者までがわかるようになったとこ

ろというの、全部ではないわけですがけれども、一部分的にはできてきてるわけです。生産者の顔の見える、信頼できる食品を子供たちに与えてやりたいという願いを持つのは、親の本当に素直な気持ちだと思います。学校給食に安全な食材をと努力をされているわけですがけれども、やはり県内の食材、また国内産をとということで先ほどは言われてたわけですがけれども、国内産という形だけではなくて、やはり県内の、できれば地場産品をどのように食の中へ使っていただけるのかということが必要なのではないかなというふうに思います。子供のときに覚えた味というのは大人になってもまた食べたくなる味なんだということ言われてるわけです。これで、何かマクドナルドなどではいかに子供を集めるかということを経営としてもう苦心していると、それで味にならしてしまえば、ずっとそれを食べるんだというふうなことがずっと言われてるわけです。

このように、子供のときの合成甘味料とか化学調味料の味というのが、大人になってもそのまま味として残って、違和感がなくそういう化学調味料に親しんでしまうということもあります。こういうことは子供たちのキレるとか、いらつくとかという近ごろ特に問題になってきている事柄も、食生活、特に環境ホルモンとか食品添加物にも大いに関係があるというふうに言われてきているところでございますけれども、こういうところに対しましての学校給食としての配慮はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、決算のときにお聞きしました奈良県の学校給食会です。そこではパンとか牛乳ということ言われてるわけですがけれども、そういうとこの小麦などもどのような形になっているのか。また、ここはもうパンと牛乳だけに限られているのか、ほかのお野菜はどういう流通経路になっているのかということも教えていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 学校給食に安全な野菜をとという形で、遺伝子組み換え等、野菜等のそういう内容等を踏まえた中で、検査関係についてのお申し出を1つ目としてあったわけです。

町としまして、いわゆる野菜等につきまして町内業者、いわゆる町内業者から各学校に対して購入しておるわけですが、例えば、検査関係でジャガイモ等一つにつきまして、最初に県衛生研究所の方へ殺虫剤、残留農薬等を踏まえた中で、エフニトロチオンとか、マラチオンというような2検体について、衛生研究所で事前検出がないという確認のもとで仕入れておるという状況でございます。また、成分表という形で事前に提示していただいているわけです。成分分析表並びに製造工程表を一つのものにつきまして必要な場合は業者から提示していただいて、それで見分けてるという状況下も実施しております。

それと、県の教育委員会の方から出しております学校給食の衛生管理の基準という基準に基づきまして、衛生的な食品の選定に対して選定基準、県の学校給食に伴う選定基準を適用した中で、野菜について新鮮であるかどうかとか、また添加物の使用についての成分分析表、また、加工食品の期限の切れてるかどうかというふうな点、また的確な検収をした中で、期限表示についての点検は無論のこと、納入の都度立ち会って検収しておると。それと、衛生的な保管、食肉類とか魚介類、野菜等について、保存基準の温度を適合した中で製品等の、納入された後の保存に努めてるという点でございます。それと、町内の生鮮業者並びに野菜等については、県の市場で現在仕入れた新鮮なものを使っていたという形で、今現在供しておる状況でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 先ほどちょっとお願いしてた学校給食会の方のは、もうそれだけだったんですか。先ほど、パンと牛乳。

教育委員会事務局長 ちょっと失礼しまして、委員会で訂正しようと思ってたわけですが、パンと米、パンの小麦のパンと米、それを給食会で。先ほど答弁いたしました牛乳については、日本酪農の大阪の酪農協会から入ってるということで、ちょっと午前中の答弁に対して訂正させていただきます。

議 長 3番議員！

3番議員 先ほどの、ちょっと恐れ入りますけど、県のその基準です、先ほどはずっと読み上げていただいたんですけども、いただけるんだったらいただきたいというふうに思いますので、コピーでもよろしく願います。

今、県の市場で野菜については買っているということと言われてるわけですがけれども、やはり今産直といいますか、本当に野菜なんかでもどこそこのだれそれさんがつくったんですよというところまでがずっと明示されているということが、スーパーなんかでもそういう形が、ただ産直野菜だけの産直の直接取引をしてるだけではなくて、一般に売られてるスーパーなんかでもそういうふうなところまでが責任を持って、生産者が責任を持つということまでがされてるわけですから、県内の生鮮市場で新鮮な形のものであればいいんじゃないかという形じゃなくて、やはりそこまで、これはどこそこのだれそれさんがつくりましたよと言えるところまでの業者というのですか、生産者というのがわかるような方式というのはいくらまでとれないものなのだろうか、また努力していただける余地があるのだろうかということでお聞かせを願いたいと思います。

それから、お肉なんですけども、狂牛病の対策がされて、今先ほどちょっと肉のこともちらつとは言っていたんですけども、牛肉だけじゃなくって、そのほかにもいろいろ鳥肉とか豚肉とかいろいろとあると思うんですけれども、お肉に対しての検査とかというのはどういうふうな形で、ほかの野菜などよりも一段と厳しくなっているところがあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どういうふうな取り組みをされているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。それだけお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 先ほど、衛生研究所の方でジャガイモ等の検体と、等いろいろと申したとおり、鶏肉につきましてもサルモネラ菌とまた腸管出血性大腸菌O-157等の検査も検査成績表という形で結果を陰性であるというふうな形で、随時、適宜検査に、県衛生研究所の方で抜き打ちに検査してもらっている実情です。また、肉類の狂牛病云々につきましては、国また県の検査体制が確立した中で、随時取り入れてるというふうな状況でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 それじゃ、ちょっと最後の牛肉ちょっとわかりにくかったんですけど、次の質問に移らせていただきます。

学校のクーラーの件なんですけれども、大変暑いというか必要性は感じているということで、先ほど教育長の方もご答弁いただいたわけなんですけれども、ただやっぱりお金の問題なので、補助金が確保していかないことには大変しんどいんだということでおっしゃってるわけです。確かに、そういうところを待っていれば、要するに国の方の今取り組みをやっているのは結構最終的には10年後を目標にしてやられてるわけです。その10年間ということをとってもじゃないけれども、今待てないというのが実情ではないだろうかというふうに思うわけです。確かに、当初は公立の小・中学校の新築の場合が2分の1ですか、そして増改築の分は3分の1ということで限るということになっていたものを、それ以外の小・中学校も整備対象として、3分の1を国が補助するということになって、また公立の幼稚園とか高等学校の冷房化も3分の1を国が国庫補助とするということになってきたわけです。

大変、夏の暑さというのは非常にわかっているというふうには思うわけなんですけれども、大都市なんかでもヒートアイランド現象なんかで30度を超える教室が5割以上、夏休み前に、7月20日に入るまでに30度を超えるという教室が半数近くになっているということも、教職員組合なんか実施したアンケートなんかでも出てきてるわけですから、非常に金額的なものというのはわかるわけなんですけれども、何とか一日も早く実施をしていただ

きたいなというふうに思うわけですが、今はちょっと補助金の動向というのですか、どういふふうな形で広陵町の方では実施をしていこうと、申請をしていこうというふうに考えておられるのか。また、東小学校なんかは大規模改修をやっておられるわけですから、非常に取り組みやすいのではないかなというふうにも思うわけですが、そこら辺、今後町としてどのような計画を持っておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 今回の補助制度、新しく国の方で要求されている内容について、いち早く議員さんが関知されて、今回の質問に至ったものと感じております。町教委といたしましてもやはり、今後そういう空調設備について、やはり補習事業等も学校の教育の中で随時取り入れてやっていただいている関係もあるわけです。そうした中で、国といたしましては、3分の1の補助といっても、いわゆる中身につきましてはやはり蓄熱式の空調、いわゆる省エネルギーと。というのは、東小学校のところで特別教室とかそういう必要なコンピューター教室とか、そういうような部屋で空調入れてるわけで、夜の低燃費を利用して、それを氷等または温水等を蓄えて昼間の冷暖房に使用するというような形の制度を、東小学校も取り入れてるわけです、一部特別教室に対して。そうした中で、いわゆるエコ関係をクリアしたものでなければならないというふうな形で、一応試算、教育委員会でした中では、配管等すべて屋上の方から引っ張ってきて、そういうエコ関係の設備にしなければならない関係上、1教室当たり100万円、約100万円かかるわけです。その3分の1国の補助という形になってるわけです。そうした中で、いち早く、またというような形をおっしゃってるわけですが、早速県の方からも市町村へ文書、9月早々流れてきております。それを踏まえた中で、やはり先ほど教育長が述べましたとおり、まず補助金の獲得を前提とした中で年間計画を立て、夏休みの補習とかそういう期間の学校の対応も勘案した中で、利用度の高いところから、また要望する中で補助のつきぐあいも勘案し、計画を持った中で進めていきたいと、こういう計画で、早速県の方へ一応申請に伴う調整等入っておる状況でございます。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 今ちょっと金銭的にお聞きしまして非常に、1室100万円というのは非常に高額だなというふうな、確かに思うわけですが、これはその屋上から、全部の教室に入れる場合に、各屋上から引っ張ってくるということで、一斉に工事をした場合でそういう形になるわけですか。一つ一つでやると大分割高になってくるのかなというふうに思うんですけども、どういう見積もりのされ方をしたのか、ちょっと工事の内容についてもちょっとは

つきりわかりかねるので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、今補助金の獲得を前提としてということでおっしゃっていただいているわけですが、これはまず町としての計画を何して申請を出すという形になるわけですか。そこに対しての補助金がどれだけ出てくるかということが、ちょっとその手続的なことです。今30万教室が今現在あるということでは言われてるわけですが、それが一斉になるわけではないということは、10年間かけてという形になってるわけですが、だから、学校単位という形でやっていこうという形になるのか、それとも各学校の中でも何ほかの教室という形になっていくのか、その工事費の関係があると思うんですけども、それはそういうところまでは検討されているのかどうかということもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 経費予算の算定につきまして、国の方は全国30万教室、その中の15年度は3万教室を補助要求していこうという方針です。3万教室の3分の1ですから、100億円を新規として要求されるわけです。それから試算いたしまして、3万教室15年度の中で3分の1の補助として100億円という形を前提にいたしますと、1教室100万円という形になるわけです。

それと、具体的に申したとおり、省エネを対象とした中で、やはり蓄熱式また低燃費で、また環境に優しいものを取り入れなければならないと、そういう内容を踏まえた中での試算でございます。

それと、そういうことになりますと、全国で15年度は3万教室という形になれば、当然奈良県の配分、また奈良県下の中でもまた各市町村の配分等いろいろ出てくるわけです。やはり、補助を前提とした中で、今後していった中で、1校でもつけてくれるかどうかという点も、今後ことしから初めてのこういう制度なんですから、我々も一応県の関係部署と調整した中で、今後努力してまいりたいという形でございます。そういう長年の年限計画の中で、短期間にできるものはやってもらいたいわけですが、やはり国の制度のことでもあるので、そういう点のはっきりと今答えられないという状況でございます。（3番議員「見積もりの方法をどんなふうにしてもらったか。先ほど、まだ……。」）

議 長 じゃあ、後で聞いてください。

答えるの。答弁できるんだったらやって。はい、じゃあ、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 補助基準のそれをもってエコ式の空調設備で、一応それ以内という形で積算額を申したわけでございます。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時30分まで延長いたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時30分まで延長することに決定いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは一般質問、最後の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、地域防災計画の実行についてであります。

これは、今回の場合、地震についての問題を中心にお願いをしたいというふうに思います。この防災計画が今年度私たちの手元に配付していただきました。再三この状況、おくれしてきた状況について質問をしてきたところですが、この想定の中で、地震については広陵町で阪神・淡路大震災における災害規模を前提にした場合にどれだけの被害があるかという、建物等について全壊、半壊、一部損壊で4,810棟、そして人的被害については、いわゆる死亡者、重傷者、軽傷者合わせると184名、こういうような数字を想定されているわけでありまして、非常に大きな問題になるわけです。そしてまた、特にこの地震については、奈良県が発表している内容とともに政府が発表した内容では、奈良県の中にある活断層の状況ですけれども、五、六本通っているわけでありまして。その中で、本県に影響があるものとしては、生駒断層帯、奈良盆地東縁断層帯の点では、政府は長期評価を発表しています。そういう中では、生駒断層帯については今後30年以内に地震が発生する可能性がやや高いグループに位置づけられています。また、奈良盆地東縁断層帯が高いグループというように評価されています。そしてまた、一番大きな問題は、海南トラフを震源とする東南海あるいは南海地震の問題であります。こういう内容については、非常に高い規模で、政府はことしの7月にこの地域にかかわる特別措置法が制定されたと、こういうのが今回の奈良県の地震にかかわる状況が含まれています。これに対するいわゆる防災計画の実行をどのようにしていくのかということは非常に重要なところになっておりますので、その点でのご答弁をお願いしたいと思います。

2番目に、県営水道経営の実態であります。

これについては、広陵町の値上げ問題については監査委員報告や、そしてまた現状から議論がされているわけですが、この議論の内容についての問題点は、再三私たち日本共

産党は指摘をしてきている問題ですので、今回奈良県の県営水道の実態について認識を深め、そしてまたその改善に取り組むことが、どうしても値上げを抑える最大のポイントになるという意味から、お願いをしたいわけであります。

この大滝ダムの供用開始が15年度から始まろうとしているわけですが、建設当初の人口計画や資金計画、またそれに伴う県営水道の実態が町民に明らかにさせていくことも、この県の態度を変えていく大きな要因になるだろうと思いますので、その点について質問をしたいと思います。

3番目には、青少年センターの建設であります。

住民参加によるいわゆる懇談会形式の計画がなされ、見取り図あるいは設計図までつくられたわけであります。ところが、これが町長就任後突然に延期されている状況であります。週5日制が実施され、ますます施設の充実が必要なときに、スポーツクラブの振興とともに子供会の活動は重要度を一層増しているのは、教育委員会でも認識を持っていただいているところであります。特に、キャンプ場の整備等については、共同生活や体験の場として有効だという点は各種の報告がなされているものであり、直ちに整備をすべきだと考えるわけですが、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

第4に、上海視察研修の成果についてであります。

商工会30周年及び広陵町靴下100年祭の記念祭りの記念行事の一環として実施した上海訪問に、町職員が参加をいたしました。その報告の内容と成果、今後の活用や費用等についてお伺いをいたします。これについては資料で費用等には提出していただいていますので、省いていただいても結構ですが、より詳しい中身について報告があるのであれば1回目ですべていただいても結構です。

5番目は、米の米飯給食と農業の振興についてであります。

これは、きのうの決算あるいはきょう午前中の決算の中で議論をさせていただいてきたところですが、新の農業基本法が制定され、21世紀の日本の食料事情に大きな問題を投げかけています。奈良県では、農協の単一化によって、地域農業への手だてを弱体化させ、町の農業政策、論議を後退させているのも実態であります。しかし、食糧自給率の引き上げは避けて通れない道になっています。唯一米の生産がそれを支える可能性があり、米食推進運動が行われているわけですが、具体化を広陵町でもしていないのが現状です。学校給食における米飯給食を町独自で、完全給食という意味ですが、町独自で行うべきであります。町内産の米を活用し、全国で広がっている域内消費の積極的な推進を図るべきだと考えますが、

どのようにお考えでしょうか。これについては、決算や決算審議の中で一定の論議が出ているわけですが、その点は省いて答弁していただいても結構であります。

国保中央病院の今後についてであります。

全員協議会で報告を受けてきたわけですが、今後の病院のあり方、中・長期の経営方針、中核病院としての役割と具体的な姿は見えてこないわけでありまして、まして、広陵町の関与は4町ともに非常に弱いというのが実態で、本当にこの経営やその方向性も見えない状況がある中で、この全員協議会で急性期医療を行うということが報告されました。この急性期医療の問題は、つまり長期のお年寄りをいわゆる追い出して、そしてもうかる医療だけに専念するという性質のものになっています。現在の医療改悪の中での部分にあらわれた問題ですが、この点においても広陵町の国保中央病院に対する計画性がないあらわれが出たわけですが、このような問題も含めて、病院の全体像を明確にして、そして各町、特に広陵町の職員が病院経営について習熟し、長期間においても論議できる体制が必要です。また、広陵町民の利用しやすい病院にすべきことも当然であり、このことも再三論議をしている問題でありますけれども、その対応についてご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 はい、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 寺前議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

地域防災計画の実行についてということでございまして、特に南海地震の経験や危険性が指摘されているという震災対策を中心に、対応についてお聞かせをいただきました。平素は消防防災活動に寺前議員はご尽力をいただいているところでございますが、車両の番号まで119番をおつけをいただいているということでございまして、このことからもうかがえることでございます。

答弁でございしますが、風水害、震災時における本町の防災体制を定める広陵町地域防災計画を平成13年度に策定いたしました。また、災害時における職員の行動手順を定めた震災対策初動マニュアルにより、本年7月26日に全職員を対象に専門家を招いて研修会を開き、職員一人一人が災害時における行動を確認したところでございます。

平成14年度事業といたしまして、防災のしおりを作成し全戸配布する計画で、現在作成中であります。また、5月26日には、北小学校において第1回広陵町地域防災訓練を実施いたしました。当日、消防署、消防団、町職員及び北小学校区の住民300名以上の総勢500名余りが避難誘導、消火訓練、建物からの非難等、一人一人が何らかの訓練に参加し、真剣に取り組んでおられました。11月17日には、西小学校区を対象とした第2回の地域

防災訓練を各種団体の参加、協力をいただいて実施すべく計画を進めているところであります。

災害時における避難所となる小学校、中学校等については、震災対策として補強工事を行っておりますし、災害に備えて各種機材、保存食の備蓄もいたしております。震災は何の予告もなく突如起こることから、常日ごろから心がけが最も大切であると考えますので、行政ができる人的、物的な充実とともに、住民の皆さんへの啓発もあわせて進めていく所存であります。

次に、県営水道事業の実態についてご質問がございました。

水道料金の値上げ問題に伴い、以前50%あった自己水が、現在では30%程度と減少していることが原因とのことですが、この点につきましては、浄水施設も老朽化しており、現在ある井戸もほとんど10年以上経過して水量も減少してきたため、今年新たに1カ所井戸を掘らせていただきました。しかしながら、現在の導水管の敷設地域で新たな井戸を開発することは限界があることや、本町の地下水は硬度が高いため、給湯器やウォシュレット等が普及した現在の生活用水としては、住民のニーズに対応づらいこと等により、県水の受水量割合が増加しているものですから、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、県営水道料金は高いということですが、この点につきましては、県営水道を利用する者として、料金を安くしてもらえよう機会あるごとをお願いをしているところであります。奈良県という地理的条件等を勘案すれば、やむを得ないものと考えております。

次に、大滝ダムの建設当初の人口計画や資金計画についてですが、この点については詳細把握いたしておりませんが、平成13年2月に策定されました奈良県長期水供給計画によりますと、需要のピークと予想される平成41年度の給水人口は157万人、水需要量1日当たり94万トン、供給可能水量94万3,000トンとなっております。

3番目の、青少年センターの建設でございますが、突然延期をされているが実行すべきというお申し出でございます。

答弁は、町立図書館南側の用地につきましては、現在図書館及び竹取公園のイベント時に駐車場として、また町内外からPTA、ボーイスカウト、子供会がスポーツ活動及び炊き出しなどのキャンプ的活用やハイキング途上の休憩所、さらに親子のふれあい事業として利用を図っております。また、隣接公園の多目的広場の有効利用も今後協議し、調整を図ってまいります。当分の間は現在の状態で、さらに利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次4番目でございますが、上海視察研修の成果についてお尋ねをいただいております。

課長からの報告を受けておりますが、産業振興課長に参加をしてもらいました。報告内容
と成果については、初めに中国事情と上海市内事情について、続いて視察工場の概要と所感、
そして、視察を終えて参加者から聞かせていただいた感想の要約、最後に全体の総括という
4つの段落で報告を受けており、大きな成果があったと確信しております。

視察目的は、靴下事業も一つですが、寝具縫製工場及び物流センター並びに上海事情等、
広範囲にわたり研修を行い、さまざまな業種の方々が参加されました。今回の視察研修に参
加いたしました奥本課長には、全職員を対象にした職員研修会において、知識の共有を図る
べく、研修成果の報告をいただく予定です。

費用につきましては、参加総数118名であり、うち会員109名、商工会職員8名、町
職員1名であり、1人当たりの総費用が8万5,300円であります。商工会会員は3万円
の負担金を、その家族につきましては8万5,300円の実費を支払いされております。町
職員は5万円の打ち切り負担金を商工会に支払っております。

米飯給食につきましては、教育長がお答えをいたします。

次に、国保中央病院の今後について、いろいろとお尋ねがございました。方向性が見えな
い、年寄りを追い出してもうかる医療をしている、計画性がないと、さまざまなことを厳し
い批判をいただきました。

答弁でございます。国保中央病院は、厚生労働省の方針である機能分担の流れの中、地域
の急性期疾患を担当する病院として、平成15年8月31日までに、200床すべてを一般
病床として届け出ることになっております。さらに、地域の中核病院として、救急医療及び
介護を要する高齢者の医療、福祉について、地域完結が可能なネットワークの構築を目指し
て、地域医師会と各町の医療、福祉、救急医療の担当者、地域の医療、福祉施設、訪問看護
ステーションの関係者、広陵消防署、磯城消防署と救急医療懇談会や地域医療福祉協議会を
開催し、地域医療の充実と向上に向けて研鑽をしています。さらに、ことしから地域医療室
の再整備を行い、地域医師会と国保中央病院、地域医療連携運営協議会も開催し、病院連携
を積極的に行っています。

また、病院内部におきましても、医療の質を高めることにより、地域住民の皆さんの健康
保持と増進に寄与し、住民の皆さんに信頼され愛される、心温かな病院を目指しますとの理
念のもと、運営委員会、経営委員会、各種委員会を通じて、中・長期経営改善計画の作成及
び地域住民の方の利用しやすい方法等を検討しているところでございます。

病院経営につきましては、国保病院運営協議会、管理者助役会、組合議会で審議している

ところでございます。

ご承知のように、国保病院運営については過渡期の段階でございます。今後、動きがあり次第、議会にご報告、ご協議をさせていただきたいと考えています。以上のとおりでございます。

議 長 続きまして、教育長をお願いします。

教 育 長 寺前議員の質問5、米飯給食と農業の振興についてというご質問にお答え申し上げます。

学校給食における米飯用の米につきましては、毎年財団法人奈良県学校給食会から買い入れをした、奈良県産の流通米のヒノヒカリ及びキヌヒカリの一等米を使用しており、県下の全市町村がコスト面、衛生管理面も徹底された中で買い入れを行っているのが実態であります。

米の使用促進につきましては、県内産における県内消費の促進が図られているものと判断しておりますし、当然地元産米も含まれていると考えております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 1番目の質問を2回目行わせていただきます。

今回のこの防災計画の中で、特に地震についてはいつ起こるかわからないという性質のものであるだけに、この対応については町職員、特にその町職員とその具体的仕事につく関係者との連携が欠かせないところであります。そういう点で、防災計画は一つ一つ述べているわけですけれども、まず私は第一に職員が緊急時、これは職員が平日役所にいるときについては緊急時それなりの対応をとれるというように思うわけです。もちろんそれは訓練の仕方の問題もあるでしょうけれども、ただ夜間や休日に関わった場合についての、その対応については非常に難しいものがあるというふうに思うんです。

まず第一に、職員の緊急時については、902ページにこの対応について書かれてるところがあるんですけれども、いわゆる初動能力確保の対策ということです。これは、一つ一つは結構なんですけれども、重要な点でいえば、このところについて、例えば、各課が変わった場合にその課対応で行っているわけですから、何をするのかということがわからない。もう一つは、休日、夜間の場合に、その駆けつける招集時の問題についてもわからない。これは震度5弱の場合には連絡がなくても、いわゆる出勤すると。こういうようにはなっているわけなんですけれども、実際問題、その場合の対応というのは非常に混乱を呼ぶというふうに思うんです。こういうような問題の初期計画がどれだけ徹底しているのかということだ

というふうに思います。このことを、いわゆる年に何度か職員が変わり変わりで、その分担、みずからの分担のところを本当に徹底されるのか。全体像はそれぞれの方がわかるんですけども、そういう緊急時のところのものについて、異動したときに必ずその問題についてきちんと指導し、その内容が行われてるのかといえば、そこまで行われてないわけなんです。そういう点で、私は職員のその初期動作を確保するという意味では、絶えずこの点について気遣いを持った対応が必要だというように思いますけれども、その点についてはまずどうなのかということが上げられると思います。

それと、このここには職員について、いわゆる非常用資材の常備というのがあるんです。ここに書いてる内容は、見てびっくりしたんですけども、職員が利用する車への非常備資材の常備、こうなってるんです。しかし、どこもだれもそういうのはなされていない現状であって、可能かどうかというのももちろんあるわけなんですけれども、最低限どうなのかという問題があると思うんです。こういう防災計画が立ってるけれども、それに対しての対応の問題ちゅうのは現実に難しい問題があり、可能かどうかという問題もあります。こういう点についてどうなのかという問題が上げられるわけなんです。

それから、避難場所については先ほど答弁の中で、小学校については震災対策、大規模改修工事の中で耐震構造を行ったと。新しい学校についてはそれに対応するものができた。これは私たちも理解できるんです。そしたら、中央公民館、体育館、これは避難場所になってるわけなんです。重要な避難場所になってるんです。そういうところの対応というのは全くおくれてる現状があります。これについても、そしたらこのここには書かれてるんですけども、そういう問題についての基本的なところについてどうなのかという問題が上げられるわけですから、このいわゆる地震対策の問題については、結局は形だけのものになりつつある、ならざるを得ない面もあるわけですから、そういう点についての対応はどうなのかということが上げられると思います。

それから、情報と広報活動の問題です。この情報と広報活動の問題が最も困難をきわめたところで、神戸、いわゆる阪神・淡路大震災のときに、通信網の切断ということでなかなかできなかった。奈良県ではことし、いわゆる衛星系の通信網が完成して、既に仮運用を始めてる状況があります。あるいはまた、15年には地上系通信網の再整備が行われると、こういうように決められてるんですけども、広陵町での対応というのは、再三私たちは防災無線等についての質問はこの党として行ってきたわけですけども、対応は全くなされていない現状があるわけなんです。こういう問題についてのことをどうするのかという問題は、欠

かすことのできない対応の一つだというように思います。

それから、いわゆる非常時の消防活動という点で、1021ページに書かれているわけなんですけれども、何やったかわからんのでちょっと見ますけども、初動活動で地震発生時には次の態勢により総力を挙げて出動する。これは書かれてるわけなんですけども、いわゆるこの点で具体的な内容の連絡とかその他について、やっぱり震度5弱以上の場合に、起こった場合についての附則部分が出てきてるんです。だから、そういうような問題が上げられるというように思います。

また、生活供給計画ですけれども、1日1人が3リットルの常備水を用意しなさいと。それが2日間用意するのが一番いいだろうというようにうたわれているわけです。ところが、現実問題として、これは各家庭におけるところ、静岡やその危険性の高いところでも機運の高いところにはそれはできますけれども、なかなかできてない現状があるわけですが、そういうところの問題とともに、先ほど小学校等には備蓄品を置いているというようにおっしゃっていますけれども、避難所について、公民館や体育館等について、これ最低の備蓄、これはもう必要な部分です。こういうところについてもまだ手つかずの状態になっている。そういう点で言えば、やはり計画的な配置、そしてそのいわゆる回転をしていく計画などが必要であり、そういうような問題をどう取り組んでいくのかと。私は、町民の方々のいざというときの対応というのは、これはなかなか言っても難しいだろうと思いますけれども、その一つ大きな問題は、やっぱり町の体制はどれだけ整っているのかということにかかってくるというふうに思うんです。だから、そういうようなところの部分を防災の、この間北校区で行われました。あるいは今度西校区で行われるというようにおっしゃっていただいています。こういう町民のところの対応訓練というのは必要です。これは必要です。ただ、それはなかなか具体的な時点になって対応できるかどうかというのは、その個人の資質等にかかわって問題が多いわけなんで、そういう点からいうと町職員、先ほどから何度も述べてるように、町職員、関係機関、そしてこの防災計画の中でうたわれてる各大字の公民館、集会所。そしてその体制づくり、こういうところが特に必要だというふうに思うんです。そういうような問題が、冊子をつくってもそれはなかなかできません。ここに防災のしおり家庭保存版あります。これいつつくられたかちょっと僕も記憶ないんですけども、ここにあって、かなりいろいろ載ってます。耐震診断表とか、これは各家庭でもこの問題は非常に重要な問題ですけれども、先ほどの一番最初に言ったように、家屋の破損等が行われるという点で言えば重要ですけれども、こういうような問題は総合的には必要ですけれども、先ほど言った、や

っぱり町自体の初動活動をどうきちんと位置づけるかという点で不足している部分が明白なわけですから、その辺の対応をどうされるかお聞きしたと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいま、寺前議員さんの方から防災の対応について、あるいは防災の体制についての欠けている点とかいろいろご指摘をいただきました。我々そうも感じてるところはあります。備蓄品一つにしても、いわゆる町民の皆さん方のすべての備蓄は可能なんかどうかという問題もございます。量的なものもあるし、場所の保管の問題もございます。おっしゃるとおり、避難場所の公民館等についての備蓄は今のところはやっておりません。これについても行く行く進めていきたいというふうには考えております。

究極の問題として、いわゆる初動という、いわゆる災害が起こった場合、このときに職員はどう対応すべきかということについて、まず職員自体の認識が浅いわけです。ほんで果たして知ってるけども行動できるかという、行動は即できない。私も含めて、体験もございませんので、どのように動いたらいいかも全くわからないというのが本音でございます。そこで、一応職員については、震災対策の初動マニュアルというのをつくらせていただきました。これに基づいて、まだ1回の研修でございますが、午前と午後に分かれて全職員を対象に、一応この初動についてのマニュアルをマスターしていただくために、やっていただいた。これは異動によって各課変わりましたが通じるものでございます。ただ、班割りとしては、いろいろ対策本部をつくりますと、総務班から消火、救助班まで災害対策本部の体系はつくっております。その中でどこに属するかということ職員がわかっていただければ、それでその班がどの業務を担当するかというのはおのずとわかっていただけということ、その点については余り心配はいたしておりませんが、職員が災害が起こった場合に出てこれるかどう、まず役場までの経路は、この確保すらもう想定が付きません。ですから、一応道路が通じている場合は車で来ると。その場合に、ロープあるいは長靴、それからいろんなその防災に関係ある装備を積んでこいと、こういう内容でございますので、その辺の理解もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、非難場所の設定については、小学校は耐震診断して補強してるといえども、これが果たして絶対なもんかということは、これも震災の規模によってわかりませんので、避難場所についても指定はしておるけども、使える避難場所と使えなくなる避難場所はできるということでございます。そして、その災害の種別によって避難場所の適用はできると、使用できる場所があるということです。それから、情報とそれから広報の関係で、一番問題に

なりますいわゆる情報の提供の手段としては、いわゆる電気があれば有線放送あるいは電話等使えるわけですが、これが電気が寸断された場合にはどうするかということが問題になってきます。この場合に、やはり無線という手段が一番いい手段だと私も考えますが、アマチュア無線の利用あるいは消防無線の利用、それから携帯電話の利用というような方法を、やはり系統だった計画で立てていかななくてはならないということですが、携帯電話については私も認識しておりますが、災害時には全く機能を果たさなかったという、阪神・淡路大震災のときのこともございますので、この辺の手段についてはかなり難しいんじゃないかということと、ただやはり個々に震災に対する備えの、その自覚と申しますか、町民おのおのがやはり持っていただきたいと。そのための非常のための袋と申しますか、必ず持ち出せる状況のものを必ず詰めておいていただくというような心がけを持っていただきたい。それと、やっぱり地域において、自主防災組織いわゆる自警団を中心とした組織、あるいは区長さんを中心とした組織、この組織の確立をいただいて、隣近所助け合うということをお願いしたいと思えます。職員がすべて対応はできません。職員は自分の家庭を犠牲にしてでも出てこいというような命令を下しますが、やはり十分な対応はできかねますので、それぞれの方々がそれぞれの身を守るということを基本に考えていただきたいと、かように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 2点に限って質問します。

まず、備蓄やいわゆる耐震構造の改良という点は、行く行く進めていくというような段階の発言なんですか。私は一度にやるという形でのものでも確かにはないと思えます。しかし、少なくともこの防災計画ができていますから、それに従って計画を立てる。そして、不備なところについて認識しているわけですが、とにかく万が一の災害が起こったときに1日、2日については緊急に対応できる最小限度の対応を行うということは、これは欠かせないと思うんです。阪神・淡路大震災の後、そのことが教訓として言われ、そして今まで震度5を震度6にこの防災計画は対応を変えたために、非常におくれてでき上がってきたんです。そういうような位置づけからすれば、私はこの防災計画に従って計画を立てる。その間に災害が来ればこれはもう仕方ないと言わざるを得ませんけれども、計画を立てた形でのこの防災計画の遂行を図っていくということでなければ、この計画の意味がないというふうに思いますので、とにかく実行計画を立てて、それをどのような形で消化するのかという形については、緊急に立案の必要があると思うんですけど、その点どうなのか、簡単に答えてください。

議 長 総務部長！

総務部長 寺前議員の指摘あるとおり、計画倒れに倒れないように、これから進めていきたいと、かように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 県営水道の問題について質問したいと思います。

これは今、平成41年度計画で、人口が157万という計画だというようなことなんです。しかし、これは本当にゆゆしき問題なわけなんです。まず最初に、大滝ダムの計画人口というのは、2000年に県人口が162万5,000人を想定してるんです、このときに。90年からいうと18%の増を見込んだ計画だったんです。それが、現実問題としては今、41年に157万というような変更をされてるんです。そうすると、例えばここに大滝ダムの完成で50万トンの供給可能になるんです。この水をどのようにして消化するんだという問題なんです。結局は、この平成4年に県が各市町村の自己水対策を調査したところ、このときには自己水の開発余地がありまたは検討しているというのが市町村は10団体、現状維持が5団体、自己水なしまたは期待薄が9団体だったんです。こういうような状況から、県水への切りかえを上から強引に進める県水依存体質依存の傾向が非常に強まってきたわけなんです。

その時期と相まって広陵町では、現実問題としては当時は5割、5割、もちろん盛んに井戸水が難しい、開発が難しいということを盛んに言っておられますけれども、その当時でも5割、5割でとにかくやろうというのが服部町長の方針だったんです。ところが、林田町長になって、その方針が崩れかけて、4割、6割。そして最終の目標は7割、3割ということでやろうというのが値上げされた当時の計画です。ところが、現実には今年度は72%の県水井戸水となっていて、その分の値上げ1,800万円、2,000万円近く余分に負担がかかってくるというような状況なわけなんです。だから私は、この実情からいうと、県は大滝ダムの給水開始にあわせて、全町村でこの県営水道の水を買っていただかなければ、県自体もこの料金回収ができない。こういう実態が浮かび上がってくるんです。だからこそ、私たちはこの値上げについては、市町村の努力ちゅうのは広陵町では水道局を中心に非常に努力していただいています。私たちもその点については再三本会議でその努力については認めてきたわけなんです。それをなお一層、値上げしない、こういう方針のもとに今年度は神主に井戸1基を開発してもらった。それは、また10年計画等でいけば、導水管の新設を行っても、値上げについての余地が少なくなってくる。こういうふうなことは出てるわけなんですけれども、県水の問題を抜きにして、この広陵町だけの計画はできないちゅうのも当然です。

そういう意味で私は、この県水の水を利用するに当たっては、現状の値上げはしない。こういう問題を奈良県下全市町村が結束してそれに当たる必要があるというふうに思います。

そういう点で、この問題は町長の決意にかかわる問題であって、職員の中でこれをどうするのかという問題の検討は非常に難しい問題があります。そういう点で、私は町長にこの県水のこの実情、先ほど言ったように、この当方で162万人、50トンの給水計画があつて、今なお新しくできたのが157万人でしょ。全く間尺に合わない実情、実態であります。こういうところについて、県営水道の実態をもっと把握する。そして、それを町民に知らせていただく。そして、そのもとにやはり県水の矛盾点を私たちは理事者とともに議会もこぞってこの実情、この値上げを阻止するために皆さん方とともに頑張っていく必要があるんだということの認識に立っていただく必要がありますけれども、町長のこの県水に対する考え方を再度、この辺の実情を踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 県営水道についていろいろご提案をいただいておりますが、詳しい県の資料等を議会議員さんにも提案をし、提出もし、議員各位とともに勉強を重ねていきたいと思います。

議 長 4番議員！

4番議員 私は、勉強は認識を一致させるためにすればいいことだと思います。町民にもその情報を公開していくと。ただ、今この具体的な数字、かなりもっといろいろありますけども、端的に上げた数字からいっても、2000年の計画で167万の人口想定してたわけでしょ。で、こういうような実情からいうと、非常に矛盾点が明白になってるんです。そういう点どうなのか。これは、実際に県も一般会計を使って繰上償還等努力をしました。しかし、それで間尺に合わない、より一層一般会計の問題がここに上がってきてるわけなんですから、そういう点についての全国各地での状況からいうと、一般会計を利用している度合いは奈良県は非常に少ないんです。こういう点も踏まえて、県に要望していくという点、再度要望しておきたいと思います。

続いて、3は後にして、上海視察の問題について質問したいと思います。

上海の問題について、例えば、商工会の募集要項がここにあったのが今ないんですが、募集要項があるわけなんです。募集要項では、いわゆる日程的に見ますと、1日目がいわゆる靴下、物流、1日目だけなんです。2日目は蘇州視察でしたかね、3日目は自由行動、4日目は帰国。こういう内容になってるんです。それは当然、広陵町が行く前にも、職員が行く前にも、この問題ははっきりしてたわけですから、この点について大きな成果があったとい

う答弁していただいています。しかし、現実の、先ほどの話からいうと、いわゆる、大きな成果があった。そして、それはいわゆる上海市内の事情、視察事情、感想、こういうふうに分けてると。この内容について、文書で報告していただけますか。報告文書上がってるわけですから。私はこれは非常に行く前にも、職員が行くというほどのものがあるのかどうかがあったわけなんです。実情はそうなってます。1日目、2日目だけなんです。着いた日に結局は現地工場見学、物流施設の見学なんです。あとは上海市内見学、3日が。日間違うても4日は日帰りで蘇州見学、5日は出発まで自由行動。これで大きな成果というのを、いわゆる町職員がついていくほどの成果というのはどんなものがあったのかと、私は疑問に思うので、その報告書というのをつけていただいて、これは議会の中で改めて議論をして、その内容についてのやっぱり反省を含めて行わなきゃならない問題だと。もう商工会がやる分については自主的な問題が一方であるわけですから、町のお金を使っていないということが報告されてたわけですが、その点1点について、再度町の費用はこの研修の中には含まれていないということが言われていましたけれども、確認をしときたいと思います。

議 長 俺、行ったからようわかってんで。何なら答えてもええけども、あかんけども。

都市整備部長！

都市整備部長 今ご指摘の、初めにパンフレット等を配布されたものと、現地で日程等は変わっていると、私もそれはちょっと参加しておりませんので、そういう内容についてはちょっとわかり……。(4番議員「いやいや、先にこれがあるからわかるやんか。募集要項があるやんか。」)

議 長 4番議員！

4番議員 そしたら、その報告書を提出していただいて、その後の議論というようにしたいというように思います。

それでは続いて、5番目の米飯給食と農業の振興についてに移りたいと思います。

私はこの問題の質問は、1つはいわゆるエネルギー換算でいう問題を上げていくために、広陵町でも完全給食、完全米飯給食の実施、ここに問題を指摘していたわけなんです。それと、これは米食推進運動というような形も書いているように、私はこれは、例えば日本は先進国で食糧自給率が40%に低下していると。幸い、幸いといっても大問題なんですけれども、前内閣のときに自給率を45%に引き上げることが公約として約束されたわけなんです。それは2010年という長いペースですけれども、そういう中で、広陵町でも具体的にやはりその点に立った取り組みというのがあっていいのではないかと、このように考えるわけで

す。その自給率を上げる大きな点は、米を食べるとのことなんです。米を食べるとのことに関して言うと、教育的な配慮がないので再三食文化、食生活の問題について教育委員会が本当に真剣に取り組む気があるのかという問題を言ってるわけなんです。要は、アメリカでは既に日本の和食の効果というのを具体的に政府報告で上げてるんです。いわゆる、アメリカの食糧事情が非常に肉中心になった、肥満、病気が非常に蔓延したと。こういう中で政府報告は、日本の米、野菜、そしてシーフード、こういうものについて食べるというのがいかに有用なのかと。そして特に、アメリカでは……。

議 長 端的にまとめて、でなかったらわからんようになる。

4 番議員 海の野菜は何。海草は食べる習慣がなかった。ところが、これが実際にアメリカでシーフードという形で呼び名が変わったというぐらいに、日本の食文化が見直されてきてるんです。ところが日本は、一番肝心な米の供給が、だんだん食べるのが減っていると。こういうところについて、私はやっぱり日本文化を守る教育を、食の教育を位置づける、こういう点から教育委員会は真剣に取り組むべきだと思うんです。その一環として、私は町内産の食料を食べるということを再三言ってきているわけですが、それはこの際置いときます。しかし、完全米飯給食については、広陵町の采配でできる問題なんです。私はそういう点について、週3日を週5日に改める、こういうふうな点について真剣に考えていただく用意があるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 米飯給食云々について、いわゆる国の方で2000年に学校給食実施状況調査という結果が出ております。その2000年の結果では、完全給食実施のうち、米飯を導入している小学校につきましての比率でございます。平均週2.8回が全国の……。

(4番議員「それは、きょう朝言うたから、もうそれはいいです。」)

議 長 いや、あるのかないのか。寺前さんは、3日のやつ5日にできるかどうかということ問うてはるわけやから、できるならできる、できないならできないという答弁。

教育委員会事務局長 今現在、町といたしましては週5日、栄養等のバランスも踏まえた中で、週5日の中で3日を取り入れ、あと2日はパン食という形で、副食等により補っておるといふ実情でございます。今のところはそういう形で実施していく予定でおります。

議 長 4番議員！

4 番議員 教育長にお答えいただきたいわけですがけれども、実際に今、全国全体でもこの米飯完全実施ちゅうのは政府自身も今米を食べる運動を行ってるんです。これはご存じですね。

実際に、これは教育的観点からも含めて考えていただきたいんですけども、先ほど言った日本食の見直し、それは米食からだということなんです。家ではパン食べてる人もいますよ、先ほど学校給食会ではアメリカの小麦を買って、先ほどの言うように危険な内容も顧みず、パンをいわゆる製造元に発注して、そこから配給してもらっていると、こういうシステムになってるわけなんですけども、実際にそういう中でも米についての完全給食実施してる市町村はふえています。確実にふえています。そういう点からいっても、私は日本の文化、食文化を育てていくという観点ちゅうのは、教育委員会も持ってもいいんじゃないか。そしてそれは何よりも、今全国の状況から奈良県の流れが出てきたら広陵町も追随してもいいですよというような、絶えずそういう感触ではだめだということは、今議会でも何度も述べてるんです。地方分権が進み、地方自治体、広陵町自体の頭で考えていく、こういうような姿勢が感じられないところにこの問題の欠如がある。私は、午前中のときにも本当に真剣に今公務員が考えていくなれば、もっと町民の役立つことができる。思想、信条の問題は別にして、一致点は見出していこうということを提案してるわけなんです。こういうような客観的な数字の部分というの私は一致できると思うんです。食文化を取り戻す、日本の食文化を取り戻す、こういう点に教育長については、まずその1点についてどのような認識を持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 現在、米飯給食を週3回してるのが66.3%です。それから、2回が19.3%、その次4回、一番最小が5回やってるところもないとは言えません。しかし、現在のところは3回で、やはりパンの好きな子供もいるということも事実です。米よりも。したがって、現在のところ3対2というのが一番妥当な形であろうなあというように考え、これを実施しているわけでございますけれども、今後いろいろな状況も考えてみていきたいという気持ちはっております。以上です。

議 長 4番議員！

4 番 議 員 ちなみに、フランスの食糧自給率が136%、アメリカが127%、ドイツが97%。

議 長 もう寺前君、あんた4回目行っちゃうんか。

4 番 議 員 イギリスは70年代に48%に落ちたことがあるんです。それが、現在では99年ですけども、71%に上がってきてる。

議 長 4回目や。どっち向いてやってんねん。

4 番議員 こういう点については、私は真剣に考えていただきたいというように思います。これはつけ加えておきます。

それから、最後ですけれども、青少年センターの建設の問題であります。

これについては、私は……。これは後でするちゅう……。言うてやったらもどられんけど、この分は別の話です。これは1回もまだ言うてないので。

3番目のこれについて、私はこれ教育委員会の関係、こっちも関係するわけですけども、教育委員会の関係で述べたいんですけども、1つは子供会活動、週5日制になって非常に深刻な状況はもう全国各地で起こってます。学力の不足に対する不安というのが一番大きかったということになってます。これについては学校の別の機会で議論していただく必要があると思うんですけども、要は週5日制になった後の子供の放課後の活動、そしてまた子供が健全な生活を取り戻す機会をつくるという点についても、週5日制の大きな意義を認めてきたわけなんです。

そういう中で、広陵町において実際に遊び場がどこにあるのか、子供の遊び場が。そういう点では、1つは地域の公民館を活用していくと、こういう問題1つ上げられました。教育委員会もそれについては前向きな姿勢を示していただきました。もう一つは、やはり集団活動が不足してきていると。子供会活動についても、広陵町全体で言えば、各大字でもう廃止になってるところもあるし、依然として続いているところもあります。しかし、続いているところについてもやはり財源的なしんどさというのはもう大変なんです。こういうような実情をあわせて、今まではキャンプへ1日行ったり、いろいろ子供会活動は行われていました。しかし、残念ながら最近はそのような費用も捻出できないという状況から、取りやめになってる子供会がもう以前からふえてきたわけなんです。そして、そのことからいっても広陵町で、王寺ではキャンプ場が建てられて、非常にそういう子供たちに喜ばれてる現状があります。こういう点でいって、私は広陵町でいわゆる青少年センターという問題が必要だと、あるいはいわゆる居場所づくり、冒険広場、こういう問題が朝のところで私質問してきたわけですけども、週5日制になった後の教育委員会の独創的な考え方や、文部省自身がそのような方向については評価してるんです。これは今年度においても、いわゆるそういうところに補助を出すという政策を行ってます。こういうような部分について、私は町独自で本当に5日制になって子供たちの放課後を安全でそして冒険心を養い、この5日制が有効に活用できるという問題を広陵町独自でどうやるのかというの考えていただく必要があると思います。そういう意味で、私は身近なところで、前々前回からこの青少年センターというの一步進んだ

ところまで来たわけなんですから、これについては引き続き、場所等も含めて再度考えていただく。その過渡期については、広陵町の子供会活動の進展を図って、そういうキャンプ場なりそういうものが積極的に誘導装置ができるような活動現場をつくっていただきたいということについて、再度お尋ねいたします。

議 長 今の質問につきましては、政策的な問題でもありませんし、政治的な判断も必要かと思しますので、町長に答えていただきます。

町 長 青少年センターの用地があえてあるわけでございますが、これの有効利用を早く図れということでございます。

お申し出のこの青少年センター建設用地は、図書館と駐車場として、またそれ以外にもいろいろお使いをいただいているわけです。実は図書館が、日本一の図書館を2年連続して続けているんです。それだけすごい図書館であります。この日本一の図書館というのは、やはり駐車場が完備されて蔵書冊数や環境がよいということが、この用地も加味しているわけでございます。私はそこで、1回目の答弁で申し上げました隣接公園の多目的広場を有効利用すると。ここで大きな広場があるわけございまして、こういう機関、こういうところで出来はしないかということに関係機関のご同意をいただけるならば、この場所で利用を図っていただこうと、そういう思いで現在調整をしているところでございまして、現在のお申し出の青少年センターにつきましては、図書館等幅広いご活用いただこうと、そういう願いで思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 4番議員！

4番議員 私はこの問題は懇談会をつくって、そして住民が参加をして、この場所の設計図をつくったという経過があるんです。だから、この部分についてどうするのかということなんです。私は場所が本当に不適切というのであればそのときになぜできなかったのか。私はこれは林田町長時分に、この点について非常に積極的な位置づけをしてやろうというふうになったわけなんです。その当時も今も場所等、あるいは利用形態は変わっていないわけですから、これがもし今町長にかわって、これはできないということであれば、住民の信託を受けた、当然にこの部分については住民が決めたところなんです。それにかわる問題ちゅうの明確に私は代案を出すべきだと。そういうことが特に求められておると思っています。そういう点について再度、多目的広場を有効に使うというのはあくまでも過渡期の問題であって、この青少年センターの建設についてどうか、最後聞いておきたいと思ひます。

議 長 町長！

町 長 議会とご相談を申し上げて、今後進めていきたいと、このように思います。

議 長 何かありますか。ないですか。

以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

本当にご苦労さまでございました。

(P.M. 5 : 15 散会)

平成14年9月24日広陵町議会
第3回定例会会議録（最終日）

平成14年9月24日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
都市整備部長	吉村正勝	水道局長	中尾勝
教育委員会事務局長	竹田健次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	乾善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	議案第48号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
	議案第49号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
	議案第51号 広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結について
	議案第52号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
	議案第56号 平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第62号 平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
2	議案第50号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
	議案第53号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第54号 平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第55号 平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第57号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第58号 平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第59号 平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第61号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第63号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第65号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
3	議案第60号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第64号 平成13年度広陵町下水道事業会計決算の認定について
4	議員提出議案第7号 奈良県で30人学級実現を求める意見書について
5	議員提出議案第8号 障害者支援費制度の改善を求める意見書について
6	議員提出議案第9号 町内3バス路線の廃止撤回を求める意見書について
7	議員提出議案第10号 道路特定財源堅持に関する決議について
8	議員提出議案第11号 町内3バス路線の廃止撤回を求める決議について

議長 それでは日程1番、議案第48号、49号、51号、52号、56号及び62号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、小原君！

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会はさきの本会議において付託されました6議案につきまして、9月17日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第48号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについては、今回の組織改革は行政事務の多様化に対応するためであり、具体的な目的は新清掃施設建設への迅速な対応、電子自治体の構築などであることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第49号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第51号、広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結については、今回2社が入札辞退をしたが、その理由とペナルティについての考え、また、物品購入では予定価格が非公開となっているが、現在は価格設定が難しく、公表はデメリットが多いとの説明を伺いましたが、一部議員から予定価格を事前に公表していないことを理由に反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第52号、平成14年度広陵町一般会計補正予算については、幼稚園、保育園の期限付職員の今後の採用計画、8月に採用した臨時職員の再雇用の考え、広陵運動公園管理棟の広さ、地元住民などの視察旅費の積算根拠などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第56号は、平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。本議案については、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、また、成果が得られたかどうかを審査するものであります。

まず歳入であります。滞納額の増加については、課税額全体が増加したこと、現在の深刻な不景気が原因であり、今後の方策としては、滞納者個々の実態を十分に把握し、税収確保に努力することなどを伺いました。また、町営住宅の滞納状況、納税推進委員会の活動などを詳細に伺ったところであります。

次に歳出であります。各品目の支出について、その成果や今後の方針を詳細に伺ったところであり。特に、住民基本台帳ネットワークに関しては、苦情等の処理の具体的な対応方法や個人情報保護条例制定についての考えを伺い、また、平成13年度の町道緊急安全対策改善事業補助金が多額の不用額が生じた理由、斎場待合棟管理人の賃金の明細、サン・ワーク広陵のレストラン再開の見通しなどについて伺いました。

また、本町における人権教育と同和教育の位置づけ、公民館、集会所建設の補助金、町指定文化財の数など、資料により多方面にわたって伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に議案第62号、平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、学校給食の食材に地場の産品を使用することに関しては、現在出荷組合との話し合いが中断していること、また、学校に設置された生ごみ処理機の現状などを詳細にわたり伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議はお昼の1時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(A.M. 10:12 休憩)

(P.M. 1:01 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

午前中の委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第48号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第48号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第48号は原案どおり可決されました。

次に議案第49号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第49号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第49号は原案どおり可決されました。

次に議案第51号、広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

備品についての予定価格を設定することについては、大変慎重にしなければいけないし、難しい問題点多々抱えているということは重々承知してしているわけですが、同じく平成13年度の決算の中にもありましたけれども、さわやかホールの備品の入札に関しまして、予定価格よりも上で入札された方、それからかなり予定価格より下回って入札された方と、大変混乱した状況がありまして、このときの問題点については、理事者の方も強く認識していただいていたところでございます。ですから、大変予定価格の設定について難しい点はあると思いますけれども、慎重に十分に調査をしていただく中で、やはり予定価格を公表していただくということがどうしても必要ではないかと思っております。そういう点で、今回残念ながら予定価格が公表されておりましたので、反対とさせていただきたいと思っております。

議長 討論ありませんか。 15番議員！

15番議員 わかりながら反対をされていますので、私は賛成の立場から討論いたします。

広陵町立図書館電動式移動書架購入契約の締結については、予定価格の事前公表を実施していないことを理由に反対されております。今回の入札ではいろいろと創意工夫をされ、公正で透明性、競争性の高い入札となっており、その結果として安価な契約金額とすることができました。反対者が指摘されます予定価格の公表は、現在ではデメリットが多く、今後も

慎重に取り扱うべき問題だと認識しており、この意見は反対する理由にならないと思います。よって契約締結には、理事者の努力に敬意を払いつつ賛成すべきものと考えます。終わります。

議 長 4番議員！

4番議員 そこまで言い切ると、どうしても議論を深める必要が出てくるわけなんですけれども、要は予定価格の公表という点と、それから価格から値引きが6割になってるというところの問題との関係になってくるだろうと思うんです。結局、予定価格が公表されていてなおその予定価格に近づくというようなことがある場合の懸念を言っておられるんだと思いますけれども、大体文房具等、あるいはまたそういう部類の器材は、地方自治体向けの価格設定があるんです。そしてそれは、大体が通常で言うと、6掛けで問屋から入ると。しかし、現実問題としては自治体向けの価格が設定されてるということがあって、結局どこでもほとんどわかってる問題なわけです。だから、予定価格の公表を町が具体的に努力をして公表していくということについては、何ら差し支えのないところであって、むしろ予定価格の設定時に自治体がどれだけ勉強をした価格を把握できるのかということにかかってくるわけですから、一般競争入札の中で、こういう種類の案件だけは予定価格を公表できないという根拠は何らないということであります。

そしてまた、この問題にかかわって、予定価格のメリットとして、この予定価格を聞き出すという作業が要らないと、職員及び理事者等から聞き出す必要がないというところのメリットというのははかり知れないものがあるんだということは、産業経済委員会でも答弁があったわけですから、逆に言えば、私はそういう点を貫いていくということをやすべきだったというように思います。こういう適正な価格かどうかちゅうの私たち自身も深くは認識できる材料を持っていないわけなんですけれども、こういう点についてのやっぱり認識ちゅうのは、統一した形で進めるということが必要だというふうに思いますので、デメリットも多く、今後も慎重というような考え方に現在なっているとすれば、問題も多くなるというように思いますので、改めて予定価格については特別な、本当に特別な事情がある場合以外は公表していくという基本線を貫くことが必要だというふうに思いますので、そういう点の公表がなかったということは残念だったということです。その透明性やその他の問題について今どうこういっていうわけではないわけですから、その点についての取り組みも今後行っていただきたいということも要望をあわせて、この案件には反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第51号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第51号は原案どおり可決されました。

次に議案第52号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第52号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第52号は原案どおり可決されました。

次に議案第56号、平成13年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員!

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

政府は2001年の予算編成に当たって、日本経済の現状は全体としては穏やかな改善が続いている。これは2001年1月の月例経済報告でございますが、そういう政府の判断からは大きくかけ離れ、深刻なデフレスパイラルに陥り、完全失業率も発表ごとに過去最悪を更新し、2001年12月発表では5.5%と一層深刻な状況です。

その一方で、医療制度の改悪を重ね、高齢者医療費の負担増や65歳以上の介護保険料の負担増、94年に行われた年金改悪で基礎年金部分の支給開始を繰り延べの措置が始まったり、また、雇用保険の労働者負担分を一気に5割も引き上げるなど、社会保障分野で2001年度だけで2兆円を超える新たな国民負担を押しつけました。小泉内閣が唱えてきた構造改革は、痛みを耐えれば光明が見出せるというものでしたが、国民に激痛をもたらし、日本

経済をだめにするものであることが一層明らかになっています。

広陵町も例外でなく、2001年決算では町民税の個人分はわずかに伸びていますが、納税者数がふえたためであり、1人当たりの納税額は引き続き減っております。法人税はさらに深刻で、税収額で2割以上の落ち込みでございます。本当に深刻な状況でございます。2001年度予算は、平岡町長が提案されたものではありませんが、予算執行は大部分平岡町長によるものでございます。そういう中で、平岡町長が国の悪政から広陵町民の暮らしを守る立場に立っていただけてきたのか、強く問われるところでございます。この9月議会の中で議論してきましたが、国の政治の問題点を議会や町民に明らかにして、国に改善を強く要望していただくという点について、責任を果たし町民の信頼を勝ち得たとは言えません。このことが反対の第1点でございます。

また、この深刻な不況の引き金になったのは消費税の引き上げであったことは、だれもが認めるところでございます。さらに、消費不況と言われる中で、消費税を下げるのが景気を回復させる有効な手段であることは、経済専門家や財界でも指摘されているとおりでございます。とりわけ、所得の低い者ほど重くのしかかる逆進性の強い消費税については、緊急に減税すべきであることを強く国の方に要望すべきでございます。国も地方も大きな赤字を抱え、財源はどうするかと言われるでしょうが、これは国の税金の使い方が間違っていることに起因するものでございます。公共事業4割、福祉2割という、世界の中でも税金の使い方は逆転していることはよくご存じいただいていると思います。大型のむだな公共事業の見直しで財源をつくることはできます。また、消費税の減税で景気回復につながり、所得税や町民税の税収増が確保できます。ところが残念なことに、平岡町長は消費税賛成の立場をとっておられることが反対の第2点目でございます。

第3点目は、同和事業に600万円もの税金のむだ遣いをされていることでございます。2001年度は、地対財特法残務処理の最終年でございます。同和問題の根本の解決とは、同和という言葉が死語にすることでございます。2001年度に広陵町で同和問題に関するトラブルは一件もなかったことを確認しました。近隣でそのような問題に巻き込まれた場合のことを考え、引き続き同和事業は必要だと答弁がありましたが、全く説得力のないものでございます。また、予算には解放同盟中央集会参加費が計上されていましたが、具体的な決算額についての明細報告はされませんでした。このような時代錯誤、不透明かつ解放同盟という私的団体に偏った税金のむだ遣いに強く反対するものでございます。

また、同和残しの人権教育に転換されようとしていますが、憲法と教育基本法に基づく民

主義の教育を豊かに発展させることが完全な融合を実現できる道でございます。和歌山県では、和歌山県同和教育研究協議会が2000年10月に解散しました。同和教育とは何か、同和教育終結の意義、人権教育をどう受けとめるか、広陵町でも今こそ真剣に議論していただきたいと思います。共産党がかねてより指摘しています同和事業、同和教育反対の姿勢に、大きな声では言えないがそのとおりだ、賛成だという方々が大部分であることに確信を持つところでございます。

第4点目は、委託料の積算根拠が明らかにされないことでございます。例えば、収集業務委託料は1億783万3,950円と大変大きな金額でございますが、積算根拠が明確に示されませんでした。これは2000年度と同額で、人口がふえた分安くなっていると説明されていますが、問題点のすりかえにすぎません。競争入札もされておらず、入札がなじむか議論の余地はあるところではありますが、積算根拠もわからず、適正な価格だったのか、これでは議会は判断することができません。委託料は設計委託料、私立保育園運営委託料などさまざまな内容の委託が含まれていますが、合計で何と13億円を超えるわけでございます。決算の1割を超える委託料の積算根拠、明確にすべきでございます。

第5点目は、住民基本台帳ネットワークシステムに1,811万2,500円の支出をしていることでございます。住民基本台帳ネットワークシステムの実施に当たって、個人情報保護に関する法整備が必要ですが、法整備が整っていないにもかかわらず強引に実施されたわけでございますが、そのような中で、自治体によっては住基ネットの接続を切断したり、接続を個人の選択に任せたり、さまざまな対応がなされているところでございます。広陵町でも個人情報保護条例の制定やトラブルが発生した場合一時停止を含むなど、必要な措置を審議会に諮るなど、民主的な手続を経て至急に対応できるようにすべきでございます。早急に改善されることを強く要望したいと思います。

また、意見として加えさせていただきたいと思います。

今議会も議会から幾つかの資料を請求させていただきましたが、例えば議長交際費、町交際費などは情報公開条例に耐え得る内容ではありませんでした。もっと積極的に詳細な資料の提供に心がけていただきたいと思います。

合併につきましては、今年度に50人会議の予定で、住民の声を反映させる意図は大きく評価をするところでございますが、国や県のなりふり構わないような強引なやり方に振り回されないよう、冷静にメリット、デメリットを町民に知らせ、一層幅広い町民の声を踏まえていただくように要望したいと思います。

最後に、平岡町長になってから、新清掃センターの話し合いが進みつつあることは大きく評価いたしますが、RDF施設へのこだわりは大きな問題を含んでいます。徹底した情報公開と複数の専門家と幅広い町民を含めた審議会を至急に設置して、住民合意で解決していただくことを重ねて強く要望したいと思います。

今申し述べましたように、反対や意見として上げました問題点については、理事者を中心に職員さんも含め、十分に議論をしていただき、2003年度予算編成に大いに反映させていきたいと思います。

最後に、2001年度決算の中で、法施行後訪問介護利用者負担額軽減措置事業の実施や、議長、町交際費の大幅節減、町史の発刊等、評価させていただくことも幾つもあったということを加えておきたいと思います。以上、反対の討論を終わります。

議 長 ほかに討論ありませんか。 15番議員！

15番議員 反対者がございますので、私は賛成の立場から討論いたします。

平成13年度当初予算は議会に提案されて原案どおり可決となり、その後の補正予算についてもすべて可決されております。議会の議決した予算を町がいかに適正かつ効果的に執行されたかが大切であります。反対の理由の中で、消費税については日本の税制度全体の中で議論される問題であり、本町の決算と直接関係しないものであり、反対の趣旨が理解できないものであります。

またもう一点の、同和教育については反対されておられますが、同和教育はあらゆる差別に対する教育であり、何ら反対する理由に当たらないと思います。

本決算につきましては、適切で効果的な予算執行に努められ、適正、適法に執行されており、監査委員の意見も参考にした上で総合的に判断して、適正な財政運営であったと考えます。よって、本決算の認定については賛成いたします。終わります。

議 長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 今、吉岡議員が賛成の大前提に、議会の議決した予算が間違いなく適正に執行されたかどうか、このことが中心だというように認識されています。しかし、これはいわゆる議会が予算の審議をし、そして予算の効果的な適正の中身について踏み込まない形式的な判断であります。議会は、本当に適切であったかどうかということを真剣に考えるならば、執行の中身についてどのような形で行われたのかということが問われなければなりません。今、吉岡議員が言った執行が適切かどうかということであれば、監査委員のいわゆる検査報告をもって議会はその追認決議をすれば済むだけの話であります。つまり、この問題も当然

毎回この予算が適正かどうかという問題は議論になるところであります。そして、地方自治体の大半のところでは、なれ合いやまた業者との癒着、そういうものがないところについては、適正な執行が行われているということが当然の内容なわけであります。

そういう点について、議会の果たす役割は一層重要であります。いわゆる、その予算の中身が住民にとってどのような効果があったのか、また住民にとってどのようないわゆる税金の使い道が行われたのか、こういう問題は個々角度を深めて議論し、議会の中でそれを審議する、これが議会の本当のあり方であり、議員の役割だというように思います。そういう点で、まず大前提となる部分について、認識が非常に違うという点は残念なことであります。私は、一層議員が予算の執行の中身について真剣に議論をし、そしてその中身の具体的な問題について理事者とやり合っていく、こういう議員本来の仕事を強く期待するものであります。

その大前提の違いを別にして、消費税の問題と同和行政の問題について言及されました。

1つは消費税の問題については、私たちは当然、議会があるいは理事者が消費税に対してどのように考えを持つのか、これは自由であります。私たち自身もたびたび言ってるように、日常生活の中で消費税に反対してるからといって消費税の5%の部分を拒否する、こういう態度をとったこともありませんし、当たり前の話であります。要は、議会やあるいはまた理事者が執行の中にあって、その制約されている部分、いわゆる従来から言われると3割自治の範囲の中で、どれだけ地方自治法や地方公務員法に従って、住民の福祉向上を目指す仕事をするのかということが問われるわけであります。そういう認識に立てば、当然に、理事者が国や県の施策に対して法律上従わなければならない問題については当たり前の話であります。しかし、それに対する見解は、当然理事者の住民に対する地方自治法などでうたわれる福祉を守る立場を鮮明にするかどうか、このことと深く関係していくわけですから、私は理事者が消費税の問題について、今これだけの不況が進んでいる大きな原因は消費不況だと言われております。日本の総生産高の60%を占める部分が消費であります。この消費の回復なくして、現在の経済の回復はない、このことについてはアメリカの専門的な経済学者やその他海外からでも言われております。日本でもテレビ等が出る有名な経済学者は、一時的消費税ストップをすることが今経済の建て直しなんだと、こういうことに言及されている状態があります。こういう認識に対して、私はやはり国、県の言いなりになるのではなく、地方自治体を預かる者として、この消費税に対する見解は当然述べてしかるべきだと思います。そしてそのことの中身が、私たちが再三言ってるように、自治体の住民を守っていく、そして

それは可能な部分に対して国や県と対決する姿勢も時には必要な部分だというように認識しています。こういう認識については、ただ単なる認識の違いではなく、住民の命や暮らしを守る地方自治体の責任ある立場として私たちは必要だという認識を持っています。そういう点から、消費税に対する認識を明確にしない、賛成しているという立場の町長に対しては、私たちは厳しく追及するものであります。

もう一つは、同和行政の問題であります。同和行政は、日本の行政のひずみを大きくさせてきました。そして、この問題については奈良県会でも日本共産党の今井光子県会議員は、同和関連予算の中で20億円の融資に対して300万円の利息しか返してない企業の問題をとらえて、同和行政の究極と思われるような不正事件が起こっているわけであります。こういう問題に対して、最もこの同和行政のひずみがあらわれた1点でありますけれども、逆差別が行われる、あるいはまたその予算の使い方が偏っていた、こういう点は一般の方々についても当然に認識を持っておられます。こういうことに対して毅然と各自治体では立ち向かう、いわゆる町長や市長、県では高知県の知事筆頭に多くの方々があらわれています。こういうことに対して、奈良県は残念ながら後進県と言わざるを得ない状態です。同和対策特別措置法が廃止された後も、奈良県の中ではまだまだ部落解放同盟一部幹部の横車に押されるという側面が強い状態の中で、私は広陵町の行政としてきっぱりと態度をとっていくというのも地方自治、地方分権を守るための重要な認識の一里塚だという判断をしておりますので、これに対しても毅然とした態度をとっていくことが本当に求められてる問題だというように認識を持っていますので、吉岡議員のこの2つに対してあいまいな態度をとって、予算全体を賛成するという点については、賛成しかねる問題です。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第56号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第56号は原案どおり認定されました。

次に議案第62号、平成13年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第62号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は認定されました。

次に日程2番、議案第50号、53号、54号、55号、57号、58号、59号、61号、63号及び65号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、片岡君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議におきまして付託されました10議案について、9月18日の委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第50号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについては、65歳から70歳の方の医療費負担の影響は、平成14年を基準に推計すると363人が影響を受けること、また改正の周知については9月末ごろにチラシを配布する予定であり、各医療機関には県、町の医師会から窓口の手続が混乱しないよう指導されていると伺いました。医療費の個人負担増に対する町の取り組みが必要との意見もございましたが、また一部議員から保留の表明もあり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第53号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算については、何ら異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第54号、平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算については、老人医療費助成条例の一部を改正に伴う電算システム変更のためであること、また今後の歳入予想などについて伺い、窓口の負担増へのシステムであるとの意見も出されましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第55号、平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算については、介護保険特別準備基金は3,000万円を保健福祉事業との関係上、保険料の財源とし、残り5,000万円については、円滑な制度運用を行うための介護サービス給付準備基金に積み立てることを伺いました。また、介護利用促進の方策、特別養護老人ホームの待機などについて伺

いました。また、基金を保険料や利用料の減免補てんにという意見もありましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第57号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、国民健康保険税の滞納は、破産20件、生活苦85件、居所不明43件、分納252件、営業不振17件、更正8件であり、滞納額の増加は深刻な不景気が原因であること、保険証の未受理の方は115名で現在郵送の途中で、さらに、高額療養費の状況、基本検診、歯科検診などについて詳しく伺いました。また、傷病手当や出産手当金も必要との意見もありましたが、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第58号、平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、平成13年度の対象者数は3,002名であり、1人当たりの医療給付費は64万5,784円であること。健康づくりのために、保健センターで種々の教室を開いている状況、また人間ドック基本検診、健康診断などの予防が重要であることの考えを伺いました。また、医療費負担がふえる中、窓口負担の軽減が必要との意見もありましたが、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第59号、平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、給食サービスは介護サービスのメニューにはなくボランティアで行っていただき、今後も介護サービスの上乗せ、横だしはしないことを伺いました。全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第61号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、墓地の管理の状況を詳しく伺うとともに、当初1,839区画の整備を計画し、現在1,129区画が販売され、残った中で管理棟、水道施設などを整備することなどを伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第63号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の延べ人数、1日の処理件数、痴呆の方の検査などについて伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

最後に議案第65号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについては、条文について詳しく説明を受け、改正されることに対する対象者、見込み額について報告を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、簡単ではありますが厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第50号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第50号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第50号は原案どおり可決されました。

次に議案第53号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第53号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

次に議案第54号、平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員!

3番議員 委員長として採決に参加できなかったものですから、今この場で意見を述べさせていただきます。

反対の立場で討論をいたします。

老人医療費の今回のこのシステムにつきましては50号と同様、お年寄りの方々からの非常に10月から医療費の増額に伴う、また今まで定額制であったものが1割、また高額所得者の方につきましては2割という形で、非常に負担が重くなっていくという内容でございます。これにつきましては、いろいろとお年寄りの方々、本当に今後どういうふうな形で上がっていくのか、また実際に今までの上限が廃止されていくという中では、非常に不安な状態の中で、気軽に医療を受けるという状態ができない。また、前のこの医療費の問題につきましては、坂口厚生大臣などは簡単な風邪とか頭痛程度では医者にかからないような、そういうふうな抑制効果が期待できるというふうな答弁もされてるわけですが、本当にそういう軽い状態の中で、お医者さんに行く、そして治していくということが非常に必要だということは、この委員会の中でも要望の問題から絡めて、ほかの委員からもいろいろとご意見が出されていたところでございますが、そういう軽い状態、また今のお年寄りの方々非常に病気が重くなってからしか医療にかかれなような状態をつくってしまうことのないように、やはり町としてお年寄りの方々に対しての窓口負担であるとかということにつきましては、やはり考えていっていただきたい。

また、この54号につきましては、そういう電算のシステムをいち早く取り入れた形になるということで、まだ国の方がこういうシステム、またこういう条例を県なりがしてるからといって、広陵町の方が言いなりの形でいち早くそれを取り入れていくということはないのではないかと。また、それはお年寄りの方々の生活実態なり、また医療の問題なり、もっと十分に考えていただく必要があるのではないかと、そういうことにつきましてやはり考えられていない、また窓口負担についてもそういうことでございますので、反対をさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 ただいま片岡厚生委員長の方から反対の討論がありましたけれども、この議案に対しては、私は何ら反対すべきものでないと思います。しかも、厚生委員会に対しては10の議案が付託されましたけれども、議案第55号を除き、すべて全員一致で可決認定されたものであります。それを、厚生委員会の委員長たる片岡さんが反対質問されるということに対し、私は厚生委員会を軽視されるものと、私個人としては考えたいと思います。

議案第54号に対しては賛成いたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今、賛成の討論がありましたけれども、基本的には委員長なのに反対をするのは何

事かということの内容だったと思いますが、委員長という立場上で賛否には加わらないのはよくご存じいただいておりますけれども、この議案審議の中で、この問題点について片岡委員長はきっちりと指摘をし、また反対する旨を報告しているところでございますから、ルールにのっとったやり方の中で対応させていただいていることを明らかにしておきたいと思っております。

そして、今回の議案につきましては、やはり国の法改悪に伴って、広陵町民の高齢者の方々が大変な痛みを伴うということを理事者、議員が実感として真剣に議論をしていくという姿勢が大事だということが大きな問題であることも加えまして、反対といたします。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第54号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第54号は原案どおり可決されました。

次に議案第55号、平成14年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員!

3番議員 同じ立場で反対討論をさせていただきます。

介護保険特別会計のこの補正予算につきましては、介護が予定どおり進まなかったことに対する残ってきたお金に対しまして、それを基金に積み立てていくという補正でございますが、やはり皆さん方がいろいろ利用が促進ができなかった、また在宅介護の方になかなか利用が伸びなかった、施設介護の方に流れてしまったというところもあるわけですが、そういう中で、いかにもっと介護サービスを利用していただくかということの中で、やはり利用料が高い。そして、だから丸々ケアマネジャーさんから出されたメニューがすべては受けるというのが難しい中で利用が抑制されてきているというふうな面もございますので、この基金につきましては、ほかの余った分、国とかまたは県とか、そして2号保険者の基金につきましては返却をされてるわけです。そして、1号保険者のとこだけがこういう形で基金に積み立てられていくということは、非常に不合理だというふうに考えます。そして、1号保険者の方々に今度3,000万円は次の保険のこの算定の金額に入れていただくという

ふうになったわけですが、やはり非常に利用がしにくい状態の方々に対しては、やはり減免、減額制度というのを、この残ったお金の中からやはり考えていっていただくのが必要なのではないか。こういう姿勢が町の方に見られなかったということで反対をさせていただきます。

議長 討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 この件に関しましても、委員会で全員一致で可決されたものに対し委員長が反対討論をされることに対し、私は釈然としないものを感じるわけでございます。

この議案に対しましては、平成13年度の介護保険により生じた給付の残額を基金として積み立てるものであり、1号被保険者の低所得者層にこの基金を取り崩して減免すべきとの意見に対しては、介護保険の減免については既に減免制度の中で処置していることであります。新たに、今回の基金を取り崩して減免することは、制度上不可能であると考えます。よって、本補正予算については何ら問題なく適正、適法なものであり、私は賛成いたします。終わります。

議長 5番議員！

5番議員 第1点目は、同じく釈然としないということでしたけれども、この点は情緒に流されることなく、私どもの方はすべてルールにのっとって行わせていただいているわけですから、冷静に判断をしていただきたいというふうに思います。

それから、減免制度で処置しているのでいいのだということですが、今の減免制度が十分かどうかは大変問題があるわけでございます。今でも大変高い介護保険料、そしてサービス利用料も大変高いということで、減免を求める声は大変大きなものがございます。そういう中で、8,000万円もの大きな金額が基金に積み立てられていくということについては、やはり被保険者に還元していく、返していくということが筋道でございます。国民健康保険の方では、基金の方は2,000万円に歯どめを打って、それ以上上積みをしてございません。黒字になりましても、すべて繰り越しをしているわけです。介護保険の方も、やはりこの8,000万円を超える、また来年度は黒字が出ましたら1億円を超えるかもしれません。このような処理の仕方については、住民の声も反映されていないし、住民に還元すべきであることを指摘をして、反対いたします。

議長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第55号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第55号は原案どおり可決されました。

次に議案第57号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 それでは、この57号も反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険そのものは、国民の皆さんが皆保険を受けられるようにという趣旨の中でつくられたものでございます。そして、今国民健康保険税の滞納はたくさんございますけれども、またこの先ほども申しましたように、滞納額の増加は深刻な不景気が原因であるということも町の方も認識をされているところでございます。そして、このような国民健康保険に加入されている方の生活というのは、本当に大変な状況の中で、リストラがあり、また賃金カットがありというふうな、そして先ほどみたいに倒産であるとか、それから自主廃業であるとかというふうな形で、非常に生活が困窮されている方、また生活が行き詰まっておられる方というのが非常に多く入っておられるのも実情でございます。この中で、国民健康保険税の会計そのものは非常に大変だということは認識しておりますが、その中でもやはり国民健康保険が本当にないことにはあすの自分の生活というんですか、健康に対してでも自信が持てない、またすぐにも医者にかかりたいけれども、なかなか町に対しても取りに行けないとか、いろいろな実情もございます。また、病気になればもう遅く、今生活に困ってしまうという、入院された場合なんかですね、特にそういうことがございます。それに対しまして、傷病手当とか出産手当などもやはり必要であるということは再三申し上げているわけですが、またその必要性については町の方もご認識はいただいていると思いますが、なかなかそれが即、具体的な形で町民の方を向いて執行されていないということにつきまして、反対をさせていただきます。

議長 討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 賛成の討論をいたします。

減免制度については他市町村に先駆けされ、そのことは住民にも周知されており、中でも低所得者等についてはケース・バイ・ケースで細かく対応されているところであるところか

ら、新たな規定は必要がないところであります。また、病気にかからない、病気になっても軽く済むよう、保健福祉事業として、保健センターが中心となり種々の病気予防のための施策を実施されており、これは住民の意識、取り組みと行政が一体となって、息の長い取り組みが必要であります。なお、滞納についても、管理職による納税推進委員会を設けて積極的に取り組まれているところであり、この議案に対して私は賛成いたします。

議 長 5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

減免制度が先駆けて決められているということで指摘されましたが、要綱として整備されているのはそのとおりでございますが、しかし、今の状況の中で、それがどれだけの効果があるかという点につきましては、まだまだ不十分であると言わざるを得ないわけでございます。というのは、保険料が高くて払えない方がふえている、このことは、今指摘されているとおりでございますが、根本的な問題に今賛成討論について触れておられないんです。この国民健康保険会計の根本的な問題点は、国の方の補助金が大きく減額されてきて、今では35%しかないというところが一番の厳しさ、困難点を持っているわけでございますから、この会計について、滞納をもっと一掃するよというということで取り組んでいると、これで解決するような問題ではないということをお認識していただきたいというふうに思います。

そういう中で、保健福祉事業等取り組んでいただいているのはよくわかるわけでございますが、検診などももっともって検診率を上げていく、このことも大きな課題となっております。一層の多方面からの努力が必要であることを申し添えておきたいと思っております。

そして、根本的な問題点について理事者、そして議員の皆さんは認識をしていただきたい。先ほど言いましたように、国の方の補助金が少なくなったことが一番の原因でございますから、これは議会、理事者あわせて、国の方に強く補助金のアップを要望することが必要でございますし、それから、この会員の被保険者の構成から見ましても、本当に所得の薄い層の方々が加入されるというような制度的な問題、これが横たわっているわけでございます。引き続き、この点については今後も議論すべきでございますが、そういう根本的な問題点を指摘して、反対といたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第57号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第57号は原案どおり認定されました。

次に議案第58号、平成13年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 それでは、反対の立場で討論させていただきます。

老人保健特別会計の決算に対しましては、広陵町でこの老人保健の会計をどうこうできるという形のものではないということはあるわけですが、ただ、やはりこれが国保と同じように国の負担というのが、国が本当にどれだけ補助をしてくれるかということがやはり必要になってくると思います。それがいいことには、国保の方から無限大にやはり老人保健の方に金が流れていくというのが、非常に国保の財政も非常に圧迫するという形になるわけですから、やはり国の方に負担増を求めていくことが非常に必要だというふうに思います。

それと、また10月の実施されます医療費の値上げにつきましても、お年寄りの方々の窓口負担が非常に厳しいということは先ほどから何回も申し上げてるとおりでございますけれども、今70歳、今までは一定額だったものが1割負担ということになりますと、本当に試算されてるところではもう10倍以上の負担がかかってくるころもあるというふうに聞いてるわけです。そういうふうなことに對しまして、やはり窓口負担の軽減というのは今後必要であるというふうに、ずっと今までからも必要であるということで申し上げていたわけですが、今後はなお一層必要になるということで、これからお考えいただきたいなというふうには思います。

それと、今現在この決算に対しまして、やはりそういう形で前の予算のときにも窓口、またお年寄りの方々に対しての軽減ということは申し上げてたわけですが、それにつきましても、前向きな形での状況ではなかったということで、反対をさせていただきます。

議長 討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 議案第58号に対しても委員長が反対されましたので、簡単に賛成の討論を行います。

決算については、歳入歳出とも法の規定にのっとり適正に施行されており、認定すべきものであります。なお、国においては医療制度の抜本改革に向けて、予防対策等を含め、今年

度中にその施策を現在検討中でありますので、その動向を十分に見きわめながら進むべきであり、何ら決算については反対する理由はなく、賛成いたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今賛成討論の中で法の規定にのっとり適正なので賛成だということでございましたが、それについては、やはり広陵町の考え方が一向に見えてこないわけです。この広陵町民に対する決算でございますから、その町の姿勢、老人医療に対する姿勢のある決算であるのが当然でございます。

今回、2001年は1月から高齢者の医療改悪が行われまして、その中で全国的には3,000億円の国民負担増となったわけです。そういう中で、本当に医者に行けない人がたくさんふえてきている、これに対して平岡町長は広陵町民の立場に立って、国の方にこの医療の改悪はやめろと、このことを町民と一緒に強く要望していただくということがどうしても必要でございます。そういう姿勢が残念ながら見せていただけなかったもので、反対いたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第58号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第58号は原案どおり認定されました。

次に議案第59号、平成13年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。討論がありますようで、では3番です。

3番議員 反対の立場で討論させていただきます。

介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、先ほど補正のところでも出されましたように、やはり基金の問題が一番大きな問題になってくるのではないかというふうに思います。そして、基金をどのような使い方をしていくのかということが、どれぐらい残るのかというふうな予測はもともと立ててなかったわけです。そして、これはやはり3年間かかってやらになっていくものだというふうな形で予定をされていて、もともとの試算がそういう形に

なっていたわけですが、ところがこういう形でお金が残ってきていると。これにつきましては、先ほどのやはりサービスの抑制がされてきているということは、もともとの初めの予定からいいますと、確かなことだというふうに思います。そして、この抑制に対しての原因というのは、先ほども言いましたように利用料が高いことと、そして自分が欲しいメニューがなかなかないというのか、今の介護保険の本来のメニューは、一応町の方としてはグループホームなどは別ですけども、やっておられるわけですけども、今横だし、委員会の中でも給食サービスであるとか、それから外出支援のタクシーの問題であるとかということでお話をしたわけですけども、それも給食サービスについてはボランティアでもう行っていて、町の方としてはそういう形での横だし、上乘せについては今のところは検討していくつもりがないというふうな形で答弁をいただいているわけです。やはり、こういうサービスの利用が抑制されていくという事柄につきましては、やはりもっと真剣に考えていただいて、サービスの内容というのを検討していただく必要があるのではないかと。そして、基金につきましては、もっと1号保険者の方に返還していただくということが必要だと思います。3,000万円の、次の保険料の資源にということ言われてますけれども、これは別に3,000万円にしなければならないという根拠は何もないわけですから、8,000万円がそのまま入っていくということでも十分考えられることだと思います。そのことによりまして、次の3年間の介護保険料が引き下げられるという形になっても、それは町民の皆さんに非常に喜んでいただけることだというふうに思って、そういう姿勢がここでは見当たらないということで反対をさせていただきます。

議 長 討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 議案第59号は、平成13年度の広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定でありますので、厚生委員会でも全員一致で可決されたものであり、何ら反対する理由はなく、賛成いたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今回の介護保険で、とりわけ2001年度の決算に反対をする根拠は、平岡町長が7月に当選されてから、1,000万円の保健福祉事業に対して改善することを約束いただいております、この2001年度の中でも直ちに改善できたはずなんですけれども、それについて残念ながら改善していただけなかった。2002年度については約束どおり改善していただいていることは大きく評価してきたわけですが、その点について、その1点で反対をいたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。もう終わりです。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第59号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第59号は原案どおり認定されました。

次に議案第61号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 これは委員長報告どおり賛成しております。いわゆる返還の問題等は、議論をして意見をつけているわけですが、賛成です。

それとともに、委員会の運営について、先ほどから委員長が反対討論をできないというような認識のもとに委員長を攻撃しているわけですが、私はその点については、議員の良識とそして議会のルールにのっとった認識を持っていただくことがぜひ必要だということに思います。

例えば、本会議の席上でしたら、この壇上の問題もある関係から、議長は発言をしようとする場合、議席に戻り、副議長が指南役をして議事進行を図っていく。これは当然のことだろうと思います。委員会においては、委員席の状況からいっても、委員長が議事進行に差しさわりのない状況をつくり出すというのは、委員長の最も大きな責任であります。しかし、一議員1人がその議案に対して見解を述べられない、あるいは意見を述べられないということは、全くあり得ないわけであり、もしそれがあるとすれば、不当な議会の運営につながるわけであり、そういう意味で、委員長がみずから採決に加わらないという条例のそのどおりに仕事を果たし、そして委員長の意見としてさらに本会議でその意見を述べていくというのは、当然の問題であります。私はこういう問題については、その1点についてぜひ議員の皆さん方に議会運営のあり方等について理解をいただいて、スムーズな議事進行が行われるようお願いをしたいというように思いますので、これはお願いとして処理していただきたいと思います。討論については以上です。

議 長 議案第61号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は認定されました。

次に議案第63号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第63号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は認定されました。

次に議案第65号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 委員長の報告どおり賛成の立場ですが、意見を加えて賛成とさせていただきたいと思えます。

今回、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で、たくさんの項目が一緒になって提案されてきているわけです。このたくさんの項目の中には、町民にとってプラスの部分、マイナス部分が混在しているわけです。ですから、このような形で賛否をとること自体が大変無謀なことなんです。本来ならば、一つずつ提案していただき、一つずつ慎重に審議をしていくのが当然だと思いますが、今回はこのような一括の中で出されてまいりました。

そこで、2万円の控除を廃止するだとか、17万円の控除を廃止するだとか、こういう点について、広陵町民にとっては大きな負担増につながったわけですが、その一方で、青色申告の方に対して、奥さんとかそういう生活ともにされてる方の控除が認められるということになりまして、これはもう画期的な前進でございます。トータルといたしまして、大変私たちも賛成にしようか反対にしようか苦しんだわけですが、トータルして税額

といたしまして町民の皆さんにプラスになったということで、あえて賛成をいたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第65号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案どおり可決されました。

次に日程3番、議案第60号及び64号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会では、さきの本会議において付託されました2議案について、9月19日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第60号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、未接続者に対するアンケート調査によると、利用料の高さが原因でなく、新築や浄化槽を設置して間がないことなどがあり、今後さらに下水道への接続促進に努力を続けたいこと。また、平成17年度末には、現在認可を受けた区域はすべて完了する予定であること。ただし、未認可のところもあり、今後認可区域の見直しを行うことを伺いました。

また、下水道工事の入札については、入札業者をできるだけ多くして、郵便入札なども研究し、競争性の高い入札を目指したいとの考えを伺いましたが、財源の問題で県への要望が足りないことや、消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第64号、平成13年度広陵町水道事業会計決算の認定については、大滝ダムの供用開始に伴う県営水道全体の計画を伺い、また、大口利用者として県に対して料金の適正化を要望していくことを伺いました。

また、有収率向上については、今後もできる限りの方法で努力することを伺いましたが、消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のありました公営企業債の繰上償還については、借りかえをする制度そのものがないことの説明を受けていることを申し添えます。

以上、甚だ簡単であります。産業建設委員会の審査の結果報告といたします。よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第60号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 4番議員！

4番議員 まず、下水道と水道に伴う消費税の問題について述べさせていただきたいと思えます。

1つは、私たちは先ほども述べたように消費税には反対です。そしてまた、その消費税に対する取り組みの中にあつて、その責任者である町長がどのような態度をとるのかによつても大きな違いが出てくるだろうと思えます。それは先ほど述べたとおりですので、省略いたします。

今問題は、この消費税は町の条例によつて5%を利用料に掛けている、このところに問題があるというように私たちは認識しています。本来、この消費税については、自民党ですらいわゆる衆議院選挙の公約として、食料費に非課税の提案をいたしました。今なおその公約を破っているわけですが、それほど消費税は国民にとって非常に負担となっている状況であります。この5%の値上げがきっかけになつて、現在の不況の引き金を引いたと、これは事実が示しているとおりであります。今、この景気回復を図っていくというためには、消費税を元に戻す、このことが強く求められているというのが現状だと私たちは思っているわけですが、残念ながら広陵町では条例によつて消費税を取っていると、こういうところにあります。なお、食料費非課税の問題とあわせて、水は特に食料品以上の……。

議長 水は後で。

5番議員 下水道に伴う料金は、生活の中で環境問題その他にかかわる重要なところであります。こういうところにいわゆる消費税をかけるというのはもつてのほかであり、また、下水道については、公共下水道等については自治体が管理責任を果たしているわけですから、自治体にかかわる問題については水同様に、この法律から省くことは至つて簡単な作業であり、このような状況は、全国の県や市町村団体、いわゆる地方6団体が水や下水道については非課税にすべき、このことを強く要望するよう運動していくことが求められているのではないかとこのように思えます。そういう点で、下水道や水道に係る消費税については賛成をしない、こういう立場を明確にしているところであります。

また、下水道の問題については、1つは将来の下水道にかかわる負担の問題が非常に重要であります。幸い、広陵町や奈良県下では、公営企業法の適用、非適用という範疇を選んでいるために、現在の水道と同様の会計制度をとらない、このようになっているものであります。しかし現実には、この下水道もいわゆる企業体の一種として国は認識をしています。このような状態は、図らずも料金の設定に大きな影響を及ぼすということでありますから、現在の公営企業法非適用の原則を将来において貫くことが肝要だというように思います。

そして、なおその原点から立って、1つは県の流域下水道にかかわる問題であります。この問題についても本会議でも議論し、委員会でも議論をしたわけですが、具体的な数字が見えてこないということが問題であろうと思います。1つは、一般管理費に含まれる流域下水道市町村負担分、そしてもう一つは、いわゆる流域下水道建設の負担という二重に分かれているわけですが、この内容がどれだけ市町村の現状にマッチしているのかという問題があります。これも水道と同様に先行投資が行われており、この計画は当初計画からいって非常に膨大なものになっています。このような内容は現在は自治体、そして県が負担する仕組みになっているわけですが、こういう問題についても財政等の及ぼす影響をきちっと勘案して、そのための対策を今から講じるべきだと思います。そういう意味で、例えば、下水道収入を見ても、決算では2億3,154万円になっているところであり、しかし、以前もらった計画でいいますと、現在13年度決算では2億3,324万円に予定がされていたものであります。あるいはまた、この下水道負担についても、流域下水道維持管理市町村負担分は、この計画では1億6,963万7,000円というのが、この下水道を値上げをしたときの数値であります。このような数値も含めて再度計画を見直し、そしてその住民負担の削減について知恵を絞って努力をすべきであります。その一例として、私たちは本会議においても供用開始に当たる接続を速やかにする対策をとるべきだということも再三委員会でも議論をいたしました。

例えば、3月31日現在の在来地域での接続率は67.4%。これを80%に上げると、増収が4,492万円、これは単純に比例配分をしたらということですが、になるわけであり、このような収入増につながる問題について、接続の問題はアンケート等で実態調査をしていただいているわけですが、さらに精査して、未接続の部分についての援助を強力に進めていくということが必要だというふうに思います。そのためにも、金融機関を活用して、いわゆる現在の利息からいって非常に少ない形で取れるわけですから、この下水道接続と同時に、一部の改造をすると200万円から300万円の費用がかかる、

こういう点では先に回そうという意識も当然働いてくるわけですから、低利で銀行から有利に借りられるような制度等、この接続につながる施策を知恵を出して真剣に考えていただきたい。このことも委員会の議論の中で発言をしてきたことであります。こういうふうな問題についても、ぜひ全体の広陵町の下水道にかかわる地方分権の考え、また職員の方々が専門性を発揮して、その指導的役割を果たしていただくための知恵を絞り切ってください、このことが特に求められている時期ですので、強く要望しておきたいと思います。以上です。

議 長 要望、反対。（４番議員「だから、下水道については、最初反対の理由を述べましたので。消費税について。」）はい。

ほかに討論ありませんか。 ８番議員！

８番議員 私は、議案第６０号に賛成いたします。反対討論の中にありました消費税に関しましては、先ほどの一般会計歳入歳出決算の認定と同じく、国の制度のことであり、町独自で解決できるものではありません。また、本決算につきましては、適切で効果的な予算執行に努められ、多くの成果が得られており、賛成いたします。以上です。

議 長 ５番議員！

５番議員 反対の立場で討論をいたします。

今、消費税について、一般会計の決算と同じで国の制度だからしょうがないということをおっしゃったわけですが、この下水道について消費税を上乗せするかどうかは広陵町の条例で決めてるんです。ですから、これは全く間違いの問題点の指摘でありまして、賛成討論には一向にならないというふうに思います。

いろいろな形で努力していただいているのは理解できるわけですが、やはり先ほど寺前議員が指摘いたしました、接続の改善等、やはり一層の努力をしていただい、健全な会計をしていただくように、引き続き強くお願いしまして、重ねての反対討論といたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第６０号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立多数であります。よって議案第６０号は原案どおり認定されました。

次に議案第６４号、平成１３年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4 番議員！

4 番議員 消費税の問題については先ほど述べましたので、同様の扱いとして処理していただきたいと思います。そういう意味で反対であります。

さらに、入札制度の問題の改善によって財源負担を少なくしていくと、こういうことも委員会で議論をしたところでもあります。1つは、やはり現在のところ言えば、町内業者の育成という問題について、私たちはそのやり方について具体的に提案をしていく必要があるというふうに考えているわけですが、それとともに、いわゆる入札制度の改善による競争原理を働かせていただく、このことも必要だというように考えています。ところが、具体的には談合疑惑が依然として強い状況であります。広陵町の公共事業については、主に下水道の公共事業がほとんどになってきている状態であります。こういう中身にあっては、現在ここに新聞赤旗に8月26日の月曜日付の新聞があるわけなんです、ここに公共工事高い材料単価、発注官庁が談合関与ということで、これはいわゆる公共工事の予定価格を積算するものとなる材料単価の調査をめぐる談合には発注官公庁も深くかかわり、競争入札が全く形だけだった。このことにおいて、いわゆる名前は財団法人経済調査会と建設物価調査会、これは公務員の方でしたら全くよく知っておられる内容であります。このところの単価が談合があったということで、独禁法違反の疑いで公正取引委員会の立ち入り調査を受けたということでもあります。この具体的な中身としては……。

議 長 寺前君、水道会計と余り関係ないでしょ。

4 番議員 水道の入札の問題です。

議 長 もう全然それ関係ない。

4 番議員 水道も入札の問題あるから。

議 長 そんなことばかり。何もありませんよ。

4 番議員 この材料単価はこの実態を語った、財団内部の関係者の承認が具体的に述べられていて、材料単価を調べるために材料メーカーや建設業者などに面接したり、調査票を送ったりして実勢価格を調べますが、その調査票の内容も役所等に入札前にすり合わせていたものと、こういう内容で、いわゆる談合疑惑の公取引が入ったということでもあります。

そういうような意味からも、やはり広陵町の予定価格の設定のあり方という問題については、実勢価格に近づけながら、現在もなお業者が談合疑惑の強い98、99%で接している

状況を改めないという状況があるのであれば、いわゆる役所側から予定価格に対する取り組みを行うべきだということに思います。このことによっても、いわゆる税金のむだ遣いが少しでも減ると、こういうことを指摘しておきたいとします。

さらに、水道の問題について最も切実な問題は、今回監査委員の報告の中で、さらに徹底した経営の効率化を促進し、自己水の開発を行うとともに、県内市町村の水道料金の動向を勘案しつつ、本町における適正な水道料金に向けて、料金改定をも視野に入れ、財政の一層の健全化云々がうたわれています。こういう中で吉田議員は、さらに値上げを検討すべきということが本会議場で取り上げられたわけでありますけれども、この問題については、私は非常に深刻な問題だということに思います。

まず第1に、私は委員会の中で、本来企業が、例え話として出したわけですが、企業が赤字企業に転落した場合、配当をなくす、このようなことは、いわゆる受益する人たちに不利益になるという点では料金値上げと共通した部分があるわけであります。その場合に、その企業は、いわゆる役員はもとより社員、またその他の方々が非常に厳しい状態に追いやられていくというのが当たり前のわけであります。値上げを言う前に、本来住民に負担を負わせるということであれば、それ相応の覚悟が、いわゆる理事者あるいは管理者側になくしてはならない、このことが大前提として発生する問題です。この問題をないがしろにして、いわゆる水道会計が赤字だから、住民に当然値上げが当たり前だと、このような論法は現状の中では成り立たない。特にデフレ下の経済の中であって、物価が下がりに下がり続けている状況で、公共料金だけがなぜ値上げしなきゃならないのか。この問題は、なお住民に説明のつかない問題となることは明らかであります。そういう点においては、値上げを提唱するのであれば、理事者はもとより、議員はそれ相応の覚悟をした上での値上げ提案を行うべきであります。それほどに、今住民はこの値上げに対する生活の苦しい状況については深刻な中に置かれているということ、議会初め理事者は真剣に考えることが強く求められていること、この監査報告に従った安易な値上げは絶対に慎むべきだということに思います。

そういうことが1つの大きな問題として上げられるわけですが、そのための改善策については、私たちは12年度に値上げされたときに基本的に3つの改善策を提案いたしました。1つは県水の問題であります。県水については、この委員会でも明らかになったわけですが、来年から大滝ダムの給水開始が始まります。現在、県水のいわゆる吉野川で取水、いわゆる飲料水としてとる取水は1秒間に1.07、吉野川水系では1秒間に1.07立米の水をとっているわけであります。これが、大滝ダムが開始されると3.5立米が最大可能になる。

倍以上の余裕が生まれるわけであります。しかし、現在の体制でいうと、いわゆる夏場の非常に干ばつが進んだ時点においては心配事が生まれるわけですが、その他の部分については、現状は賄っている状態です。これについても本会議で指摘したように、14年度の奈良県の人口が144万人、そして変更してなおつくれた2010年の人口計画は167万人、これは平成10年度に給水計画の変更がなされた数字であります。これほどに今水が余っている状態であります。県水の水を大滝ダムが給水開始し、何年か後にこのいわゆる企業債返還が迫られるわけですが、これに伴って県営水道の値上げ問題が起こってくるのは明らかであります。そして、それは各県水を利用している自治体にとっては、非常に圧迫された状態になります。この点については、私たちも当然その認識を持っているわけですから、自治体が非常に苦しい立場に追いやられる、これは深刻な問題だと思っております。この事態については、自治体の責任ではないわけですが、住民の暮らしを守っていくという立場から、今わかり切った内容になろうとする状況を食い止めるための努力は当然必要だということに思います。そういうために私は、この1997年に埼玉県では県営水道の水が高いということで30%の値下げが行われました。さらに、水道料金の高さを緩和するために、埼玉県県下では20自治体が一般会計からの繰り入れを水道会計に行っていたということが上げられています。こういうような状況が、その市長の考えによってできるということをまず認識していただきたいと思うわけであります。

さらに、私はこのような危険な状況があらわれてる中であって、まず自治体が動く、そして県が一般会計から大滝ダムのいわゆる、これはこの当時の計画ですが、拡張計画に2,140億円もの費用を使っているわけですから、ここにはいわゆる国庫補助、そして一般会計、そして企業債があります。この企業債の返還を一般会計なりで賄っていくということが欠かせない状況であります。市町村はこの問題に対して真剣に、値上げ前に取り組みを強化して県に強い圧力をかける、そのための提案を率先して広陵町の町長が行っていくことが、特に必要だということに思います。委員会では、町長はこの問題に対して大口利用者、いわゆる市町村のという意味だったと思います、我々も見守り続けながら、強く県の姿勢を正していきたい、このように委員会で答えられているわけですから、この県営水道を使っている自治体に対して、一層この意識を強めていただいて、要望を繰り返していただきたい。このことについては、強く要望をする問題であります。

そして、こういうような努力の中で、県営水道の値上がりになってきたときに、水道料金をどうするのかという問題は、考えていかなければならない問題として遡上してくるだろう

と思います。その第1の前提は、理事者や議会が値上げの場合についての痛みを伴う決意をしなきゃならないというのは当然の話であります。あるいはまた、私たちが求めている有収率の向上、あるいは井戸水、自己水の開発による一般会計からのその費用負担やそれに伴う日量6,000トンまでの可能な自己水の確保についての精いっぱい努力、こういう問題も含めて必要だろうと思います。あるいは、さらにこの中にあるのは、いわゆる知恵を絞っていただいて、現在の制度の中でも一般会計から予算を負担できる、そういうような部分をつくり出していくことが必要だろうというふうに思うんです。

先ほど言ったような問題の改良としては、いわゆる加入金問題があります。この問題は、いわゆる損益計算の中に加入金を入れていく、企業会計では当たり前の原則が水道会計はできないという問題については、委員会で議論をしたわけですが、ぜひこの問題についても値上げを抑えるという視点から、広陵町では数年にわたって損益計算勘定に入れた経過があります。現在においてもその問題を一般企業会計の原則にのっとって、収益勘定の中に加入金を入れるべきだというように思います。それによって、毎年の変動はあるわけですが、数千万円の軽減ができていくということは当然であります。こういう問題もあるわけですね。

また、一般会計からの繰り入れは、地方交付税の算入に伴う630万円については、自動的に水道会計に納めていただいているということなわけですが、なお、有収率の問題については、住民の責任で発生した問題ではありません。この住民の問題で発生している責任でない限りにおいて、一般会計の負担によって、この町民の負担を改善させる論理的な根拠は成り立つはずであります。そういうような点についても、値上げの前に数々の問題、やらなきゃならん問題があるわけですから、その点についての研究を今からやっていただいて、デフレ下の経済下における公共料金の値上げというものを徹底して避けていただくことを強く要望しておきたいと思います。以上です。

議 長 ほかにありませんか。 7番議員！

7番議員 消費税で反対をされましたこの議案に対しまして、だらだらと反対かなと、また賛成かなととれるような討論をされておりましたが、委員会の中では今寺前議員がおっしゃったような内容もございましたけども、大半は今の本会議の中で発言があったわけがございます。初めてでございます。それと、消費税についてたびたびの反対がございますけども、共産党の赤旗の新聞には、消費税は含まれておりません。（4番議員「料金には含まれておりません。」）

議 長 黙って、寺前君黙ってください。

7 番議員 消費税につきましては国の取り決めでございますので、何ら問題はございません。

そして、監査委員の報告の中で水道の値上げのことを言われました。最後に、値上げもあるような内容を言われたので、私はそれについては同感をするわけでございます。以上です。

議 長 5 番議員！

5 番議員 では、反対の討論いたします。

消費税については、全く議員の皆さん勘違いされています。先ほどから繰り返していますが、広陵町の条例の中で決めていることだということがご理解いただけないということが、議員としてどういう考え持っておられるのか私には理解できません。この消費税について、先ほど寺前議員言いましたけれども、水道は本当に命の糧でございます。水がなかったら死んでしまうわけです。このような大事な水に対して、食料品非課税と同じように、水道についても非課税にしてほしいという声は、当然出てきて当たり前であります。そういう中で、この条例の中で消費税を取らないという自治体が全国津々浦々に出てきましたら、8割、9割になりましたら、国の方は水道について消費税かけないということに結論出さざるを得ないわけです。ですから、ここの足元の広陵町から、条例の中で消費税を取らないようにしていただきたい。これは、十分に可能な手法であることは理事者、議員の皆さんが認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、なぜ水道会計が企業会計なのかということなんですけど、下水道事業と水道事業の特別会計と企業会計と、それから一般会計から負担できる下水道、なぜこうなのだと、どういう違いがあつてそういう対応しなきゃいけないのか、明確にご説明していただける方ないんじゃないでしょうか。税金の使い道として、より多くの普遍的なところに多く投入をしていくということは、理事者の方からしばしば言われるいいわけです。いろんな減免とか私どもの方で主張いたしますと、そんな一部の人だけにはあかんのやということをよく言われますが、その立場を踏まえるならば、広陵町の100%の方々が水道を利用なさっているわけですから、すべての町民の皆さんの利益のために一般会計から繰り入れするということは十分に考えられるわけです。そもそも、なぜこの水道が企業会計になったのかという経緯見ましても、旧来井戸水に依存していましたところに新たに水道事業が始まりまして、それはそれこそ、そのときはごく一部の特別な地域、方々に対しての施策であった中で、このような企業会計の手法がとられたのだということを聞いております。そういう経緯から見ましても、今なおかつ企業会計の手法で水道事業をやっていくこと自体に、大きな矛盾を来してい

ると言わざるを得ません。根本的に見直すべきでございます。その前提といたしまして、この一般会計からの繰り入れは当然あってしかるべきでございます。こういう問題点を認識していただきまして、この水道会計には反対をいたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第64号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第64号は原案どおり認定されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2 : 45 休憩)

(P.M. 3 : 01 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に日程4番、議員提出議案第7号、奈良県で30人学級実現を求める意見書については、小原君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 2番議員！

2番議員 それでは、趣旨説明をさせていただきます。

いじめや不登校、学力問題、さらに引きこもりや児童虐待の増加など、子供と教育をめぐる状況は深刻さを増しています。すべての子供がわかる喜び、学ぶ楽しさがわかるためにも、基礎学力を確実に身につけることが必要です。

昨年、奈良県議会の女性模擬議会で、先生たちを忙しさから解放してゆっくと子供と向き合う時間を保証することが大事で、30人学級の実現が急務とまとめられたように、30人学級の実現は多くの親の願いです。

これに対し、小泉総理は7月19日の閣僚懇談会で、文部科学大臣に義務教育に関する国庫負担制度の見直しを指示しました。また、地方分権改革推進会議は、6月17日の中間報告の中で、学級編制や人員配置上工夫も地域の実情と判断するが、現行の義務教育国庫負担金制度も見直しの提言は、少人数学級の必要性は認めながら、財政負担は地方にさせるものです。政府も、現在の40人学級がいつまでも続くとは考えていないと答弁しています。

奈良県でも、大和郡山市や大淀町では37人、35人の学級を実施していますが、一地方

自治体の財政能力にも限界があります。よって、奈良県は政府に一日も早い定数改善の要望とともに、実現するまでの暫定措置として、30人学級実現を予算化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 14番議員！

14番議員 今、この30人学級ちゅう意見書を提出、小原委員長が説明されましたが、後にも柿本知事さんに提出する意見書が出ておりますが、また決議文も出ておりますが、私は、やはりこういう柿本知事さん、奈良県の身近な知事さんにこういうわかり切ったこと、また中央がまだ現在やっていないこと、こういうことについて、この30人学級の実現を求める意見書でされておりますが、これのやはり意見書の提出のこもとは共産党の議員さんだということで、やはり私たちは議員として、やはり自治法、そういう問題についてのことにおいては、いろいろ要求なり意見書なりはいいと思いますが、国であつたらいいと思います。しかし、身近な知事さん、奈良県の知事さんに電話もできりゃ県会議員さんもやる、共産党の議員には共産党の県会議員さんがおられるんですし、共産党の議員さんがこういう次から次へならんことを皆に意見書を出せと、また委員会でおっしゃることは、非常に私はこら共産党の言うていけば、県会議員に言うていただいて、知事の真実を聞かれることが本当の政治だと思いますが、また、わしらは教育長あるいは町長に聞いて、そしてこの問題はできる、あるいはそういう教育長あるいは町長とともにやっていけるという問題であれば、私たちは意見書も出さしていただきますが、こういう共産党の言われる意見書は、ちょっと奈良県の身近な柿本知事さんにすることについては、私はこれはどうかと思いますので、私は賛成はしぬくいと思います。以上でございます。

議 長 質疑の方ですけど、反対という意味でありますので、反対者がありますので、では賛成の討論。 5番議員！

5番議員 反対者がありますので賛成の討論いたします。

今松本議員の方は、教育長とか理事者の方でやってもらったらいとか、また県会議員が頑張ってもらったらいというふうにおっしゃっておりますが、この30人学級の意見書は、以前にも広陵町議会で議決してるんです。それと、教育長の方も、私の今回の一般質問の中で、30人学級の実現については機会を見つけて要望していくということを明確にご答弁もいただいているわけですから、この点について、教育長は教育長の立場で、議会は教育長と一体となる立場ではないんです。議会の方は住民の願いを受けて、住民の代表として意

思を表明していく、このことが一番議会の責任として大切でございます。ですから、県議会の方にもたくさん今までも意見書上げさしていただいていた経緯がございます。知事に物言うのはおかしいというのはとんでもない、外れた反対の意見だと思います。もうこれは、30人学級については、本当に町民総意、そして教育関係者総意のもとで合意事項になっております。全国的にも幾つかの自治体で実施されてきている状況でございますので、可能なことでもございます。ですから、せっかく今小原委員長が誠実に提案していただいたことに対して、私は議会の一員として大いに賛成をするところでございます。

議 長 13番議員！

13番議員 総務委員会で十分審議していただいたこととは思いますが、私はこのここで書いてあります、奈良県は政府に一日も早い定数改善の要望とともに、実現するまでの暫定処置として30人学級の実現を予算化することを強く要望しますという面があるわけでございます。現在、40人学級でございまして、それを一気に30人学級を暫定的にやれと、それを予算化せよというのは、かなり問題のあるところじゃないかと。とりあえず35人学級をやれとかというんじゃないしに、30人というのはもう最後のところでございます。それを国に予算がついてないのに奈良県に全部やれというの、これかなり無理があると思いますので、この案については私は反対いたします。

議 長 もう2回もだめです。 4番議員！

4番議員 私は、今山本議員が政府に対する問題と、県に対する問題を上げられたわけですがけれども、先ほどからも町長が水道問題については意見を言う方向で議論をする、あるいは教育長もこの30人学級については意見を言う方向で議論をする。全国的にも、この問題は具体的に取り組みの方向が見えている問題であります。そういう点でいえば、いわゆる30人学級や35人学級という試算も県議会の中で提案されていて、具体的な方向での模索がなされているところであります。そういう点で、私はやっぱり少なくとも、議員としての見解を今山本議員は表明されたわけですがけれども、現状について教育委員会や県の教育委員会がどうというような状況にあるのかということも含めて、ぜひ知っておいていただきたいなというように思います。そういう点で、その流れについて、広陵町議会でも2度ぐらいはこの問題について全会一致で議会に上げている経過がありますので、ぜひ上げていただきたいというように思いますので、よろしく取り計らいの方をお願いいたします。

議 長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第7号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議員提出議案第7号は原案どおり可決されました。

次に日程5番、議員提出議案第8号、障害者支援費制度の改善を求める意見書については、片岡君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

意見書の朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 3番議員！

3番議員 それでは、障害者支援費制度の改善を求める意見書についてを提案させていただきます。

来年の4月から障害者福祉の仕組みが非常に大きく変わります。今まで行政の責任でサービスを提供してきた措置制度から、障害者本人の方が事業者と契約を結ぶという支援制度へと大きく変わるわけです。

支援制度に対しての問題点としましては、福祉サービスの確保は原則として障害者個人の責任とされ、国や自治体は支援費の助成など、あくまでも第三者的なものとなることです。

また第2は、在宅、施設ともサービスが圧倒的に不足してしまっていて、自由に選択できるという政府のうたい文句どころか、新制度発足の前提条件すら欠く状況にあることです。

また第3は、障害者家族の負担が増大する心配があることでございます。利用料は障害者の方々がいろいろ運動されまして、これまでどおり負担能力に応じて支払うという仕組みが維持されてきたわけですけれども、支援費の水準が低く抑えられていくということになりますと、結局は利用者の負担増にならざるを得ない。それで、9月12日に基準額が出されたわけですけれども、その中でもやはり負担増というのは出てきているというのが実情でございます。

こういう中で、障害者の方が安心して国の福祉サービスを利用できるように、支援費制度の改善を強く要望したい、そういうふうに思います。

1としまして、障害者が自立して生活できるように、支援費の全国基準を障害者の方の生活実態に合った額にし、重度加算や障害に応じた特別加算をつけ、利用料は本人所得に基づく徴収を原則とすること。圧倒的に不足している在宅、施設サービスを選べるだけのサービ

スに緊急に整えること。3、支援費制度への移行に当たって、政府が障害者予算を思い切っ
て増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

議 長 これより本案につき質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、質疑ですよ。

14番議員 障害者のこの援助資金の増額は、こらいいことでもあんの、こらもうだれも言
わんでもわかつとる、共産党が言わんでもわかつとる問題ですが、なかなかその実行はま
だまだちょっと行きません。だけど、国に出すことは私も反対はいたしません。賛成でござ
います。

議 長 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第8号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第8号は原案どおり可決されました。

次に日程6番、議員提出議案第9号、町内3バス路線の廃止撤回を求める意見書について
は、山本悦雄君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 13番議員！

13番議員 過日の議会運営委員会より産業建設委員会に付託されました、町内3バス路線の
廃止撤回を求める意見書についてを提案させていただきます。

当日、委員会でいろいろ議論がございまして、最終的に3名の賛成者が賛成多数というこ
とで、提案するという事になった次第でございます。

奈良交通のバスの高田百済線、ご承知のとおりだと思いますけれども高田百済線、それか
ら高田法隆寺線、桜井百済線が廃止されようといたしております。交通事情の悪い広陵町に
とって、通勤、通学や買い物、病院通いに安心できる公共交通機関の後退は、交通手段を持
たないお年寄りなど、利用者にとって生活の不便を即強いられることとなります。

経営赤字を理由に、平成14年10月から回数を半減させ、平成15年3月末に廃止され
る予定になっております。しかし、赤字を理由に路線をなくしていけば、町内の多くの路線
が廃止の憂き目を見ます。そのため、今まで国や県などが交通公共機関を守るため補助金等

が支出されてきました。この拡充こそが求められているところですが、広域的・幹線的路線維持対策費補助事業が現在も実施されています。要件はありますが、高田法隆寺線では10月から回数が半減すれば、この補助対象事業に全く当てはまらなくなります。県は知恵を出し、関係各町と連携し、公共交通機関の使命を全うさせるために、奈良交通に対し以下のことを要望するよう求めます。

1つ、奈良交通と協議し、廃止をやめさせるためのあらゆる努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ですよ。質問すんの。質疑な。いや、質疑するんですか。じゃあ、14番議員！

14番議員 この問題について、これは当然なことですが、もう県の方も知事はもう大体県の方は決まったということで、共産党の、私もある県会議員さんに電話で聞いたんですが、共産党の議員さんがこれを提出するというので、土木委員会でも、委員長は取り上げられましたが、こらもう町長も知っておられんねやないかとも思いますが、今さらもうどうにもならんことで、こんな遅う出したらかえって広陵町の議会の恥になるような感がいたしますので、私は賛成はできぬくいです。

議長 何や、質問かい。質疑かい。質疑や言うて、大先輩が質疑や言うてはるのにそんなことできるかいな。じゃ、反対者がいますので、じゃあ賛成者の4番議員。

4番議員 賛成いたします。内容はもう申しません。先ほどのとおりです。ただ、1つ、ここに県が発行している奈良県馬見丘陵公園館の案内パンフレットがあります。この中に、交通のご案内という形で、やっぱり近鉄大和高田駅から法隆寺までのバス路線の内容は具体的に書いてあって、その交通のご案内の趣旨のとおり、この大きな施設については交通機関がやっぱり必要だというふうに思いますので、県のこのパンフレットのとおりに進めていただきたいということを要望して、賛成いたします。

議長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第9号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議員提出議案第9号は原案どおり可決されました。

次に日程7番、議員提出議案第10号、道路特定財源堅持に関する決議については、山本

悦雄君から提出され、所定の賛成者がありますので、これを議題とします。

決議の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 13番議員！

13番議員 道路特定財源堅持に関する決議ということで、これも委員会の方でいろいろ審議していただきました。結果3名の賛成者がございます、私が委員長として提案者となることになりましたのでよろしくお願いします。

道路特定財源につきましては、いろいろ国会でも議論のあるところでございます。奈良県につきましては、他府県より確かに道路事情がおくれておるといのは現状ではなかろうかと。そこで、いろんな道路につきまして、京奈和もございまして、いろんな道につきましてもやはりこれから奈良県の道の整備もより一層図っていただきたいという意味で、この決議を採択していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

道路の整備推進状況は地方行政において、まちづくりのバロメーターと評価される一方、国土の均衡ある発展と豊かな生活の実現に欠かすことのできない最も基本的な社会資本であります。

また、社会全体において高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、まちづくりを推進し、21世紀の社会基盤を計画的に実現させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対し、その改善を図るためにも道路の整備はより一層重要になっています。

しかしながら、本町の道路整備状況は、環境、安全面から見ても、依然として低い水準にあると言わざるを得なく、住民生活や経済活動にとっても必ずしも十分とはいえない現状にあります。

このため、良好な生活環境の創造、安全で安心できる道路整備の促進が重要であり、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

1、地方の道路整備について、立ちおけている整備がさらにおくれることのないよう、必要な財源措置を講じること。

2、活力ある地域づくり推進のため、特に地方部における高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層促進すること。

3、平成15年度において、新たな道路整備に係る長期計画の策定とその財源を安定的に確保すること。

4、地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策の充実を図ること。

5、沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。

以上、決議するというので、よろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

この、今回の道路特定財源堅持に関する決議の中で、町道等町村道の道路網の整備だとか、また環境安全面の整備については大いに賛成をすることでございますが、今小泉内閣のもとで、構造改革のもとで道路4公団の改革も話題になって問題になっているわけでございますが、この道路特定財源については一層、高速道路の採算見込みがない新規建設に使うという方向性が強まっているわけでございます。小泉内閣も自民党道路族も認める案としてそのことが急浮上してるという状況なんです。

こういう中で、引き続き道路特定財源を堅持していくことについては、民営化の部分は採算のとれる部分だけ民営化されていき、また採算のとれない部分は全部国や地方自治体が担っていかなければならない、一層大変な状況になっていくわけです。高速道路整備計画のうちで、未整備の2,300キロのほとんどは高額の建設費の割には利用が見込めずに、採算の見込みがないところばかりなんです。そういうところに、このような特定財源を使っていくことはとんでもない話でございます。日本共産党は、この道路の特定財源化しないで、一般財源として揮発油税を含め、普通の税金と同じように用途を限定しない一般財源として、生活基盤密着型の公共投資とか、生活道路とかの投資とか、また社会保障などに使えるようにすべきだということを主張しているところでございます。よって、この意見書については反対をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 7番議員！

7番議員 反対者がおりますので、私は賛成の立場で討論いたします。

今、反対者の中から高速道路という名前があったわけですが、この決議の内容につきましては、地域密着をしているというふうな内容でございます。その内容の中で2番、活力ある地域づくり推進のため、特に地方部における高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層促進するというのもうたわれております。何ら反対することはござい

せん。

以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第10号を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議員提出議案第10号は原案どおり決議されました。

次に日程8番、議員提出議案第11号、町内3バス路線の廃止撤回を求める決議については、山本悦雄君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

決議の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 13番議員！

13番議員 先ほどの意見書に続きまして、決議ということでございます。これも、委員会で議論されまして、いろいろいたしました結果、3名の賛成多数で提案ということになりましたので、私が委員長として提案者となることになりましたのでよろしくをお願いします。

町内3バス路線の廃止撤回を求める決議。

奈良交通バスの高田百済線、高田法隆寺線、桜井百済線が廃止されようとしています。交通事情の悪い広陵町にとって、通勤通学や買い物、病院通いに安心できる公共交通機関の後退は、交通手段を持たないお年寄りなど利用者にとって生活の不便を即強いられることとなります。経営赤字を理由に、平成14年10月から回数を半減させ、平成15年3月末に廃止される予定になっています。しかし、赤字を理由に路線をなくしていけば、町内の多くの路線が廃止の憂き目を見ます。そのため、今まで国や県などが交通公共機関を守るための補助金等が支出されてきました。その拡充こそが求められているところですが、広域的・幹線的路線維持対策費補助事業が現在も実施されています。要件はありますが、高田法隆寺線は10月から回数が半減すればこの補助事業に全く当てはまらなくなります。

町は知恵を出し、県や関係各町と連携し、公共交通機関の使命を全うさせるため、奈良交通に対し以下のことを要望するよう求めます。

1つ、奈良交通と協議し、廃止をとめさせるためのあらゆる努力を尽くすことということでございます。

特にこれにつきましては、役場がしっかり金を出してバス路線を維持せよというような内

容ではございませんのでひとつその辺を含めて、我々がこういう決議を出す以上乗る運動もしなくてはならないということもそこで出ていた話でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

14番議員！

14番議員 先ほど申し上げたとおり、もう時既に遅しということで、私は賛成もできかねますので、以上でございます。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第11号を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議員提出議案第11号は原案どおり決議されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成14年第3回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3 : 38閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成14年9月24日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署 名 議 員 山 本 悦 雄

署 名 議 員 松 本 政 治